遊佐町地域防災計画

平成２９年３月

遊　　佐　　町

目　次

第１編　総　則 1
　第１章　計画の目的及び性格等 3
　第２章　防災面からみた遊佐町の特性 8
　第３章　防災ビジョン 19
　第４章　被害想定 21
　第５章　町及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 28
　第６章　計画の運用等 40
第２編　震災対策計画 43
　第１章　災害予防計画 45
　　第１節　災害予防計画の基本方針 47
　　第２節　各課等の災害予防事務 49
　　第３節　防災知識の普及計画 51
　　第４節　地域防災力強化計画 55
　　第５節　ボランティア受け入れ体制整備計画 59
　　第６節　防災訓練 61
　　第７節　避難体制整備計画 64
　　第８節　要配慮者対策 69
　　第９節　救助体制の整備 74
　　第 10 節　災害対策本部体制等の整備 76
　　第 11 節　動員体制の整備 77
　　第 12 節　情報管理体制の整備 78
　　第 13 節　情報通信手段等の整備 80
　　第 14 節　広報体制の整備 82
　　第 15 節　消防団の活動体制の整備 84
　　第 16 節　火災予防計画 85
　　第 17 節　医療救護体制の整備計画 87
　　第 18 節　重要道路確保体制の整備 89
　　第 19 節　緊急輸送体制の整備 91
　　第 20 節　給水体制の整備 92
　　第 21 節　食料供給体制の整備 94
　　第 22 節　生活物資供給体制の整備 96
　　第 23 節　ごみ、し尿処理体制の整備 98
　　第 24 節　防疫及び保健衛生体制の整備 100
　　第 25 節　災害町民相談・り災者のメンタルケア体制の整備 101
　　第 26 節　災害救助法等への習熟 103
　　第 27 節　地盤災害予防計画 104
　　第 28 節　建築物災害予防計画 106

第 29 節　集落の孤立予防 108
第 30 節　防災業務施設の整備 110
第２章　災害応急対策計画 111
第１節　災害対策本部 113
第２節　動員配備 118
第３節　情報管理 122
第４節　情報通信体制の確立 127
第５節　広報 129
第６節　救出活動 133
第７節　消防団の活動 136
第８節　避難の勧告等及び避難所の開設等 138
第９節　避難所の運営 143
第 10 節　自衛隊の災害派遣要請 147
第 11 節　応援要請 151
第 12 節　重要道路等の緊急確保 153
第 13 節　医療救護 156
第 14 節　行方不明者・遺体の捜索、収容、処理、埋葬 160
第 15 節　緊急輸送体制の確立 162
第 16 節　緊急給水体制の確立 163
第 17 節　緊急食料供給体制の確立 165
第 18 節　緊急生活物資供給体制の確立 167
第 19 節　ボランティアとの連携、労務者の雇用等 169
第 20 節　災害廃棄物、生活ごみの処理 173
第 21 節　し尿処理 176
第 22 節　保健衛生対策 178
第 23 節　応急住宅対策 181
第 24 節　文教対策 184
第 25 節　農林水産業対策 186
第 26 節　義援金品の受付、配分 187
第 27 節　災害警備 188
第 28 節　通信、電力、ガスの応急復旧等 190
第 29 節　災害救助法の適用申請と運用 191
第３章　災害復旧・復興計画 195
第１節　災害町民相談 197
第２節　公共施設の災害復旧 198
第３節　災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金 200
第４節　災害弔慰金、見舞金、援護資金等の支給 202
第５節　町税等の納税又は納付の緩和措置 205
第６節　災害復興の基本方針 206
第３編　津波災害対策計画 207

第１章　災害予防計画 209
第１節　災害予防計画の基本方針 211
第２節　各課等の災害予防事務 211
第３節　防災知識の普及計画 212
第４節　地域防災力強化計画 213
第５節　ボランティア受け入れ体制整備計画 213
第６節　防災訓練 213
第７節　避難体制整備計画 214
第８節　津波避難誘導計画 215
第９節　要配慮者対策 219
第 10 節　救助体制の整備 219
第 11 節　災害対策本部体制等の整備 219
第 12 節　動員体制の整備 219
第 13 節　情報管理体制の整備 219
第 14 節　情報通信手段等の整備 219
第 15 節　広報体制の整備 219
第 16 節　消防団の活動体制の整備 220
第 17 節　火災予防計画 220
第 18 節　医療救護体制の整備計画 220
第 19 節　重要道路確保体制の整備 220
第 20 節　緊急輸送体制の整備 220
第 21 節　給水体制の整備 220
第 22 節　食料供給体制の整備 220
第 23 節　生活物資供給体制の整備 220
第 24 節　ごみ、し尿処理体制の整備 220
第 25 節　防疫及び保健衛生体制の整備 221
第 26 節　災害町民相談・り災者のメンタルケア体制の整備 221
第 27 節　津波に強いまちづくり計画 222
第 28 節　地盤災害予防計画 223
第 29 節　建築物災害予防計画 223
第 30 節　集落の孤立予防 223
第 31 節　防災業務施設の整備 223
第２章　災害応急対策計画 225
第１節　災害対策本部 227
第２節　動員配備 227
第３節　津波危険への対処及び津波予報等の受領・伝達 227
第４節　情報管理 232
第５節　情報通信体制の確立 232
第６節　広報 232
第７節　救出活動 232

第８節　消防団の活動 232
第９節　避難指示(緊急)、避難所の開設等 233
第 10 節　避難所の運営 233
第 11 節　自衛隊の災害派遣要請 233
第 12 節　応援要請 233
第 13 節　重要道路等の緊急確保 233
第 14 節　医療救護 233
第 15 節　行方不明者・遺体の捜索、収容、処理、埋葬 234
第 16 節　緊急輸送体制の確立 234
第 17 節　緊急給水体制の確立 234
第 18 節　緊急食料供給体制の確立 234
第 19 節　緊急生活物資供給体制の確立 234
第 20 節　ボランティアとの連携、労務者の雇用等 234
第 21 節　災害廃棄物、生活ごみの処理 234
第 22 節　し尿の処理 234
第 23 節　保健衛生対策 234
第 24 節　応急住宅対策 235
第 25 節　文教対策 235
第 26 節　農林水産業対策 235
第 27 節　義援金品の受付、配分 235
第 28 節　災害警備 235
第 29 節　通信、電力、ガスの応急復旧等 235
第 30 節　災害救助法の適用申請と運用 235
第３章　災害復旧・復興計画 237
第１節　災害町民相談 239
第２節　公共施設の災害復旧 239
第３節　災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金 239
第４節　災害弔慰金、見舞金、援護資金等の支給 239
第５節　町税等の納税又は納付の緩和措置 239
第６節　災害復興の基本方針 239
第４編　風水害対策計画 241
第１章　災害予防計画 243
第１節　災害予防計画の基本方針 245
第２節　各課等の災害予防事務 245
第３節　台風・大雨による浸水の予防 245
第４節　高潮災害の予防 247
第５節　土砂災害の予防 248
第６節　避難体制整備計画 250
第７節　気象予報及び降雨情報等の収集伝達体制の整備 251
第８節　消防団の活動体制の整備 252

第９節　救助体制の整備 252
第 10 節　防災知識の普及計画 252
第 11 節　地域防災力強化計画 253
第 12 節　ボランティア受け入れ体制整備計画..... 253
第 13 節　防災訓練..... 253
第 14 節　要配慮者対策..... 253
第 15 節　災害対策本部体制等の整備..... 253
第 16 節　動員体制の整備 253
第 17 節　情報管理体制の整備 253
第 18 節　情報通信手段等の整備..... 253
第 19 節　広報体制の整備 253
第 20 節　医療救護体制の整備計画 253
第 21 節　重要道路確保体制の整備 254
第 22 節　緊急輸送体制の整備 254
第 23 節　給水体制の整備 254
第 24 節　食料供給体制の整備 254
第 25 節　生活物資供給体制の整備 254
第 26 節　ごみ、し尿処理体制の整備..... 254
第 27 節　防疫及び保健衛生体制の整備 254
第 28 節　災害町民相談・り災者のメンタルケア体制の整備..... 254
第 29 節　災害救助法等への習熟..... 254
第 30 節　防災業務施設の整備 254
第２章　災害応急対策計画 255
第１節　災害対策本部..... 257
第２節　動員配備..... 261
第３節　気象予報及び降雨情報等の収集伝達..... 264
第４節　情報管理..... 271
第５節　避難の勧告等及び避難所の開設等 272
第６節　広報..... 278
第７節　救出活動..... 279
第８節　消防団の活動..... 280
第９節　水防活動..... 282
第 10 節　情報通信体制の確立 283
第 11 節　自衛隊の災害派遣要請..... 283
第 12 節　応援要請..... 284
第 13 節　重要道路等の緊急確保..... 284
第 14 節　医療救護..... 284
第 15 節　行方不明者・遺体の捜索、収容、処理、埋葬..... 284
第 16 節　緊急輸送体制の確立 284
第 17 節　緊急給水体制の確立 284

第 18 節　緊急食料供給体制の確立 284
第 19 節　緊急生活物資供給体制の確立 284
第 20 節　ボランティアとの連携、労務者の雇用等 284
第 21 節　災害廃棄物、生活ごみの処理 284
第 22 節　し尿処理 285
第 23 節　保健衛生対策 285
第 24 節　応急住宅対策 285
第 25 節　文教対策 285
第 26 節　農林水産業対策 285
第 27 節　義援金品の受付、配分 285
第 28 節　災害警備 285
第 29 節　通信、電力、ガスの応急復旧等 285
第 30 節　災害救助法の適用申請と運用 285
第３章　災害復旧・復興計画 287
第１節　災害町民相談 289
第２節　公共施設の災害復旧 289
第３節　災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金 289
第４節　災害弔慰金、見舞金、援護資金の支給 289
第５節　町税等の納税又は納付の緩和措置 289
第６節　災害復興の基本方針 289
第５編　火山災害対策計画 291
第１章　災害予防計画 293
第１節　火山活動監視体制の整備 295
第２節　火山情報の収集伝達 297
第３節　防災教育 301
第４節　火山防災協議会の設置等 301
第５節　警戒避難体制の整備 302
第２章　災害応急対策計画 305
第１節　災害対策本部 307
第２節　動員配備 311
第３節　異常現象の種類と受理・伝達 311
第４節　警戒区域の設定、入山規制の措置 311
第５節　災害状況等の緊急把握 312
第６節　広報 312
第７節　避難対策 313
第６編　その他の災害対策計画 315
第１章　消防計画 317
第２章　林野火災対策計画 319
第３章　風害計画 321
第４章　雪害対策計画 323

第５章　文化財の災害対策 325
第６章　危険物災害計画 326
第７章　海難事故対策計画 327
第８章　航空機事故対策計画 329
第９章　鉄道事故対策計画 331
第 10 章　原子力事故対策計画 332

第１編　総　則

第１章　計画の目的及び性格等

１　計画の目的

この計画は、町民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼす恐れのある災害に対処するため、災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策について必要な事項を定めることにより、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

２　計画の性格

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号、以下「災対法」という。）第 42 条の規定により、遊佐町防災会議が策定するもので、当町における防災対策の基本となるものである。その性格は次のとおりである。

⑴　この計画は町及び関係機関が防災対策上とるべき総合的かつ基本的な事項を定めるものとする。

⑵　災害を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とする。そして、被災しても人命が失われないことを最重視し、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を講じて災害に備える。

⑶　防災関係機関は、本計画を踏まえて詳細計画等を定め、相互に密接な連携を図りながら、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施し、その具体的推進を図る。

併せて、いつどこでも起こりうる災害に備え住民ひとり一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力の向上のために、自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を推進する。

⑷　遊佐町防災会議は、過疎化及び少子・高齢化の進行等社会環境の変化及び大規模地震等による災害の経験を踏まえ、災対法第 42 条の規定により、この計画に毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

⑸　各防災関係機関も前号の趣旨を踏まえて、この計画に毎年検討を加え、修正すべきと認める事項がある場合は、これを遊佐町防災会議に提出する。遊佐町防災会議は、当該事項の提出があり、かつ修正の必要があると認めるときは、この計画を修正する。

３　防災の基本理念

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の３段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階における基本理念は以下のとおりである。

⑴　周到かつ十分な災害予防

〈基本理念〉

ア　災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進する。

イ　最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

〈施策の概要〉

ア　災害に強いまちづくりを実現するため、主要交通・通信機能の強化、避難路の整備等災害に強い都市構造の形成、学校、医療施設等の公共施設や住宅等の建築物の安全化、代替施設の整備等によるライフライン施設等の機能の確保策を講じる。

イ　事故災害を予防するため､事業者や施設管理者による情報収集･連絡対策の構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実を図る。

ウ　町民の防災活動を推進するため、防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により、町民の防災活動の環境を整備する。

エ　発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。

　また、関係機関が連携した実践的な訓練や研修を実施する。

⑵　迅速かつ円滑な災害応急対策

〈基本理念〉

ア　発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

イ　被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

〈施策の概要〉

ア　災害発生の兆候が把握された際には、警報等の伝達、住民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。

イ　発災直後においては、被害規模を早期に把握するとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等との情報共有体制及び大規模災害時における活動体制を確立する。

ウ　被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動及び消火活動を行う。

エ　円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また、被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。

オ　被災者の速やかな避難誘導と安全な避難所への受入れ、避難所の適切な運営管理を行う。また、被災状況に応じ、応急仮設住宅等の提供、避難収容活動を行う。

カ　被災者等へ的確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問い合わせに対応する。

キ　被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。

ク　被災者の健康状態の把握等避難所を中心とした被災者の健康保持のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体の処理を行う。

ケ　防犯活動等による社会秩序の維持のための施策を実施するとともに、物価の安

定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。

コ　応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。二次災害の防止策については、危険性の見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策を行う。

サ　ボランティア、義援物資、義援金等の支援を適切に受入れる。

シ　災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

⑶　適切かつ速やかな災害復旧・復興

〈基本理念〉

ア　発災後は､速やかに施設を復旧し､被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

〈施策の概要〉

ア　被災の状況や被災地域の特性等を勘案し、被災地の復旧・復興の基本方向を早急に決定し、事業を計画的に推進する。

イ　物資、資材の調達計画等を活用して、迅速かつ円滑に被災地の復旧を行う。

ウ　災害廃棄物の広域処理を含めた処分方法の確立と計画的な収集、運搬及び処理により、迅速かつ適切な廃棄物処理を行う。

エ　再度災害の防止により快適な都市環境を目指して、防災まちづくりを実施する。

オ　被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建を支援する。

遊佐町地域防災計画の位置付けは以下のとおりである。

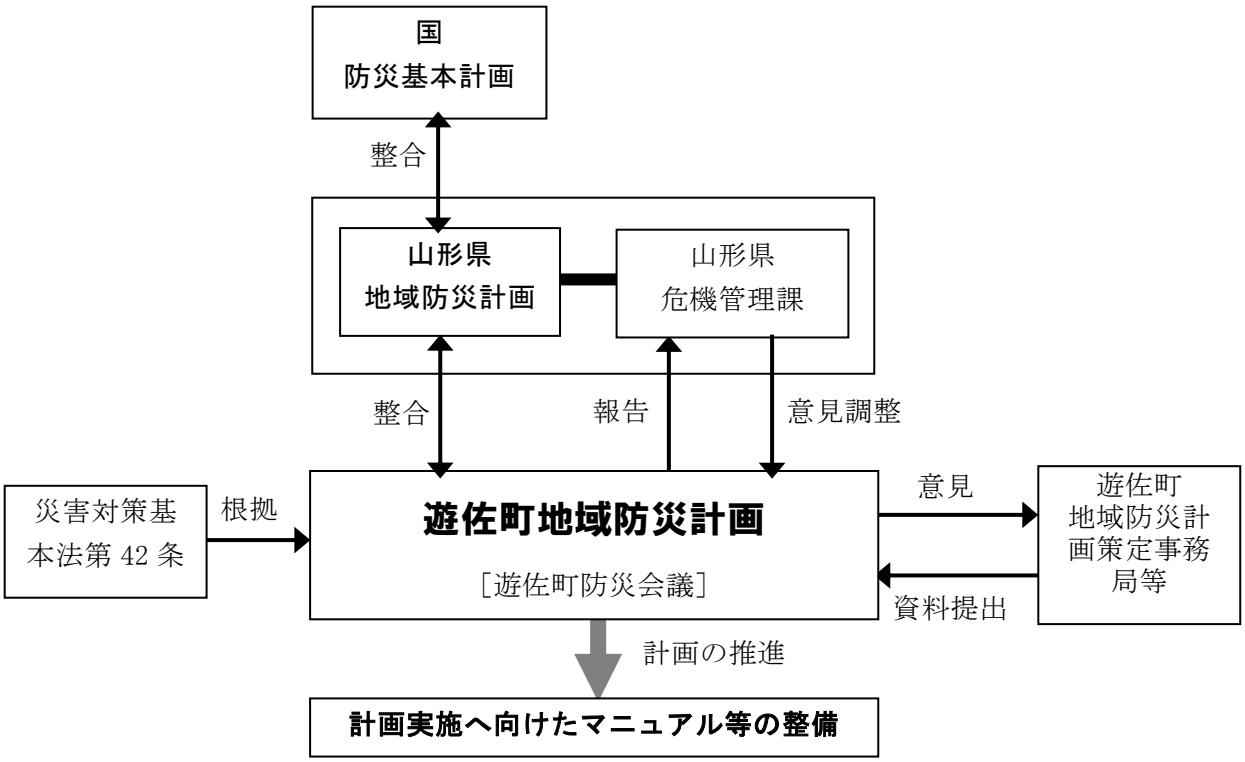

4　個別法に基づき地域防災計画に記載する事項

⑴　地域防災計画に記載すべき事項（法定事項）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号）第８条第１項に規定する土砂災害に関する警戒避難体制に関する事項

⑵　地域防災計画の作成にあたって留意すべき事項

地震災害対策、津波災害対策及び風水害対策等の各種災害については、遊佐町地域防災計画において想定される各種災害を明らかにし､当該各種災害の軽減を図るため、防災対策の実施に関する目標を定めるよう努める。

⑶　国土強靭化の基本目標を踏まえた防災計画の作成等

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（平成 25 年法律第 95 号）第７条に定める「国土強靭化基本計画」及びその基となる「国土強靭化政策大綱」の基本目標を踏まえ、地域防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図る。

〈基本目標〉

① 人命の保護が最大限図られる。

② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障がいを受けず維持される。

③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化

④ 迅速な復旧・復興

5　地域防災計画において重点を置くべき事項

平成 23 年３月に発生した東日本大震災は、多くの課題と教訓を遺した。この教訓を踏まえ、近い将来発生が懸念される大規模災害に備え、以下のとおり、更なる防災対策の充実を図ることが必要である。この際、可能な範囲で災害対応業務のプログラム化、標準化を進めることや防災の各分野における訓練・研修等による人材育成を図ることも必要である。

⑴　大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や国と地方公共団体間及び地方団体相互間の相互支援体制を構築すること。

また、地方公共団体と企業等との間で協定を締結するなど、各団体が連携した応急体制の整備に努めること。

⑵　被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

⑶　住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加え必要に応じた屋内での待機等の指示を行うこと。要配慮者名簿の作成及び活用を図ること。

⑷　被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対

する円滑な支援に必要なり災証明書の発行体制の整備、被災者台帳の作成及び活用を図ること。

⑸　事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、遊佐町地域防止計画への地区防災計画の位置付け、町と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

⑹　大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害からの円滑かつ迅速な復興のため、町は、復興計画の作成等により、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興を図ること。

⑺　津波災害対策の充実に関する事項

津波災害対策の検討にあたっては、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本とすること。

①　発生頻度は低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

②　最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

また、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、住民の津波避難計画の作成、海岸保全施設等の整備、津波避難ビル等の避難場所や避難路等の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防ぎょ」による地域づくりを推進すること。

⑻　原子力災害対策の充実に関する事項

原子力災害対策の充実を図るため、原子力災害対策指針を参考に、緊急事態に住民に対する放射線の影響を最小限に抑える防護措置を確実に行うこと。

第２章　防災面からみた遊佐町の特性

１　地形・地質条件

⑴　地形条件

平成６年度遊佐町防災アセスメント等業務報告書（平成７年３月）によれば、遊佐町の地形は大きく以下の６つに区分される。

（資料編・資料-１「地形分類図」参照）

ア　鳥海火山によって作られた地形

町北部及び東部の山地斜面は鳥海火山の本体からなり、火山活動の影響を強く受けている。

山頂（新山：2,236m）の溶岩ドームは、1,801 年の噴火によって形成されたもので、地形が大規模に変化したものとしては最新のものである。山頂を取り囲むように連なる七高山-伏拝岳-稲倉岳の絶壁は、約 2,600 年前に発生した山体崩壊によって形成された馬蹄形カルデラである。この崩壊により生じた岩屑は北側に流れ下り、象潟付近では流れ山と呼ばれる特徴ある地形（無数の小丘）を形成している。

山腹斜面には数多くの溶岩流地形が存在する。比較的地形の鮮明な溶岩流は、猿穴から西側斜面に流下したもの、鳥海湖付近から南ノコマイに沿って流下したもの、馬蹄形カルデラ内で噴出したものであるが、噴出時期は明らかにされていない。洗沢川、北折川、野沢川、月光川の源流部には崩壊地が存在することから、土砂の生産が盛んであると考えられる。

イ　鳥海山山麓の扇状地地形

鳥海山の南西斜面にはいくつかの大規模な旧崩壊地がみられ、ここから供給された岩屑によって山麓部に広い扇状地が形成された。この扇状地は現在、月光川や北折川などによって分断され段丘化している。扇状地堆積物は砂礫質で水が浸透しやすいため、段丘面上を流れる沢のほとんどは途中で流路が途切れ、伏流している。

ウ　新しい断層地形

段丘化した扇状地の末端部分には数本の活断層が見られる。舞台集落から北へ伸びる西落ちの断層では、比高２ｍ程度の明瞭な断層崖が観察できる。広野新田の西にある東落ちの断層は、1804 年７月 10 日に発生したマグニチュード 7.0 の地震（象潟地震）の際に活動したと推定されている。鳥海山の西側山腹斜面には、北落ちの活断層が数本見られるが、記録に残る活動はない。

エ　海岸部の砂丘地形

日本海に沿った海岸地域には砂丘が形成されている。海側から順に、標高 20m程度のものと標高 50m程度のものの２列が見られ、砂丘間の凹地には十里塚や青塚などの集落が形成されている。

また、砂丘内陸側の末端斜面にも菅野や藤崎などの集落が細長く分布する。土工が容易であることから盛んに切土が行われ、農地等の拡大が図られている。

オ　沖積平野の地形

月光川や高瀬川など鳥海山南西斜面に流れを発する河川は、砂丘に出口を阻まれるため大きく迂回、合流して吹浦付近で日本海に注ぐ。これらの河川によって運搬されてきた土砂は、砂丘背後の傾斜がほとんどなくなった地域で堆積し、沖積平野を形成している。

月光川や日向川が平地に出てくるところでは､緩傾斜の扇状地が形成されている。高瀬川や牛渡川沿いには、一部で旧河道が見られる。旧河道は月光川や日向川沿いにも見られてもよさそうであるが、圃場整備など地形の改変が進んでいるため、現在ではわからなくなっていると考えられる。沖積平野上には自然堤防が分布しており、多くの集落は、自然堤防や盛土などの微高地に立地している。

カ　その他の地形

北部の海岸部は溶岩流が直接海に流入しているため、平野部が狭く、出入りが激しい岩石海岸となっている｡湾入部は周辺斜面起源の礫からなる礫浜となっている。

また、湾奥部には小規模な砂礫州が形成されており、集落はこの上に立地している。砂礫州の背後には小規模な氾濫平野がみられ、農地として利用されている。

⑵　地質条件（図１-１・図１－２参照）

遊佐町に分布する岩石・堆積物は、大きく分けて以下の５つに区分される。

ア　天狗森火砕岩（Ｔｖ）

月光川より南の丘陵地に分布し、月光川上流部と藤倉川の合流点付近でも観察できる｡鳥海火山に先行する火山活動で形成された凝灰角礫岩からなる火山砕屑岩で、一部は安山岩質スコリア流堆積物及び軽石流堆積物である。ところにより岩屑なだれの岩塊相に似た岩相を示し、軟弱な堆積物のブロックを含むこともある。

イ　鳥海火山の噴出物

鳥海火山の噴出物は、溶岩流（Ｌ）と火砕流堆積物（Ｐ）に大別される。

山腹斜面のほとんどは溶岩流に覆われている。これらの溶岩流は地形的にも判別できるものが多い。とりわけ馬蹄形カルデラ内（Ｌ１）、猿穴から西側斜面（Ｌ２）、鍋森から南ノコマイ沿い（Ｌ３）に流下したものは新鮮な地形を残していることから、比較的新しい時代に噴出したものであると推定できる。馬蹄形カルデラのカルデラ壁には、厚さ 10m前後の溶岩流の積み重なりが連続的に観察できることから、山体のほとんどは溶岩流によってできているものと考えられる。

火砕流堆積物は、鳥海ブルーライン沿いの地域（Ｐ１）、洗沢川から下当・畑集落周辺にかけての丘陵地（Ｐ２）及び湯の台温泉周辺（Ｐ３）で観察できる。Ｐ１は木落火砕流堆積物と呼ばれＰ２よりも新しい時代に噴出したものと考えられている。この堆積物の厚さは約 50mで、ほとんど変質作用を受けていない。Ｐ２は東山火砕流堆積物と呼ばれ、十数万年前に噴出したものと考えられている。堆積物の厚さは約 30m、分布面積は約６㎢で、一般に基地の風化が進んでいる。Ｐ３は大台野火砕流堆積物とよばれ、20～15 万年前に噴出したものと考えられている。層厚は約 80m、分布面積は約７㎢で、本質安山岩塊とそのマトリックスから構成されている。

ウ　扇状地堆積物（ｆ）

野沢から白井新田にかけてのなだらかな斜面や月の原、三の俣周辺に分布している。層厚 20m以上の礫層で、亜円礫-亜角礫と中粒-細粒砂大の岩片や火山灰物質の基質で構成されている。透水性が非常に高いため、一般に表流水は少なくほとんどは伏流している。

なお､現在この扇状地堆積物は月光川や北折川によって開析され段丘化している。

エ　砂丘堆積物（ｓｄ）

吹浦から南側の日本海に沿った地域に分布している。淘汰のよい中-粗粒砂からなる。まったく固結の見られないルーズな堆積物で、最大層厚は 50m以上であ

る。

オ　沖積層

砂丘内陸側の平野部には沖積層（ａ）が広く分布している。泥、砂及び礫からなり、ところによっては砂丘堆積物に覆われている。山地部から離れるにしたがって構成物が細粒となり、Ｎ値も極端に小さくなっていく。出戸付近では、大規模構造物の支持層の目安となるＮ値 50 以上の層が深度約 50ｍでも現われず、軟弱地盤層が厚く形成されている。また、ＪＲ羽越本線沿線から海側の地域では全体的に地下水位が高く（浅く）なっている。沖積層が分布する地域の模式断面図を図２－１－２に示す。

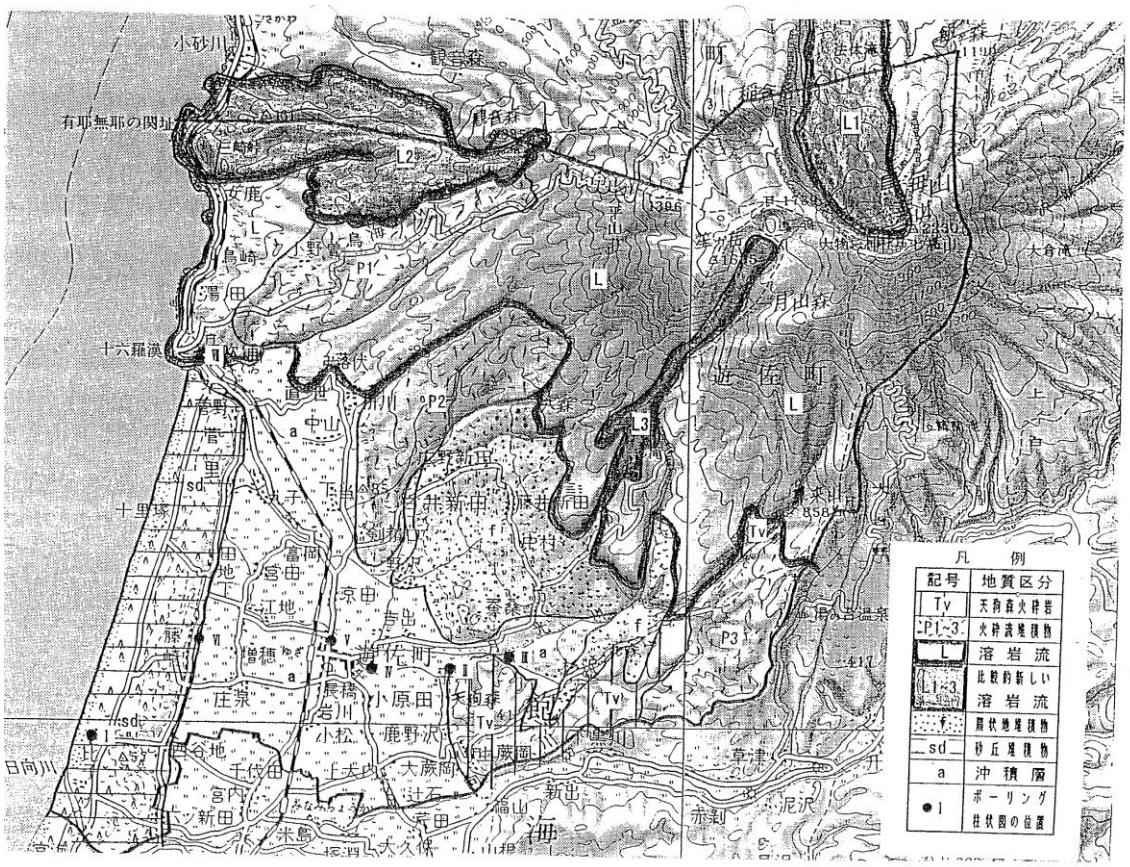

図１－１　　遊佐町に分布する岩石・堆積物

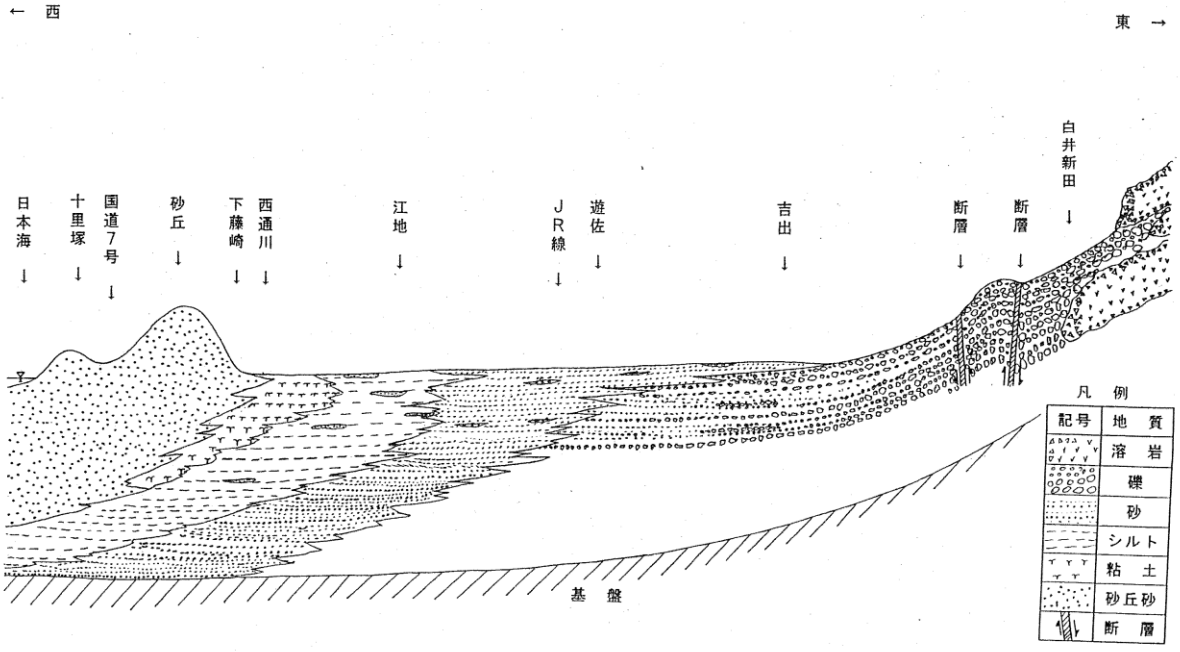

図１－２　　遊佐町の模式地質断面図

２　災害履歴（資料編資料-２「遊佐町周辺の災害履歴一覧表」参照）

⑴　地震災害

遊佐町周辺では、過去約 1400 年間に 14 回の地震が記録されている。時代の古い記録は信憑性に問題があるが、1780 年以降では、約 200 年の間にＭ（マグニチュード）＝６～7.5 の地震が４回発生している。

ア　地震動による被害(図２－１・２－２・２－３参照)

1804 年に発生した象潟地震や 1833 年の地震、1894 年の庄内地震では、地震動により遊佐町でも人家・人身に大きな被害が出た。

象潟地震(1804 年）の震源地は遊佐町中央部の広野新田から舞台集落にかけての活断層であるとされており、町内の家屋の倒壊 1,500 棟余り、死者 70 人程度と大きな被害が出たほか、象潟が隆起して干上がったり、波打ち際にあった温泉が隆起して現在の湯ノ田温泉になったなど、大きな地盤変動も記録されている。震源の位置については、遊佐町を含む沿岸地域で中規模の津波が襲ったことから、にかほ市（旧象潟町）の沖合ではなかったかとの推定もある（羽鳥、1986)。

1833 年の地震では、町域一帯では震度６程度の揺れがあったと考えられており、倒壊家屋 78 戸、死傷者２名の被害が出ている。この地震では同時に津波も発生している。

1894 年の庄内地震では、庄内平野を中心に大きな被害が出た。遊佐町では、南部の鹿野沢や大蕨岡など山地と平野の境界付近に位置する集落や吹浦周辺の集落で家屋の倒壊率が 20%を超え、一部では気象庁の震度階級でいう震度７（木造家屋の倒壊率 30%以上）の地域もあったと考えられる。

史料に片寄りがあるものの、いずれの地震においても平野部で地震動による被害が大きかった様子である。

図２－１　象潟地震(1804)による地域被害(宇佐美、1987)

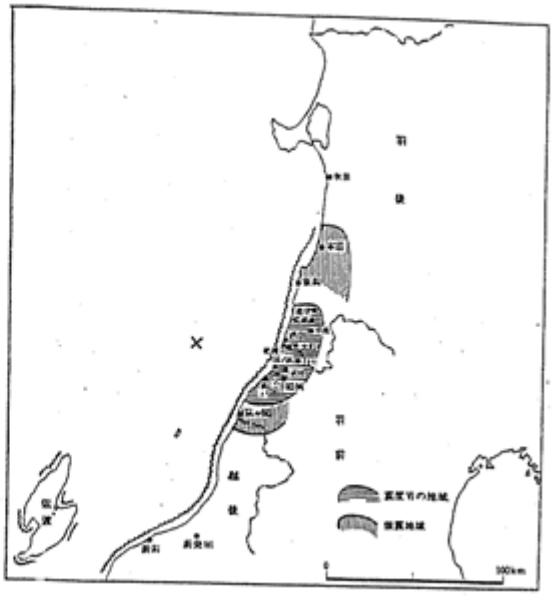

図２－２　1833 年の地震の震央及び津波襲来地域(宇佐美、1987)

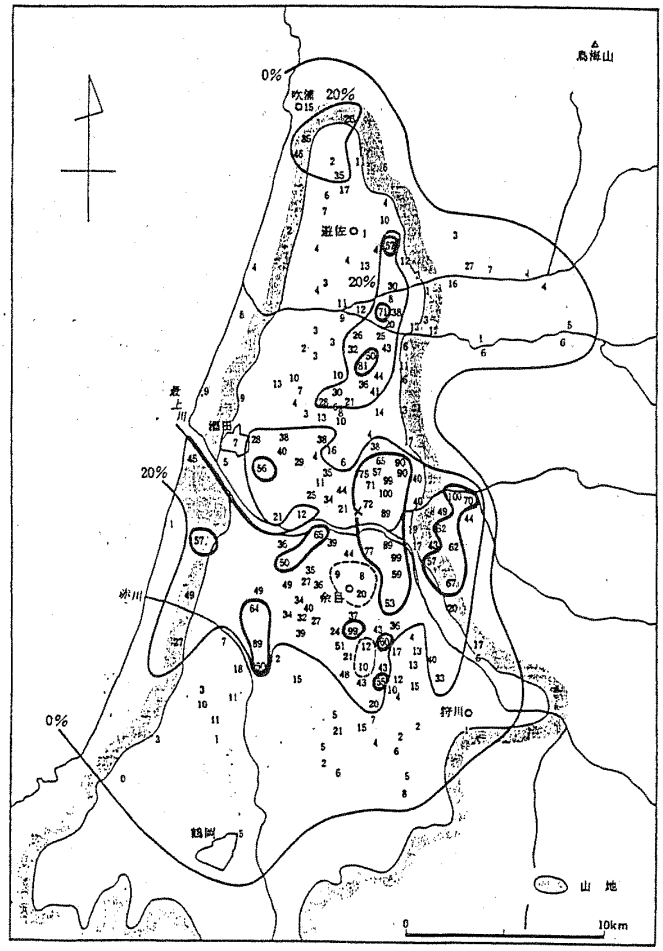

図２－３　庄内地震(1894 年)による家屋倒壊率分布(宇佐美、1987)

イ　液状化による被害（図３参照）

1804 年の象潟地震以降、遊佐町周辺では４回にわたって地震による液状化が記録されている。

1804 年の象潟地震では、吹浦や丸子、増穂、遊佐などで液状化が発生している。

この地震では、遊佐町から北のにかほ市（旧象潟町、旧金浦町、旧仁賀保町）でも液状化が多く発生したようである。1894 年の庄内地震では酒田市を中心に庄内平野の広い範囲で液状化が発生し、詳しい地点は明らかでないものの、遊佐町内でも液状化が発生したようである。

1964 年の男鹿半島沖地震では藤崎で液状化が発生している。この地震では、庄内平野の他の地点では液状化は発生していない。

1964 年の新潟地震では、藤崎や下藤崎、西谷地、白木で液状化が発生している。酒田市内では、最上川沿いの低地などで液状化が多発した。

過去の液状化地点は、いずれも平野部に集中しており、特に砂丘内陸側の低地に多いようである。

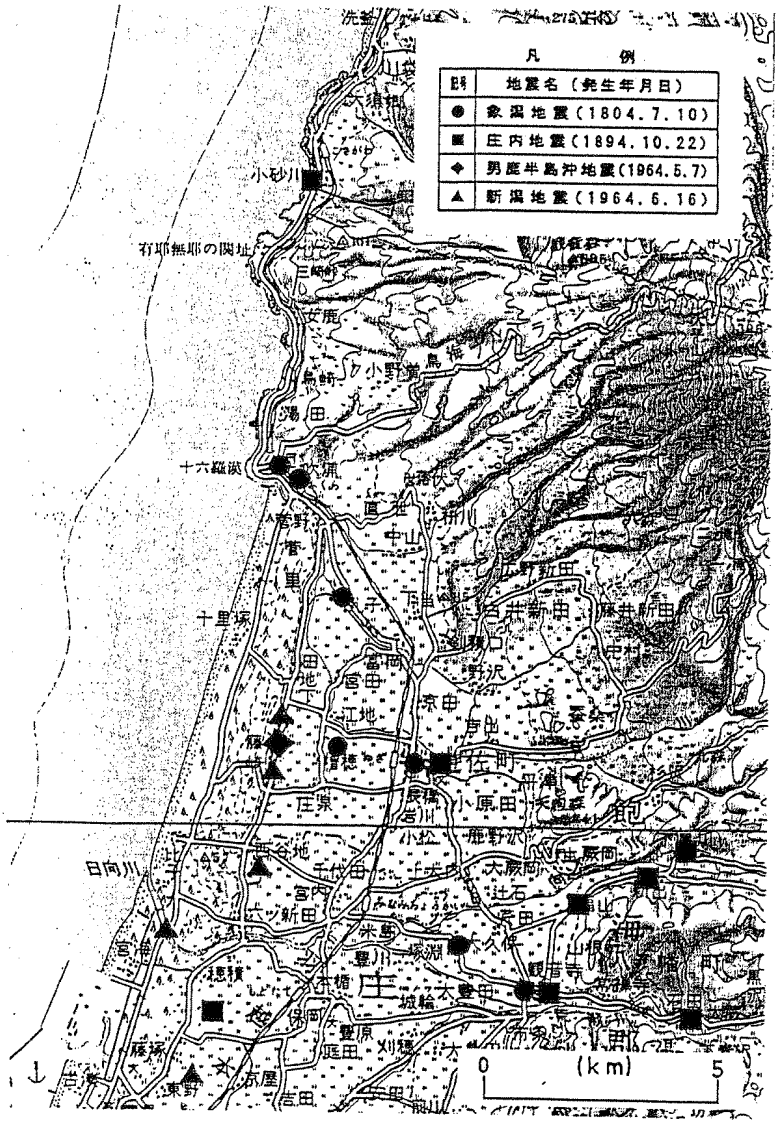

図３　過去の地震によって液状化が発生した概略の地点

⑵　津波による被害(図４参照)

過去の記録では、850 年と 1804 年、1833 年の地震によって津波が発生したことが記録されている。

850 年の津波は明確な被災範囲は不明であるが、庄内地方で 1000 人程度の溺死者などの被害が出たようである。

1804 年の象潟地震では、遊佐町での津波被害の記録は明らかになっていないが、象潟付近で波高４～５ｍの津波が記録されており、酒田市船場町で３～５尺の浸水深で家屋 300 戸あまりの浸水被害が出たと記録があることから、遊佐町でも被害が出たものと考える必要がある。

1833 年の地震では、遊佐町で８軒、庄内地方では 110 軒の民家が津波による被害を受けたようである。また、船の破損は遊佐で 14 隻、庄内全体では 460 隻の被害が記録されている。

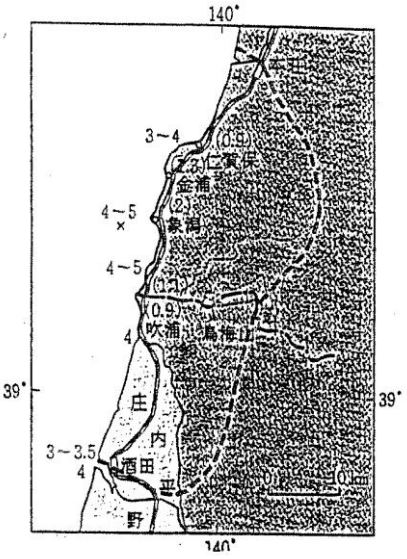

図４　象潟地震による津波波高
（ｍ、なおカッコ内数字は隆起量）

⑶　水害

遊佐町を流れる月光川や日向川では、過去に繰り返し洪水氾濫が発生している。洪水氾濫の発生する時期は、主に雪どけの季節や梅雨時である。記録では、長期間降雨が見られた後や豪雨から半日程度遅れて発生するものが多い。江戸後期からは治水の試みがなされているが、堤防の決壊などによる被害も発生している。洪水氾濫では、農地のほか人家にも被害が出ることがあり、まれに死傷者も出た様子である。近年では、堤防等の河川改修工事が進み、月光川については上流に月光川ダム（洪水調整ダム）が建設されるなど、治水対策が機能してきているため、洪水氾濫の発生数は減少してきている。

⑷　火山災害(図５参照)

遊佐町の北東部に位置する鳥海火山では、数多くの噴火記録が残されている。多くの噴火は噴煙を上げた程度であるが、まれに溶岩を流出したり、新火口丘を形成するような激しい火山活動を行っている。最近の噴火では、1801 年に新山を形成するような大きな活動をしている。1974 年には 153 年ぶりに噴煙をあげているが、これらはすべて山頂付近に集中している。噴火継続時間はあまり明らかではないが、数か月間から数年間活動を行うようである。

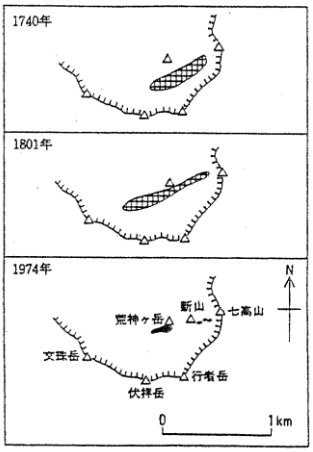

図５　鳥海火山の最近の
噴火の火口分布

噴火による直接的被害は、1801 年の噴火時に登山者が噴石により死亡したのみで、その他に大きな災害となった記録は残されていない。ただし、山頂周辺に源流部を持つ河川では、噴火による硫黄化合物等の混入により魚類が死んだり、農作物に被害が生じたりしている。

⑸　その他の災害

その他の災害として記録に残されているものは、豪雨に伴う土石流（山津波）や斜面崩壊などの土砂災害である。これらの現象は、過去何度も発生していると考えられるが記録数が非常に少ない。これは、土石流や斜面崩壊の発生するような場所に人家等が立地せず、災害として認知されていなかったことが理由として考えられる。いずれにせよ､遊佐町では過去に土砂災害によって大きな被害を受けていないようである。

３　災害特性

⑴　地震災害危険（資料編資料−５「地震災害危険度図（液状化)」、同資料−６「地震災害危険度図（津波浸水域想定図)」参照）

本町での地震災害の危険要因は、地盤振動、液状化、落石、津波などがあげられる。

本町には活断層が通っており、活断層の運動によって発生する強い地盤振動に注意する必要がある。砂丘背後の低地にある集落はやや軟弱地盤の地域にあり、地盤振動が増幅しやすい。また、砂質地盤も広く分布しているため液状化の危険性も大きい。

これらの地盤振動や液状化危険の高い地域では建物の損壊危険も大きい。

⑵　津波災害危険

津波の危険性は西浜から月光川河口、吹浦の集落で浸水の危険性が大きい。夏の海水浴シーズンには海水浴客が多く、津波被災危険が大きい。

⑶　地震火災危険

吹浦や遊佐の集落は木造建物の密集する市街地になっており、地震火災による火災延焼などの危険性もある。

⑷　風水害危険（資料編資料−３「遊佐町災害特性図（浸水・土砂災害)」、同資料−４「遊佐町洪水ハザードマップ（月光川・庄内高瀬川浸水想定区域図)」参照）

ア　水害危険

水害危険区域は、月光川沿いの低地、特に河川の合流点付近は水位が高くなりやすく、排水不良を引き起こしやすい。河川の水位が高い間は小排水路からの水がはけにくく、内水氾濫を引き起こす可能性がある。また、月光川や日向川の河口付近は、感潮河川になっており、満潮時には排水不良になりやすい。

イ　高潮危険

高潮危険区域は少ない。吹浦漁港では、港湾施設が高潮の影響を受ける可能性がある。

ウ　土砂災害危険

(ｱ) 斜面崩壊

斜面崩壊の危険区域は月光川の中流部の急な段丘崖が崩壊しやすい。人家が少ないため崩壊による被害は少ないものと考えられる。町域の北西部は斜面と人家が接近しているところがやや多いが、固結した溶岩流の先端部で比較的崩壊しにくい。

(ｲ) 土石流

土石流の危険性のある渓流は、杉沢や蕨岡に見られる。これらの地域は活断層の変動によって急斜面が形成される傾向にあり、これからも土石流に注が必要である。

⑸　火山災害危険

本町での火山災害の危険要因は、噴石、火山灰、火砕流、溶岩流、火山泥流及び降灰後の降雨による土石流などである。集落は鳥海山からある程度離れているため、噴石の影響は受けにくい。火山灰は風向によって危険区域は異なる。ただし、上空の卓越風向は西風であるため、火山灰は東側の酒田市八幡地区や由利本荘市の方向へ多く流れやすい。夏には本町へ多く降灰する可能性がある。火砕流は鳥海山北側の馬蹄型カルデラの方向へ流下する危険性が高く、規模の大きな火砕流の場合には、本町の方向へ火砕流が流下する危険性がある。溶岩流も山頂の馬蹄型カルデラの方向へ流下する危険性が高いが、噴火場所によっては本町方向へ流下してくる危険性はある。火山泥流は融雪や噴火後の豪雨によって発生する。南ノコマイ（月光川の支流）や日向川は泥流の危険性があり、積雪期の噴火や噴火後の豪雨の際には河川から離れる必要がある。

→　資料編　資料－７　鳥海山火山防災マップを参照

４　防災力等の概況

⑴　管内防災関係機関等と防災力

ア　消防署隊及び消防団隊

遊佐町消防計画(資料－９)及び消防対策要綱(資料－10)並びに酒田地区広域行政組合消防計画(資料－11)による。

イ　自主防災組織

本町のすべての自治会が自主防災組織を結成している。

ウ　避難所

避難所数	20 箇所
避難距離等	避難場所・一時避難場所も各地区に設置されているが、平野部では一部避難場所まで遠距離（徒歩で 30 分）の避難を強いられる集落も見られる。

エ　雨量・河川水位等観測体制

種別	観測所名	流　域	設置者	所在地等
雨量計	大平	滝淵川	山形県	鳥海山大平
雨量計	三ノ滝	月光川	山形県	三ノ滝
雨量計	月光川ダム	月光川	山形県	月光川ダム
雨量計	菅里	月光川	山形県	海浜自然の家
水位観測	尻引	月光川	山形県	七日町･尻引橋
水位観測	吹浦	月光川	山形県	石淵･
水位観測	庄内高瀬川	高瀬川	山形県	宮ノ下･月見橋
水位観測	豊岡	日向川	山形県	石辻
水位観測	穂積	日向川	山形県	酒田市尻地･日向橋
風速計	遊佐分署	―――	遊佐町	和田

⑵　応援協定締結状況（広域応援協定相手）

ア　東京都　豊島区

イ　宮城県　大崎市

ウ　秋田県　にかほ市

エ　山形県　県内 34 市町村

⑶　要配慮者の概況

本町では、以下の要配慮者数を把握するため、毎年調査を行っている。

ア　介護認定を受けている者

イ　身体障害者手帳の交付を受けている者

ウ　知的障がい者で、療育手帳の交付を受けている者

エ　本年度中に母子手帳の交付を受けている者

オ　乳幼児

カ　高齢者(65 歳以上)

キ　外国人住民

⑷　災害危険個所等

ア	土砂災害警戒区域	32 区域
イ	土石流危険渓流	11 地区
ウ	急傾斜地崩壊危険個所	８箇所
エ	山腹崩壊危険地区	３地区
オ	崩壊土砂流出危険区域	６区域
カ	雪崩危険個所	13 箇所

→　資料編　資料－22　災害危険個所等を参照

第３章　防災ビジョン

１　計画の基本的な考え方

⑴　災害に強いまちづくり

ア　地震（津波）災害対策の推進

町及び関係機関は、地域の耐震化・不燃化の推進や災害発生時の被害情報等の受伝達体制の整備、要配慮者の支援を含めた避難体制の整備、負傷者の搬送体制の整備、ヘリポート等の整備、情報通信基盤の整備、水道・電気・電話をはじめとしたライフラインの災害対策事業の推進等社会基盤の整備を図る。

また、東日本大震災のような広域的な大規模地震災害に際しては、周辺自治体や応援協定締結自治体が被災した場合において、本町への被災者の受入れによる受援体制の整備を図っていく。

町民・事業所員は、家屋の耐震化の強化、屋内の家具・事務機等の転倒防止、自動消火装置付器具の使用、看板等の転倒・落下防止等、家庭・職場の耐震化、防火対策に努める。

イ　風水害対策の推進

台風・集中豪雨等による河川の氾濫、高潮等風水害の被害を軽減するため、今後も河川、海岸施設等の改修、治水施設の整備、水防体制及び避難体制の強化等を図る。

ウ　土砂災害対策の推進

本町の丘陵・山間部は急傾斜地崩壊及び土石流の危険性が高く、土砂災害警戒区域等に指定されている。このため、施設・設備等ハード面での土砂災害対策の推進とともに、土砂災害警戒情報等の伝達、避難準備情報・避難勧告・避難指示等の判断基準を明確にし、避難体制の整備等ソフト面での対策を推進する。

エ　火山災害対策の推進

「火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山」の 50 火山の一つとして選定されている鳥海山の噴火活動に対する防災対策を推進する。

オ　その他の災害対策の推進

本町におけるその他の災害は、気候的、地形的、社会的条件から、林野火災、風害、雪害、文化財災害、危険物災害、海難事故、航空機事故、鉄道事故、原子力事故等が挙げられる。これらの災害については、他の災害の対策と併せ、各施設管理者による安全管理体制の強化、応急資機材の整備、避難体制の整備を推進する。

⑵　災害に強い人づくり

ア　自助能力の向上

大規模な災害においては、現場での適切な初期活動が地域の被害を小さくするが、人命救助等に行政の緊急活動が行き渡らない可能性もあるため、町民の災害時の役割は極めて重要である。

このため、町は、地域及び職場等を通じて町民の防災意識の高揚を図るとともに、防災教育や防災訓練を通じて、災害時の個人の防災活動力の向上を図る。さらに、平常時の福祉ボランティア活動等を活性化し、災害時の防災活動力の向上につなげる。

イ　互助能力の向上

近年、生活様式の都市化の進行によって町民の相互のふれあいが従来よりも希薄化傾向にあり、また、町民の３人に１人が高齢者になる等要配慮者が増加していることから､防災活動における自主防災組織の比重がますます大きくなってきている。特に災害発生初期には、公的な支援が届くのにも時間がかかるため、このような場合には、毎日顔を合わせている地域の人たちが互いに協力し合いながら、防災活動を組織的に取組むことが重要になっている。このため、町は、町民の自主防災意識の向上を図り、地域単位及び施設単位での自主防災組織の育成、支援を図る。

ウ　企業・団体等の力の取込み

企業や産業団体等との防災協定の締結促進により、自動実行的な防災活動が展開されるよう誘導し、それが地域の防災力の強化につながるように努めることが必要になっている。

企業や産業団体については、業務継続計画の樹立により、早期事業再開を進める備えを普及していくとともに、復旧時における雇用の安定等広く地域に役立つ取組みを促進する必要がある。

町の応急初動対応、ライフライン復旧、がれき処理等の協力体制の強化を進めるとともに、平常時からの協議により災害時の応急対策等の手順を明確化していく。

⑶　災害に強いシステムづくり

ア　役割・機能分担の明確化

町、関係機関、町民・事業所等のそれぞれが、災害時に「いつ、どこで、だれが、なにを、どうするか」といった役割・機能分担を明確にし、確実に実行できるようにする。

イ　地域防災計画と応援体制の充実

町は、各種災害に対応するため、地域防災計画をより実践的なものとして充実させ、広域応援体制やボランティアの受入れ体制等を整備し、総合的な防災体制の確立を図る。

ウ　防災・救助体制の整備

(ｱ) 役場庁舎・消防施設等防災活動拠点施設、避難施設、医療施設等の耐久化・耐震化、食料・水・生活必需品・救助資機材・医薬品等の備蓄、多様な消防水利の確保、耐震性貯水槽の設置等、緊急時の防災活動のための施設・設備の整備を図る。

(ｲ)　防災行政無線をはじめとする通信機能の向上並びに情報収集や伝達体制の充実に努める。

(ｳ)　要配慮者に配慮した防災・救助体制の整備を推進する。

第４章　被害想定

１　地震被害の想定

⑴　想定被害の考え方

平成７年１月 17 日に発生した阪神･淡路大震災や平成 23 年３月 11 日に発生した東日本大震災で、これまでの想定を超える大きな被害がもたらされ、このような災害が日本各地で発生する可能性のあることを示した。

地域防災計画においては、阪神・淡路大震災を引き起こした内陸型地震や東日本大震災において発生した津波にも有効に機能するようにすることは重要な課題であり、そのためには、このような大地震が県内に発生した場合の被害を想定することが必要である。

県は、平成 17 年に「長井盆地西縁断層帯及び庄内平野東縁断層帯の長期評価」が公表され、庄内地方においてマグニチュード 7.5 の地震発生の可能性があることが指摘されたことから、断層帯の被害想定調査を実施した。

なお、平成 21 年には、国の地震調査研究推進本部地震調査委員会により「庄内平野東縁断層帯の長期評価の一部改訂について」として、評価が改定されている。

「震源域の設定」

内陸部を震源とする内陸型地震については、庄内平野東縁断層帯(図１)により、国の地震調査委員会が公表した長期評価の断層帯を震源域とした。

また、海域を震源とする海洋型地震については、山形県沿岸における震源域(図２)により、山形県津波浸水想定・被害想定調査(平成 28 年３月公表)で示された F28 断層、F30 断層、F34 断層を震源域に設定した。

図１;庄内平野東縁断層帯(位置図)

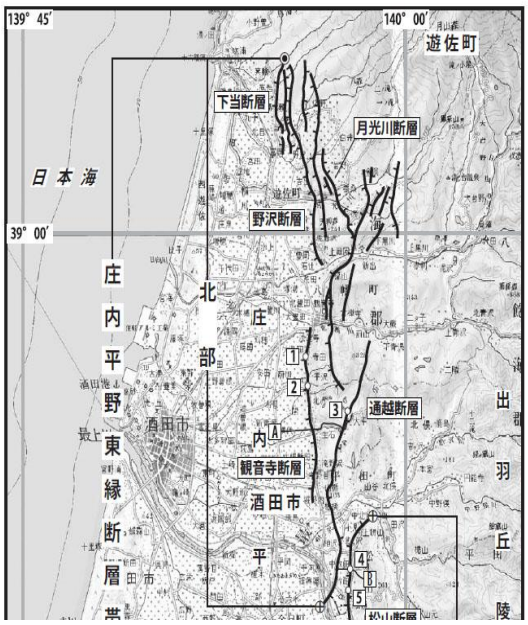

図２;山形県沿岸部における震源域(位置図)

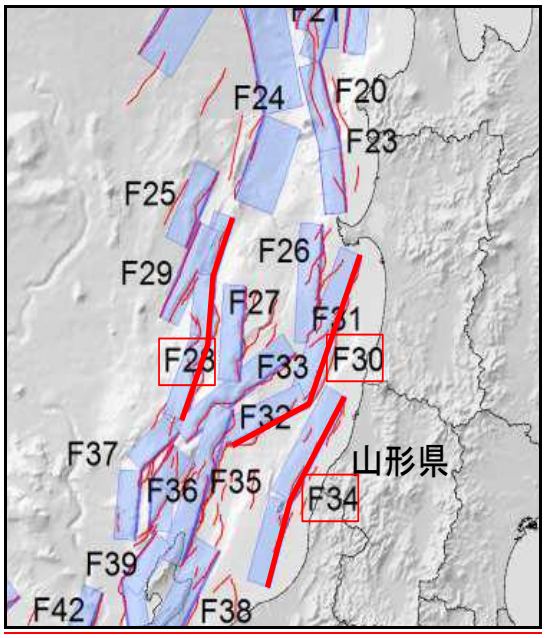

区　分	震源域・津波断層		地震規模(マグニチュード)	起震断層の長さ
内陸型地震	庄内平野東縁断層帯	全　体	7.5	約 38 km
		北　部	7.1	約 24 km
		南　部	6.9	約 17 km
海洋型地震	日本海東縁部（山形県沿岸）	F28 断層	7.7	126 km
		F30 断層	7.8	153 km
		F34 断層	7.7	124 km

※　山形県沿岸については、山形県津波浸水想定・被害想定調査(平成 28 年３月公表)
庄内平野東縁断層帯については、平成 17 年度実施の被害想定調査による。

「発災ケースの設定」

過去の地震の例などによれば、地震発生の季節や時刻によって被害状況が異なってくることが考えられることから、それぞれの想定地震について、在宅の状況、積雪の有無及び火気の使用状況を考慮し、条件の異なる３つのケース（夏季昼間・冬季早朝・冬季夕方）を設定した。

⑵　想定被害の概要

ア　被害の規模

３つの発生ケースの中では、冬季夕方の場合は、屋根に積雪があるため建物被害が大きくなるとともに、火気器具の使用が多いので出火が多くなる傾向がある。冬季早朝の場合は、夕方の場合に比較し、火災は減少するが、家屋にいる人の割合が多いので死傷者が増加する傾向にある。一方、夏季昼間の場合は、他の場合に比較し、建物被害、地震火災、死傷者ともに減少する傾向にある。

庄内平野東縁断層帯地震での県全域の想定被害　（冬期早朝;震度３～７）

建物全壊	建物半壊	建　物 焼　失	死　者	負傷者	避　難 生活者	上水道 断水世帯	停　電 世　帯	電話不通 世　　帯
10,781 棟	23,618 棟	63 棟	915 人	9,694 人	41,044 人	169,434	20,816	13,156

イ　被害の範囲

庄内平野東縁断層帯地震	庄内地域の広い範囲及び最上地域の一部において被害が発生する。

ウ　本町において最大の被害が想定される庄内平野東縁断層帯地震の被害規模
（平均震度６強・最大震度７の場合）

庄内平野東縁断層帯地震		被害想定		
		冬の夕方	冬の早朝	夏の昼間
人的被害	死者（人）	30	63	24
	負傷者（人）	449	736	387
	避難者：昼間（人、％）	1,414（11.0）		
	避難者：夜間（人、％）	1,947（12.6）		
建物被害	全壊計（棟、％）	1,281（10.3）		1,225 （ 9.8）
	半壊計（棟、％）	2,317（18.6）		2,216 （17.8）
ライフライン被害	上水道の断水世帯：地震直後（世帯、％）	4,642　（99.2）		
	上水道の断水世帯：一日後（世帯、％）	4,319　（92.3）		
	ＬＰガス全半壊率：冬期（％）	30.3		
	ＬＰガス要点検供給世帯（世帯）	809		
	下水道被害率（％）	5.20		
	下水道排水困難人口（人）	448		
	停電世帯（世帯、％）	819（16.2）		
	電話不通世帯（世帯、％）	512（10.2）		

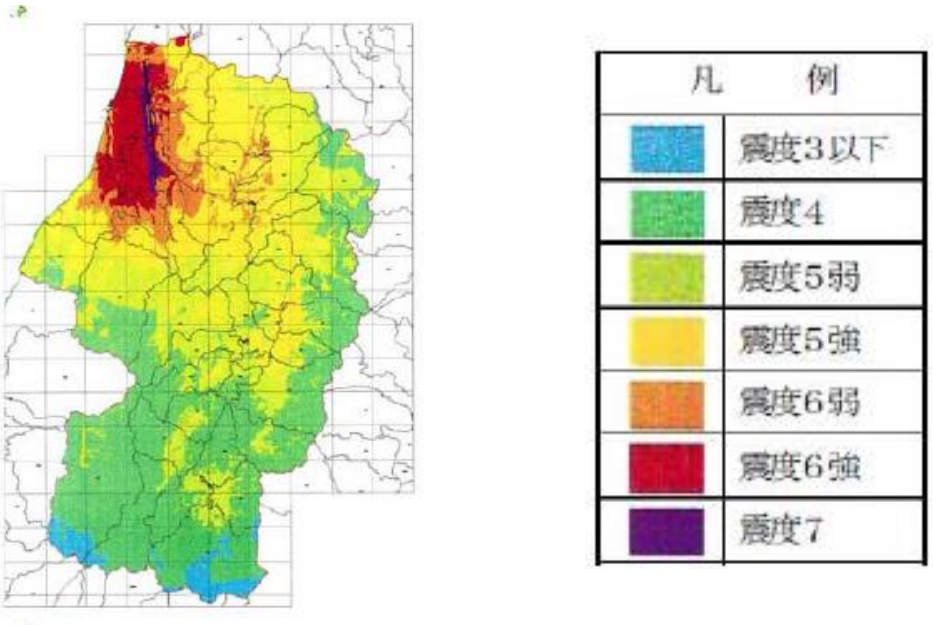

２　津波による被害想定

県では、政府が「最大クラスの津波」を発生させる津波断層モデルを平成 26 年８月に公表したことを受け、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく「最大クラスの津波」による津波浸水想定（津波があった場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深））をいう。以下同じ。）を設定するとともに、「最大クラスの津波」を発生させる地震と津波による被害を想定し、平成 28 年３月に公表した。

⑴　津波浸水想定の設定

県内の沿岸を地域海岸に区分し、各地域海岸で津波水位が最大となるケースを抽出するなど、山形県沿岸に「最大クラスの津波」やその被害をもたらすと想定される津波断層モデルとして、政府が平成 26 年８月に公表した「日本海における大規模地震に関する調査検討会」で設定したものである。

また、津波断層モデル３断層のうち、被害が大きいとされるＦ30 断層、Ｆ34 断層を選定し、被害を想定したものである。

なお、断層の規模が最大クラスの場合本町における津波高(最大)は、居住者の多い吹浦地区で 12.5 メートル、全海岸線上で 14．9 メートルとされ、第１波で海面の高さが 20 センチメートルの津波到達時間は、９分であると示された。

津波断層モデルの位置

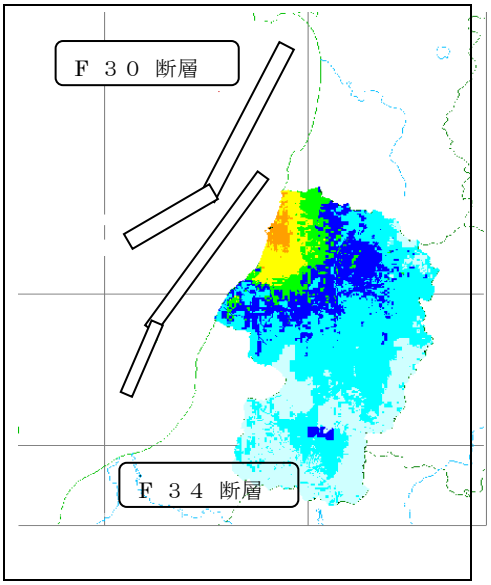

⑵　被害想定の手法及び発生ケースの設定

被害想定は、内閣府の被害想定手法を基に、冬季の暴風雪など庄内地域の特性を踏まえ、冬深夜、夏 12 時及び冬 18 時の３ケースと、平均風速時及び強風時を計算条件として設定した。

なお、30 断層の場合は、昼間人口が多くなる夏の 12 時に津波による死者が多くなると想定される。F34 断層の場合は、人的被害の多くが津波によるものである。冬深夜の場合、多くの人が就寝中のため避難開始が遅れ、さらに積雪により避難にも時間を要すると考えられるため、最も人的被害が多くなると想定される。

表：断層パラメーター

津波断層モデル	マグニチュード(Mw)	断層長さ(km)
Ｆ30	7.8	153
Ｆ34	7.7	124

⑶　津波浸水想定図

「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、平成 28 年３月に国土交通大臣に報告するなどし公表した資料を本町地域防災計画の資料編に添付する。

「別添資料編　資料−６地震災害危険度図(津波浸水想定図)参照」

【強風時における想定被害の状況】

種別	被害項目	被害単位（建物の単位；棟・人の単位；人）	F30 断層			F34 断層		
			冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
建物被害	計	全壊数	327	289	327	153	136	153
		半壊数	1,480	1,390	1,480	1,064	983	1,064
	揺れ	全壊数	306	267	306	142	125	142
		半壊数	1,094	990	1,094	770	680	770
	液状化	全壊数	11	11	11	9	9	9
		半壊数	305	316	305	277	285	277
	急傾斜地崩壊	全壊数	1	1	1	1	1	1
		半壊数	3	3	3	2	2	2
	津波	全壊数	9	10	9	1	1	1
		半壊数	78	81	78	15	16	15
	火災（強風時）	焼失棟数	0	0	0	0	0	0
人的被害	計	死者	94	72	75	13	8	9
		負傷者	274	178	193	163	98	110
		うち重傷者	42	29	30	16	10	12
	揺れによる建物倒壊	死者	20	10	13	9	5	6
		負傷者	240	146	163	157	94	106
		うち重傷者	30	18	20	14	9	10
	津波（早期避難率が低い場合）	死者	74	62	62	4	3	3
		負傷者	34	32	30	6	4	4
		うち重傷者	12	11	10	2	1	2
避難者等	避難者	避難者（1日後）うち避難生活者	1,523	1,388	1,523	938	863	938
			926	845	926	575	530	575
		避難者（1か月後）うち避難生活者	1,372	1,235	1,372	769	693	769
			411	370	411	231	208	231
	帰宅困難者	帰宅困難者（平日）	従来法　711					
	災害廃棄物	発生量（トン）	126,983	120,372	126,983	59,650	55,702	59,650
	経済被害	直接経済被害額（億円）	10,270	9,700	11,310	8,480	8,000	8,750

ラ	上水道	断水人口 （１日後）	9,827 （断水率　６８％）			7,921 （断水率　５５％）			
イ	下水道	機能支障人口 （１日後）	718 （支障率　６％）			524 （支障率　５％）			
フ	電　力	停電件数 （１日後）	731	640	731	352	311	352	
ラ	固定電話	不通回線数 （１日後）	345	302	345	166	146	166	
イ	道　路	道路被害率 （国道）	１５～２０％			１０～２０％			
ン	鉄　道	被害箇所	津波浸水域　３箇所			津波浸水域　２箇所			
等	港　湾	係留施設 被害箇所	１０箇所			３箇所			
		防波堤被災 距離(Km)	2.1			1.9			

３　風水害の想定

⑴　切迫度・頻度

人命損失や生活障害の程度は小さい（ただし、土砂災害については要注意）が、最も頻度の高い災害である。

⑵　想定される被害程度

過去最大規模（履歴表の 1983 年程度）の豪雨があった場合、概ね表１のような被害程度が考えられる。

表１　過去最大規模の豪雨等があった場合の想定される被害程度

	予想される被害程度			備　　考
	人命損失	生活障害	経済損失	
水害	小	小～中	中	近年の河川改修工事の進捗により水害危険は減少、一方、涵養機能の低下で内水氾濫の危険が増加している。
高潮	小	小	小	吹浦で港湾施設が高潮の影響を受ける可能性がある。
土砂災害	小 （～中） （備考参照）	小	小	土砂災害警戒区域が少ないことや警戒区域付近に人家が少ないこと。また、急傾斜地の多くは比較的崩れにくい固結した溶岩流の先端部になっていることなどによる。ただし、危険箇所付近への居住が進めば事情は異なってくる。

(注)近年の気象条件や管内事情を反映していると考えられる過去 50 年程度の災害履歴も参考にした。

４　火山災害の想定

⑴　切迫性・頻度

鳥海山は過去に何度も噴火しており、今後も噴火する可能性は高い。しかし、現時点では、特に異常は現れていない。

⑵　想定される被害程度

地形的条件や集落の位置、また、火山活動が本格化する前に前兆的現象を把握しうる可能性も高い（東北大学理学部の地震計（横岡）観測体制、関係機関による遠望観測体制がある）と考えられることから、人命損失は小さいと考えられる（表２）が、山形県が実施している火山災害調査によると降雪期での火山噴火があった場合の泥流災害の範囲が広範囲に及んでいることから留意する必要がある。

なお、生活障害や経済損失については、最大規模の噴火、火砕流、溶岩流などを想定すれば被害の程度は大きくなる。（今後の鳥海火山の研究成果を待つ必要があるが、そのような最大規模の噴火になる確率は小さいと思われる）

表２　　鳥海山噴火時に想定される被害程度

	予想される被害程度			備　　考
	人命損失	生活障害	経済損失	
鳥海山噴火	小	小～大	小～大	人命損失を小としたのは、集落が鳥海山から離れていることや火砕流や溶岩流は馬蹄形カルデラの北方に流下する可能性が大きいこと。前兆的現象を把握しうる可能性が高いことなどの条件を考慮した。 なお、生活障害、経済損失は噴火の規模により、幅がある。

第５章　町及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

１　防災関係機関等の責務

⑴　町

遊佐町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

⑵　消防機関

酒田地区広域行政組合消防本部（以下「消防本部」という）及び消防署は、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、町の行う防災活動を援助、協力する。

⑶　県

県は、市町村を包含する広域的地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが困難と認められるとき、又は防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするとき等に、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また､市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助するとともにその調整を行う。

⑷　自衛隊

自衛隊は､自衛隊法第 83 条の規定に基づき､県知事及び第二管区海上保安本部長の要請を受け、人命又は財産の保護のため必要と認める場合に災害派遣を実施する。

ただし、災害に際し、特に緊急を要し、県知事の要請を待ついとまがない場合は、要請を待つことなく災害派遣を実施する。

⑸　指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他公共的団体

町の地域に係る指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他公共的団体は、自ら防災活動を実施するとともに、町の行う防災括動に対し、それぞれの業務に応じて指導、援助、協力する。

２　住民の役割

「自分のことは自分で守る。(自助) 自分たちの地域は自分たちで守る。(共助)」ことが防災の基本であり､平素から災害に備えるための手段を講じておくことが重要である。

特に大規模災害発生時には、防災関係機関の初期活動が制限されることが予想されるので、住民は、自分の安全が図られるよう行動するとともに、近隣の住民と連携し、消火や救助、救急活動に積極的に取り組んでいくことが求められる。

3　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

(1)　町

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
遊佐町	1　町防災会議に関すること。 2　管内における公共的団体及び住民の自主防災組織の育成指導に関すること。 3　災害及び防災に関する科学的研究とその成果の実現に関すること。 4　防災に係る気象、地象及び水象の観測、予報その他の業務に関する施設、設備及び組織の整備、並びに災害の予報及び警報の改善に関すること。 5　防災意識の高揚及び災害安全運動に関すること。 6　防災に係る教育及び訓練に関すること。 7　通信施設及び組織の整備に関すること。 8　水防、消防、救助その他の災害応急に関する施設及び組織の整備並びに物資及び資機材の備蓄に関すること。 9　治山治水その他町の地域の保全に関すること。 10　建物の不燃堅ろう化その他町の防災構造上の改善、災害危険区域の指定及び対策に関すること。	1　町災害対策本部の設置及び運営に関すること。 2　指定行政機関の長等及び県知事に対する職員の派遣要請並びに他市町村長に対する応援の要求に関すること。 3　県知事の委任を受けて行う災害救助法に基づく被災者の救助に関すること。 4　損失及び損害補償並びに公的徴収金の減免等に関すること。 5　災害情報の収集に関すること 6　災害広報に関すること。 7　災害予警報等の情報伝達、並びに避難の勧告、指示及び警戒区域設定に関すること。 8　被災者の救助に関すること。 9　消防活動及び浸水対策活動に関すること。 10　緊急輸送の確保に関すること。 11　ライフラインの確保に関すること。 12　公共土木施設、農地・農業用施設及び林地・林業用施設等に対する応急措置に関すること。 13　農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること。 14　食料その他の生活必需品の需給計画に関すること。 15　災害時の清掃、防疫その他の保健衛生の応急措置に関すること。 16　被災児童及び生徒に対す	1　被災者のための相談に関すること。 2　見舞金等の支給等に関すること。 3　雇用の安定に関すること。 4　住宅対策に関すること。 5　租税の特例措置に関すること。 6　農林漁業者及び中小企業等に対する金融対策に関すること。 7　公共施設等の災害復旧に関すること。

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
	11　災害発生の防ぎょ又は拡大防止のための措置に関すること。	る応急の教育に関すること。 17　要配慮者に対する相談及び援護に関すること。	
遊佐町消防団	1　防災に係る教育及び訓練に関すること。 2　防災思想の普及及び災害安全運動に関すること。	1　災害の警戒及び防ぎょに関すること。 2　水防、消防、救助その他の応急措置に関すること。 3　災害情報の収集、その他り災者に対する救護活動に関すること。	

⑵　消防機関

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
消防本部及び消防署	1　防災に係る教育及び訓練に関すること。 2　防災思想の普及及び災害安全運動に関すること。	1　災害の予報及び警報に関すること。 2　水防、消防、救助、救急搬送その他の応急措置に関すること。 3　災害の情報収集及び伝達並びに広報宣伝に関すること。 4　その他災害時における所定業務及び活動	

⑶　県

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
山形県	1　山形県防災会議に関すること。 2　防災関係機関相互の総合調整に関すること。 3　災害及び防災に関する科学的研究とその成果の実現に関すること。 4　防災に係る気象、地象及び水象の観測、予報、情報その他の業務に関する施設、設備及び組織の整備、並びに災害の	1　県災害対策本部の設置及び運営に関すること。 2　防災関係機関相互の総合調整に関すること。 3　市町村の実施する救助の応援及び調整に関すること。 4　自衛隊の災害派遣要請に関すること。 5　指定行政機関に対する職員の派遣要請に関すること。 6　建設機械及び技術者の現況把握、並びにその緊急使用又は従事命令に関すること。	1　被災者のための相談に関すること。 2　見舞金等の支給等に関すること。 3　雇用の安定に関すること。 4　生活関連物資の需給・価格状況の調査等に関すること。 5　住宅対策に関すること。 6　租税の特例措置に関すること。

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
	予報及び警報の伝達の改善に関すること。 5　防災思想の普及及び災害安全運動に関すること。 6　防災に係る教育及び訓練に関すること。 7　通信施設及び組織の整備に関すること。 8　水防、消防、救助その他の災害応急に関する施設及び組織の整備並びに物資並びに資機材の備蓄に関すること。 9　治山治水その他県土の保全に関すること。 10　建物の不燃堅ろう化その他都市の防災構造上の改善、災害危険区域の指定並びに対策に関すること。 11　災害発生の防ぎょ又は拡大防止のための措置に関すること。 12　在宅の要配慮者対策に関すること。	7　損失及び損害補償並びに公的徴収金の減免等に関すること。 8　応急措置のための財産又は物品の貸付けに関すること。 9　市町村の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示、援助に関すること。 10　災害救助法に基づく被災者の救助に関すること。 11　災害予警報等の情報伝達及び災害情報の収集伝達に関すること。 12　災害広報に関すること。 13　緊急輸送の確保に関すること。 14　ライフラインの確保に関すること。 15　公共土木施設、農地・農業用施設等及び林地・林業用施設等に対する応急措置に関すること。 16　農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること。 17　食料その他の生活必需品の需給調整に関すること。 18　災害時の防疫その他保健衛生の応急措置に関すること。 19　被災児童及び生徒に対する応急の教育に関すること。 20　要配慮者に対する相談及び援護に関すること。 21　その他市町村の応急措置の実施又は応援の指示及び代行に関すること。	7　農林漁業者及び中小企業等に対する金融対策に関すること。 8　公共施設等の災害復旧に関すること。
山形県警察本部（酒田警察署）	1　災害警備用の装備資機材及び地震対策用の交通安全施設の整備充実に関するこ	1　被災情報の収集伝達 2　被災者の救出及び救護 3　被災者等の避難誘導 4　行方不明者の捜索及び死	

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
	と。 2　災害警備の教養訓練に関すること。 3　防災広報に関すること。	者の検視 5　災害危険箇所の警戒 6　被災地域及び避難場所における犯罪の予防及び取締り 7　被災地域における交通規制及び緊急交通路の確保 8　被災地域における広報活動 9　警察通信の確保と応急対策 10　防災関係機関との相互協力	

⑷　自衛隊

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
陸上自衛隊第6師団	防災関係資料の基礎調査、関係機関との連絡調整、災害派遣計画の作成、防災訓練及び防災関係資器材等の整備点検に関すること。	1　災害派遣初動の準備体制強化及び関係機関への連絡員の派遣､情報収集等及び災害関係予報並びに警報の伝達に対する協力､関係機関からの要請若しくは緊急事態に伴う部隊等の派遣に関すること。 2　被害状況の把握､避難の援助､遭難者等の捜索救助､水防活動､消防活動､道路又は水路啓開に関すること。 3　診察､防疫感染症対策､病害虫防除等の支援に関すること。 4　人員及び物資の緊急輸送､炊飯及び給水の支援､救援物資の無償貸付又は譲与､交通規制の支援に関すること 5　危険物の保安及び除去､その他臨機の必要に対し自衛隊の能力で対処可能な措置に関すること。	自衛隊法第100条に基づく土木工事の受託に関すること。

⑸　指定地方行政機関

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
東北管区警察局		1　災害状況の把握と報告連絡に関すること。 2　警察官及び災害関係装備品の受支援調整に関すること。 3　関係職員の派遣に関すること。 4　関係機関との連絡調整に関すること。	
東北財務局（山形財務事務所）			1　金融機関の業務運営の確保に関すること。 2　県及び市町村の災害対策に係る地方債に関すること。 3　県及び市町村に対する災害つなぎ資金の融通に関すること。 4　公共団体が応急措置の用に供する普通財産の貸付に関すること。
東北厚生局		1　被害状況の情報収集、通報に関すること。 2　関係職員の派遣に関すること。 3　関係機関との連絡調整に関すること。	
東北農政局	1　農地防災事業及び地すべり対策事業の実施に関すること。 2　防災教育、総合訓練及び農家に対する防災思想の普及の実施並びに防災営農体制の確立指導に関すること。	1　災害情報の収集、種もみの備蓄及び供給、病害虫の防除、家畜の伝染病予防及び飼料の確保、土地改良機械の現況把握及び緊急使用措置、技術者の動員措置に関すること。 2　災害時における応急食料の供給に関すること。	農地及び農業用施設並びにこれらの関連施設の災害復旧、直轄代行災害復旧事業、鉱害復旧事業、災害金融に関すること。
東北森林管理局（庄内森林管理署）	1　治山事業及び地すべり対策事業の実施に関すること。 2　防災教育及び防災訓練の実施並び	災害情報の収集、災害復時における復旧資材の供給に関すること。	林地、林道及び林業施設の災害復旧に関すること。

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
	に林野火災の防止に関すること。		
東北経済産業局		1　災害情報の収集及び伝達、防災関係物資の適正価格による円滑な供給の確保、事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 2　工業用水の復旧対策に関すること。	1　生活必需品、復旧資材等の円滑な供給の確保及びその他災害復旧に必要な措置に関すること。 2　被害中小企業への融資及びその他振興に関すること。
東北運輸局（山形運輸支局）	運輸関係事業の防災体制を確立するための指導及び防災訓練の実施並びに安全確保に関すること。	1　災害情報の収集連絡及び伝達に関すること 2　緊急輸送、代替輸送に対する指導・調整及び支援に関すること。	復旧用資機材の輸送に係る指導及び援助に関すること。
第二管区海上保安本部（酒田海上保安部）	1　海上における災害の発生に備えた、体制の確立並びに施設、設備及び資機材等の整備に関すること。 2　海上防災講習会等の開催による防災思想の普及・高揚並びに防災訓練の実施に関すること。 3　防災業務を総合的かつ効果的に実施するために必要な各種情報の収集、整理及び対応策の研究に関すること。	1　津波、航路障害物、航路標識の異状その他海上交通等に影響する情報の船舶等への伝達に関すること。 2　情報の収集及び伝達に関すること。 3　遭難者及び遭難船舶等の救助等に関すること。 4　被災者、救援活動関係者及び救援物資等の緊急輸送に関すること。 5　海上災害救援用物品の無償貸与又は譲与に関すること。 6　関係機関が行う災害応急対策への支援に関すること。 7　排出油等の防除に関すること。 8　海上交通の安全の確保に関すること。 9　警戒区域の設定に関すること。 10　海上における治安の維持に関すること。	1　海洋環境の汚染の防止に関すること。 2　海上交通の安全の確保に関すること。

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
		11　危険物の保安措置に関すること。	
仙台管区気象台（山形地方気象台）	1　防災教育、防災知識の普及及び防災訓練への参画並びに気象業務施設の整備に関すること。 2　避難勧告等の判断・伝達マニュアル等作成に関する技術的な支援に関すること。	1　気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。	1　災害時の異常現象調査報告に関すること。 2　災害時における気象情報の発表､伝達及び解説等に関すること。
東北総合通信局	1　放送・通信設備の耐震性確保の指導に関すること。 2　災害時における重要通信確保のため、非常通信体制の整備を図ること。	1　通信システムの被災状況等の把握及び災害時における通信の確保に必要な措置を講ずること。 2　非常通信に関すること。	有線及び無線設備の災害復旧に対する適切な措置の指導に関すること。
山形労働局（庄内労働基準監督署）	1　大規模な爆発、火災等の災害防止に関すること。 2　企業における防災の促進に関すること。	1　二次災害発生の防止に関すること。 2　災害応急工事等に関する安全衛生の確保に関すること。	1　事業場の操業再開時における労働災害の防止に関すること。 2　災害復旧工事等に関する安全衛生の確保に関すること。 3　雇用安定等の支援に関すること。
東北地方整備局（酒田河川国道事務所）	1　防災上必要な教育及び訓練の実施並びに一般住民の防災意識の高揚及び防災知識の普及に関すること。 2　通信施設、観測施設、防災用機械及び資機材の整備に関すること。 3　災害危険箇所における河川、海岸、砂防及び道路施設等の防災事業推進	1　災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等に関すること。 2　水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導に関すること。 3　建設機械及び技術者の現況把握に関すること。 4　緊急災害派遣隊（TEC-FORCE)、リエゾンの派遣などによる災害時における復旧資材の確保に関すること。	二次災害の防止及び迅速な復旧に関すること。

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
	に関すること。 4　重要水防区域、地すべり防止区域及び道路通行規制区間における必要な措置並びに土石流危険区域の指導に関すること。 5　官庁施設の災害予防措置に関すること。 6　雪害予防施設及び除雪体制の整備に関すること。	5　災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等の実施に関すること。 6　緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関すること。	

⑹　指定公共機関

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
東日本旅客鉄道株式会社（秋田支社、新潟支社） 日本貨物鉄道株式会社ＪＲ貨物新潟支社東北支店秋田営業所	1　線路及び建設物の警備、保存及び管理に関すること。 2　鉄道林の新設、改良、保存及び管理に関すること。	1　送電設備、電車線及び変電設備の防護等、列車運転用電力の確保に関すること。 2　列車運転用信号通信施設及び信号保安機器の防護に関すること。 3　気象情報の伝達及び災害対策本部の設置等応急体制の確立に関すること。 4　災害時における救助物資及び人員の輸送確保に関すること。	線路等鉄道施設の災害復旧に関すること。
東日本電信電話株式会社（山形支店）	高度情報網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関すること。	1　大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達に関すること。 2　災害時における通信の確保、利用調整及び料金の減免に関すること。	1　避難勧告等により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料金の減免等料金の特例に関すること。 2　電気通信施設の災害復旧に関すること。

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（山形支店） ＫＤＤＩ株式会社 ソフトバンク株式会社	移動通信網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関すること。	災害時における移動通信の確保に関すること。	移動通信設備の災害復旧に関すること。
日本赤十字社（山形県支部）		1　災害時における傷病者の医療救護に関すること。 2　赤十字ボランティアの活動の指導に関すること。 3　義援金の募集受付に関すること。 4　被災者に対する救援物資の配分に関すること。	
日本放送協会（鶴岡支局）	災害予防の放送に関すること。	1　気象予報、注意報、警報、特別警報及び災害情報等の放送に関すること。 2　救援奉仕活動及び奉仕団体等の活動に対する協力に関すること。	放送施設の災害復旧に関すること。
公益社団法人山形県トラック協会		1　物資等の各種輸送計画の策定及び実施に関すること。 2　緊急及び代行輸送体制の確立及び貨物の損害防止に関すること。	
東北電力株式会社（山形支店）	発電、変電、送電及び配電施設及び設備の新設、改良及び維持に関すること。	災害時における電力供給の確保及び調整に関すること。	1　電気料金の支払い期限の延伸等料金の特例に関すること。 2　電力供給施設の災害復旧に関すること。
日本郵便株式会社（遊佐郵便局）	災害発生時の郵政事務の運営確保体制整備に関すること。		1　災害時における日本郵便株式会社の業務運営の確保に関すること。

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
			2　災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。 3　株式会社郵貯銀行の非常取扱い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱いに関すること。

⑺　指定地方公共機関

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
山形放送株式会社 株式会社山形テレビ 株式会社テレビユー山形 株式会社エフエム山形 株式会社さくらんぼテレビジョン	災害予防の放送に関すること。	1　気象予報、注意報、警報、特別警報及び災害情報等の放送に関すること。 2　救援奉仕活動及び奉仕団体等の活動に対する協力に関すること。	
庄内交通株式会社		災害時における自動車輸送の確保及び緊急輸送の実施に関すること。	
月光川水害予防組合	堤防・水門等の保護、水害予防に関すること。	水防活動に関すること。	
月光川土地改良区 日向川土地改良区	水門、水路、ため池及び農道、その他農業用施設の整備及び維持管理に関すること。	農地及び農業用施設の被災状況調査に関すること。	農地及び農業用施設の災害復旧事業に関すること。
酒田地区医師会十全堂		災害時における医療救護に関すること。	

⑻　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
遊佐町社会福祉協議会	ボランティア受入れ体制の整備に関すること。	災害ボランティアセンターの運営に関すること。	
遊佐町商工会		1　災害時における物価安定についての協力及び徹底に関すること。 2　救助用物資の確保についての協力に関すること。	復旧資材の確保についての協力及びあっせんに関すること。
庄内みどり農業協同組合 北庄内森林組合遊佐支所		共同利用施設の応急対策に関すること。	1　共同利用施設の復旧に関すること。 2　被災組合員に対する融資及びあっせんに関すること。
一般診療所・病院		1　災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること。 2　災害時における負傷者等の医療救護に関すること。	
一般運輸事業者		災害時における緊急輸送の確保に関すること。	
危険物関係施設の管理者		災害時における危険物の保安措置に関すること。	
一般建設業者		1　防災対策資機材、人員の確保に関すること。 2　障害物の除去等の応急復旧対策に関すること。	

第６章　計画の運用等

１　平常時の運用

⑴　防災ビジョン及び災害予防計画にもとづいた事務の遂行

ア　施策・事業の企画・立案段階での防災上の検討

各課は、各種施策・事業の企画・立案の段階において、当該施策・事業が防災ビジョン及び災害予防計画に合致したものとなっているかを点検し、問題がある場合は当該施策・事業の修正を行わなければならない。

このことを確実なものとするため、各課の施策・事業計画の立案に際しては、必ず以下の点を検討し、その結果を施策・事業計画書中に記載しなければならない。

(ｱ) 施策・事業により予想される防災上の問題

①　当該地域の地形地盤条件を考慮した施策・事業となっているか

ａ　施策・事業により、施設・設備の建設・改修等を伴う施策・事業の場合、施設・設備は耐災性（耐震性、耐水害性、耐土砂災害性）に問題はないか

ｂ　その施設・設備の利用者の安全に問題はないか

②　その施策・事業により、対策需要（防災ニーズ）を増加させることにならないか

（例）・障害物（バリアー）の増加

・要避難人口

・危険箇所・地域の増加・拡大

・危険箇所居住人口の増大

・防災力の低下

(ｲ) 施策・事業計画における防災上の効果等

施策・事業計画における防災上の効果あるいは防災面から配慮したこと。

イ　施策・事業の防災ビジョン及び災害予防計画にもとづく総合調整（総務課）

(ｱ) 総務課においては、各課の施策・事業計画が、防災ビジョン及び災害予防計画に照らして適当であるかどうか検討し、必要があれば原課に修正を求める。

(ｲ) 複数の課の施策・事業を組み合わせて行うことにより、防災ビジョンの要求を効果的・相乗的に達成することが可能なものも多い。総務課においては、このような視点から、各課の施策・事業を防災面から総合調整する。

（例）

・避難路の設置→防火性能の高い木々の植樹→町民の散歩道となるとともに、親しみやすくわかり易い避難路

・旧河道　→　遊水池機能を残すとともに、親水・遊水公園として利用

ウ　防災ビジョン及び災害予防計画に合致した施策・事業への優先的予算配分（財政担当課）

ア、イの検討・調整を経た施策・事業（あるいはその結果、災害予防計画に登載されているもの）に、優先的に予算を配分する。

⑵　災害応急対策計画及び災害復旧計画等への習熟及びマニュアル等の整備

発災時には、被害を最小限にとどめるために防災活動を展開することになる。防災活動は災害応急対策計画、災害復旧計画に沿って行われることから、防災活動の成否は、これらの計画の適否及び各担当課等の職員が担当することとなる活動計画への習

熟の程度によって左右されることになる。

そのため、関係する計画箇所については日頃から習熟しておくとともに、発災時にスムーズな計画運用を図るためのマニュアルを必要に応じて整備しておく。

⑶　防災会議への報告

各課等及び関係機関は、防災ビジョン及び災害予防計画に基づいた事務の遂行状況及び今後の目標・方針を毎年防災会議に報告するものとする。

２　発災時の運用

発災時には、応急対策計画、復旧計画等を積極的に活用し、被害を最小限にとどめるよう努める。

３　計画の修正

この計画は、災対法第 42 条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。各機関は関係ある事項について毎年３月末日までに計画の修正案を遊佐町総務課へ提出する。

４　計画の周知

この計画は遊佐町の職員及び関係行政機関、関係公共機関その他防災に関する重要な施設管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については住民にも広く周知徹底するものとする。

第２編　震災対策計画

第１章　災害予防計画

第１節　災害予防計画の基本方針

防災ビジョンを受けて、災害予防計画においては以下の方針を基本とする。

１　災害予防対策の重点の置き方

⑴　人命損失防止対策の重点的推進

地震災害時には、種々の人命損失危険が存在する。このような人命損失を除去・軽減するための災害予防対策を重視する。

とりわけ、倒壊により膨大な数の死傷者を発生させるとともに、応急対策需要の主要発生源になった老朽住家（被害）に対する対策を重視する。

⑵　重度の生活障害防止対策の推進

激甚な地震災害では重度の生活障害が広範囲に発生する。それを除去・軽減するための災害予防対策を推進する。

⑶　その他の重要対策の推進

(1)、(2)の対策を効果的に進めるためには、以下のア、イの対策に併せて取り組む必要がある（なお、(1)、(2)の中に既に含まれているものもある)。

ア　防災基幹施設の防災対策

過去の大規模震災では、役所、避難所、病院、警察署、消防署、消防水利、道路など防災上重要な施設が大きな被害を受け、防災活動に大きな支障を来したことに配慮し、防災基幹施設の防災対策を重視する。

イ　人的資源の発掘・活性化対策

過去の大規模震災は、行政機関だけでは大規模災害には対応できないことを改めて明らかにした。

そのため、行政機関における防災力の活性化はもちろんであるが、行政機関以外の人的資源（住民、事業所、各種ネットワークなど）の発掘・活性化を重視する。なお、この場合、(1)（人命損失防止対策）に関係する人的資源の発掘・活性化対策を特に重視する。

２　安全・安心なまちづくりのための土地利用基本方針

平成６年度に実施した防災アセスメントでは、町域における各種災害の危険度が、４段階（Ａ～Ｄ）（火山災害危険はＡ～Ｃの３段階）で評価されている（別添資料編の「遊佐町土砂災害警戒区域図」、「遊佐町洪水ハザードマップ（月光川・庄内高瀬川浸水想定区域図)」、「地震災害危険度図(液状化地図)」、「地震災害危険度図(津波浸水域予測図)」、「鳥海山火山防災マップ」を参照)

本町においては、この危険度を考慮して、下表に示す「安全・安心なまちづくりのための土地利用基本方針」にもとづいた土地利用を図る。

各課は、この方針に留意して対策を進めなければならない。

安全・安心なまちづくりのための土地利用基本方針

危険度ランク	安全・安心なまちづくりのための土地利用基本方針
A	原則として施設立地は避けるのが望ましく、農地や遊水・親水公園的な利用が望ましい。立地する場合には、耐災性（耐震、耐水）に十分な配慮が必要である。
B	施設立地は可能であるが、Aに準じて耐災性（耐震、耐水）に配慮する必要がある。
C	施設立地に適している。
D	施設立地に最も適している。

（注１）A（より危険）←→D（より安全）

（注２）例えば、ある災害の危険度がCランクであっても別の災害の危険度がAやBランクのこともありうるので注意のこと。

（注３）遊佐町防災アセスメントでは地震動の危険度概略図を示しているが、これは参考図として扱う。

第２節　各課等の災害予防事務

遊佐町の各課等は、以下の災害予防事務を行うものとする。

各課等の災害予防事務

課　等	災　害　予　防　事　務
総務課	1 防災会議に関すること。 2 各課施設・事業の防災面からの総合調整に関すること。 3 職員の防災研修とその効果の検証に関すること。 4 動員計画の立案とその実効性の検証に関すること。 5 幹部職員の初動体制整備に関すること。 6 急傾斜地崩壊対策事業に関すること。 7 生涯学習講座による町民に対する防災知識の普及に関すること。 8 庁内電話等通信施設の整備に関すること。 9 非常電源等電気施設の整備に関すること。 10 庁舎の安全対策に関すること。 11 職員の防災環境の整備に関すること。 12 関係施策・事業が地域防災性能の向上に寄与しているか、地域防災計画の考え方に反していないかの検証に関すること。 13 要配慮者避難支援計画に関すること。 14 災害応急対策計画、復旧計画等の習熟に関すること。 15 災害時の的確な活動方法・体制の整備に関すること。
企画課	1 避難所機能の整備に関すること。 2 所管施設の安全確保に関すること。 3 災害応急対策計画、復旧計画等の習熟に関すること。 4 災害時の的確な活動方法・体制の整備に関すること。
産業課 農業委員会	1 所管施設の安全確保に関すること。 2 災害応急対策計画、復旧計画等の習熟に関すること。 3 災害時の的確な活動方法・体制の整備に関すること。
地域生活課	1 防災的な土地利用計画の立案に関すること。 2 街路樹、公園施設の防災性能の向上に関すること。 3 防災公園の設置に関すること。 4 道路、橋梁の防災性能の向上に関すること。 5 建物等の耐震診断に関すること。 6 水道施設の耐震性の確保に関すること。 7 水道関係応援協定の締結・整備に関すること。 8 下水道施設の耐震性の確保に関すること。 9 火葬施設の耐震性の確保に関すること。 10 災害廃棄物仮置場の整備に関すること。 11 災害応急対策計画、復旧計画等の習熟に関すること。 12 災害時の的確な活動方法・体制の整備に関すること。
健康福祉課	1 安全な避難所の整備に関すること。

課　等	災　害　予　防　事　務
	2　高齢者用の避難所の整備に関すること。 3　要配慮者環境の防災性能の向上に関すること。 4　災害応急対策計画、復旧計画等の習熟に関すること。 5　災害時の的確な活動方法・体制の整備に関すること。
町民課	1　り災台帳の作成、り災証明書の発行に関すること。 2　災害応急対策計画、復旧計画等の習熟に関すること。 3　災害時の的確な活動方法・体制の整備に関すること。
教育課	1　児童及び生徒の生活環境、発達段階に対応した防災教育に関すること。 2　住民の防災教育に関すること。 3　高校における防災ボランティア教育・研修に関すること。 4　所管施設の安全確保に関すること。 5　災害応急対策計画、復旧計画等の習熟に関すること。 6　災害時の的確な活動方法・体制の整備に関すること。
議会事務局	1　災害応急対策計画、復旧計画等の習熟に関すること。 2　災害時の的確な活動方法・体制の整備に関すること。
出納室	1　災害応急対策計画、復旧計画等の習熟に関すること。 2　災害時の的確な活動方法・体制の整備に関すること。
消防団	1　所管施設の安全確保に関すること。 2　河川水位及び潮位の警戒監視に関すること。 3　水防倉庫及び水防資機材の点検に関すること。 4　河川海岸堤防等水害危険区域の巡視、警戒に関すること。 5　災害応急対策計画、復旧計画等の習熟に関すること。 6　災害時の的確な活動方法・体制の整備に関すること。

第３節　防災知識の普及計画

１　目的

町及び県等は、災害時応急対策の主体となる職員に行う防災教育及び地域住民の防災意識の向上を図るため、防災知識の普及・啓発について定める。

２　対策

町職員に対しては､防災の要として必要とされる知識･技術に関する防災教育を行う。

また、住民（町職員を含む）が、遭遇する可能性のある危険がどのようなものでありその危険にどのように対処するべきであるかを基本に据え防災知識の普及を図る。

対策の種類	担　当　課
職員に対する防災教育	総　務　課
住民に対する防災知識の普及	総　務　課
学校教育における防災教育	教　育　課
事業所等に対する防災知識の普及	総　務　課
防災対策上特に注意を要する施設における防災教育	総　務　課

３　職員に対する防災教育

災害の発生時には、職員個々の正確な状況判断が要求される。遊佐町職員をはじめ災害対策関係機関の職員の地震時における適切な判断力を養成し、自発的に責任をもって行動しうるよう以下の防災教育を行う。また､職場内における防災体制を確立するため、あらゆる機会を利用して地震教育の徹底を図るよう努める。

⑴　新任研修

あらたに職員として採用された者に対して、新任研修を実施する。研修は、通常の新任職員研修の一項目として行う。また､実施の内容は､おおむね次のとおりとする。

ア　遊佐町の災害特性、災害別・地域別危険度
イ　遊佐町の防災ビジョン
ウ　災害予防事務及び応急対策事務の概要
エ　町職員としての心構え
オ　初動時の活動要領
カ　防災行政無線の取扱方法

⑵　職場研修

職員に対し、防災関係法令、関係条例、市町村防災計画及び災害時の所管防災業務における個人の具体的役割や行動等ついて周知徹底するとともに、行動マニュアル等を作成し、災害発生時に備える。各職場においては、少なくとも年１回、防災訓練等に合わせて以下の項目について研修する。

ア　遊佐町の災害特性、災害別・地域別危険度
イ　遊佐町の防災ビジョン
ウ　各職場の災害予防事務及び応急対策事務の確認
エ　各職場の初動時の活動要領の確認

なお、災害時の担当職務が平常時の担当職務と著しく異なるとき、困難又は特殊な職務を担当する所属においては、所属長は、定期的に実技習得演習を実施しなければ

ならない。

⑶　その他の研修、講習会

その他必要に応じ、研修、講習会を実施するとともに、国、県等が実施する研修会等に関係職員を派遣する。

4　住民に対する防災知識の普及

大規模な地震が発生した場合には、すべての応急対策について行政が対応することが困難であり、住民自らの自主防災意識と行動が重要となることから、町は、防災訓練や啓発活動等を通して住民に対する防災知識の普及を図る。また、自主防災組織、各種団体、ボランティア等の活動並びに消防本部で実施する応急手当講習会など様々な機会を通じて防災知識と自助を基本とした防災意識の普及啓発を図る。

⑴　啓発内容

地震災害に備えた普段の心得や地震発生時の心得として、次の事項について啓発を行う。

ア　地震発生前の準備等についての啓発事項

(ｱ) 住宅の耐震診断や家具・ブロック塀等の転倒防止対策

(ｲ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

(ｳ) 最低３日間、推奨１週間分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄

(ｴ) 高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料等の備蓄

(ｵ) 家族が服用している医薬品の情報等の把握

(ｶ) 地域の災害史や危険情報の把握

(ｷ) 地震体験車や県防災学習館等による地震の疑似体験

(ｸ) 家族との避難場所の相談

イ　地震発生後の行動等についての啓発事項

(ｱ) 津波発生時の行動

(ｲ) 自動車運転時の行動

(ｳ) 地震発生時に危険になる箇所を踏まえた行動

(ｴ) 避難場所、避難経路

(ｵ) 応急救護の方法

(ｶ) 通信系統の適切な利用方法（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）

(ｷ) 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮

(ｸ) ライフライン途絶時の対策

(ｹ) 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮

(ｺ) ペットとの同行避難や避難所での飼養を想定したしつけの実施

⑵　啓発方法

町は、県と協力し、パンフレット、リーフレット等の配布や、防災ビデオ、防災学習館等の利用、ホームページの活用などを促進するとともに、住民を対象とした防災セミナー等の開催に努め、防災知識と自助を基本とした防災意識の啓発を推進する。

⑶　住民の責務

住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。

⑷　社会教育における防災教育

社会教育活動等における研修、集会、講座、出前講座などの機会を通じ、特に以下の内容に関する知識の普及に努める。なお、各まちづくりセンターの中には学習センターとしての機能に加えて、地区防災センターとしての機能も有しているものもあることから、防災ボランティアの養成を図る学習プログラムの提供や各種ボランティア活動に対する研修や支援を行う。

ア 救助・救出、出火防止・初期消火の方法

イ 見学（防災関係機関、施設ならびに防災展等の見学を行う）

ウ「赤ちゃんを取り巻く危険と両親の役割」（母子検診などの機会に）

エ「高齢化社会における安心安全な住まい方」（社会教育講座の中で）

5 学校教育における防災教育

⑴ 児童生徒等に対する防災教育

町は、防災教育を学校教育の中に位置付け、児童生徒等の発達段階に応じ、地震発生時に起こる危険や災害時の対応、地域の災害史等について理解させ、安全な行動をとれるよう次の事項に留意して教育する。

ア 児童・生徒の発達段階や学校種別、学校の立地条件等によって指導内容や指導方法を具体的に考え実施する。

イ 児童・生徒の発達段階に応じて、防災教育資材、学校安全資料を活用し指導すること。

ウ 自然体験学習、福祉体験学習及びボランティア体験学習等の実施により、「命の大切さ」「家族の絆」、「助け合う心」や「生きるたくましさ、勇気」等について指導する。なお、小学校高学年に対しては、応急救護等の防災ボランティア教育も行う。

⑵ 教職員に対する防災教育

ア 県・町教育委員会は、初任者研修、経験者研修等において、地震災害の基礎知識、児童生徒等の発達段階や地域の特性に応じた避難行動等に関する研修を行う。

イ 校長は、教職員が地震発生時に主体的に動けるよう各人の役割を明確にし、マニュアル等を用いて定期的に校内研修を実施する。

6 事業所等に対する防災知識の普及

大規模な地震等が発生した場合は、地域において事業所等との連携活動が重要となることから、町及び防災関係機関は、自衛防災体制の整備・強化指導を通して事業所等に防災知識の普及を図るとともに、地域との連携・協力体制の強化を促進する。

7 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育

⑴ 危険物等施設における防災教育

危険物、高圧ガス、その他の発火性又は引火性物品等の危険物品の保安管理施設の管理者は、災害時の応急対策について職員に周知、徹底するとともに、施設の特性を周辺住民に周知する。

⑵ 病院、福祉施設等における防災教育

病院や福祉施設の管理者は、平常時から通院・入院者及び入所者の状況を把握しておくとともに、職員及び施設利用者に対し避難誘導訓練を実施する等十分な防災教育を行う。訓練にあたっては、近隣の自主防災組織との連携や他の施設との連携を考慮

する。

⑶　ホテル等における防災教育

ホテルや旅館においては、宿泊客の安全を図るため、従業員に対し消防設備の適切な使用、避難誘導及び救出・救護等に重点をおいた教育を実施する。

第４節　地域防災力強化計画

１　目的

災害発生時においては、防災行政機関の能力をはるかに越える膨大な応急対策需要が発生し、公的機関による防災活動（公助）のみならず、地域住民及び企業（事業所）等による自発的かつ組織的な防災活動（共助）が極めて重要であることから、地域、企業（事業所）等における自主的な防災組織の育成・整備など地域防災力の強化方策について定める。

２　対策

対策の種類	担　当　課
自主防災組織の育成・強化 自主防災組織の活動 防災指導員の養成 企業等の自主防災体制の強化	消防本部･消防署 総　務　課

３　自主防災組織の育成・強化

本町の自治会の総数は 110 集落（約 4,800 世帯）であり、すべての自治会が自主防災組織を結成している。

町は、自治会等に対する指導・助言を積極的に行い、自主防災組織の育成・強化に努め、消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

また、自主防災組織の活動において中核的存在となる人材(以下「自主防災リーダー」)の育成を支援するため、自主防災リーダー研修会等を実施する。

⑴　事業計画

自主防災組織の活動強化に向けて、日常の訓練や話し合いの重要性を周知し指導、助言する。

具体的には、下記の事項を実施する。

ア　自主防災組織内の編成（情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班、給食・給水班等）

なお、編成にあたっては、次を留意するよう促す。

(ｱ) 女性の参画と昼夜間の活動に支障がないような組織編成の検討

(ｲ) 水防活動やがけ崩れの巡視等、地域の実情に応じた対応

(ｳ) 事業所等における自衛消防組織等や従業員の参加

(ｴ) 女性の参画と昼夜間の活動に支障がないような組織編成の検討

イ　自主防災組織の諸活動への支援

ウ　自主防災組織の実情に応じた防災計画書の作成指導

エ　自主防災組織への助成

⑵　防災資機材の整備等

町は、県が実施する「自主防災組織整備事業」、財団法人自治総合センターが実施する「地域防災組織育成助成事業」等を積極的に活用し、自主防災組織に対し防災資機材の整備を促すよう努める。

⑶　地区自主防災組織連絡協議会の設立

町は、地区における防災活動拠点としての各地区まちづくりセンターの設置・整備に併せ、それぞれの自主防災組織、災害ボランティア支部、婦人防火クラブ等の協調・交流を推進し、災害時の活動の円滑化を図るため、地区自主防災組織連絡協議会の設置を検討する。

4　自主防災組織の活動

大規模災害時に防災行政機関の活動が遅滞するような事態に対し、被害の防止・軽減を図るため、「自分の命は自分で守る」をスローガンに、隣近所、自主防災組織が平常時及び災害発生時のそれぞれの役割を自覚し、備えを図っておく必要がある。

⑴　平常時の自主防災組織の活動

ア　防災に関する知識の普及

イ　防災関係機関、隣接の自主防災組織等との連絡

ウ　地域内における危険箇所(山崩れ、がけ崩れ、危険物施設及び延焼拡大危険地域等)の点検

エ　地域内における消防水利(消火栓、小川、井戸等)の確認

オ　家庭内における防火、防災等についての啓発活動（特に、出火防止措置と家具等の転倒落下防止措置の推進)

カ　地域内における情報の収集・伝達体制の確立

キ　避難場所・ルートの確認と安全性のチェック及び医療救護施設の確認

ク　火気使用設備・器具等の点検

ケ　防災用資機材等の備蓄及び管理

コ　各種防災訓練(情報収集・伝達訓練、初期消火訓練、避難訓練、救出・救護訓練等)の実施等

サ　在宅の要配慮者に関する情報の把握等

⑵　災害発生時の自主防災組織の活動

ア　出火防止（ガス元栓閉栓呼びかけ等）及び初期消火活動の実施

イ　地域住民の安否の確認

ウ　負傷者・生き埋め者の救出、負傷者搬送の実施及びその協力

エ　地域内における被害状況等の情報の収集・伝達

オ　地域住民に対する避難勧告・指示の伝達

カ　津波からの避難の呼びかけ・避難誘導活動の実施

キ　要配慮者の避難活動への支援

ク　避難所の開設、避難生活の指導、避難所の運営への協力

ケ　給食・給水活動及びその協力

コ　救助物資等の配布及びその協力

サ　他地域への応援等

⑶　その他

自主防災組織は、次により、婦人防火クラブ等、他の民間防火組織及び民生委員・児童委員や社会福祉協議会等の関係団体と連携を図る。

ア　婦人防火クラブとの一体的な活動体制づくり

イ　民生委員・児童委員と連携した要配慮者支援の実施

5　住民が主体となった地区防災計画の作成と地域防災計画への反映

⑴　自発的な防災活動の推進

自主防災組織など一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として遊佐町防災会議に提案するなど、町と連携して当該地区の防災活動を行う。

⑵　地区防災計画の設定

町は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定める。

6　防災指導員の養成

町の担当者だけでは、人材育成の取組には限界があるため、その活動をサポートし、防災の核となるひとづくりを手伝うスタッフ＝防災指導員(ボランティア)を養成する。

具体的には、消防本部・消防署と連携し、消防団員、婦人防火クラブ員を中心として防災研修会を開催すると共に、修了者が地域住民を指導する体制づくりをするものとする。

7　企業等の自主防災体制の強化

町は、県と協力し、企業（事業所）等における自衛消防組織の整備促進及び事業継続計画（ＢＣＰ）の策定促進を働きかけるとともに、企業と協力し地域防災力の向上に努める。

⑴　自衛消防隊との協力体制の整備

消防資器材を装備した自衛消防隊を設置している事業所と地震時の協力体制について検討する。

⑵　企業等における事業継続計画の策定促進

企業等は、災害時における企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において事業継続計画（ＢＣＰ）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備や事業所の耐震化・耐浪化、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取り組みを通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る事業に従事する企業は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

町は、企業における事業継続計画（ＢＣＰ）の策定が促進されるよう普及啓発を図るとともに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

⑶　企業等における帰宅困難者対策の促進

町は、災害時において公共交通機関が運行を停止するなど自力で帰宅することが困

難な従業員等に対し、一定期間事業所等内に留めておくことができるよう必要な物資の備蓄等を促す。

⑷　各種関係団体・事業所等との協力体制の整備

災害応急対策計画に示す各種関係団体等と関係部課との間で、平常時から連携を密にしておくとともに、協力体制等を整備しておく。特に、重要な活動を担うことになる団体等は、防災会議のメンバーに加えたり、協定締結等により協力体制を整備しておく。

第５節　ボランティア受け入れ体制整備計画

１　目的

災害応急対策を迅速的確に実施するためには、ボランティアとの連携協力、労務者の雇上げ、必要な場合における近隣の者の協力等が必要となる。その活動を円滑に行うための体制を平常時から整備しておく。

大規模な災害が発生し、被災者に対する救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合等に、重要な役割を担うことが期待される災害ボランティアについて、受入体制及び活動環境の整備について定める。

２　対策

対策の種類	担　当　課
ボランティアとの連携要領等への習熟	健康福祉課 社会福祉協議会
一般ボランティア	
専門ボランティア	

３　ボランティアとの連携要領等への習熟

第２章「災害応急対策計画」第 20 節「ボランティアとの連携、労務者の雇用等」に示された活動の要領・内容に習熟しておく。

４　一般ボランティア

⑴　活動分野

一般ボランティアとは、被災者の生活支援を目的に、専門知識、技術等を必要としない自主的な活動をいう。一般ボランティアの関与が効果的と考えられる主な活動分野は次のとおりである。ボランティアへ依頼する活動内容について、以下を参考に、あらかじめ検討しておく。

ア 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
イ 救援物資、資機材等の配分・輸送
ウ 家財の搬出、家屋の片付け、瓦れきの撤去
エ 災害情報、生活情報等の収集・伝達
オ 被災者の話を聞く傾聴活動

⑵　受入体制の整備

町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、社会福祉協議会、日本赤十字社、ＮＰＯ、ボランティア関係機関・団体等と相互の連携を図り、災害時におけるボランティアの受入体制を整備する。

ア 健康福祉課と遊佐町社会福祉協議会が共同で受け付ける体制の整備
イ 社会福祉協議会によるボランティアコーディネーターの養成
ウ 町災害ボランティアセンターの設営に係る指針及びマニュアル等の点検、整備
エ 町災害ボランティアセンターの運営者等の養成及び登録
オ 町災害ボランティアセンターの設置場所、運営資機材等の確保
カ ボランティア保険の普及啓発及び加入促進

５　専門ボランティア

⑴　活動分野

専門ボランティアとは、通常は関係機関の要請に基づき、行政・企業・民間団体から派遣される専門知識、技術等を必要とする自主的な活動をいう。専門ボランティアの主な区分等は次のとおりである。

医療ボランティア、介護ボランティア、手話通訳・要約筆記ボランティア、外国語通訳ボランティア、砂防ボランティア、水防協力団体(ボランティア)、被災建築物危険度判定ボランティア、消防ボランティア、通信ボランティア、宅地危険度判定ボランティア、緊急点検、被害調査ボランティア、動物救護ボランティア、ダイバー（津波による行方不明者の捜索などの場合）

⑵　受入体制の整備

町において担当窓口が定められている活動項目は、所管課が受け付け、担当窓口が定められていない活動項目は、健康福祉課が担当する。

また、町内及び近隣市町村の公共施設等をボランティアの宿泊施設として考慮しておくとともに、ボランティア保険へ加入を検討する等、ボランティアの事故に対する補償について検討しておく。その他、活動にともなう材料費等の負担について検討しておく。(平常時から県との協議を行う)

⑶　専門ボランティア（特殊技能者）の登録

防災活動上有用な、特殊の技能を有した者（例：建物応急危険度判定士、看護師経験者、アマチュア無線技術者、大型運転免許所持者、通訳、システムエンジニア等）で、災害時の協力を得られる者については、専門ボランティアとして登録しておく。

また、災害応急対策計画に示す各種関係団体等と関係部課との間で、平常時から連携を密にしておくとともに、協力体制等を整備しておく。

第６節　防災訓練

１　目的

防災活動要領への習熟、防災関係機関の連携の強化、防災意識の高揚、技術の習得、さらには防災計画（特に、応急対策計画）の実効性の検証を行うため、防災訓練について定める。

２　対策

対策の種類	担　当　課
基礎的訓練	総　務　課 消　防　団 消防本部・消防署
総合防災訓練等	
その他の訓練	
防災対策上特に注意を要する施設における防災訓練	
訓練準備段階での課題及び訓練結果の地域防災計画等への反映	総　務　課

３　基礎的訓練

⑴　応急対策計画確認訓練

応急対策計画の実効性の確認を主眼とした訓練で、各課においては、応急対策の流れ、情報連絡系統（連絡窓口）等の確認を行う。

また、協定締結先機関の協力を得て、協定内容とその実効性、協定先担当者等の確認を行う。

訓練形態としては、イメージトレーニング、図上演習、連絡窓口確認訓練等は、比較的容易に取り組める上に訓練効果が大きいため、積極的に取り組む。

⑵　初動対応訓練（参集訓練を含む）

初動活動の成否が、その後の応急対策活動を大きく左右することを考慮し、以下の点に留意した訓練を実施する。

ア　初動対応期の事務分掌に習熟させる。

初動期の活動は原則として人命損失の防止活動に勢力を集中することを前提とし、各人はどのような役割を担うべきかを災害応急対策計画に示された「初動時事務分掌」に沿いながら具体的に認識させる。

イ　勤務時間内と勤務時間外発災の相違と問題点を認識させる。その結果、どのような活動方法が必要かを具体的に認識させる。

(ｱ) 勤務時間内発災の場合

・家族の安否や自宅の被害状況が把握できないことに対処するため普段から心掛けておくことを認識させる。

・町外勤務のため、昼間、地域にいる消防団員が少ないなどの条件のもとで、どのような活動方法が適切であるかなどについて認識させる。

(ｲ) 勤務時間外発災の場合（参集訓練を含む）

勤務時間外においては早期に体制を確立することが重要であり、参集訓練などの必要がある。職員が参集するまでに実施するべき意思決定や活動を整理しておき、重要な事項は参集途上（あるいは参集しなくても）意思決定可能なような体制が必要であることも認識させる。

⑶　救出救助訓練

倒壊家屋により膨大な人々が生き埋め状態で閉じ込められる状況に的確に対処するため、多数の職員・住民の参加を得た救出救助訓練を実施する。

⑷　人命危険に関する情報の収集伝達訓練

大震災では、町内に膨大な要救出現場等が発生することが予想され、本訓練は、人命危険に関する情報を迅速・的確に把握・集約し、必要な意思決定（地域の防災力の救出現場への集中、広域応援要請、自衛隊の派遣要請など）に反映させうるかを確認することを目的に実施する。

⑸　通信訓練

ア　無線設備の運用及び応急復旧訓練

災害時においては、有線通信、無線設備も被害を受け、通信の途絶が予想される。

このような事態に対処し、通信の円滑な運用を確保するため機器の操作習熟に努めるとともに、町民、各機関ごと及び複数の他機関との間において、情報の収集及び伝達の要領、並びに通信設備の応急復旧等についての訓練を実施する。

(ｱ) 本部と各施設、学校、防災関係機関との情報伝達訓練

(ｲ) 防災行政無線（同報系）の避難勧告等伝達訓練

(ｳ) 通信設備の応急復旧等についての訓練

イ　加入電話の運用及び応急復旧訓練

庁内に設置されている災害時優先電話の活用方法についてＮＴＴへの要請方法を確認する。

４　総合防災訓練等

⑴　総合防災訓練

町は防災関係機関・団体、住民等の協力を得て、基礎訓練を組み合わせた、総合的な訓練を実施する。

⑵　国、県その他関係機関の実施する訓練

国、県その他関係機関が実施する訓練には積極的に参加し相互の連絡を密にするとともに、大災害発生の際の混乱と被害を最小限に防除し得るよう努める。

５　その他の訓練

⑴　地域防災訓練

自主防災組織、防災ボランティア、事業所等を単位とする訓練及び複数の組織の連合による訓練を消防署、消防団等の協力のもとに実施する。

また、町は、自主防災組織が行う各種訓練を充実させるため、多様な世代が参加できるような環境の整備などを行い、町の防災訓練に自主防災組織を参加させるとともに、平素から自主防災組織に対して積極的に訓練の技術指導を行う。

【主な訓練内容】

ア 出火防止・初期消火訓練

イ 救出救助訓練、応急救護訓練

ウ 津波からの避難訓練

エ 要配慮者の安否確認・移送訓練

⑵　幼稚園・保育園、小、中学校の防災訓練

学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を策定し、的確な対応を確保する。教育課・消防関係機関等の指導のもとに、職員、保護者を含めて定期的に訓練を行う。

ア　児童・生徒（園児）

(ｱ) 児童・生徒（園児）の生活圏に存在する地震・津波時の危険及び対処方法

(ｲ) 災害に対して、沈着、冷静、敏速に行動することの意味や必要性を理解させ、身の安全を守る動作と方法を身につけさせる。

(ｳ) 集団行動を通して、規律と協力の精神を養い、積極的な協力と実践する態度を育てる。

イ　教職員

(ｱ) 児童・生徒（園児）の生活圏に存在する地震・津波時の危険及び対処方法

(ｲ) 教職員の役割

ウ　保護者

(ｱ) 児童・生徒（園児）の生活圏に存在する地震・津波時の危険及び対処方法

(ｲ) 保護者の役割

６　防災対策上特に注意を要する施設における防災訓練

危険物等施設及び病院・福祉施設及びホテルや大規模小売店舗等不特定多数の者が利用する施設等の管理者は、予防規定又は消防計画に基づき、避難誘導や初期消火等の訓練を実施する。

特に、病院・福祉施設には、病人、けが人、高齢者及び障がい者等の要配慮者が多数在所していることから、施設の管理者は、町及び消防等の防災関係機関との緊密な連携のもとに、情報伝達訓練を取り入れた訓練を実施する。

７　実践的な訓練の実施と事後評価及び地域防災計画等への反映

町及び防災関係機関は、訓練を行うにあたって、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

町及び防災関係機関は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題を明らかにし、必要に応じ訓練内容の改善を行うとともに、次回の訓練へ反映させるようにする。

第７節　避難体制整備計画

１　目的

地震による災害は、火災等の二次災害と相まって大規模かつ広域的になるおそれがあることから、地域住民等を安全な場所に計画的に避難させるために、避難体制の整備について定める

２　対策

対策の種類	担　当　課
避難場所及び避難所の指定と事前周知	全　　課
避難勧告等発令判断基準の明確化	総　務　課
避難所等に係る施設、設備、資機材等の明確化	総　務　課 企　画　課
要配慮者の避難支援計画	健康福祉課
避難誘導体制の整備	教　育　課
防災上特に注意を要する施設の避難計画	総　務　課
福祉避難所の指定	健康福祉課

３　避難場所及び避難所の指定と事前周知

町は、震災による住家の倒壊等により住民が生活の本拠を失った場合又は避難が長期にわたる場合を考慮し、避難場所(公園、緑地、グランド)及び避難所(体育館、まちづくりセンター及び学校等の公共施設等)を対象に、その管理者(設置者)の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所(以下「避難所等」という。)について、必要な数、規模の施設をあらかじめ指定し、地域防災計画に定めるとともに、住民への周知徹底を図る。

⑴　避難所等の定義

ア　指定緊急避難場所

災害による危険から避難してきた住民等が、危険が去るまで、又は避難所へ移動するまでの間、一時的に滞在するために利用する公園、緑地又は学校等のグランド等であり、法の基準を満たし、かつ地域防災計画で指定した場所とし、町では 27 箇所を指定している。

イ　指定避難所

家屋の倒壊､焼失等で被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者を体育館、まちづくりセンター及び学校等の公共施設に避難させ、一定期間保護するための施設であり、法の基準を満たし、かつ地域防災計画で指定した施設とし、町では 20 箇所を指定している。

⑵　避難所等の指定

町は、避難所を指定するにあたり、次の事項に留意する。

ア　指定緊急避難場所については、災害種別に応じて、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが

可能な管理体制等を有するものを指定すること。

イ　指定避難所については、以下の事項を満足する施設を指定すること。

・避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有する。

・速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する。

・避難所の開設が必要となった場合に、迅速に開設を行うことが可能な管理体制等を有する

・災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にある。

・水害や土砂災害等の発生が想定されない区域に立地する。又は、災害の発生が想定される区域であっても、災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者を滞在させることが可能である施設

なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。

ウ　地区別に指定し､どの地区の住民がどの場所に避難すべきか明確にするとともに、高齢者、乳幼児及び障がい者等が歩いて避難できる程度の近傍に確保すること。

また、一旦避難した避難所等に更に危険が迫った場合に、他の避難所等への移動が容易に行えることや、救急搬送及び物資輸送体制（救援・輸送用のヘリコプター離着陸等）等を考慮した避難圏域を設定すること。

エ　発生が想定される避難者（大規模災害時における帰宅困難者や断水、停電等による避難者を含む）をすべて受け入れられる面積を確保すること。また、海水浴場やスキー場等観光客の多い地域では、これらの観光客の収容も考慮して避難所等を整備すること。

《参考》 阪神・淡路大震災の事例や他県の整備状況では、避難場所で１～２㎡／人程度、避難所で３㎡／人程度が目安とされている。

オ　延焼、地すべり等二次災害の危険性のないこと。避難所は十分な耐震強度を確保すること。

カ　都市公園等を避難所等に指定する場合は、火災が発生した場合の輻射熱を考慮した広さを確保すること。

キ　危険物を取り扱う施設等が周辺にないよう配慮すること。

ク　人員・物資の輸送用車両が直接乗り入れられるよう、広幅員の道路に面するか、十分な幅員のアプローチを確保するよう努めること。

ケ　避難所予定施設は、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらう等、避難を開始した場合に直ちに開設できる体制を整備すること。

コ　避難所等の指定場所は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の外とすること。但し、やむを得ず土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内に避難所等を指定する場合は、土砂災害に対する安全が確保できる複数階の頑強な建物とすること。

サ　学校を避難所等として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮すること｡学校施設の避難所等としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所等となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図ること。

シ　指定避難所の学校等の建築物において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備

等を進めること。

⑶　避難路の安全確保

町は、避難所等に至る避難路の安全を確保するため、次の事項に留意する。

ア　避難所等へ至る主な経路となることが予想される複数の道路について、十分な幅員の確保と延焼防止、がけ崩れ防止等のための施設整備に努めるとともに土砂災害発生(予想を含む)の有無をあらかじめ点検し、その結果を住民に周知すること。

イ　その他の道路についても、道路に面する家屋や建造物等が被災した場合に避難の支障となる箇所の有無をあらかじめ点検し、その結果を住民に周知すること。

ウ　避難経路の設定に当たっては、住民の意見を反映したものとすること。

⑷　避難所等及び避難方法の事前周知

町は、避難所等及び避難路を指定(変更)したときは、次の方法等により住民に周知徹底を図る。

ア　避難誘導標識、避難地案内板等の設置

町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するとともに、避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

また、国は、訪日外国人向けの周知について十分配慮する。

イ　広報誌、防災マップ、チラシ配布

防災マップの作成にあたっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

ウ　ホームページへの掲載

エ　防災訓練等の実施

町は、マニュアルの作成、訓練を通じて、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等の普及に当っては、住民等が主体的に避難所を運営できるよう配慮するよう勤めること。

なお、以下の内容については、特に周知徹底に努める。

(ｱ) 指定緊急避難場所と指定避難所の役割に違いがあること。

(ｲ) 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定されていること。

(ｳ) 避難の際には、発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること。

(ｴ) 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合は、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当な場合があること。

⑸　公共用地の活用

県及び町は、公共用地について、避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地・国有地の有効活用を図る。

4　避難勧告等発令体制の整備

⑴　判断基準の明確化

町は、災害時に適切な避難勧告等ができるようあらかじめ明確な判断基準の設定に努めるものとする。

また、避難勧告等の発令判断、伝達を適切に実施するため、判断基準や伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。

⑵　国や県との連携

町は、避難勧告又は指示及び土砂災害についてはそれらの解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

5　避難所等に係る施設、設備、資機材等の整備

町は、避難所等及び避難路について、その管理者(設置者)と十分調整を図り、次のとおり施設、設備及び資機材等の整備に努める。

⑴　避難所及び避難路の耐震化

⑵　断水時でも使用可能なトイレ、非常用電源設備を備えた校内放送・照明設備、電話不通時や輻輳時にも使用可能な衛星携帯電話等の通信機器、放送設備等避難者への情報伝達に必要な設備等の整備

⑶　地域完結型の備蓄施設(既存施設のスペースも含む)の確保並びに給水用資機材、炊き出し用具（食料及び燃料）及び毛布等の生活必需品のほか積雪期・寒冷期を考慮した暖房器具の配備

⑷　要配慮者等に配慮した避難所等への誘導標識の整備と避難施設の空調､洋式トイレ、障害者用トイレ、スロープ等バリアフリー化等の環境整備

⑸　避難生活が長期化することに備え、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーションや冷暖房機器の増設・配備をはじめとする環境の整備

⑹　更衣室等のスペース確保等の男女のニーズの違い等に配慮した施設の環境整備

6　避難行動要支援者の避難支援計画

町は、避難行動要支援者の避難支援体制を支援するため、避難行動要支援者支援プランを作成するものとする。

7　避難誘導体制の整備

町は、避難勧告等が発令された場合に住民が迅速かつ安全に避難できるような避難誘導体制を整備する。

特に、高齢者、障がい者等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等多様な主体の連携や協力を得ながら、平常時より要配慮者に関する情報の把握・共有に努め、情報伝達体制や避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図る。

8　防災上特に注意を要する施設の避難計画

⑴　多数の要配慮者が利用する施設

学校、幼稚園、保育園、認定こども園、病院及び社会福祉施設の管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるとともに、次の事項を考慮し、あらかじめ避難計画を策定しておく。

ア　地域の実情に応じた避難所等(町指定の避難所等)、避難経路、誘導およびその指示伝達の方法

イ　入院患者及び自力避難の困難な要配慮者等の避難誘導方法並びに自主防災組織・事業所等との協力体制

ウ　集団的に避難する場合の避難地等の確保、保健衛生対策及び求職の実施方法
エ　災害時における施設利用者の受入に関する他施設との協定等
オ　保護者等への安否の連絡及び引き渡し方法

⑵　不特定多数の者が利用する施設

高層建築物、百貨店等大規模小売店舗、興行場、ホテル、旅館、駅その他不特定多数の者が利用する施設の設置者又は管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止対策を講じるなどを考慮し、避難計画を策定しておく。

⑶　地下空間を有する施設

地下通路など地下空間を有する施設の管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるとともに、次の事項を考慮し、あらかじめ避難計画を策定しておく。

ア　利用者の施設外への安全な避難手段の確保
イ　利用者に対する地下空間が有している危険性の周知

９　福祉避難所の指定

町は、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等を福祉避難所として指定するように努める。

⑴　相談等にあたる介護員等の配置（概ね１０人の対象者に１人）
⑵　高齢者、障がい者等に配慮したポータブルトイレ等の器物の整備
⑶　日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材の整備

10　近隣市町村における指定緊急避難場所の指定

町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設ける。

第８節　要配慮者対策

１　目的

災害発生時に、自力避難等が困難な状況に置かれる高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、児童、妊産婦及び外国人等のいわゆる要配慮者を適正に避難誘導するため、町、防災関係機関、社会福祉施設、医療施設、自主防災組織、地域住民等が連携した支援体制の整備など要配慮者の安全確保対策について定める。

２　対策

対策の種類	担　当　課
在宅の要配慮者対策	健康福祉課 総　務　課
社会福祉施設等における要配慮者対策	
外国人の安全確保対策	

３　在宅の要配慮者対策

⑴　避難行動要支援者支援体制の確立

ア　地域コミュニティの形成等

迅速な避難行動が困難で何らかの支援が必要な要配慮者(以下「避難行動要支援者」という。)を災害から守るためには、地域社会の人々が互いに助け合う気運が醸成されていることが必要であり、地域コミュニティの形成が避難行動要支援者の安全確保の基盤となる。このため、県及び町は、地域の自治会組織、機種防災組織、消防団、社会福祉協議会、老人クラブ及び民間ボランティア団体等による避難行動要支援者に対する声かけ運動、安否確認等の住民相互援助活動に対する支援に努めるものとする。

イ　避難行動要支援者情報の把握・共有

町は、地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

(ｱ) 町は、保健医療福祉サービスの提供・相談、各種相談員や関係団体からの情報収集等を通じ、避難行動要支援者情報の把握に努める。

生活状況の把握にあたっては、民生委員・児童委員及び区長等と十分連絡を取るとともに、本人・保護責任者等の同意を得る等個人情報の取扱いに配慮する。

(ｲ) 町は、地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映するものとなるよう、定期的に更新する。

(ｳ) 町は、避難支援等に携わる関係者として地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図るものとする。その際、名簿情報の漏

えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

ウ　避難支援等関係者となる者

避難行動要支援者の避難支援にはマンパワー等の支援する力が不可欠であるが、地域によっては異なるのが実情である。町では次の関係機関等を想定している。

(ｱ) 酒田地区広域行政組合消防本部
(ｲ) 酒田警察署
(ｳ) 遊佐町消防団
(ｴ) 民生児童委員
(ｵ) 遊佐町社会福祉協議会
(ｶ) 遊佐町地域包括センター
(ｷ) 自主防災組織及び住民自治の会

エ　避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者は、次のいずれかに該当する在宅の者とする。

(ｱ) 75 歳以上の高齢者のみの世帯に属する者
(ｲ) 要介護 3～5 の認定を受けている者
(ｳ) 重度の身体障がい者（児）及び重度の知的障害者（児）
(ｴ) 精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持する者
(ｵ) 自主防災会又は自治会が必要と認めた者
(ｶ) その他町長が必要と認めた者

オ　避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

(ｱ) 氏名
(ｲ) 生年月日
(ｳ) 性別
(ｴ) 住所又は居所
(ｵ) 電話番号その他の連絡先
(ｶ) 避難支援等を必要とする理由
(ｷ) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

カ　避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報及びその入手方法

(ｱ) 役場内部での情報の集約

避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、総務課、健康福祉課及び町民課の関係各係で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約する。

(ｲ) 県からの情報の取得

難病患者に係る情報等、町で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、知事に対し、書面をもって情報提供を求める。

キ　避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、町は避難行動要支援者の把握に努め、6 月ごとに名簿情報を更新するものとする。

ク　避難支援関係者への事前の名簿情報の提供

避難行動要支援者名簿は平常時から避難支援者等関係者に提供され、共有されていることで、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、

町は、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に避難行動要支援者の名簿情報を提供する。

なお、名簿情報の提供に際しては、避難支援者等関係者が適正な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(ｱ) 名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限定して提供

(ｲ) 避難支援等関係者個人の災害対策基本法に基づく守秘義務を周知徹底

(ｳ) 受け取った名簿の保管方法（施錠保管等）、無用な複製の禁止、閲覧者の限定等の指導

(ｴ) 名簿の提供先が団体である場合には、名簿の管理者と取扱者を限定

(ｵ) 名簿の取扱状況についての定期報告の実施

(ｶ) 名簿の管理者及び取扱者に、町が実施する個人情報の取扱いに関する研修実施

⑵ 避難行動要支援者避難支援プランの作成

町は、災害発生時に避難行動要支援者の避難が円滑に行われるよう、避難行動要支援者に関する情報を基に、避難行動要支援者避難支援プラン(全体計画・個別計画)を作成する。

なお、避難行動要支援者避難支援プランの個別計画については、作成後も登録者及び計画内容を適宜更新することにより、実績に応じた実態把握に努める。

⑶ 情報伝達、避難誘導体制の整備

ア 情報伝達体制の整備

町は、避難行動要支援者の特性に応じ、実効性のある情報伝達体制を整備する。

イ 避難支援者の明確化

町は、自治会組織、自主防災組織、消防団、民生児童委員等福祉関係者等と連携し、個々の避難行動要支援者への情報伝達や避難誘導を支援する避難支援者の明確化を図る。

ウ 情報伝達機器の整備、標識の整備等

町、福祉関係者等は、避難行動要支援者の特性に応じた情報伝達機器の整備・導入を推進する。また、県及び町は、避難行動要支援者からの情報伝達が迅速かつ円滑に行われるような体制を整備するとともに、外出中の避難行動要支援者の避難が容易となるよう、道路等の要所に避難場所への誘導標識等を設置するよう努める。

エ 近隣住民等の役割

町は、避難支援者、自治会組織、自主防災組織、民生児童委員等が協力して、避難行動要支援者への情報伝達､避難誘導を実施できるよう共助意識の向上に努める。

⑷ 避難行動要支援者に適した避難所等の確保

町は、避難所を指定する際には、避難行動要支援者の利用に配慮し、極力バリアフリー化された施設を選定するよう努める。

また、避難行動要支援者の中には避難所での生活が物理的に困難な者や、一般の被災者との共同生活が困難な者が出てくることが想定されるため、避難行動要支援者の特性等に配慮した福祉避難所の指定を推進する。

⑸ 防災教育、防災訓練の実施

町は、避難行動要支援者及び避難支援者に対して、次により防災教育及び防災訓練を実施するよう努める。

ア　避難行動要支援者へのパンフレットの配布等による防災知識の普及
イ　広報誌等による避難行動要支援者支援の啓発、知識の普及等
ウ　避難行動要支援者の避難訓練を組み入れた防災訓練の実施

⑹　公共施設等の安全性強化

国、県及び町は、災害発生時における避難行動要支援者の利用を考慮して、その安全を確保するため、、公共施設等のバリアフリー化に努める。

⑺　防災資機材等の整備

県及び町は、実情に応じ、避難行動要支援者の家庭、自治組織及び地域の自主防災組織等において、移動用の担架、ヘルメット並びに常備薬・貴重品等を収める緊急避難セット等の防災資機材等の整備が促進されるよう取り組む。

⑻　町の体制整備

町は、避難行動要支援者に関する情報の収集、避難行動要支援者支援プランの策定、避難行動要支援者に対する情報伝達及び避難支援を的確に実施するため、福祉関係部局を中心とした横断的な組織として避難行動要支援者支援班を設ける。

4　社会福祉施設等における要配慮者対策

社会福祉施設や幼稚園・保育園には、寝たきり高齢者、障がい者、あるいは乳幼児といった災害発生時には自力で避難できない人々が多く入所通所しており、これらの人々の安全を図るためには日頃から充分な防災対策を講じておくことが必要である。

⑴　社会福祉施設等の管理者は、次により施設における災害予防対策を推進する。

ア　防災体制の整備

(ｱ)　自衛消防組織の設置

防火管理者のもとに、施設の職員により構成する自衛消防組織を設置し、必要に応じて、情報班、消火班、救出・救護班、安全指導班及び応急物資班等を置き、防災業務を担当させる。

(ｲ)　職員動員体制の確立

災害発生時に職員を迅速に参集させるため、職員の緊急連絡体制及び初動体制を整備する。

また、夜間における災害の発生等も考慮し、入(通)所者の状況及び建物の構造等を総合的に勘案して、夜間における職員の配置体制を整備する。

(ｳ)　情報連絡、応援体制の確立

消防署等との非常通報装置(ホットライン)の設置に努めるほか、必要に応じて、消防、警察、医療機関及び近隣施設等との連絡会議の設置や、災害時の施設利用者の受入に関する事前の取り決めなどにより、災害発生時の救助・協力体制の整備に努める。

また、地域住民、民間ボランティア団体及び近隣施設等から、災害発生時における施設入所者の避難等について応援が得られるよう、普段から協力関係の構築に努める。

イ　社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立

近隣施設との相互応援協力体制を整え、日頃から受け入れ可能な余裕スペースの確保に努める。

ウ　防災教育、防災訓練の実施

職員及び入(通)所者に対し、日頃から防災意識の啓発に努めるとともに、地域の自主防災組織、消防機関等の協力、参加を得て、自力避難困難者の避難誘導や救出・救護訓練等を重点とした防災訓練を実施するよう努める。

また、被災状況等により、施設に長くとどまれない等のため、入（通）所者の避難誘導の対応に加え、必要に応じあらかじめ保護者等との間で災害の規模や状況によって引渡しの基準や条件を詳細に決めておく。

エ　施設、設備等の安全性強化

建築基準法による新耐震基準施行(昭和 56 年)以前の施設について耐震診断を実施し、必要に応じて計画的な改修に努める。

オ　食料品等の備蓄

社会福祉施設等の管理者は、地震災害に備えて、２～３日分の食料品・飲料水、慢性疾患用医薬品、高齢者・障がい者用仮設トイレ、避難用テント、福祉用具及び避難生活用具等を備蓄するとともに、必要に応じて井戸、耐震性貯水槽及び備蓄用倉庫、非常用電源設備等の整備に努める。

カ　災害時における避難行動要支援者の受け入れ体制の整備

災害時に避難行動要支援者を緊急に受け入れられる体制の整備に努める。

⑵　県及び町は、次により社会福祉施設における災害予防対策を支援する。

ア　社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立

災害発生時における緊急入所並びに社会福祉施設等の被災に伴う転所等に備えるため、施設相互間のネットワークの形成に努める。

イ　防災教育、防災訓練への支援

社会福祉施設等の管理者が実施する防災教育、防災訓練の支援に努める。

ウ　避難行動要支援者の受け入れ体制の整備

社会福祉施設等が避難行動要支援者を緊急に受け入れた場合に支援する体制の整備を図る。

５　外国人の安全確保対策

⑴　情報伝達、避難誘導体制の整備

国境を越えた社会経済活動が拡大し、在日、訪日外国人が増加している。県及び町は、訪日外国人旅行者等への情報伝達体制の整備に努めるとともに、町内の外国人の円滑な避難誘導体制の構築に努める。

⑵　防災教育、防災訓練の実施

県及び町は、国際交流関係団体、民間ボランティアの協力を得て、日本語の理解が十分でない外国人のために、外国語及びやさしい日本語で記述した防災に関するパンフレット等を作成・配布する等、外国人に対する防災知識の普及に努める。

⑶　案内表示板等の整備

町は、避難場所や避難経路の表示等、災害に関する案内板等について、多様な言語での併記標示を進め、外国人にも分かりやすい案内板等の設置に努める。

⑷　災害ボランティアの養成

県及び町は、外国人を対象とした専門の災害ボランティアを養成し、派遣体制を整備するとともに、隣接県との相互派遣を推進するためのネットワークの構築を図る。

第９節　救助体制の整備

１　目的

震災時においては、倒壊家屋の下敷きになった者の救出等、人命救助が何よりも優先されなければならないが、救出を迅速かつ的確に行うためには、日頃から救出体制について検討し、救出用資機材を整備しておくことが必要である。

２　対策

対策の種類	担　当　課
救出隊の整備	総　務　課
救出用資機材の整備	地域生活課
消防団、自主防災組織、住民の救出活動能力向上のための教育、指導	総　務　課 消防本部・消防署
避難行動要支援者に対する救出救護体制の確立	健康福祉課
関係機関との連携	総　務　課 地域生活課

３　消防組織の救急・救助体制の整備

⑴　消防本部・消防署

消防本部・消防署は、救急隊員、救助隊員の専任率の向上を図るとともに、救急車、救助工作車等の救急・救助用資機材の整備に努める。

⑵　消防団

町は、消防団活動に参加しやすい環境整備（団員、女性団員の拡充等）による消防団員の入団促進や消防団協力事業所表示制度の活用などにより消防団活性化対策を総合的かつ計画的に推進する。

さらに、消防団が災害発生時に一刻も早く災害現場に到着することができるよう、団員の連絡・参集体制の整備・充実を図る。

また、消防団の救助・救急活動に係る教育訓練を積極的に行うとともに、消防団におけるハンマー、ジャッキ、チェーンソー及び無線機器等の救急・救助用資機材の整備に努める。

４　救出隊の整備

地震発生後の初期においては、自主防災組織を中心とした救出活動が先行することもあり、円滑な救出活動が可能なように、平常時から、救出隊等の編成方法について検討しておく。

５　救出用資機材の整備

多数の発生が予想される救出事案に迅速・的確に対処するため、救出用資機材を計画的に整備するとともに、重機等については町内の建設業者の所有する機材を借り上げるなど協力体制を確立する。

６　消防団、自主防災組織、住民の救出活動能力向上のための教育、指導

多数の救出事案発生に対して中心的役割を期待される消防団、自主防災組織、住民に対し、救出救助活動を効果的に実施するための教育指導を推進する。

また、地域のタクシー会社とも、通行中に発見した要救助者の通報について協力が得られるよう体制を整備しておく。

７　避難行動要支援者に対する救出救護体制の確立

一人暮らしの老人や、身体の不自由な避難行動要支援者に対する人命の安全確保のために、避難行動要支援者避難支援計画の整備などを通して救護体制の充実を図る。

８　関係機関との連携

消防本部・消防署、救出用の建設重機を有する建設業者、医療行為を行う医療機関との一貫性ある救出体制を整備する。

同時多発災害に自己の消防組織等のみで対応できない場合、関係法令や協定等に基づく他市町村の消防機関、警察及び自衛隊への応援要請について、その順位や手続き等を習熟しておく。

また、これら応援に駆け付ける関係機関の受入体制のうち、特に被災者に関する情報の集約、活動区域の分担及び災害現場への応援部隊の誘導方法等について、協議し確立しておく。

第 10 節　災害対策本部体制等の整備

1　目的

災対法及び遊佐町災害対策本部条例に基づき町域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で町長が必要と認めたときは遊佐町災害対策本部を設置することになる。

また､災対本部を設置するに至らない災害にあっては､災対本部に準じた体制を整え、事態の処理にあたることとなる。

発災段階あるいは警戒段階において、これらのことを円滑に推進するための体制整備を図る。

2　対策

対策の種類	担　当　課
職員の役割の明確化	総　務　課
登庁までの協議体制の整備（勤務時間外の地震発生の場合）	
災対本部室等の整備	

3　職員の役割及び災対本部設置基準等の周知徹底

大規模な災害では、災害対策活動はまさしく総力戦の様相を呈する。そのような状況のもとでは、各職員が自分の役割を自覚し、自主的ではあるが的確に対応することが重要になる。

そのため、以下の事項について職員に周知徹底する必要がある。

⑴　災対本部の設置基準及び非常配備基準の職員への周知

⑵　初動対応期の活動一覧表及び災対本部の事務分掌（特に初動対応期の事務分掌）に基づき、個々の職員の役割の明確化と自覚（役割意識）を促す。

⑶　活動要領の周知

上記の(1)、(2)、(3)の事項については、職員行動マニュアルを作成、配布するとともに、職員研修、防災訓練等の機会に周知徹底する。

4　登庁までの協議体制の整備（勤務時間外の地震発生の場合）

勤務時間外に地震が発生した場合、町長等の幹部職員の登庁を待つことなく、以下の項目について協議し、必要な意思決定を行う必要がある。

ア　災対本部の設置の決定

イ　避難の勧告・指示の決定

ウ　自主防災組織等に対する応急対策の要請

エ　広域応援要請（依頼）

オ　自衛隊派遣要請（依頼）

カ　災害救助法適用申請

キ　その他の重要事項の決定

(ｱ) 災対本部の配備体制の切り替え及び廃止

(ｲ) 重要な災害情報、被害状況の分析とそれに伴う対策活動の基本方針

(ｳ) 災害対策に要する経費

５　災害対策本部室等の整備

⑴　職員に対する自宅の耐震補強、家具の固定の督励

標記対策の推進により、地震による自宅の損壊や本人・家族の負傷などに伴う参集率の低下を防止する。

⑵　災対本部の代替施設の整備

大規模地震により、防災センター内に災対本部設置が不可能となった場合に備え、災対本部機能を有する代替施設を整備する。

⑶　災対本部・事務局の整備

災害対策活動の中枢である災対本部・事務局の確保・配置方法、余裕回線の確保、電話のジャック部分の整備などについて検討しておく。

⑷　災対本部施設(役場庁舎、防災センター）における自家発電機（耐震性）の整備

⑸　災対本部等防災基幹施設の通信、電力等の優先復旧体制の整備

ＮＴＴ、東北電力等と災対本部等の防災基幹施設における通信、電力の優先復旧方針を確立する。

また､発災時におけるこれらの機関からの情報連絡員の派遣方法について協議する。

⑹　応急対策用地図の作成・整備

避難所、危険地域、消防団詰所、重要道路、給水拠点などを記載した、応急対策用の地図を作成・整備する。

第 11 節　動員体制の整備

１　目的

災害の発生が予想され、又は発生した場合、災害応急対策を迅速かつ適確に実施するために必要な人員を動員配備するための体制を整備する。

２　対策

対策の種類	担　当　課
動員配備体制の整備	総　務　課
配備基準等の周知徹底	総　務　課

３　動員配備体制の整備

職員の居住地、職階等を考慮した初動体制、配備区分を定め、一斉メール等の動員伝達体制の整備に努める。各課等の長は配備区分に基づき所管の課及び係等ごとに「動員配備計画」及び動員伝達計画（平常執務時、休日・退庁後）を作成し、総務課長に報告しておくものとする。

４　配備基準等の周知徹底

⑴　防災研修、防災訓練等により、職員に対し配備基準、配備に対する認識と心構え等を徹底させるものとする。

この場合、特に自主参集方法に習熟させるものとする。

⑵　上記基準・計画表、震度解説表等を職員行動マニュアルに登載する。

第 12 節　情報管理体制の整備

１　目的

災害応急対策において「情報」管理は最も重要な位置を占める。

そのため、迅速・確実な災害応急対策の実施に必要となる情報の種類と管理体制・方法を整備しておく必要がある。

２　対策

対策の種類	担　当　課
初動対応期の情報管理体制の整備	総　務　課 企　画　課 町　民　課
救援期の情報管理体制の整備	

３　初動対応期の情報管理体制の整備

初動対応期には、人命の安全確保を目的として、主に以下の情報を収集し、各種の意思決定に反映させる必要がある。

ア　倒壊家屋件数

倒壊家屋の件数を収集する意味は、要救出現場（生き埋め者のいる可能性のある現場≒倒壊家屋件数）が何箇所あるかということである。

イ　出火件数

ウ　津波被害状況（人的被害状況、倒壊家屋状況）

エ　二次災害危険箇所（土砂災害危険、高圧ガス漏洩事故など）

上記情報を効果的に収集管理するために、以下の体制を整備する。

⑴　情報収集担当区体制の整備

ア　各職員の居住区を考慮した「情報収集担当区」を定め、「情報収集担当区表」を作成する。

イ　情報収集担当者用の情報収集要領を整備する。

ウ　参集途上時の情報収集要領

エ　情報収集担当者に対して、情報収集・連絡を効果的に行えるよう無線、バイク、自転車等を確保する。

⑵　情報管理体制の整備

本部事務局に情報管理部を整備する。この場合、第２章「災害応急対策計画」第３節「情報管理」に記述している留意点にもとづき体制を整備するものとする。

ア　対策部等からの人命危険関係情報の集約・分析、管理

イ　関係者間における情報の共有化促進

ウ　住民等からの通報等への対応

４　救援期の情報管理体制の整備

⑴　住家被害調査体制の整備

住家被害は、災害救助法の適用（申請）、り災証明の発行、税の減免、救援物資の配分、義援金品の配分等、被災者に対する各種の救援活動を実施する上で最も基本とな

る情報である。

そのため、住家被害の迅速・正確な調査体制を整備するものとする。

３の⑴で示した情報収集担当区に原則として、一致させた住家被害調査区体制を整備する。

⑵　情報管理体制の整備

３の⑵に準ずる。

第 13 節　情報通信手段等の整備

１　目的

災害時における各機関相互の通信連絡を迅速・的確に行うための手段等を整備する。

２　対策

対策の種類	担　当　課
通信手段の整備	総　務　課
通信体制の整備	

３　通信手段の整備

地震発生時に有線通信施設は相当途絶されることが予想されるので町及びその他防災関係機関は、計画的に無線通信施設を整備充実し、通信網の確保を図る。

⑴　災害時優先電話の配備の推進

災害時に迅速かつ正確な情報の伝達を図るための手段として電話の果たす役割は非常に大きい。このため、災害時優先電話の指定について、事前にＮＴＴに申請することとする。

⑵　防災行政無線の整備

町は防災行政無線を設置し、災害時に備えているが、災害時の効果的な情報伝達体制を確立するためデジタル化を進めるとともに､避難所等との連絡網の整備､固定局、基地局及び移動局の充実を図る。

⑶　消防団との連絡手段の充実

消防団配備の消防車両に防災行政無線（移動系）無線機、防災資機材庫に防災行政無線（同報系）戸別受信機など通信機器の充実を図る。

⑷　ファックスの整備

情報を正確に伝えるためには、電話や無線よりファックスのほうが優れている（文字による伝達）ため、未配備の避難所等への設置を図る。

⑸　パソコンネットワークの整備

防災機関・団体、避難所等の相互において情報を共有し、迅速な意思決定を行うため、パソコンネットワークの整備に努める。

⑹　孤立集落対策

交通途絶により孤立するおそれのある集落について、通信手段を確保するため、集落内の公共施設等に防災行政無線（移動系）無線機を整備する。

４　通信体制の整備

⑴　連絡用電話の指定と連絡窓口の統一

町および関係防災機関は、連絡用の電話を指定し、窓口の統一を図る。

そのため、「連絡用（指定）電話および連絡責任者一覧表」を作成する。

⑵　無線従事者の初動時参集体制の整備

無線従事者の初動時の参集可能性等を勘案し、確実な無線運用体制を検討する。

⑶　商用電源停電時に備え、非常用発電設備及び直流電源設備等を整備する。

⑷　通信手段の多様化

町は、さまざまな環境下にある住民等及び職員に対して警報等が確実に伝わるよう関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、ソーシャルメディア等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

第 14 節　広報体制の整備

１　目的

災害時における人心の安定と社会秩序の維持を図るため、住民に対する迅速かつ正確な情報の提供が必要である。

阪神・淡路大震災では、発災初期に被災住民への情報の提供の遅れが問題となった。

従って、発災時に住民に対して迅速かつ正確な情報の提供ができるよう平常時から広報体制について整備する必要がある。

２　対策

対策の種類	担　当　課
広報要領、広報内容への習熟	総　務　課
初動時広報体制の充実	総　務　課
報道機関との協力方法の検討	企　画　課
無線広報手段の整備	総　務　課
避難所における広報手段の整備	総　務　課

３　広報要領、広報内容への習熟

第２章「災害応急対策計画」第５節「広報」に示す広報要領及び時期別の広報内容に習熟しておくものとする。

４　初動時広報体制の充実

勤務時間外での災害発生に対しても、的確な広報活動を実施できるよう初動時広報担当者を確保する。

また、全国瞬時警報システムによる津波警報受信時の避難勧告・指示や緊急地震速報などの自動広報体制を充実し、合わせて消防団による広報等の体制を確保する。

５　報道機関との協力方法の検討

災害時における全住民を対象とした広報手段として考えた場合、報道機関に依拠するべき広報内容は多い。そのため、状況によっては町の広報活動の代替をも含めた協力方法について検討しておく。

６　無線広報手段の整備

災害時の地域住民に対する広報手段は、現在、防災行政無線（同報系）装置、役場広報車、消防自動車により実施している。防災行政無線（同報系）装置は、役場親局と消防署通信指令室及び遊佐分署に設置している遠隔制御機で制御し、モーターサイレンと屋外拡声子局（電子サイレン、音声）により伝達しているが、地域においては不感地帯も生じている。これを解消するために、屋外拡声子局の増設を計画的に行うとともに個別受信機の整備を検討する。

7　避難所における広報手段の整備

災害時には避難所収容者への情報提供が不足する傾向がある。そのため、避難所において、携帯テレビ、携帯ラジオ、掲示板、広報紙・ビラ等の配布などによる広報活動が迅速に行えるよう平常時からこれらの広報手段の整備について検討しておくものとする。

なお、安心メール、ツイッター等を導入して、避難所住民等に町からの広報情報を提供することも検討する。

第 15 節　消防団の活動体制の整備

１　目的

大規模災害時には、遊佐町においては消防団の果たす役割は極めて大きい。

しかしながら、地震時の対応は火災時の対応とは相当に異なるため、普段からその活動内容・方法に習熟しておくことが必要である。

２　対策

対策の種類	担　当　課
活動要領、活動内容への習熟	総　務　課
自主防災組織、住民等との協力体制の整備	
消防団活動に必要な消防力、消防水利、その他の資機材の整備	

３　活動要領、活動内容への習熟

第２章「災害応急対策計画」第７節「消防団の活動」に示す活動要領及び活動内容に習熟しておくものとする。

４　自主防災組織、住民等との協力体制の整備

消防団活動にあたっては、自主防災組織や住民の協力が重要である。そのため、日頃から、その協力方法・体制について協議し、整備しておくものとする。

また、消防団員の確保と団員の活動しやすい環境を整備するため、「消防団協力事業所表示制度」を促進する。

５　消防団活動に必要な消防力、消防水利、その他の資機材の整備

第２章「災害応急対策計画」第７節「消防団の活動」に必要な資機材をそれぞれの地域の災害特性を考慮して整備するものとする。

消防力については、集落の密集しているところには小型動力ポンプ付積載車を計画的に配備する。

消防水利については、水利基準の未整備のところに計画的に配置する。

第 16 節　火災予防計画

１　目的

地震時の火災発生を防止するとともに、万一火災が発生した場合は、消防機関と消防団の力だけでは対応できないと予想されるので、そのような事態での初期消火活動に対処する上で、自主防災組織、住民等の協力による延焼拡大を防止するための体制・手段を整備する。

また、地震による二次災害としての火災発生の未然防止と被害の軽減を図るために、市町村や消防機関等が実施する火災予防体制の整備等について定める。

２　対策

対策の種類	担　当　課
延焼危険地域の把握	総　務　課
出火延焼防止対策	消防本部及び消防署
初期消火対策の強化	消　防　団
火災の拡大防止対策	総　務　課

３　延焼危険地域の把握

木造家屋密集地域、消防車両の進入困難な道路狭隘地域、耐震性消防水利の不足地域などの理由から地震火災が延焼拡大する恐れの高い地域を把握する。

４　出火延焼防止対策

⑴　住民の防災知識の啓発・防災意識の高揚

各家庭における出火防止措置の徹底を図るため、防災教育を行い、自主防災意識の高揚を図る。内容は以下のとおりである。

ア　耐震安全装置付火気使用器具の使用促進

(ｱ) 地震時出火防止装置つきの電気・ガス・石油等の火気器具の普及

(ｲ) 通電時火災を防ぐための漏電防止装置付ブレーカーへの取り替え

イ　住宅用火災警報器、消火器、消火バケツ等の消火用器材の普及

ウ　地震時火災の原因に対応した啓発

(ｱ) 避難時の留意点

・ブレーカーを落として避難する。・・・通電時火災防止

・ＬＰガスの元栓を閉止して避難する。・・・ガス漏れによる引火爆発火災の防止

(ｲ) 火気使用器具周辺の使用環境の整理整頓・・・落下物への着火防止

(ｳ) 家具の固定・・・・出火防止行動を円滑にする上で有効である。

⑵　ＬＰガス設備の安全化

ＬＰガスを取扱う家庭及び事業所からの出火を防止するため、容器の転倒防止、ガス漏れ警報器、マイコンメーター等の普及について指導促進を図る。

５　初期消火対策の強化

⑴　住民の防災行動力の向上

自主防災組織を単位として、(2)の初期消火用器具、初期消火用水利を用いた訓練指

導を行い、組織的に災害に立ち向かう防災行動力の向上を図る。

⑵　初期消火用器具、初期消火用水利の整備

近隣住民が積極的に消火活動に参加できるように、消火栓等の初期消火用水利を整備するとともに、各家庭には消火器の設置を呼びかける。

⑶　事業所の自主防災体制の強化

震災時における事業所の自主防災体制を確立するため、事業所は防災計画の樹立に努め、各種訓練、指導を通して防災行動力の向上を促進する。

また、事業所相互間の協力体制を高めるとともに、保有する資器材を活用し、地域との共同体制づくりを推進する。

６　火災の拡大防止対策

大地震による同時多発火災の際には、出火防止と初期消火の徹底を図っても各種の制約から延焼火災が発生することを想定しておく必要がある。そのため、それに備えた予防対策を講じておく。

⑴　消防活動体制の整備強化

ア　消防団体制の強化

震災時の同時多発火災に対応するため、消防団の活動能力を向上させる。

(ｱ) 震災時における消防団の消防活動を強化・充実するため、分団詰所、消防ポンプ車、可搬ポンプ、消火ホース、携帯無線機、受令機等の整備・増強、及び耐震性の見直しを図る。

(ｲ) 自主防災組織等に対する地域の防災指導者としての技能・能力を向上させるため、消防本部・消防署の指導のもとに必要な研修を受ける。

(ｳ) 勤務時間内に事案が発生した場合においても消防団員としての活動に躊躇なく従事できるように、関係事業所等に対し町からの依頼等を行うなどにより、消防団員が活動しやすい環境を整備する。

イ　遊佐分署との連携の強化

⑵　消防水利の充実強化

既存消防水利の機能維持を図るほか、震災時の同時多発火災に対処するため、火災の危険の高い地域を重点的に考慮し、震災消防活動に有効な耐震性貯水槽や自然水利等の多元的な消防水利の整備に努める。

また、水辺空間整備等、まちづくり事業と一体となった多角的な消防水利の確保を推進する。

⑶　消防活動路等の確保

震災時には、道路周辺の建物や塀、電柱等工作物の倒壊、さらには道路の陥没などにより、消防車両等が通行不能となることが予想される。そのため、消防活動幹線路となる道路については、これらの障害の軽減・除去のための予防対策を講じる。

⑷　延焼危険地域の解消

木造建物の密集、道路狭隘、耐震消防水利不足等による延焼危険地域は大火になる危険性が高い。そのため、建築物の不燃化・難燃化の促進、延焼防止効果の高い緑道・緑地の整備、オープンスペースの確保などにより、延焼危険地域の解消を図る。

第 17 節　医療救護体制の整備計画

１　目的

地震発生時には、家屋倒壊による重傷者やその他多数の傷病者の発生することが予想される。

大規模災害時に発生する多数の傷病者等に対して、困難な条件の下で適切な医療を提供するため、町、県、医療関係機関が実施する医療救護体制の整備について定める。

２　対策

対策の種類	担　当　課
医療救護活動要領への習熟	健康福祉課 消防本部
関係機関との協力関係の構築	
要配慮者の医療環境の把握	
住民等の自主的救護体制の整備	
広域応援医療体制の整備	

３　医療救護活動要領への習熟

第２章「災害応急対策計画」第 13 節「医療救護」に示された医療救護活動の方法・内容に訓練・研修を通じて習熟しておくものとする。

⑴　医療救護所

町は消防本部、酒田地区医師会十全堂（以下「酒田地区医師会」という。）の協力を得て医療救護所を設置し、トリアージ及び応急処置を行う。

また、後方病院への搬送については、消防機関が行う。

⑵　一般の医療機関

一般の医療機関は、可及的速やかに被災傷病者やその他の救急患者への医療を行う。

４　関係機関との協力関係の構築

医療及び助産にあたっては、各医療機関に備蓄の医薬品及び衛生材料を使用し、なお不足するときは町内医薬品取扱業者などから調達することになる。そのため、酒田地区医師会、薬剤師会等の関係機関との協力関係を構築しておくものとする。

また、災害の規模及び患者の発生状況によっては県をはじめ自衛隊、日本赤十字社（以下「日赤」という。）、医師会等の関係機関に応援を要請する事態が想定されるため、これらの関係機関との間で緊密な協力関係を構築する。

５　要配慮者の医療環境の把握

地震による医療機会の喪失が生命に危険を及ぼす恐れのある者や高齢者等の要配慮者は医療面での援助を特に必要とするため、平常時において要配慮者の医療環境を把握しておくものとする。

６　住民等の自主的救護体制の整備

大規模地震時には、救急車等搬送手段の不足、通信の途絶、交通混乱等により、医療活動、救急搬送活動が困難となることが予想される。

そのため、自主防災組織、住民等は近隣の救護活動や医療機関への搬送活動などについて自主的に対応する必要があること、医療機関の利用は重傷（重症）者を優先し軽傷（軽症）者の利用は可能な限り控えること、家庭での医療品の備蓄に努めることなどを広報、研修などにより住民等に周知徹底し、自主的救護体制の整備を推進する。

7　広域応援医療体制の整備

町内の医療機関で対応困難な重傷者等については、後方医療施設へ搬送し治療を行うことになる。

そのため、救急告示病院、災害拠点病院、ＤＭＡＴ指定病院などを含む後方医療施設について、所在、搬送経路、診療科目などについて把握しておくとともに、医療情報の提供のあり方や負傷者搬送体制についても検討しておく。

町は、医療救護活動の実施が困難な場合、他市町村又は県等に対し、応援を要請することになるが、そのための体制を整備するものとする。

第 18 節　重要道路確保体制の整備

１　目的

震災により町の管理する道路施設が決壊、埋没、その他により交通が途絶した場合、救助活動及び応急対策活動を安全かつ円滑に実施するための道路、橋梁等の応急復旧体制を整備する。

また、空輸や海上輸送に備え、ヘリポートの見直しや港の耐震化等を推進する。

２　対策

対策の種類	担　当　課
重要道路の応急復旧体制の整備	地域生活課
ヘリポートの見直し	総　務　課
港の耐震化等の推進	産　業　課
道の駅鳥海の防災拠点化の推進	地域生活課
一時集積配分拠点候補地の選定	総　務　課

３　重要道路の応急復旧体制の整備

⑴　緊急啓開・復旧道路の指定

災害発生初期には、救急・救助要員や被災者の搬送、救援物資の輸送等において陸上輸送が主力となる。

遊佐町では、以下の施設等と結ぶ（接続する）路線を緊急啓開・復旧道路に指定する。この場合において、現在国土交通省等において推進している「緊急輸送道路ネットワーク計画」と整合を図るものとする。

なお、被害想定や拠点施設、道路網の変更などを踏まえ、適時にその見直しを行う。

ア　役場庁舎、消防団詰所、広域応援拠点等

イ　県道、国道

ウ　避難所

エ　ヘリポート、港

⑵　緊急啓開・復旧道路の耐災害性の向上

緊急啓開・復旧道路（橋梁）については、補強やかけかえ等により、災害に強い施設とする。

⑶　緊急啓開・復旧体制の整備

建築資機材等を有する関係業者等との間で協力体制をつくり、災害時の緊急啓開・復旧区間の役割分担等について定める。

４　ヘリポートの見直し

空からの緊急輸送を確実なものとするため、災害対策用ヘリポートを見直す。

また、重要施設が上空から認識できるようにヘリポートサインの整備を促進する。

５　港の耐震化等の推進

海上からの緊急輸送を確保するため、港の耐震化等について国、県に要請する。

６　道の駅鳥海の防災拠点化の推進

山形県緊急輸送道路ネットワークに指定されている国道７号線に隣接している特性を踏まえ、関係機関と連携して防災拠点化を推進し、災害時の避難場所、情報提供、災害支援活動拠点などの機能を確保する。

７　一時集積配分拠点候補地の選定

町は、地域の社会的・地理的状況、地震による被害想定、避難所の配置状況等を考慮し、一時集積配分拠点の候補地となる施設等を、宅配運送事業者等との協力の上、当該施設の管理者と協議し、選定しておく。

第 19 節　緊急輸送体制の整備

１　目的

災害が発生した場合に、被災者、必要な人員、物資を緊急に輸送するための緊急輸送体制を整備する。

２　対策

対策の種類	担　当　課
緊急輸送要領への習熟	総　務　課
緊急通行車両の事前届出	
車両調達協定締結等の推進	

３　緊急輸送要領への習熟

第２章「災害応急対策計画」第 15 節「緊急輸送体制の確立」に示された緊急輸送活動の要領・内容に習熟し、それに対応した体制を整備する。

４　緊急通行車両の事前届出

災害発生時に、町保有の車両を緊急通行車両として活動させるためには、平常時に事前届出を行うことが必要である。

事前届出の申請は、次のように行う。

緊急通行に係わる業務の実施責任者（町長）が、当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類を添えて、届出書を当該車両の使用の本拠の位置を管轄する県公安委員会（山形県警本部）に提出し、事前届出に係る届出済証（緊急通行車両等事前届出済証）の交付を受ける。

緊急通行車両に該当する車両は、次のとおりである。

⑴　災害時において、地域防災計画等に基づき、災害対策基本法第 50 条第１項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両

⑵　指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両

なお、廃車等により該当しなくなった時は、すみやかに届出済証を返還すること。

５　車両調達協定締結等の推進

各課等は、応急対策を実施する上で、土木建設業者、トラック協会等の所有する車両が必要になる活動について検討し、車両計画を作成する。

総務課はその計画をとりまとめ、配車計画を作成するとともに、関係団体等との間で車両調達協力協定の締結を進める。

また、この協定の締結と同時に、民間業者に対し、緊急通行車両の事前届出について指導する。

さらに、船舶等の所要数、調達先、物資の集積配分場所等を明確にしておく。

第 20 節　給水体制の整備

１　目的

震災時は広範囲にわたって配水管の破損や停電による断水が避けられないことや飲料水の汚染が予想されるため、平常時から水道設備（給水施設）及び災害時の応急給水体制について整備しておく必要がある。

２　対策

対策の種類	担　当　課
補給水利の把握	地域生活課
水道施設の耐震化	
緊急給水要領への習熟	
給水施設の応急復旧体制の整備	
給水用資機材の整備	
自主的な貯水意識、相互協力意識の向上	

３　補給水利の把握

地域生活課は、地震災害時等の給水を考慮し補給水利の所在水量、利用方法等を調査し、把握しておくものとする。

４　水道施設の耐震化

地域生活課は、水道施設の耐震化及び地震に強い補給水利の確保を以下の事業計画のもとに進める。

老朽管更新事業として、石綿管からダグタイル鋳鉄管及び塩化ビニール管への敷設替えを目的とした実施計画を策定し、当該計画に基づき更新を進める。

配水池については、災害時の水道水を確保するためＲＣ（鉄筋コンクリート）製から耐震度の高いＰＣ製（プレストレスコンクリート）またはステンレス製等に建替えを進める。

５　緊急給水要領への習熟

第２章「災害応急対策計画」第 16 節「緊急給水体制の確立」に示された緊急給水活動の要領・内容を習熟し、それに対応した体制を整備する。

６　給水施設の応急復旧体制の整備

取水、送水、配給水施設をすみやかに復旧して飲料水の確保をはかるために、自家発電設備等の燃料の備蓄及び水道用薬品の適正な量の備蓄に努めるとともに、復旧に要する業者等との間において災害時における協定を締結し、応急復旧体制の整備に万全を期す。

また、重要度を考慮した応急復旧順序等について検討し、応急給水・応急復旧マニュアル等を策定する。

7　給水用資機材の整備

地域生活課は必要なトラック、給水タンク、運搬車、給配水連絡管等及び給水容器類を準備しておくと共に、容器の借上及び輸送等について関係機関との間において災害時における協定を締結し、飲料水の確保に万全を期す。

⑴　現況

町の保有する応急給水用具は以下のとおり。

応急給水用具種類	規　格	数　量	備　　考
可搬式給水タンク	容量　2,000ℓ	1基	アルミ製
飲料水運搬容器	容量　1,000ℓ 容量　　500ℓ 容量　　300ℓ	1個 1個 1個	ポリタンク
携帯電話		4台	本部との連絡設定用 090-7072-2101

⑵　事業計画

給水タンク、ポリ容器については計画的に整備、備蓄する。

8　自主的な貯水意識、相互協力意識の向上

⑴　住民及び自主防災組織等に対して、最低3日分の水の自主的確保を指導する。

⑵　事業所においても従業員分の水の確保と事業所用井戸や余裕がある場合の受水槽・貯水槽の水の住民への開放等協力を依頼する。

第 21 節　食料供給体制の整備

１　目的

災害により日常の食事に支障を生じた者等、以下の者に対する炊き出しその他による食料の供給体制を整備する。

⑴　避難所に収容された者
⑵　住家に被害を受けて炊事の出来ない者
⑶　住家に被害を受けて一時縁故先等に避難する必要のある者
⑷　通常の配給機関が一時的にまひし、主食の配給の受けられない者
⑸　旅行者等で現に食を得ることができない状態にある者
⑹　救助活動に従事する者（災害救助法対象外）

この場合、災害時により混乱・途絶していた市場流通がある程度回復するまでの間の食料を、平常時からの備蓄及び業者との調達協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制を整備しておく。

２　対策

対策の種類	担　当　課
緊急食料供給要領への習熟	産　業　課 健康福祉課
給食用施設・資機材の耐震化と整備	教　育　課
食料の備蓄	総　務　課
災害時民間協力体制の整備	
自主的な備蓄意識、相互協力意識の向上	

３　緊急食料供給要領への習熟

第２章「災害応急対策計画」第 17 節「緊急食料供給体制の確立」に示された緊急食料供給活動の要領・内容に習熟し、それに対応した体制を整備する。

４　給食用施設・資機材の耐震化と整備

⑴　避難所となる町立小・中学校等の給食用施設を有効に活用できるよう、給食施設の耐震化を図る。
⑵　野外炊飯に備えて移動炊飯器を各まちづくりセンターに配置整備する。

５　食料の備蓄

⑴　町における備蓄

町においては、食料の供給途絶が生命に係わる可能性のある高齢者や乳幼児を対象とした備蓄計画を検討する。地震被害想定調査の結果等を参考に、避難所における生活者数及び利用者数を予測し、必要な食料等を備蓄（流通備蓄を含む。）する。この際、孤立するおそれのある集落及び要配慮者に考慮して備蓄場所を選定する。

食料の供給に当たっては、年齢、アレルギーを含む摂取上の障害、腎臓病患者への低たんぱく食品の提供等、高齢者や乳幼児、傷病者等の要配慮者に配慮し、流通備蓄を含む次の品目を中心に確保する。

ア 炊き出し用米穀、乾パン、乾燥米穀及び乳児用調製粉乳等の主食

イ 即席めん、味噌、醤油、漬物、ハム・ソーセージ類及び調理缶詰等の副食

⑵ 住民、事業所における備蓄

住民や事業所においても３日分の食料を備蓄する。

６ 災害時民間協力体制の整備

第２章「災害応急対策計画」第 17 節「緊急食料供給体制の確立」に示されているように弁当業者等の役割は極めて大きい。そのため、以下により、災害時民間協力体制を整備する。

⑴ 関係業者と災害時の協力協定締結を推進する。

この場合、協定内容は可能な限り、弁当等の数量の確保だけではなく、配送要員や車両の手配も含めて業者に依頼し、町職員による直接的な調達・配送活動は最小限にとどめる内容のものとする。

⑵ 給食施設等の応急復旧体制の整備

被害を受けた学校給食施設等の応急復旧、炊飯施設の仮設、ガスの供給停止により炊事のできない者への簡易ガスコンロの貸与等について、エルピーガス業者等の協力依頼等を行う体制を整備する。

７ 自主的な備蓄意識、相互協力意識の向上

⑴ 住民及び事業所等に対して、最低３日分の食料の自主的確保を指導する。

⑵ 住民相互で助け合い、在宅の要配慮者への食料の配送などは地域で対応する意識を醸成する。

第 22 節　生活物資供給体制の整備

１　目的

災害により生活上必要な被服、寝具その他日常用品等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し給与又は貸与する体制を整備する。

そのため、災害により混乱・途絶した市場流通がある程度回復するまでの間の必要物資を、平常時からの備蓄及び業者との調達協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制を整備しておく。

２　対策

対策の種類	担　当　課
緊急生活物資供給要領への習熟	産　業　課 健康福祉課
生活物資の備蓄	総　務　課
災害時民間協力体制の整備	
自主的な備蓄意識、相互協力意識の向上	
救援物資の受入体制の整備	

３　緊急生活物資供給要領への習熟

第２章「災害応急対策計画」第 18 節「緊急生活物資供給体制の確立」に示された緊急生活物資供給活動の要領・内容に習熟し、それに対応した体制を整備する。

４　生活物資の備蓄

⑴　町における備蓄

町においては以下の方針のもとに備蓄計画を検討する。

ア　ライフラインの被災や生活物資の供給途絶がもたらす生活障害のうち、特に重大な生活障害に対し、公的に用意する必要のあるものを備蓄する。

避難者にとって地震後、直ぐに必要となるのは毛布等の十分な寝具である。その他、比較的初期にニーズが高まるものは、手拭き用のウェットティッシュ（給水停止による）や生理的に必要となるもの（紙おむつ、下着、生理用品など）である。

上記のことを念頭に備蓄物資を選定するが、当面、重要度の最も高い寝具（毛布）の備蓄を検討する。

イ　この場合、生活物資の不足による影響が特に懸念される高齢者や乳幼児等の要配慮者を重視する。

寝具（毛布）の必要数のうち、当面、要配慮者分を備蓄するものとする。

⑵　住民、事業所における備蓄

平成７年７月に改定された防災基本計画に基づき、住民や事業所においても２～３日分の生活物資を備蓄する。

５　災害時民間協力体制の整備

第 18 節「緊急生活物資供給体制の確立」に示されているように、関係業者等の役割は極めて大きい。そのため、関係業者と災害時の協力協定締結を推進し、災害時民間協力体制を整備する。

なお、協定内容は可能な限り、生活物資等の数量の確保だけではなく、配送要員や車両の手配も含めて業者に依頼し、町職員による直接的な調達・配送活動は最小限にとどめる内容のものとする。

６　自主的な備蓄意識、相互協力意識の向上

⑴　住民及び事業所等に対して、最低２～３日分の生活物資の自主的確保を指導する。

⑵　住民相互で助け合い、在宅の要配慮者への生活物資の配送などは地域で対応する意識を醸成する。

７　救援物資の受入体制の整備

⑴　救援物資集積所の選定

災害が発生した場合、多数の救援物資が送付されてくると想定されることから、各避難所等における物資の集積場所を選定しておくものとする。

⑵　救援物資の配送体制の整備

救援物資を避難所等に効果的に配送するための体制を整備しておくものとする。

第 23 節　ごみ、し尿処理体制の整備

１　目的

災害により排出され、又は処理量の増加したごみやし尿を迅速確実に収集処理し環境衛生の万全を期するための体制を整備する。

２　対策

対策の種類	担　当　課
ごみ処理体制の整備	地域生活課
し尿処理体制の整備	地域生活課

３　ごみ処理体制の整備

地震災害時には､次表に示すように通常の生活ゴミに加えて､地震により壊れた食器、家具、ガラスくず、瓦、倒壊ブロックなどの災害廃棄物が発生する。（この他、津波浸水地域では、使用できなくなった畳や汚泥などが発生する）

このうち、災害廃棄物については、通常の清掃体制では対応できないことも予想される。このようなことを考慮して、平常時から、ごみの種類に応じた体制を整備しておくものとする。

災害時に発生するごみ等	区　　分
①　災害により使用できなくなった食器、家具、ガラスくず、畳など ②　家屋の損壊等による瓦、倒壊ブロック、剥落した壁等の建築物廃材 ③　津波浸水等による汚染ごみ、汚泥	災害廃棄物
④　通常のごみ収集の停止により蓄積された生活ごみ	生活ごみ
⑤　その他（死亡獣畜等）	死亡獣畜等

４　災害廃棄物の処理体制の整備

⑴　災害廃棄物処理要領への習熟と体制の整備

第２章「災害応急対策計画」第 20 節「災害廃棄物、生活ごみの処理」に示された災害廃棄物処理活動の要領・内容に習熟するとともに、地域生活課を中心とした体制を整備する。

⑵　災害廃棄物の一時集積場所の選定

短期間での災害廃棄物の焼却処分、最終処分が困難な場合を想定し、以下の点に留意して、災害廃棄物の一時集積場所の候補地をあらかじめ選定しておく。

ア　他の応急対策活動に支障のないこと。

イ　環境衛生に支障がないこと。

ウ　搬入に便利なこと。

エ　分別、焼却、最終処分を考慮した場合に便利なこと。

⑶　応援協力体制の整備

廃棄物処理の応援を求める相手方（建設業者、各種団体）については、あらかじめ

その応援能力について十分調査し、処理計画の中に組入れるとともに、協定書の締結など体制を整えておくものとする。

５　生活ごみの処理体制の整備

⑴　生活ごみ処理要領への習熟と体制の整備

第２章「災害応急対策計画」第 20 節「災害廃棄物、生活ごみの処理」に示された生活ごみ処理活動の要領・内容に習熟するとともに、地域生活課を中心とした体制を整備する。

⑵　生活ごみの一時集積場所の選定

災害の発生により短期間で生活ごみの焼却、最終処分が困難な場合を想定し、以下の点に留意して生活ごみの一時集積場所の候補地をあらかじめ選定しておく。

ア　他の応急対策活動に支障のないこと。

イ　環境衛生の確保に支障がないこと。

ウ　搬入に便利なこと。

エ　焼却、最終処分を考慮した場合に便利なこと。

６　し尿処理体制の整備

⑴　し尿処理要領への習熟と体制の整備

第２章「災害応急対策計画」第 21 節「し尿処理」に示された活動の要領・内容に習熟しておくとともに、その中で示されているし尿の処理体制・方法について、平常時から検討しておく。

⑵　災害用仮設トイレの整備

発災時に避難所、住宅地内で下水道施設の使用ができない地域に配備できるよう仮設トイレを保有する建設業、下水道指定店等と協力関係を整備する。

⑶　素掘用資材の整備

災害用仮設トイレの整備と並行して素掘用資材の整備を推進するため、素掘用仮設トイレの仕様の作成、資材の種類、数量の把握、消毒方法の検討を行う。

⑷　し尿処理施設の整備

し尿処理施設・下水処理施設・下水道管の耐震性を診断し、補強等を行う。

第 24 節　防疫及び保健衛生体制の整備

１　目的

災害の被災地域においては、衛生条件が極度に悪く、伝染病等の疾病の発生が多分に予想されるので、これを防止するための防疫・保健衛生体制を整備する。

２　対策

対策の種類	担　当　課
防疫・保健衛生活動要領への習熟	健康福祉課
防疫用薬剤及び器具の備蓄	

３　防疫・保健衛生活動要領への習熟

第２章「災害応急対策計画」第 22 節「保健衛生対策」に示された防疫・保健衛生活動の要領・内容に習熟し、それに対応した体制を整備する。

４　防疫用薬剤及び器具の備蓄

消毒剤、消毒散布用器械、運搬器具などについて、災害時の緊急の調達に困難が予想されるものについては、平常時から確保に努める。

第 25 節　災害町民相談・り災者のメンタルケア体制の整備

１　目的

災害後に住民の抱える商工、農業、民生、諸金融、住宅建築等復旧・復興上の諸問題の相談に的確に対応するための体制を整備する。

また、被災により人々はさまざまな精神症状におちいることがある。その状態からり災者が精神的に癒され、生活再建の意欲を持つことができるようメンタルケア体制を整備する。

２　対策

対策の種類	担　当　課
災害町民相談体制の整備	総　務　課
り災者のメンタルケア体制の整備	健康福祉課

３　災害町民相談体制の整備

第３章「災害復旧・復興計画」第１節「災害町民相談」に示された災害町民相談活動に必要となる体制を整備する。

４　り災者のメンタルケア体制の整備

⑴　被災後の精神症状

大規模地震災害などに遭遇したり災者及び災害対策従事者には、以下のような精神症状が見られることがある。

ア　呆然自失、無感情、無表情な状態反応

イ　耐えがたい災害体験の不安による、睡眠障害、驚愕反応

ウ　現実否認による精神麻痺状態

エ　家族等を失ったための、ショック、否認、怒り、抑うつなどの急性悲哀状態

オ　被災後、しばらくしても、不安、抑うつ、無関心、不眠の状態が続く、心的外傷後ストレス症候群（ＰＴＳＤ）

カ　心的外傷後ストレス症候群の中でも、自分が生き残った罪悪感により生じる、生き残り症候群や急性悲哀状態が持続した死別症候群

上記の症状の中で、オ、カの心的外傷後ストレス症候群は、長期にわたり広範な人々が以下のような症状で悩むことが多く、的確な対応が必要である。

(ｱ) 災害のイメージ、思考、知覚を伴う、苦痛に満ちた回想、夢、幻覚が持続的に再体験される。

(ｲ) 外傷に関連する刺激を回避しようとし、一般的な反応性（思考、活動、興味、人生の展望等）が鈍くなる。

(ｳ) 覚醒の亢進を表す持続的な症状（不眠、怒り、集中困難、警戒心、驚愕反応）がある。

⑵　メンタルケア体制の整備

上記の症状に対しては、その状態から被災者が精神的に癒され、生活再建の意欲を持つことができるよう､県や各関係機関の協力を得て､以下の対策により対処するが、その効果的な推進が可能となるよう必要な体制を整備する。

ア　精神科医師、保健師等による精神科救護所の設置及び巡回相談

イ　保健所等による精神保健相談

ウ　小・中学校での子供への精神的カウンセリング
エ　専門施設での相談電話の開設
オ　情報広報誌の発行によるり災者への情報提供
カ　避難所等におけるり災者向けの講演会、研修会の実施

第 26 節　災害救助法等への習熟

１　目的

災害時のり災者に対する応急救助には、災害救助法が適用された場合の救助及びこれに準じ町長の責任において実施する救助がある。

大規模災害の場合は、通常、災害救助法が適用されるが、日頃から、災害救助法等へ習熟しておくとともに、マニュアルを整備しておくものとする。

２　対策

対策の種類	担　当　課
災害救助法等の運用への習熟	総　務　課
運用マニュアルの整備	

３　災害救助法等の運用への習熟

⑴　災害救助法運用要領への習熟

第２章「災害応急対策計画」第 29 節「災害救助法の適用申請と運用」に示された災害救助法にもとづく災害救助の基準や運用要領に習熟し、それに対応した体制を整備する。

⑵　災害救助実務研修会等

災害発生時における災害救助法にもとづく業務を円滑かつ的確に推進せしめ、有事の際の災害救助体制に万全を期するため、県等からの講師による災害救助法実務研修会を実施する。

また、各課研修、自己研鑽等により、その内容に充分習熟しておくものとする。

⑶　必要資料の整備

災害救助法運用に際して必要となる資料を整備しておく。

４　運用マニュアルの整備

災害救助法等の適用申請から適用を受けた後の運用方法について、県の指導を受け災害救助法の適用された事例を参考にし、わかりやすいマニュアルを作成する。

第 27 節　地盤災害予防計画

１　目的

町は、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域、地すべり・がけ崩れ及び土石流等の土砂災害が発生するおそれのある箇所又は区域（以下、「危険個所」という。）について、町民に周知徹底を図るとともに、区域内での行為（工作物の設置・立竹木の伐採、土砂の採取等）の規制が効果的に実施されるよう指導する。

また、地盤災害の防止のため、危険箇所等に配慮した土地利用を誘導するとともに、地盤の液状化対策を総合的に進める。

町は、県と協力の上、大規模な地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害の防止又は軽減を図り安全を確保するため、被災宅地危険度判定体制の確立を進める。

２　対策

対策の種類	担　当　課
土砂災害危険箇所の点検・周知・警戒避難体制の整備	地域生活課 総務課
地盤災害予防対策の推進 軟弱地盤等液状化対策の推進	
災害防止に配慮した土地利用の誘導	
被災宅地危険度判定体制の確立	

３　土砂災害危険箇所の点検・周知・警戒避難体制の確立

⑴　危険箇所の点検

町は、危険箇所の巡視・点検を実施し、状況を把握する。

⑵　土砂災害警戒区域等の周知・警戒避難体制の整備

県は、基礎調査の結果、土砂災害が発生した場合には住民等の生命及び身体に危害が生じるおそれがある土地の区域を「土砂災害警戒区域」、また、建築物に損壊が生じ住民等の生命及び身体に著しい危害が生じるおそれのある土地の区域を「土砂災害特別警戒区域」として指定する。

町は、県とともに関係図書を一般の縦覧に供するほか、ホームページでの公開等の多様な手段により住民への周知徹底を図る。

町は、これらの土砂災害警戒区域等を町地域防災計画に明記するとともに、土砂災害区域等に指定された区域毎に警戒避難体制に関する事項について定め、地域住民に周知徹底を図る。

また、緊急時における防災関係機関や自主防災組織との連絡体制を確立しておく。

４　地盤災害予防対策の推進

⑴　危険箇所の法指定

町は県と協力し、危険箇所を関係法令に基づく指定箇所に指定し、開発行為、建築確認申請の際に、一定の行為の禁止・制限を指導する。

⑵　地盤沈下の防止

町は県と協力し、山形県地下水の採取の適正化に関する条例等に基づき、地下水の

適正採取を図り、地下水の過剰採取による地盤の不等沈下を防止する。

⑶　災害防止対策工事の推進及び緊急用資機材の確保

町は県と協力し､法指定を受けた危険箇所の災害防止対策工事を積極的に推進する。

また、地震により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材を確保し、緊急時に備える。

５　軟弱地盤等液状化対策の推進

⑴　地盤液状化地域の周知

町は、液状化が予想される地域のマップ「遊佐町防災ガイドブック」等の周知に努める。

⑵　地盤改良・液状化対策工法の普及

町は県と協力し、地盤液状化の発生が予想される地域に対して、耐震基準の適用及び各種対策工法のＰＲ、普及に努める。

６　災害防止に配慮した土地利用の誘導

⑴　危険住宅等の移転推進

県及び町は、安全対策を検討のうえ、危険区域の居住者に宅地の改良や住宅移転の必要性を周知し、安全地域への移転を促進する。

なお、集会所等が危険区域に立地する場合は、地区と連携の上、早急な移転対策等を進める。

⑵　安全な土地利用の誘導

町は県と協力し、災害防止に配慮した安全な土地利用を誘導するための情報提供を強化するとともに、開発指導要綱等をもとに開発事業者への各種法規制の徹底及び啓発・指導を行う。

７　被災宅地危険度判定体制の確立

町は、県の被災宅地危険度判定体制について、発災時に円滑に活用できるよう受け入れ・連絡体制等の確立に努める。

第 28 節　建築物災害予防計画

１　目的

地震による建築物災害の未然防止と被害の軽減が図られるよう、庁舎、学校等の防災上重要な公共建築物、一般建築物等の耐震性及び不燃性の強化等を促進するために、町、県等が実施する災害予防対策について定める。

２　対策

対策の種類	担　当　課
防災基幹施設の耐震化 一般建築物等の耐震化の推進	総務課 地域生活課
屋外の転倒・落下物等への対策	教育課
地震保険の普及・啓発	総務課

３　防災基幹施設の耐震化

過去の大震災では、役所、避難所、病院、警察署、消防署、消防水利、道路・橋など防災上重要な施設が大きな被害を受け、防災活動に大きな支障を来したことに配慮し、防災基幹施設の防災対策を重視する。この場合、地盤振動・地盤の液状化危険度を考慮して対策を進める必要がある。

町は、「遊佐町建築物耐震改修促進計画」に基づき、建築基準法による現行耐震基準施行(昭和 56 年)以前の建築物を中心に、耐震診断を実施し、必要と認めたものから、順次、改修等を推進するよう努める。

⑴　町関係既存防災基幹施設の耐震診断と補強

役場庁舎、避難所、消防分署、消防団詰所、無線施設、水利施設、町管理重要道路・橋などの耐震診断を実施し、必要な補強を行う。

耐震診断は、建物の堅牢性だけでなく、機能面や収容物が耐震性を有しているかも含めて診断する。

ア　非常電源の耐震性の状況

イ　ロッカーの固定状況

ウ　その他の重要機器の固定状況（無線関係、重要データ蓄積パソコン等）

⑵　建設予定の町関係防災基幹施設の耐震性の確保

⑴に準じて対策を実施する。

⑶　その他の町関係既存施設の耐震診断と補強

⑴に準じて対策を実施する。

４ 一般建築物等の耐震化の推進

⑴　不特定多数の者が利用する建築物の耐震化

不特定多数の者が利用する建築物は、災害時に一定の機能を果たし、かつ、人命を守る基礎となることから、施設管理者は耐震化に努める。

⑵　住宅・建築物の耐震化

ア　一般建築物については、昭和 56 年以前に建築された特定建築物を主な対象として、耐震診断や必要な改修を促進する。また、特定建築物以外の建築物についても、重要度を考慮しつつ耐震診断・改修を促進する。

イ　建築物所有者に対して耐震改修促進法の趣旨・内容を周知し、耐震診断・改修に関する知識の普及・啓発に努めるとともに、木造住宅所有者等からの耐震診断・改修の相談に応ずるため、遊佐町木造住宅耐震診断士派遣事業を推進する。

5　屋外の転倒・落下物等への対策

⑴ ブロック塀・石塀、自動販売機等の重量転倒危険物対策

ア　実態調査、改修指導

ブロック塀等の実態調査を行い､危険度が高いと評価された塀等の所有者に対し、調査内容の通知と改善の依頼を行う。

調査は特に地盤振動危険･地盤の液状化危険度の高い地域を中心に､通学路沿い、避難上必要な道路沿い、歩道沿いを中心に行う。

イ　ブロック塀・石塀の生け垣化、フェンス化の推進

危険なブロック塀、石塀等は改修が必要であるが、できる限り生け垣、フェンス化の推進を図る。その際､「安全・安心なまち」像の「高い安全文化に支えられたうるおいのあるまち」をめざし、景観に配慮する。

なお、生け垣化、フェンス化は、特に次のところについて積極的に推進する。

(ｱ) 通学路沿い

(ｲ) 道路の幅を越える高さの塀等のあるところ

(ｳ) 車道と歩道の区別のある道路で、歩道の幅を越える高さのあるところ

⑵　落下危険物対策

地震発生時には、下表のような多くの落下物により死傷者が発生する恐れがある。

ア　窓ガラス（の飛散）　　エ　外装材（外壁タイル、モルタル等）

イ　ウインドエアコン　　オ　屋上広告物

ウ　高架水槽

そのため、以下のような対策を行うものとする。

関係課	落下危険物の実態把握
全　課	多数の人が集まる公共施設について、強化ガラスへの改修、飛散防止フィルムの貼付、物品等の倒壊防止、蛍光管の散乱防止等の施策を講ずる。
教育課	町立小中学校の窓ガラスの強化ガラス化について、改築計画のなかで推進していく。

6 地震保険の普及・啓発

地震保険は、被災者の生活再建又は住宅再建などのために有効な手段の一つであり、被災地域の早期復興という点でも重要であることから、県関係団体等と連携・協力しながら地震保険の普及・啓発を図る。

第 29 節　集落の孤立予防

１　目的

大規模地震、風水害等の発生によるがけ崩れや地すべり等により、道路や通信が寸断され孤立のおそれのある集落について、孤立予防対策をすすめるとともに、孤立した際のために必要な体制・手段を整備する。

２　対策

対策の種類	担　当　課
孤立が予想される集落の把握	総　務　課
通信手段の確保	
食料・防災資機材の整備	総　務　課 産　業　課
臨時ヘリポートの確保	総　務　課 産　業　課 地域生活課
孤立予防対策の推進	総　務　課 地域生活課
防災体制の整備	総　務　課

３　孤立が予想される集落の把握

がけ崩れや地すべり等により孤立が予想される集落の把握に努める。

孤立が予想される集落と現況

集落名	戸数	人数	孤立する要因	通信機器の配備	ヘリ離着陸場	避難所
女　鹿	66	179	土石流による道路寸断	防災行政無線（陸上移動局	女鹿農村公園	集落公民館
滝ノ浦	27	72	〃	〃	女鹿農村公園	〃
鳥　崎	16	58	〃	滝ノ浦集落設備を活用	国道 345 号線沿空地	〃
湯ノ田	13	24	〃	防災行政無線（陸上移動局	漁村センター駐車場	漁村センター
三ノ俣	4	8	地震による道路崩壊	〃	農業漁業実習館さんゆう駐車場	農業漁業実習館さんゆう

４　通信手段の確保

⑴　通信機器の整備

町は、孤立が予想される各集落一般回線が不通になった際の連絡手段として、防災行政無線（陸上移動局）を整備する。

⑵　通信機器の使用方法の研修

各集落に設置している防災行政無線を扱うのは各集落の住民であり、非常時には住

民が使用できなければならない。

そのため、定期的に使用方法の研修を行う必要がある。

また、わかり易い使用説明書を作成し通信機器の近くに置いておかなければならない。

５　食料等の備蓄・防災資機材の整備

⑴　食料等の備蓄

孤立が予想される集落の住民は、２～３日分の食料や生活物資を各家庭で備蓄する。

⑵　防災資機材の整備

町と孤立が予想される集落の自主防災組織は、発電機、暖房器具及び燃料等の防災資機材の確保に努める。

６　臨時ヘリポートの確保

負傷者や食料等の搬送、住民の避難など緊急事態に備え、ヘリコプターが臨時に離着陸できる場所を確保するとともに、関係機関に周知しておく。

また、臨時ヘリポートについては随時見回りを行い、整備しておく必要がある。

７　孤立予防対策の推進

町、国及び県は、土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊、雪崩、落橋等による交通途絶から集落が孤立することを防止するため、これら危険箇所や橋等に対する予防策を推進するとともに、周辺住民に危険箇所を周知する。

８　防災体制の整備

⑴　自主防災組織の育成等

町は、住民自ら、救助、救出、避難誘導、避難所生活の支援ができるよう自主防災組織の育成を進めるとともに、自主防災組織と消防団や地域の企業・事業所などとの連携を推進する。

⑵　応援体制の整備

防災関係機関は、集落が孤立した際、早急な復旧が図られるよう関係機関との応援体制を整備する。

第 30 節　防災業務施設の整備

１　目的

災害の未然防止と被害の軽減を図るため、防災業務施設を計画的に整備する。

２　対策

対策の種類	担　当　課
コミュニティ防災センター整備計画	企　画　課
地震防災緊急事業五箇年計画	総　務　課

３　コミュニティ防災センター整備計画

住民の自主的な防災活動はコミュニティ活動の核となるべきものであり、災害時において自主防災活動の拠点となる。平常時には防災訓練、防災知識の普及の機能を果たす施設として、また、災害発生時に必要とする防災資機材の備蓄施設として各地区にコミュニティ防災センターを計画的に整備する。

防災資機材の整備については、自主防災組織の活動のバックアップのため必要とする資機材を計画的に整備する。

４　地震防災緊急事業五箇年計画

地震防災対策特別措置法（平成７年６月 16 日　法律第 111 号）に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等について地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、事業の推進を図るものとする。

第２章　災害応急対策計画

第１節　災害対策本部

１　計画の概要

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策を強力に推進するため設置される遊佐町災害対策本部の組織及び運営等並びに防災関係機関の活動体制について定める。

２　遊佐町災害対策本部組織図

【資料１】　　遊佐町災害対策本部組織図

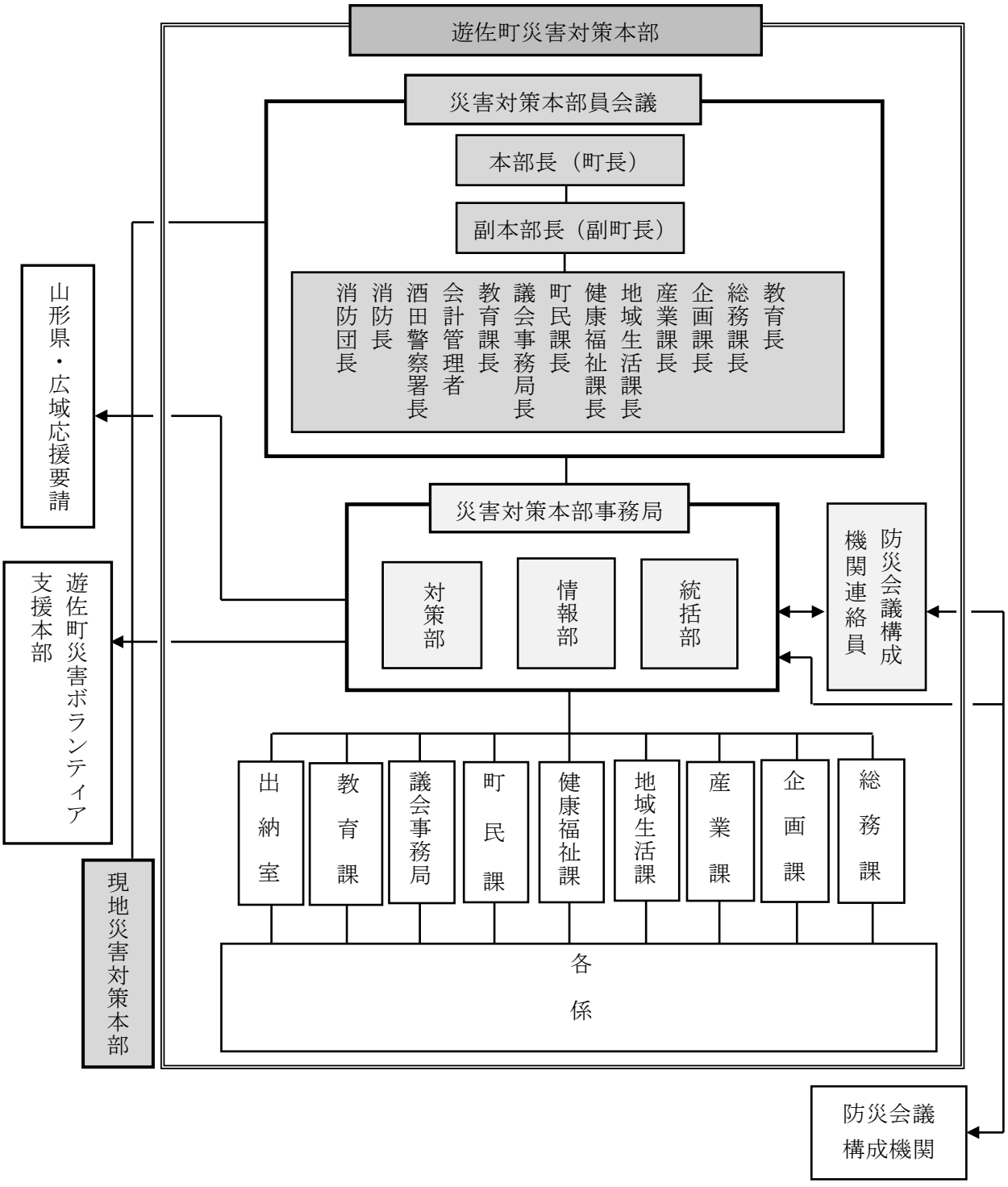

3　遊佐町災害対策本部の設置

⑴　設置基準

ア　町長は、次の基準により遊佐町災害対策本部（以下「災対本部」という。）を設置し、又は廃止する。

設置基準	1　町内で震度５弱以上の地震が観測されたとき。 2　大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 3　山形県沿岸に津波警報、大津波警報（特別警報）が発表されたとき。 4　町長が特に必要と認めたとき。
廃止基準	1　災害応急対策が概ね完了したとき。 2　その他必要が無くなったと認められるとき。

イ　町長に事故があるときは、副町長が、町長、副町長ともに事故があるときは、総務課長が本部を設置する。

⑵　設置場所

本部は、遊佐町防災センターに設置することとし、同庁舎が被災して設置できないときは、原則として次の場所に設置する。

ア　第１順位　遊佐町生涯学習センター

イ　第２順位　遊佐町民体育館

⑶　本部設置の庁内周知

本部を設置しようとするとき、又は本部を設置した場合は、次により課等へ周知する。

ア　遊佐町防災センターに設置する場合　　庁内放送

イ　遊佐町防災センター以外に設置する場合　緊急連絡網による連絡及び役場及び遊佐町防災センター前への掲示

⑷　災対本部を設置又は廃止した場合の防災関係機関への連絡等

災対本部を設置しようとするとき、又は本部を設置した場合は、次により課等へ周知する。

ア　総務課長は、次に掲げる機関に直ちにその旨を連絡する。

(ｱ) 庁内課等

(ｲ) 防災会議構成団体

(ｳ) 山形県庄内総合支庁

(ｴ) 隣接市

イ　企画課長は、報道機関に直ちにその旨を発表する。

⑸　防災会議連絡員の本部への派遣

本部が設置された場合、遊佐町防災会議構成機関等は、連絡調整等のため必要に応じ本部に職員を派遣し、本部と緊密な連携の下に、応急対策を実施する。

4　遊佐町災害対策本部の組織、運営等

⑴　災対本部の組織

災対本部は、本部員会議、本部事務局、防災会議構成機関連絡員及び課等で構成する。

⑵　本部員会議

ア　組織

(ｱ) 本部長　町長

(ｲ) 副本部長　副町長

(ｳ) 本部員　教育長、総務課長、企画課長、産業課長、地域生活課長、健康福祉課長、町民課長、議会事務局長、教育課長、会計管理者、酒田警察署長、消防本部消防長及び遊佐町消防団長

イ　召集

本部長は、災害対策に関する重要事項等の協議を行うため、必要に応じ本部員会議を招集する。災害対策本部に意見聴取・連絡調整のため関係機関等の出席を求めることができる。

ウ　所掌事務

(ｱ) 災害情報の総括に関すること。

(ｲ) 町の実施する災害応急対策等に関する基本的事項及び災害対策実施に関する重要な事項に関すること。

(ｳ) 町の課等が実施する災害応急対策の総合調整に関すること。

(ｴ) 災害応急対策及び災害復旧対策に係る国、県並びに公共機関等他機関との調整のうち重要な事項に関すること。

(ｵ) その他災害対策上重要な事項に関すること。

エ　防災関係機関との合同会議

本部長は、必要に応じ関係行政機関、関係公共機関等に対して資料・情報の提供等の協力を求める。

⑶　本部事務局

大規模災害時における行政機能と地域需要との質・量のギャップを縮小し、限定した防災対応力の集中投入に関することを目的とする。

ア　事務局長　総務課長

イ　事務局次長　企画課長

ウ　事務局員　事務局機能を強化するため、次により統括部、情報部および対策部を設置する。

(ｱ) 統括部

・組織

部　長　総務課長

副部長　議会事務局長、会計管理者

・所掌事務

災対本部の運営、危機対応方針決定の補佐、各部及び各課等への具体的な対応の指示及び総合調整、職員家族の情報収集

(ｲ) 情報部

・組織

部　長　企画課長

副部長　町民課長、教育課長

・所掌事務

災害情報の収集・整理、活動状況の記録、進行管理、伝送映像の収集・配信、通信機器や通信回線の確保、広報活動

(ｳ) 対策部

・組織

部　長　地域生活課長

副部長　産業課長、健康福祉課長

・所掌事務

関係機関との連携・連絡調整

エ　応援職員の確保

各部長は、必要に応じ総務課と調整のうえ、担当課等以外の各課等から職員の応援を求めることができる。

オ　活動内容

事務局の活動に関する具体的な内容については、別途事務局活動マニュアルを定める。

⑷　防災会議構成機関連絡員

防災会議を構成する機関等は、本部との緊密な連携のもとに災害応急対策を実施するために、必要に応じ本部に職員を派遣する。

⑸　各課等

各課等の職員は、本部員会議又は本部事務局から指示を受けて、その事務分掌に係る災害応急対策に従事する。

⑹　大規模災害時における業務の継続

大規模災害発生時に限られた資源を有効に活用し､業務の継続･早期復旧を実現し、町民・事業者の生命・生活・財産を守り、町の機能を維持・普及することを目標として、別途「業務継続計画」を定める。

5　現地災害対策本部

本部長は、土砂崩れ及び雪崩等により、局地的に人身被害、住家被害等が多数発生した場合は必要に応じ、被災地で本部の事務の一部を行う現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を置く。

⑴　設置期間

現地での主要な災害応急対策が概ね終了するまでの間又は現地本部設置の必要性がなくなったと認められるまでの間とする。

⑵　設置場所

災害現場又は被災地のまちづくりセンターに設置する。

⑶　現地本部の組織

ア　現地本部に現地本部長及び現地本部員を置く。

イ　現地本部長は、本部の副本部長（副町長）又は本部員のうちから本部長（町長）が指名する。

ウ　現地本部員は、本部事務局職員、各課等の職員のうちから本部長が指名する。

6　業務継続性の確保

町は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、町及び防災関係機関は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進

する。

加えて、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

特に、町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

第２節　動員配備

活　動　概　要	本部事務局
【勤務時間外のみ】 自主参集	統括部
動員配備の区分の決定	
動員配備の伝達	
応援職員の要請	
【資料一覧】 資料１　　地震時の配備の基準（津波注意報、津波警報、大津波警報入手後、又は、津波危険がないことが判明後） 資料２　　伝達系統図 資料３　　職員の配備計画表	

【勤務時間外のみ】

１　自主参集

勤務時間外に地震が発生した場合、職員にあっては、テレビ・ラジオで速報される地震情報により、遊佐町の震度が震度５弱の時又は自宅周辺で地震による被害が発生した場合は、「地震時の配備の基準」及び「職員の配備計画表」に照らし、動員指令を待つことなく自己の判断により、直ちにあらゆる手段をもって所定の参集場所へ参集し、所定の活動に従事する。

道路などが寸断され登庁することが困難な場合には、その地域に残り被害状況の収集にあたるものとする。

２　動員配備の区分の決定

地震が発生した場合、総務課長は、資料１の「地震時の配備の基準」をもとに、町長、副町長、各課長等と協議し、動員配備の区分を決定する。

なお、迅速を要する場合には、在庁（又は連絡可能な）最上位意思決定者において専決する。

３　職員の参集・配備基準

【資料１】地震時の配備の基準（津波注意報、津波警報、大津波警報入手後、又は、津波危険がないことが判明後）

種別	配　備　基　準	配　備　内　容	摘　要
第１次	町内の震度が４で、かつ津波の心配がないとき。	人的被害情報・住家被害状況等の把握と情報連絡活動のため、関係課でもって当たるもので、状況によりさらに高度の配備体制に円滑に移行できる体制とする。	災害対策本部が設置されない場合でも、被害情報収集・連絡組織として配備につくものである。
	山形県下（津波予報区＝５区）に津波注意報が発表されたとき。	津波危険に対応するため、関係各課でもって当たるもので、状況によりさらに高次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。	災害対策本部が設置されない場合でも、津波対応の組織として配備につくものである。
第２次	次の事項の１以上に該当する場合 (1) 町内に震度５弱の地震が起こったとき。 (2) 山形県沿岸に津波警報が発表されたとき。	上記の課のほか、関係各課の所要の人員でもって当たるもので、事態の推移に伴い、すみやかに第３次配備に切り替えるものとし又切り替える前においても、災害発生とともにそのまま直ちに活動が開始できる体制とする。	必ず災害対策本部が設置される。
第３次	次の事項の１以上に該当する場合 (1) 町内に震度５強以上の地震が起こったとき。 (2) 山形県沿岸に大津波警報（特別警報）が発表されたとき。 (3) その他、地震により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合であって、特に防災活動の推進を図る必要があると認めるとき。	所要の人員の全員をもって当たる。	必ず災害対策本部が設置される。

（注）震度は、山形県震度情報ネットワークの震度計の震度

4　動員配備の伝達

地震の発生により、テレビ、ラジオ等の地震情報により「地震時の配備基準」の状態になった場合には、職員は、「職員の配備計画表」に照らし、動員指令を待つことなく自己の判断により行動する。

それ以外の場合は、２の動員配備の区分の決定を受け、資料２に示す伝達系統により、資料３の「職員の配備計画表」にもとづき、関係職員に伝達し、動員する。

【資料２】　伝達系統図

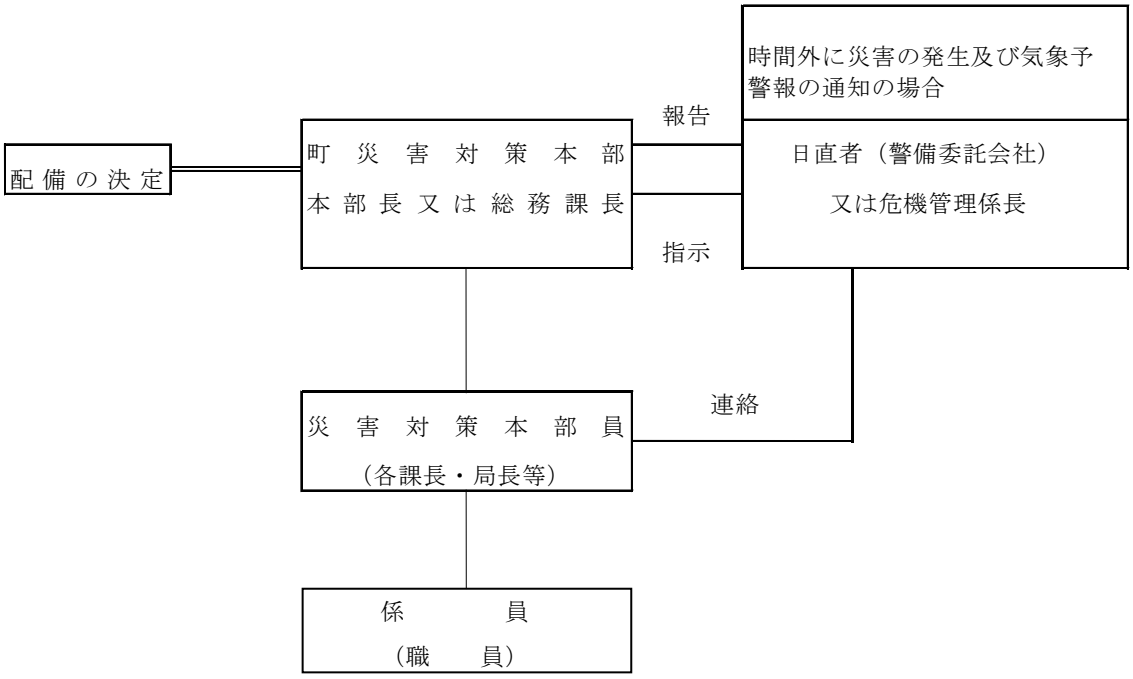

5　応援職員の要請

災対本部の各課長は、災害対策活動を実施するにあたり職員が不足し他課等の職員の応援を受けようとするときは、本部事務局長あて次の要領で要請する。

⑴　各課長等は、その所掌事務を処理するにあたり職員が不足し、自課等の職員を動員してもなお不足するときは、別記様式（様式編様式-１「応援職員要請書」）により本部事務局長に要請する。ただし、緊急を要する場合は、事後提出する。

⑵　本部事務局長は、前記の応援要請を受けたときは、次の要領により職員を派遣する。

ア　他の課等の職員

イ　町の職員をもって不足するときは、県又は他の市町村の職員の派遣を要請する。

【資料３】　　職員の配備計画表

組織			配備計画				参集場所
課　等	係	人員	第１次		第２次	第３次	
			震度４	津波注意報			
総務課	総務係	5	△	△	○	○	庁舎
	財政係	3	△	△	○	○	庁舎
	情報統計係	3	△	△	○	○	庁舎
	危機管理係	3	○	○	○	○	庁舎
企画課	企画係	4	△	△	○	○	庁舎
	まちづくり支援係	3	△	△	○	○	庁舎
	観光物産係	3	△	○	○	○	庁舎
産業課	農業振興係	4	△	△	○	○	庁舎
	水産林業係	3	△	○	○	○	庁舎
	産業創造係	2	△	△	○	○	庁舎
	農地管理係	2	△	△	○	○	庁舎
地域生活課	土木係	4	○	D	○	○	庁舎
	管理係	4	○	D	○	○	庁舎
	環境係	2	△	△	○	○	庁舎
	上水道係	3	○	△	○	○	庁舎
	下水道係	3	○	D	○	○	庁舎
健康福祉課	子育て支援係	2	△	△	○	○	庁舎
	福祉介護保険係	5	△	△	○	○	庁舎
	国民健康保険係	4	△	△	○	○	庁舎
	健康支援係	11	△	△	○	○	庁舎
	遊佐保育園	8	△	△	D	○	勤務施設
	藤崎保育園	6	△	△	D	○	勤務施設
	吹浦保育園	6	△	△	D	○	勤務施設
	子どもセンター	3	△	△	D	○	勤務施設
町民課	町民係	5	△	△	○	○	庁舎
	課税係	7	△	△	○	○	庁舎
	納税係	3	△	△	○	○	庁舎
教育課	総務学事係	4	△	△	○	○	庁舎
	学校指導係	1	△	△	○	○	庁舎
	社会教育係	5	△	△	○	○	勤務施設
	文化係	4	△	△	D	○	庁舎
	蕨岡小学校	3	△	△	D	○	勤務施設
	遊佐小学校	3	△	△	D	○	勤務施設
	藤崎小学校	3	△	△	D	○	勤務施設
	高瀬小学校	2	△	△	D	○	勤務施設
	吹浦小学校	2	△	△	D	○	勤務施設
	遊佐中学校	1	△	△	D	○	勤務施設
	図書館	2	△	△	D	○	勤務施設
出納室	出納係	1	△	△	○	○	庁舎
議会事務局	議事係	1	△	△	○	○	庁舎

※１　○印全員配備　D印２分の１配備（２分の１待機）　△印全員待機
※２　待機とは平常勤務中又は帰宅後、所在を明確にして待つことをいう。
※３　動員計画にない職員に当ては本部長の命に従うものとする。
※４　庁舎勤務職員については、役場に登庁するものとし、外部施設勤務者はその施設に集合する。
　　なお、道路等が寸断され指定された場所に集合することが困難な場合には、その地域に残り被害状況の収集等にあたるものとする。

第３節　情報管理

活　動　概　要	本部事務局
人命に係わる災害情報の収集と報告 　人命に係わる災害情報の収集と本部での集約 　人命に係わる災害情報に基づく意思決定及び情報の共有化 　人命に係わる災害情報の県等への迅速な報告	統括部 情報部
住民等からの通報等への対応	情報部
救援期の情報管理の基本方針 住家被害等の調査 住家被害等の情報の共有化	情報部 対策部
住家被害等調査報告の取りまとめ及び県への報告 住民等からの通報等への対応	情報部
【資料一覧】 　資料１　災対法第53条及び山形県災害報告取扱要領に基づく被害状況等の報告ルート 　資料２　報告の種類	

１　人命に係わる災害情報の収集と報告

【勤務時間外の地震発生】

⑴　職員による人命に係わる情報の収集

ア　職員は、直接、所定の情報収集担当区域へ行き、人命に係わる被害情報を収集する。

イ　収集した情報を本部へ報告する場合は、電話、無線、バイク、自転車、徒歩等の手段により、現地又は庁舎へ参集し、本部事務局情報部の責任者に対し行うものとする。

ウ　収集すべき「人命に係わる災害情報」

　災害発生直後においては、負傷者の救出救助、消火活動を実施するうえで、必要な情報（建物倒壊、出火、津波被害、道路・橋梁等の損壊状況、死傷者発生状況等）、人命救助に必要な情報の収集を第一とする。

　また、被害規模を早期に把握するための概括情報（緊急通報殺到状況等）を積極的に収集する。

(ｱ) 倒壊家屋件数

(ｲ) 出火件数

(ｳ) 津波被害状況（人的被害状況、倒壊家屋状況）

(ｴ) 二次災害危険箇所（土砂災害危険、高圧ガス漏洩事故など）

（注）以上のア～ウの情報は速報性を重んじるため、正確を期すより、粗くとも速報性を重視する。

エ　避難所を開設したとき又は避難住民により自主的に避難所が開設されたときは、通信手段の確保又は新設に努めるとともに、町職員を派遣又は自主防災組織の協力を得て避難者の数、内訳及び必要とされる食料・物資の量等の情報を効率的に収集する。

オ　職員は、参集途上でも可能な限り人命に係わる災害情報を収集する。その結果は、参集後直ちに、情報部へ報告する。

⑵　消防団

　消防団は災害発生時、消火活動及び救出活動に全機能をあげて行う。それとともに可能な限りの人命危険関係情報の収集を行い、電話又は無線を用い本部へ報告する。

【勤務時間内の地震発生】

⑴　職員による人命に係わる情報の収集

ア　職員は、無線を携帯し所定の町内担当区域へ行き、人命に係わる被害情報を収集する。

イ　収集した情報の本部への報告は電話、無線、バイク、自転車、徒歩等の手段により、現地からあるいは庁舎へ参集し、本部連絡室の責任者に対し行うものとする。

⑵　消防団

消防団は災害発生時、消火活動及び救出活動に全機能をあげて行う。それとともに可能な限りの人命危険関係情報の収集を行い、電話又は無線を用い本部へ報告する。

2　人命に係わる災害情報に基づく意思決定及び情報の共有化

⑴　統括部においては、情報部等からの人命危険情報を分析し、広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難の勧告・指示、災害救助法の適用申請等の必要性の有無を判断し、在庁（又は連絡可能）最上位意思決定者へ進言する。

⑵　在庁（又は連絡可能）最上位意思決定者はその進言をもとに意思決定を行う。

⑶　これらの情報については、本部員、本部事務局各部において（適宜、全職員においても）共有化を図り、活動に統一性を与える。

3　人命に係わる災害情報の県等への迅速な報告

災害（災害対策基本法第２条第１項第１号に定める災害）又は震度４以上の地震が発生したときは、県（危機管理課）に災害発生の第一報を伝達するとともに、その経過に応じて庄内総合支庁及び関係機関に逐次状況を報告する。

なお、県に報告できない場合、消防庁に直接報告する。この場合において連絡できるようになった後は、原則通りに報告する。（災害対策基本法第 53 条）

⑴　第１報（参集途上の被害状況、庁舎周辺の被害状況）

ア　勤務時間外

統括部員の登庁直後

イ　勤務時間内

地震発生直後

⑵　人命危険情報の中間集約結果の報告

地震発生後 30 分以内、遅くとも１時間以内

なお、この段階で町災害対策本部での意思決定（広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難の勧告・指示等、災害救助法の適用申請等の必要性の有無）が得られていれば、県等へ報告する。

⑶　人命危険情報の集約結果（全体概要）の報告

地震発生後１時間以内。遅くとも２時間以内に報告

ア　災害の原因

イ　災害が発生した日時

ウ　災害が発生した場所又は地域

エ　被害の程度

オ　災害に対してとられた措置

(ｱ) 災対本部の設置状況

(ｲ) 主な応急措置の状況

(ｳ) その他必要事項

カ　災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類

キ　その他必要な事項

県等への報告は資料１に示すルートによるものとする。

報告は原則として、県防災行政無線電話、ファクシミリにより速やかに報告し、これが難しい場合は、一般電話、非常無線、非常電話、緊急電話、非常電報、緊急電報又は専用電話を活用して行う。災害確定報告は必ず文書で報告する。

→　【資料１】　災対法第 53 条及び山形県災害報告取扱要領に基づく被害状況等の報告ルート
→　【資料２】　報告の種類
→　様式編　　様式-２「山形県災害報告取扱要領」

【資料１】　災対法第 53 条及び山形県災害報告取り扱い要領に基づく被害状況等の報告ルート

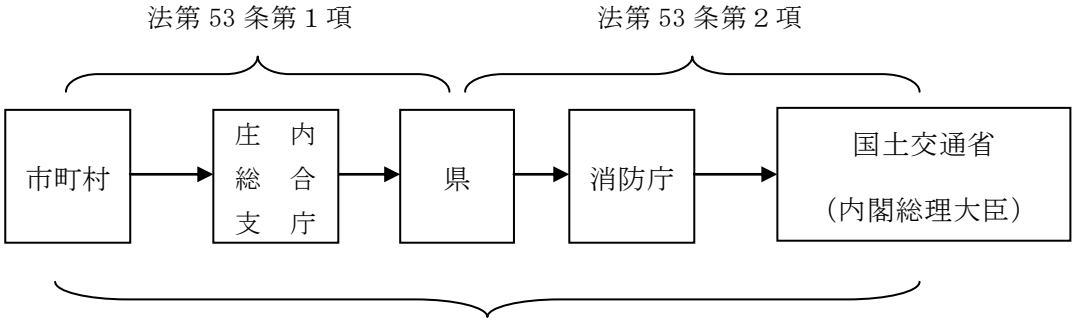

〔消防庁連絡先〕

（ＮＴＴ回線）
03-5253-7527
ＦＡＸ　03-5253-7537

（地域衛星通信ネットワーク）
ＴＮ-048-500-6060
ＦＡＸ　ＴＮ-048-500-6509

【資料２】　報告の種類

報告の種類	提　出　期　限	様　式
災害速報	即　時	山形県災害報告取扱要領 様式第 １～13 号
災害中間報告	被害状況の変動に伴い逐次	山形県災害報告取扱要領 様式第 14 号
災害確定報告	応急対策を終了した後 10 日以内	山形県災害報告取扱要領 様式第 14 号
災害年報	２月 15 日	山形県災害報告取扱要領 様式第 15 号

４　住民等からの通報等への対応

災害時においては、町内外から安否問い合わせ電話や各種災害問い合わせ電話が殺到することが予想され、住民等からの通報等に対しては、以下の点に留意する。

⑴　電話受付部門は、防災関係機関からの情報と住民等からの問合わせを仕分けする。

⑵　電話の殺到による初動通信活動への支障が起こらないために、各種問合わせに対する対応電話を決め、その電話で集中対応する。

⑶　留守番電話等を用いた情報の蓄積手段を行い、それを分析・対応する手段等も考慮する。
⑷　情報部の本来の役割である情報管理に支障が出ないよう他係からの応援を得て、体制を増強する。
⑸　広報担当において通報状況をモニターし、必要があればマスコミ機関の協力を要請し、不要不急通報の自粛を直接被災地内外の人々に訴える。
　また、ライフラインに関する問い合わせが集中することも予想されるため、関係機関において、これらの問い合わせニーズに対応できる体制をとるよう要請する。
　→　第５節「広報」

５　救援期の情報管理の基本方針

⑴　住家被害の迅速・正確な把握を重点に置く。
　住家被害は、災害救助法の適用（申請）、り災証明の発行、税の減免、救援物資の配分、義援金品の配分等、被災者に対する各種の救援活動を実施する上で最も基本となる情報である。そのため、救援期の情報管理は、住家被害の迅速・正確な把握を最重点課題とする。
⑵　その他の被害を把握する⑴の住家被害調査の進捗状況を考慮して、その他の被害調査を実施する。

６　住家被害等の調査

⑴　住家被害の調査
ア　職員は、所定の住家被害調査担当区域へ行き、住家被害判定基準表に基づき住家被害調査をする。
イ　甚大な被害を受けた場合には、調査対象住家が膨大な数にのぼるため、担当職員だけの体制では被害状況把握が大幅に遅れる恐れがある。その場合には、他の職員の応援を得て対応する。
⑵　その他の被害の調査
　住家被害調査の進捗状況をみながら、各係は所管の施設等の被害調査を実施する。
⑶　住家被害等の調査にあたっては、以下の点に留意する。
ア　被害状況等の収集と調査は関係機関、諸団体、住民組織等の協力を求めて実施する。
イ　被害が甚大なため、町において被害状況等の収集及び調査等に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施する。
ウ　災害情報及び被害状況の調査については、警察をはじめ関係機関と十分な連絡をとる。

７　住家被害等の情報の共有化

　住家被害等の情報については、本部員、本部事務局各部において（適宜、全職員においても）共有化を図ることにより、有機的な活動を推進する。
（例）
⑴　住家被害数から給食・給水活動、避難者数や避難所開設期間の見通しを立てることができる
⑵　道路状況が的確に把握できるならば、輸送活動を実施する職員の活動を支援することができる。

８　住家被害等調査報告書の取りまとめ及び県への報告

⑴　住家被害等の調査報告書の取りまとめ
ア　職員及び各係の係長は被害状況を課税係長に報告する。町民課長は被害状況を取りまとめ、本部長に報告する。
イ　県などへの被害報告は統括部長（総務課長）が担当する。

ウ　災害が拡大し被害も大きく、県・国・その他に対する要望書を作成する必要がある場合には、統括部長はそれぞれの所管する課長等より要望内容を取りまとめて、所要の手続きをとるものとする。

⑵　被害状況等の報告

ア　報告順位及び報告責任者

被害状況等の報告順位は、人的被害及び住家被害を最優先とし、他の速報に優先して報告する。

この場合、報告の責任者は統括部長である。

イ　報告要領

被害状況､災害情報及び応急対策等の実施状況は､庄内総合支庁長を経由のうえ、県知事に報告する。

ウ　報告の手段

報告は、原則として県防災行政無線によるものとする。

エ　県等への報告のルート及び種類は、資料１、資料２によるものとする。

→　【資料１】　災対法第 53 条及び山形県災害報告取扱要領に基づく被害状況等の報告ルート

→　【資料２】　報告の種類

→　様式編　　様式-２「山形県災害報告取扱要領」

第４節　情報通信体制の確立

活　動　概　要	本部事務局
電話の指定及び連絡責任者の選任	情報部
災害時の通信手段の確保	
公衆通信設備の優先利用	
特設公衆電話の利用	
【資料一覧】	

１　災害時の通信手段の確保

災害に関する予報等の伝達及び災害情報の収集及び伝達は、町防災行政無線及び山形県防災行政無線を活用して迅速、的確に行う。

ア　災害発生時には、町防災行政無線を中心に使用し、電気通信事業者の設備が利用可能かどうか確認しながら、確保可能な通信手段の拡大を図る。

イ　町防災行政無線が使用不能となったときは、応急復旧を図りつつ、電気通信事業者設備及び他機関の通信施設への応援要請により通信を確保する。

ウ　通信施設が被災し、通信連絡が困難となった場合には、伝令等により通信連絡を確保する。

⑴　県との通信連絡

現在遊佐町と県庁、庄内総合支庁との間には、山形県防災行政無線が開設されているので、この回線を利用し交信を行う。

⑵　町各係との連絡

災害現場等に出動している各係員との連絡は、遊佐町防災行政無線（車載及び可搬型、可搬型携帯、携帯型）により行う。

また、必要に応じ災害現場に伝令を派遣する。伝令は、徒歩、自転車又は自動車を使用する。

防災行政無線を使用する際、通信の混乱が予想されるため必要に応じ適切な通信の統制を実施し、円滑、迅速な通信の確保に努める。

通信の統制は、次により実施する。

ア　重要通信の優先（救助、避難指示等重要性の高い通信を優先）

イ　統制者の許可（通信に際しては、統制者の許可を得る）

ウ　子局間通信の禁止（子局間通信の際は、統制者の許可を得る）

エ　簡潔通話の実施（通信は、明瞭、簡潔に）

オ　専任の通信担当者の設置（各子局の担当者は出来るだけ変更しない）

カ　一斉指令（本部は、原則としてすべての無線局に対して一斉に情報伝達を行う）

⑶　他機関の通信施設の活用

ア　町は、災害に関する緊急の通信を行う必要がある場合は、山形県、東日本電信電話株式会社、山形県警察、消防本部、東北地方整備局、東日本旅客鉄道株式会社又は東北電力株式会社等の所有する通信設備の利用を要請する。

イ　災害応急対策のため必要がある場合は、県知事に対して自衛隊の災害派遣要請の一環として通信支援を要請する。

ウ　電話による通信が困難な場合には、警察、消防、電気通信事業者等他機関の無線通信施設を利用した非常通信（非常無線）を行う。

⑷　アマチュア無線の活用

町防災行政無線に加え、電気通信事業者設備や他機関の通信施設も使用不能となった場合は アマチュア無線の協力を依頼する。

局　名	クラブ名	代　表	会員数	使用周波数
ＪＨ７Ｙ×Ｑ	ユザローカルハムクラブ	中川三彦	18 人	3.5、 3.7、 7 、21、28、52、145、435

２　公衆通信設備の優先利用

災害時において、公共の利益のため緊急に通信を行う必要のある通話については、災害時優先電話を利用する。

災害時優先電話は災害時でも規制されないことから、優先的に接続される。加入電話が使用不能となった場合は､庄内総合支庁に設置されている衛星携帯電話等を活用する。

⑴　連絡用電話の指定

町及び関係防災機関は、連絡用の電話を指定し、窓口の統一を図る。

災害時においては、指定電話を平常業務に使用することを制限し、通信連絡にあたる。通信連絡の担当は企画係長が行う。

⑵　連絡責任者

町及び防災関係機関は連絡責任者を定める。

遊佐町において、連絡責任者は危機管理係長とする。

３　特設公衆電話の利用

地震災害時に電話通信が困難な場合、ＮＴＴに対し、避難所等への公共的な施設への特設公衆電話の設置を要請する。

第５節　広報

活　動　概　要	本部事務局
初動対応期の基本方針	統括部
町（災対本部）が実施する広報	統括部
報道機関に対する広報要請並びに発表	情報部
救援期の基本方針	統括部
町（災対本部）が実施する広報	統括部
報道機関に対する広報要請並びに発表	情報部
ライフライン関係機関等への要請	対策部
関係機関との調整	対策部
【資料一覧】	

【勤務時間外の地震発生】

１　初動対応期の基本方針

初動対応期には、人命の安全確保、人心の安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報を優先する。

２　町（災対本部）が実施する広報

広報内容

⑴　津波危険地域住民への警戒呼びかけ（避難誘導)、避難指示等

この広報は、下記の基準に該当する場合に防災行政無線装置を自動起動して即座に実施する。

	基　準	対　応
津波に対する警戒・避難指示等の広報	ア　山形県震度情報ネットワークの震度計が震度４の地震を感知した時 イ　全国瞬時警報システムで津波注意報を受信したとき。	海岸部及び津波危険地域に避難指示等の広報を行う。さらに、車両で津波危険地域等に警戒を呼びかける体制をとる。
津波危険に対する避難の指示等	ア　山形県震度情報ネットワークの震度計が震度５弱以上の地震を感知した時 イ　全国瞬時警報システムで津波警報、大津波警報（特別警報）を受信した時 ウ　全国瞬時警報システムと連動して緊急地震速報（警報、特別警報［震度６弱以上の場合に発表］）が発表されたとき。	海岸部及び津波危険地域に直ちに高台等の安全な場所に避難するよう指示する。

（注）　第８節「避難の勧告・指示等及び避難所の開設等の活動」参照

⑵　自主防災組織、住民等への活動喚起・行動指示

この広報も、地震を感じた場合は即座に実施する。

ア　出火防止、初期消火の喚起・指示

イ　倒壊家屋等に生き埋めになっている人命の救出活動の喚起・指示

ウ　隣近所等の避難行動要支援者の安否確認の喚起・指示

エ　転倒プロパンガスの元栓閉栓の喚起・指示

⑶　二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ

⑷　地区別の避難所

⑸　混乱防止の呼びかけ（不確実な情報にまどわされない、テレビ・ラジオから情報入

手するようになど）

⑹　被災者救援活動方針・救援活動の内容

⑺　その他

上記のほか、広報担当者は、本部各部と緊密な連絡を図り、住民等からの通報内容のモニター結果及び職員が把握した人命に係る災害情報等から、住民等の情報ニーズを分析し、それに即応した広報を実施する。

3　広報手段

町の実施する広報は、サイレン吹鳴装置（無線）、消防団・自主防災組織等による口頭などにより周知する。

（地震津波災害の広報案文については資料編資料-18 を参照のこと）

4　報道機関に対する広報要請並びに発表

町及び各防災関係機関が、通信設備等の被災により、避難勧告等の緊急情報を伝達できない場合は、県の「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、テレビ・ラジオ等による放送要請をする。

※ 県との通信途絶等、特別な事情がある場合は、報道機関に直接要請する。

5　報道機関に対する発表

広報担当者は、災害の種別、発生の場所及び日時、被害状況、応急対策の状況等を取りまとめ、適宜報道機関に発表する。発表は以下の要領で実施する。

⑴　報道場所を確保する。

報道場所は、遊佐町役場内の会議室とする。災対本部活動を円滑に進めるため、災対本部員室、本部事務局室とは別の部屋を確保する。

⑵　発表担当者は、広報係責任者の在庁最上位のものがあたる。

ただし、記者会見は総括部長（総務課長）が担当する。

⑶　事前に、報道発表時間などの広報ルールを定めておく。

また、情報入手状況や防災活動の進捗状況により、広報ルールどおりの広報ができないこともあらかじめ断っておく。これにより、報道機関との混乱を最小限のものとする。

⑷　要配慮者への報道手段、内容について配慮するように要請する。

⑸　警察、消防、県との情報交換を的確に行い、広報内容の一体性を保つ。

6　報道機関への要請並びに発表する広報内容

⑴　避難勧告等及び災害による被害を最小限にとどめるための行動指示等〔要請〕

⑵　災対本部の設置の有無〔発表〕

⑶　遊佐町への津波襲来状況〔発表〕

⑷　火災状況（発生箇所、被害状況等）〔発表〕

⑸　倒壊家屋件数、浸水状況（発生箇所、被害状況等）〔発表〕

⑹　二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ〔要請〕

⑺　周辺受入れ可能病院及びその診療科目、ベッド数〔要請〕

⑻　避難状況等〔発表〕

⑼　被災地外の住民へのお願い〔要請〕

⑽　住民の心得、人心の安定及び社会秩序保持のため必要な事項〔要請〕

⑾　交通状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等）〔発表、要請〕

⑿　電気、電話、上下水道等公益事業施設状況（被害状況、復旧見通し等）〔発表、要請〕

⒀　河川、道路、橋梁等土木施設状況（被害、復旧状況）〔発表、要請〕

【救援期】

1　救援期の基本方針

⑴　救援期においては、被災住民等に生活情報や復旧状況を適切に広報し、人心の安定及び速やかな復旧へ導く。

⑵　要配慮者への生活支援・救援情報を適切かつ正確に伝える。

2　町（災対本部）が実施する広報

町が実施する被災者救援活動の内容を中心にした以下のものである。

⑴　給食・給水等の実施状況

⑵　医療救護所の開設状況

⑶　避難所収容者名

⑷　町内及び周辺における交通状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等）

⑸　町内及び周辺における電気、電話、水道等公益事業施設状況（被害状況、復旧見通し等）

⑹　町内及び周辺における河川、道路、橋梁等土木施設状況（被害、復旧状況）

⑺　道路障害物、し尿、ゴミの状況並びに除去見込み

⑻　生活必需品等の供給状況（供給日時、場所、種類、対象者等）

⑼　防疫状況と注意事項

⑽　町の実施しているその他の救援施策と救援を受けるための手続き方法・場所

ア　り災証明の発行

イ　応急仮設住宅の募集

3　広報手段

⑴　サイレン吹鳴装置（無線）、広報車、ホームページ、一斉メール、新聞広告、ビラ、チラシ、町職員・消防団・自主防災組織等による口頭などにより周知する。

⑵　復旧に要する期間あるいは避難所開設期間が長期化する可能性が生じた時には、県災対本部、報道機関、ボランティア等の連携により、ニーズに則した情報を的確に提供しうる手段を確保する。

情報提供手段としては、次に掲げるものを考慮する。

ア　臨時災害ＦＭ局の開設（放送局等へ要請）

イ　生活必要情報の提供のためのミニ情報誌（ボランティアへ協力要請）

ウ　避難所単位に設置した電話ファックスによる情報提供

エ　インターネットを使った情報収集・提供（ボランティアへ協力要請）

オ　ＣＡＴＶを使用した文字放送

カ　外国人相談専用電話の開設（ボランティアへ協力要請）

（地震津波災害の広報案文については資料編資料-18 を参照）

4　報道機関へ要請並びに発表する広報内容

⑴　被災地外の住民へのお願い〔要請〕

（例）

ア　個人からの義援は災害対策活動の人力（マンパワー）の都合により、できるだけ義援金でお願いしたい。

イ　まとまった義援物資を送ってくださる場合は、仕分け作業が円滑に実施できるようにするとともに、物資の種類、量、サイズを明記して、梱包を解かなくても分かるように、被災地に送付してほしい。

⑵　住民の心得、人心の安定及び社会秩序保持のため必要な事項〔要請〕

⑶　交通状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時等）〔発表、要請〕

⑷　電気、電話、水道等公益事業施設状況（復旧見通し等）　　〔発表、要請〕
⑸　河川、道路、橋梁等土木施設状況（復旧見通し等）　　〔発表、要請〕
⑹　町の実施している救援施策と救援を受けるための手続き方法・場所〔発表、要請〕
⑺　義援金、ボランティアの受付に関する全国への情報提供〔要請〕
⑻　衣食住関連商品・サービス情報等の生活支援情報〔要請〕
⑼　文字放送や外国語による要配慮者に対する情報提供〔要請〕

５　ライフライン関係機関等への要請

地震後、町（災対本部）に寄せられる住民等からの通報の中には、ライフラインに関係する問い合わせ（復旧見通しなど）も多いと予想される。

そのため、常に住民等の通報内容をモニターし、必要があると認めたときは、ライフライン関係機関に対し、広報担当セクションの設置や増強を要望する。

６　関係機関との調整

⑴　災対本部が広報を実施したとき。
　災対本部は、広報を実施したときは直ちに関係機関に報告する。
⑵　関係機関が広報を実施したとき。
　関係機関が個別に広報を実施したときは、直ちに災対本部へ通知する。
　通知の内容は、「広報を実施した日時、広報の目的、広報内容の概要」である。
　このうち、実施した日時については、混乱防止のうえで特に重要である。

第６節　救出活動

活　動　概　要	本部事務局
救　出 　救出対象者 　救出体制の確保 　救出活動	消防団 対策部 自主防災組織 土木建設業者
関係機関等との連携	対策部
【資料一覧】 　資料１　町内土木建設業者一覧表 　資料２　関係警察機関一覧表	

１　救出対象者

災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者で、次のような状態にある者。

⑴　火災時に火中に取り残された者
⑵　孤立した地点に取り残された者
⑶　倒壊家屋の下敷きになった者
⑷　山津波、地すべり等により生き埋めになった者
⑸　大規模な爆発、交通事故による集団的大事故の発生のため救出を要する者

２　救出体制の確保

地震災害発生時における、救出体制の確保は、次の要領で行う。

⑴　地震発生後、消防団及び自主防災組織、住民は速やかに住居周辺に倒壊家屋が生じていないか、火災が発生していないかの状況調査を行う。
⑵　火災の発生が認められた場合、第７節「消防団の活動」に従い消火活動を行う。
⑶　要救出現場、火災発生等の状況については、第３節「情報管理」に従い、災対本部へ報告する。
⑷　消防団、自主防災組織等により、救出に係わることができる人員の把握及び救出機器の確認を行い、救出隊を編成する。

　ただし、消防団は消火活動に全消防力を投入する場合も生じることから、自主防災組織による救出体制の確保が必要になることを想定しておかなければならない。

⑸　対策部は、必要に応じて町内土木建設業者に対し、救出用の重機（バックホー、小型クレーン車等）の調達と活動協力を要請する。

　→　【資料１】　町内土木建設業者一覧表

３　救出活動

救出活動の方法は、次の要領で行う。

⑴　地震発生後の初期においては、消防団員（２～３人）＋自主防災組織（７～８人）で１班 10 人程度の救出隊を可能な限り多数編成し、担当区域内をローラー作戦的にまわることにより対応する。

　建設重機等を必要とする現場については、災対本部へ報告し、対応を要請する。

⑵　特殊救助資機材・技術を要する救出現場の場合は、その状況に対応できる機械力をもつ必要な救助隊（消防、警察、自衛隊等）の派遣を要請する。
⑶　救出した負傷者は直ちに救急車、自家用車等により、その症状に適した救急病院等へ搬送する。

【資料１】　　町内土木建設業者一覧表

番号	業者名	住所	電話
1	（有）石川工業	宮田字久保ノ前 28	電話 76-2641 FAX　76-2849
2	（有）石山工業	江地字南田 3	電話 76-2847 FAX　76-2847
3	伊藤建設（株）	杉沢字奥屋 118	電話 72-3402 FAX　72-4923
4	協栄建設（株）	北目字下麻掛 1-1	電話 72-2570 FAX　72-3478
5	（株）斎藤工業	遊佐字鶴田 54-3	電話 72-2703 FAX　72-2713
6	庄司建設工業（株）	菅里字十里塚 193-499	電話 77-2079 FAX　77-3257
7	（有）菅原建設	吹浦字横町 42-1	電話 77-2137 FAX　77-2177
8	（株）高橋工業所	当山字宝了 20	電話 72-2641 FAX　72-2693
9	土門建設（株）	遊佐字丸ノ内 29-5	電話 72-2626 FAX　72-2628
10	ヤマ五建設（株）	当山字福ノ中 96	電話 72-2214 FAX　72-5250
11	赤塚建設工業（株）	吹浦字苗代 42-1	電話 77-2133 FAX　77-2134
12	金子建業（株）	吹浦字物見峠 62-2	電話 77-3092 FAX　77-3066
13	（有）一道建設	岩川字千本柳 42	電話 72-2873 FAX　72-2874
14	（有）山九建材工業	当山字森ノ下 135	電話 72-5555 FAX　72-5030
15	（株）山長	吹浦字間ノ鼻 14	電話 77-2130 FAX　77-2391

２　関係機関との連携

⑴　消防本部・消防署との連携

生き埋め者等の救出については、消防本部・消防署と十分な連携をとり、円滑な救出活動を実施する。

⑵　酒田警察署との連携

生き埋め者等の救出については、酒田警察署と十分な連絡をとり、協力を要請し、円滑な救出活動を実施する。

→　【資料２】　関係警察機関一覧表

⑶　自衛隊の派遣要請（第 10 節「自衛隊の災害派遣要請」を参照）

地震等により緊急に救出を要する住民が多数であり、救出隊において救出が困難と認められるときは、県本部に自衛隊の派遣を要請する。

【資料２】　　関係警察機関一覧表

名　　称	住　　所	電話番号
酒田警察署	酒田市上安町１－１－１	23-0110
遊佐交番	遊佐町遊佐字舞鶴 206	72-3322
蕨岡駐在所	〃　豊岡字下和田 33-１	72-2404
西遊佐駐在所	〃　藤崎字一ノ坪 11-３	76-2303
高瀬駐在所	〃　北目字楯ノ内 23	72-2343
吹浦駐在所	〃　吹浦字赤坂 62	77-2510

第７節　消防団の活動

活　動　概　要	本部事務局
地震発生時における消防団の活動 　活動の基本方針 　消防分団詰所等への参集 　自主防災組織、住民等に対する活動協力要請・活動喚起 　津波危険地域住民等に対する警戒・避難の呼びかけ 　消火活動 　救出活動 　避難誘導	消防団
消防本部・消防署との連携	統括部 消防団
【資料一覧】	

１　地震発生時における消防団の活動

⑴　初動対応期は、情報収集に努めるとともに、自主防災組織、住民等の協力を得て、火災の警戒配備を行う。

⑵　特定の地域で大火災の危険が発生した場合には、集中的部隊運用を行う。

⑶　優先する活動

それぞれの地域の事情で異なるが、概ね以下の活動を優先する。

ア　津波危険地域住民等に対する警戒・避難の呼びかけ（海岸線や河口近くの河川沿い）

イ　倒壊家屋、崖くずれ等の生き埋め者の救出

ウ　消火活動（特に木造密集地域では重要）

エ　その他の二次災害危険（余震により土砂災害が発生する恐れがある場合、大量のガス漏れが継続している場合など）に対する警戒・避難

２　消防分団詰所等への参集

地震が発生した場合、消防団員にあっては、「地震時の配備基準」を参考に、動員指令を待つことなく自己の判断により、直ちにあらゆる手段をもって所定の場所へ参集し、担当区域の被害状況の把握及び火災の鎮圧・人命救助活動に従事する。

団長、副団長及び本部分団長は災対本部に参集する。各分団の幹部は分団詰め所に参集する。

参集途上においては、可能な限り被害情報（特に人命危険に係る被害情報）を収集し、災対本部に報告する。

３　自主防災組織、住民等に対する活動協力要請・活動喚起

消防団の担当者は、自主防災組織の役員や住民に対し、出火防止・初期消火（ブレーカーを切る、ガスの元栓を閉める等の呼びかけも含む）、家族や隣近所の保護・救出などに協力するよう要請するとともに、ハンドマイク等で当該活動に協力従事するよう喚起する。

４　津波危険地域住民等に対する警戒・避難の呼びかけ

津波危険地域を有する消防分団等においては、関係機関・団体と協力して津波危険地域の住民等に津波への警戒・避難を呼びかけ、必要に応じポンプ車等を高台へ移動させる。

5　消火活動

⑴　地震発生直後は、居住地付近住民及び自主防災組織に対し、出火防止を指示し、速やかに火災発生状況を把握する。

⑵　火災が発生したときは、自主防災組織と連携し、初期消火の徹底を図る。

　また、事業所等に設置されている自衛消防隊の協力を得て、連携し火災防ぎょ活動を進める。

⑶　消防署の消火活動体制が確立された際は、これの指揮下のもとに消火活動を行う。

6　救出活動

⑴　消火活動等と並行して救出・救助活動を行う。

　この場合も、住民の協力を最大限に得て実施する。

⑵　この場合、消防団員（２～３人）＋自主防災組織・住民（７～８人）で１班 10 人程度の救出隊を可能な限り多数編成し、担当区域内をローラー作戦的にまわることにより対応する。

→　第６節「救出活動」

7　避難誘導

⑴　延焼火災等により町民避難の必要性が生じたときは、これを町民に伝達するとともに、町職員、自主防災組織と連携をとりながら、火勢の状況等正しい情報に基づき、安全な場所に避難誘導させる。

⑵　避難勧告･指示等又は警戒区域の設定による避難誘導についても上記(1)の要領による。

→　第８節「避難の勧告・指示、避難所の開設等」

8　消防本部・消防署との連携

通常、火災発生に伴う住民からの 119 番通報は、消防本部へ通報される。

ただし、地震災害に伴う火災発生については、広域的な被害及び多発火災も予想されるため、通報の障害や部隊の出動に支障をきたすおそれがある。

災対本部は、次のことを考慮し、消火活動等の円滑化を図るものとする。

⑴　災対本部を設置後、速やかに消防本部との連絡体制を統括部に確立する。

⑵　被害情報については随時連絡を取り、可能な限りの活動を要請する。

⑶　被害の規模、状況を判断し、現消防力での対応が困難であることが判明したときは速やかに広域応援要請を行う。

（第 11 節「応援要請」を参照）

⑷　火災現場等で、消防団と消防署が協力して活動する場合の指揮は、消防署長がとるものとする。

第８節　避難の勧告等及び避難所の開設等

活　動　概　要	本部事務局
避難の勧告等 　避難の勧告等を実施する基準 　避難の勧告等の伝達、周知	統括部 情報部 対策部
警戒区域の設定	
避難勧告等又は警戒区域を設定した場合の報告	
避難誘導及び移送	
避難所の開設 　避難所の開設 　災害救助法が適用された場合	統括部 対策部
学校、病院等の避難措置 　学校等における避難措置 　病院等における避難措置	
避難の勧告・指示の解除	統括部
【資料一覧】 　資料１－１　第一次避難場所（グランド・公園等） 　資料１－２　避難所開設場所（建物） 　資料１－３　津波避難場所（広場・境内等）	

１　避難勧告等を実施する基準

遊佐町における地震災害に対する避難勧告等の基準は、以下のとおりとする。

避難準備・高齢者等避難開始	災害が発生するおそれがあり、避難行動要配慮者が避難行動を開始する必要があると認めるとき。
避難勧告	災害（震災による家屋の倒壊、火災の延焼拡大、ガス等の流出拡散）が予測される地域から、事前に住民の立退きを勧め、又は促し、より安全な場所に避難させることにより、予測される災害による生命若しくは身体への被害を予防する。
避難指示（緊急）	津波による浸水など災害による著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを「指示」し、速やかに安全な場所へ避難させる。なお、「指示」は「勧告」よりも拘束力が強い。

２　避難勧告等の伝達、周知

⑴　勧告等の伝達方法・手段

避難勧告等は、原則として防災行政無線のほか、災害エリアメール、消防無線及び広報車等で巡回広報を行い、的確に伝達するものとする。

⑵　勧告等の内容・留意点

以下の項目を明らかにして実施する。

ア　避難対象地域(町丁名、施設名等)
イ　避難先(避難場所の名称)
ウ　避難経路(避難場所への安全な順路)
エ　避難の勧告等の理由(危険要素の所在地、避難に要する時間等)
オ　その他必要な事項(避難行動時の最小携帯品、要配慮者の優先避難等)

【避難場所】

津波、余震を考えて、避難先は高台や広い空き地を指示する。ただし、避難が長期にわたる場合や悪天候などの場合を考慮して、収容可能な避難所についても併せて指示す

る。

→　【資料１－１】　一時避難場所（グランド・公園等）

→　【資料１－２】　避難所開設場所（建物）

→　【資料１－３】　福祉避難所

⑶　避難勧告等の実施機関

現地において著しい危険が迫っており、町が避難の勧告等を発するいとまがない場合は、警察官等が直接住民に避難の指示を行う。この場合、当該警察官等は、直ちに町長（本部長）に通知する。

	実施者	災害の種類	要　　件
避難準備・高齢者等避難開始	町長（本部長） 町長→知事（報告）	災害全般	災害が発生するおそれがあり、避難行動要配慮者が避難行動を開始する必要があると認めるとき。
屋内退避	町長（本部長） 町長→知事（報告）	災害全般	災害が発生又は発生しようとしている場合に、避難のための立退きにより、かえって人の生命や身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき。
避難勧告	町長（本部長）	災害全般	町民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために、特に必要があると認めるとき。
	知　　事		町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
避難指示（緊急）	町長（本部長）	災害全般	町民の生命又は身体に著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知　　事		町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
	警察官等		町民の生命又は身体に著しい危険が切迫しており、緊急的に避難させる必要があるとき。

３　警戒区域の設定

⑴　実施責任者

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、町長は、生命又は身体に対する危険を防止するために必要があるときは、警戒区域を設けて、応急対策従事者以外の者の立入りを制限、禁止し又はその区域からの退去を命ずる。

（災対法第 63 条第１項、警戒区域設定権）

⑵　警戒区域設定の時期と範囲

警戒区域設定は、時期を失することのないよう迅速に実施し、災害現場の規模や拡大方向を考慮して的確に決定する。

⑶　警戒区域を設定した場合の伝達方法は、避難勧告、指示の伝達方法を準用する。

４　避難勧告等又は警戒区域を設定した場合の報告

⑴　知事及び警察署長に対する報告通知

統括部は、避難準備、高齢者避難開始、避難勧告又は避難指示(緊急)を発令、若しくは警戒区域を設定したときは、次によりすみやかに必要事項を通知する。

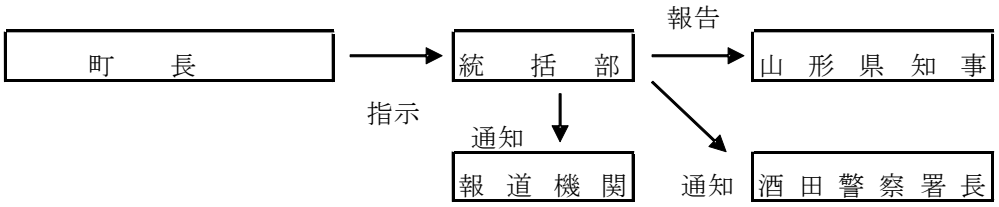

⑵　関係機関等との連絡

避難の勧告等又は警戒区域の指定は、警察官と相互に緊密な連絡を取りながら行うものとする。

５　避難誘導及び移送

⑴　避難誘導

危険が切迫し、住民等が自主的に避難する場合は、できるだけ近隣同志でまとまって行動し、高齢者等の避難行動要支援者の安全確保と避難の補助を心掛ける。

また、住民の避難誘導は、時間的に余裕がある場合は、町職員、警察官、自主防災組織等の協力により消防団が実施するとともに、発災初期及び時間的な余裕のない場合は、災害現場において避難勧告等の伝達を行った者が担当する。

⑵　避難行動要支援者の避難誘導・移送

避難行動要支援者（老幼者、傷病人、妊産婦、障がい者及び必要な介助者等）に対しては最優先で避難誘導・移送を行う。その場合、車両輸送やタンカ搬送等個々の状況に応じた避難を自主防災組織、住民、関係事業所職員等が中心となって実施する。

この際対策部は、自主防災組織及び地区民生委員との情報交換により、避難行動要支援者の避難・移送が適切かつ確実に行われたかの確認及び収容先避難所の把握を行う。

⑶　避難の順位

避難所等に避難させるための優先順位は、避難行動要支援者から行うものとする。

６　避難所の開設

⑴　避難施設

避難所の開設については、あらかじめ指定している施設を利用することを原則とするが、災害の状況によっては、テント等により仮設する場合もある。

ある程度落ち着いた段階で避難行動要支援者を冷暖房等の設備条件の良好な施設に優先的に避難させる措置をとるものとする。

⑵　収容対象者

ア　災害によって現に被害を受けた者

(ｱ) 住家が被害を受け、居住の場所を失った者

(ｲ) 来訪客、通行人等

イ　災害によって現に被害を受けるおそれがある者

(ｱ) 避難勧告等が発令された区域内にいる者

(ｲ) 避難勧告等は発せられないが、緊急避難の必要がある区域内にいる者

⑶　避難所開設・運営手順

避難所の開設は、避難施設開設割当表に従い担当者が行う。ただし、災害の状況により緊急に開設する必要があるときは、自主防災組織等で行う場合がある。

無線局の開局通知	携帯型無線機（又は携帯電話）により無線局を開局し、災対本部に対して開局した旨を報告する。
安全点検	避難所内の安全点検や電気・水道・トイレ等の点検を行う。
避難者の把握、誘導	避難者数の把握をはじめ、負傷者等への対応及び保健室等の確保、避難行動要支援者用エリアの確保を行う。

事務所の開設	避難所内に事務所を開設し、避難者からよく判るように「事務所」の表示をする。なお、事務所には必ず要員を常時配置しておく。また、避難所の運営に必要な用品（避難者カード、事務用品等）を準備する。
避難所以外の施設に避難者が集結した場合	避難所への誘導を原則とする。ただし、避難所が不足する場合は、施設管理者の同意を得た上で、臨時の避難所として開設する。この場合、臨時に避難所を開設した者は、臨時に避難所を開設した旨を災対本部に通知する。
野外収容施設の設置	避難所等において被災者全員を収容することができないときは、必要に応じ、安全な場所にテント、その他野外収容施設を設置する。
動物の取扱い	居室への動物の持込は原則禁止とし、敷地内の屋外に飼育スペースを設け、飼養させる。

7　災害救助法が適用された場合

⑴　災害救助法が適用された場合、知事の委任を受け（注）町長が実施する。

（注）「避難所の設置」に係る救助活動の職権は、県知事から町長に事前に委任されている。

⑵　災害救助法が適用された場合、「避難所の設置」の対象、費用の限度額、期間等については、資料編「災害救助法による救助の程度・方法及び期間−早見表−」を参照のこと。

8　学校等における避難措置

避難の必要がある場合、小、中、高等学校及び幼稚園その他学校教育法の受ける教育施設並びに保育所（以下「学校等」という。）の管理責任者は、次により児童生徒を迅速、適切に避難させる。

⑴　第一次避難

津波の危険が迫る場合は、高台への緊急退避を行う。激しい地震動が一応去った場合は、直ちに学級担任教職員等により、能率的な人員点呼を行うこと。

また、校舎内を巡回し、残留している児童生徒の有無のほか、火気の始末等を確認するものとする。

⑵　第二次避難

学校長等は第一次避難を完了したのち、速やかに被災の状況、警報の発令等の情報を収集、把握し、校外避難の必要を認めたときは、次により所定の避難場所に誘導し、収容する。

ア　避難誘導方法

避難行動にあたっては、学級単位又はでき得る限り小集団に区分し、集団ごとに教職員を配置し、学級クラス委員等を活用して、避難途中における脱落者のないよう配意し実施する。

イ　避難場所に収容後の措置

学校長等は所定の避難場所に児童生徒を収容した場合は、安全が確保され保護者の引取りがあるまでは保護する。

また、震災の状況等から解散、帰宅させる場合は、連絡をまって引き渡すことを原則とする。ただし、津波警報等が発令されている場合は、安全な場所で保護する。

9　病院等における避難措置

震災により避難の必要がある場合は、病院その他の医療施設及び養護施設等（以下「病院等」という。）の管理者は次により、その施設に収容している者（以下「患者等」という。）を迅速、適切に避難させる。

⑴　地震直後の措置

患者等の極度の恐怖感、不安感をなくすよう慰撫に努め、また、緊急に避難が実施し得るよう輸送車両及び搬送用タンカ、その他必要資機材を確保し、医師、看護師、

保護員等の職員を適切に配置する。

⑵　避難行動の措置

被災の状況、事態の推移から判断して、避難する必要を認めた場合は、患者等の病状及び身体の状況に応じ区分し、輸送又は搬送のほか、歩行可能の者は、独歩により誘導員、その他健康管理に必要な職員を随伴させ、所定の避難場所又は他の安全な医療施設に移送する。

⑶　応援協力の要請

患者等の避難に要する車両及び人員が不足するとき、その他独自では避難させることが困難であるときは、町長（災対本部長）に応援協力を要請する。

10　帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供

町は、県及び公共機関と協力し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者や旅行者・外国人等に対し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認手段について広報するとともに、避難所への一時収容や道路状況、鉄道等の交通の運行、復旧状況等帰宅手段に関する情報を提供するよう努める。

11　避難の勧告等の解除

当該住民の身辺から災害による直接の危険が去ったと認められた時とする。解除の伝達方法は勧告等する際の方法を準用する。

第９節　避難所の運営

活　動　概　要	本部事務局
開設初期の避難所の運営	統括部 対策部
開設が長期化する見通しの場合の避難所運営 　避難者が落ちつきを取り戻すまでの避難所運営 　避難者が落ちつきを取り戻した後の避難所運営	
要配慮者の福祉避難所等への移送	
災害救助法が適用された場合	
【資料一覧】	

１　開設初期の避難所の運営

第８節「避難の勧告等及び避難所の開設等」を参照

２　開設が長期化する見通しの場合の避難所運営

避難所の開設が長期化する見通しの場合、それに相応しい運営体制・ルールを確立する。

３　避難者が落ちつきを取り戻すまでの避難所運営

避難所の施設管理者・職員（学校の場合は、学校長、教職員）、町職員、自主防災組織、ボランティア等の協力を得た運営体制を整え運営する。

実施すべき事項は以下のとおりである。

⑴　避難者収容名簿の作成

避難者名簿は、以後の食料、生活用品の対応に必要であり、さらに町民等からの問合わせに応じるために早急に作成する。名簿の作成は、避難者に避難者カードを交付し、避難者各人が記入する。

この場合、ボランティア等の協力を得て、避難者カードをデータベース化する。

⑵　グループ分け

グループ分けの単位は、地区単位や部屋単位等とし、実際の区分けは、自主防災組織等の自主的な編成に委ねる。

各部屋には代表者を選定し、以後の全ての情報の受渡しは、この代表者を経由して行う。各部屋の代表者の役割は、下記の通りである。

ア　町からの指示、伝達事項の周知

イ　避難者数、給食数、物資の必要数の把握と報告

ウ　物資の配付の指示

エ　各避難者の要望の取りまとめ

⑶　食料、生活必需品の請求、受払

各避難所に集約した食料や生活必需品のうち、そこで調達の不可能なものについて、災対本部へ要請する。又、到着した食料や物品を受入れ、各部屋に配付する。この際、物品の受払簿に記帳する。

⑷　状況報告及び運営記録

ア　避難所の運営に際し、傷病人の発生等必要に応じて災対本部へ報告する。

イ　避難所内での運営の状況については、避難所日誌に記録する。

４　避難者が落ちつきを取り戻した後の避難所運営

⑴　自主運営体制を整える。

避難者がある程度落つきを取り戻してきた段階を見計らって、避難者による避難所の自主運営体制を整える。

⑵　自主運営ルールを整える

自主運営体制の整備とともに、下記５で述べる運営に伴う必要事項を処理するため

のルールを明確にする。
なお、この場合においては、学校のように早期に復帰させる必要性の高い避難所については、そのことを考慮し、授業の早期再開のため、避難所の運営ルールを以下のように定めておく。

ア　授業の再開に合わせて、教室避難者を体育館へ移動させる。そのためのスペースを確保するため、体育館避難者は空けてやる。

イ　すこし遠くなっても他の避難所に避難し、授業再開に積極的に協力する。

⑶　実施すべき事項

上記３に準ずるが、必要最小限のものを除いて、避難者の自主運営に委ねる。

５　運営に伴う必要事項

⑴　入浴、洗濯、ごみ処理等の衛生面の配慮
⑵　トイレの確保
⑶　プライバシーの保護、メンタル相談
⑷　要配慮者への配慮
⑸　男女のニーズの違いに配慮
⑹　その他避難所の秩序維持に必要な事項

６　福祉避難所の開設、移送

施設への緊急入所を要しない程度の要介護高齢者、障がい者等の要配慮者のために福祉避難所を開設し、介護サービス事業者等と協力し運営する。避難所生活が困難な要配慮者については、それぞれに適した場所への移送を行う。移送については、医療機関や養護施設等への移送を医療関係者とともに適切に行っていくものとする。

７　避難が長期化する場合

町は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すとともに、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努める。

８　被災者の移送・受入

移送	ア　町長（本部長）は、町内の避難所に被災者を受入れることが困難なときは、他地区（近隣の非被災地区又は小被災地区若しくは隣接県）への移送について、県知事に要請する。 イ　町長（本部長）は、被災者を他地区へ移送を行うときは、必要に応じて移送における随行員（職員）を定め、移送に当該随行員を同行させる。
受入	ア　県から被災者の受入を要請された場合は、町長（本部長）は避難所を開設し、受入れ態勢を整備するよう努める。 イ　避難所を開設した場合の運営は、原則として移送元の他市町村が行い、町はその運営に協力する。

【資料１－１】　一時避難場所（グランド・公園等）

No.	施設名	所在地	電話番号	面積(㎡)	主な避難対象地区
1	蕨岡小学校グランド	豊岡字花塚 29-1	72-2241	8,425	蕨岡
2	遊佐小学校グランド	吉出字和田 13	72-2029	9,483	遊佐
3	藤崎小学校グランド	江地字丁才谷地 31-4	76-2133	12,330	稲川、西遊佐
4	旧西遊佐小学校グランド	藤崎字千代ノ藤 2-2	76-2033	6,930	西遊佐
5	高瀬小学校グランド	当山字堰中瀬 25-4	72-2206	8,202	高瀬
6	吹浦小学校グランド	吹浦字西楯 9-6	77-2504	13,727	吹浦
7	遊佐中学校グランド	小原田字上川原 18-1	72-2820	32,315	蕨岡、遊佐
8	県立遊佐高等学校グランド	遊佐字堅田 21-１	72-3422	16,615	遊佐
9	町民スポーツ広場（西側）	比子字下モ山 68-1	75-3448	11,278	西遊佐
10	町民スポーツ広場（東側）	藤崎字簀垣下 114-1	75-3448	15,410	西遊佐
11	サンスポーツランド遊佐	小原田字北川原 18-1	72-3080	39,178	蕨岡、遊佐
12	菅里広場	菅里字菅野 7-1	77-3727	11,900	高瀬
13	蕨岡児童遊園地	豊岡字乳母懐 39	72-2231	1,612	蕨岡
14	遊佐児童遊園地	遊佐字田子 1	72-4715	2,672	遊佐
15	野沢農村公園	野沢字上ク子添 105-1	72-4522	2,700	遊佐
16	旧吹浦小学校グランド	吹浦字西楯 23-6	72-3311	5,387	吹浦
17	遊佐町総合運動公園	増穂字大坪 21-2	72-2236	17,965	稲川

【資料１－２】　避難所開設場所（建物）

No.	施設名	所在地	電話番号	主な対象地区	収容人員	給水・炊飯施設の有無	
						給水	炊飯
1	蕨岡小学校	豊岡字花塚 29-1	72-2241	蕨岡	290	○	○
2	遊佐小学校	吉出字和田 13	72-2029	遊佐	370	○	○
3	藤崎小学校	江地字丁才谷地 31-4	76-2133	稲川、西遊佐	310	○	○
4	高瀬小学校	当山字堰中瀬 25-4	72-2206	高瀬	330	○	○
5	吹浦小学校	吹浦字西楯 9-6	77-2504	吹浦	300	○	○
6	遊佐中学校	小原田字上川原 18-1	72-2820	蕨岡、遊佐	770	○	○
7	県立遊佐高等学校	遊佐字堅田 21-１	72-3422	遊佐	370	○	
8	遊佐町生涯学習センター	遊佐字鶴田 52-2	72-2236	遊佐	200	○	○
9	蕨岡まちづくりセンター	豊岡字下和田 31-3	72-2231	蕨岡	100	○	○
10	稲川まちづくりセンター	増穂字大坪 25-2	76-2110	稲川	120	○	○
11	西遊佐まちづくりセンター	藤崎字千代ノ藤 2-2	75-3822	西遊佐	210	○	○
12	高瀬まちづくりセンター	当山字上山崎 17-4	72-2937	高瀬	110	○	○
13	吹浦防災センター	吹浦字布倉 10-1	77-2503	吹浦	140	○	○
14	杉沢比山伝承館	杉沢字中田 1	72-2233	蕨岡	200	○	○
15	しらい自然館	白井新田字見晴野 21	72-2069	遊佐	310	○	○
16	町民体育館	遊佐字鶴田 29-2	72-5454	遊佐	600	○	
17	菅里体育館	菅里字菅野 7-１	77-3727	高瀬	350	○	
18	遊佐保育園	遊佐字五所ノ馬場 4-1	72-2248	遊佐	50	○	○
19	藤崎保育園	増穂字西田 96	76-2008	稲川、西遊佐	50	○	○
20	遊佐町防災センター	遊佐字舞鶴 211	72-3311	遊佐	50	○	○
計	20 施設			5,230 人			

【資料１－３】　福祉避難所

No.	施設名	所在地	電話番号	収容人員
1	特別養護老人ホーム　松濤荘	菅里字菅野南山 7-1	76-2103	
2	山形県立吹浦荘	菅里字菅野南山 21-14	76-2516	
3	障がい者支援施設　月光園	当山字上戸 8-1	72-5611	
4	特別養護老人ホーム　ゆうすい	遊佐字木ノ下 2	71-2133	
5	地域密着型小規模 特別養護老人ホーム　にしだて	吹浦字西楯 23-9	71-6061	
6	遊佐町子どもセンター	遊佐字広表 6-8	72-5858	

第 10 節　自衛隊の災害派遣要請

活　動　概　要	本部事務局
災害派遣の要請	統括部
災害派遣部隊の受入れ	
災害派遣部隊の撤収要請	
費用の負担区分	
【資料一覧】 資料１　連絡先表 資料２　災害対策用臨時ヘリポート	

１　災害派遣要請基準

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、町長が本町、県及び関係機関の機能をもってしても、なお応急措置に万全を期し難いと判断した場合又は事態が急迫し緊急措置を要する場合、知事に部隊等の派遣要請「自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条」を要求する。具体的な基準は、次のとおりである。

⑴　災害発生時に人命身体及び財産を保護するために緊急に必要であり、かつ自衛隊以外の機関では対処することが困難であると認められるとき。

ア　人命救助のため応援を必要とする場合

イ　大規模な災害が発生し、自衛隊の派遣を必要とする場合

ウ　災害のため人員及び物資の輸送の応援を必要とする場合

エ　応急の医療、防疫、給水及び通信支援等を必要とする場合

⑵　災害の発生が迫り予防措置が急を要する場合で、自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき。

２　自衛隊災害派遣による救援活動の区分及びその概要

人命救助及び財産保全のため緊急の措置を必要とする場合の自衛隊の災害派遣は下記のとおりである。

救援活動区分	内　　容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難勧告等が発令され、避難、立退き等が行われる場合に、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して捜索・救助活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬及び積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対し、利用可能な消防車その他の消防用具（空中消火が必要な場合は航空機）を用いて、消防機関に協力し、消火に当たる。（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する）
道路又は水路等交通路上の障害物の排除	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物等により交通に障害がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する）
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者又は医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を行う。（航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められる場合に行う）
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。（緊急を要し、他に適当な手段がない場合）

救援活動区分	内容
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令」（昭和33年総理府令第１号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上対応可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて、所要の措置をとる。

３　災害派遣要請

⑴　危機管理係長は、前記の「災害派遣要請基準」に照らし、自衛隊の災害派遣を必要と判断する場合は速やかに本部員会議に図り、必要事項を検討して直ちに知事に要請する。

なお、本部員会議を開催するいとまのない場合には、在庁（あるいは連絡可能）最上位意思決定者の判断を仰ぐものとする。

ただし、この場合、迅速な意思決定を旨とし、上級幹部職員の到着（連絡）を待った結果、意思決定が遅れたということのないようにしなければならない。

→　【資料１】　連絡先表

⑵　自衛隊派遣の要請にあたっては、自衛隊災害派遣要請書（様式編様式-３）を提出するが、緊急を要するときは、電話その他迅速な方法により連絡するものとし、事後すみやかに自衛隊派遣要請書を提出する。

なお、通信の途絶等により、県に対する災害派遣要請ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊第６師団に通知する。

→　様式編様式-３　「自衛隊災害派遣要請書」

⑶　自衛隊の災害派遣を要請しないと決定した場合には、直ちにその旨を知事に報告する。県との連絡がとれない場合は、直接自衛隊に連絡する。

⑷　派遣要請に係わる必要事項は、下記のとおりである。

ア　災害の状況及び派遣を必要とする理由

イ　派遣を希望する期間

ウ　派遣を希望する区域及び活動内容

エ　その他参考となるべき事項

⑸　自衛隊の自主派遣

自衛隊は、県内において震度５弱以上の地震が発生した場合又は大規模災害の発生を覚知した場合は、自主的に被災地及びその周辺地域について、被害状況等の情報収集活動を行う。

また、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自衛隊法第83条第２項に基づき、部隊等を派遣する。

【資料１】　　連　絡　先　表

区分		連絡先	電話番号
県本部	執務時間中	県危機管理課	023-630-2231
	執務時間外及び休日	県庁宿直室	023-630-2754
自衛隊	執務時間中	第６師団司令部３部	0237-48-1151 内線　5075
	執務時間外及び休日	当直長	0237-48-1151 内線　5207

4　災害派遣部隊の受入れ

自衛隊の派遣が決定した場合、町長は危機管理係長に指示し、派遣部隊の活動が十分発揮できるようにするため、次の措置を行うものとする。

⑴　県及び自衛隊との連絡調整担当者の選任
⑵　災害現場に係る各種地図の準備
⑶　連絡所（自衛隊等が現場と連絡通信を行うための場所）の準備
⑷　活動現場案内（誘導）者の待機
⑸　必要とする資機材の準備
⑹　隊員の休憩所の確保（活動が長時間におよぶ場合等）

5　自衛隊派遣ヘリポート

自衛隊派遣ヘリコプター発着場、被害状況、アクセスの便等を考慮して、資料２「災害対策用臨時ヘリポート」から適宜指定する。

→　【資料２】　災害対策用臨時ヘリポート

【資料２】　　災害対策用臨時ヘリポート

NO	施設名	所在地	電話番号	広さ(幅×長さ)m	所有者
1	蕨岡小学校グランド	豊岡字花塚 29-1	72-2241	40×90	遊佐町
2	遊佐小学校グランド	吉出字和田 13	72-2029	50×80	遊佐町
3	藤崎小学校グランド	江地字丁才谷地 31-4	76-2133	60×100	遊佐町
4	旧西遊佐小学校グランド	藤崎字千代ノ藤 2-2	76-2033	50×90	遊佐町
5	高瀬小学校グランド	当山字堰中瀬 25-4	72-2206	40×90	遊佐町
6	吹浦小学校グランド	吹浦字西楯 9-6	77-2504	40×90	遊佐町
7	遊佐中学校グランド	小原田字上川原 18-1	77-2820	60×100	遊佐町
8	町民スポーツ広場（東側）	藤崎字簀垣下 114-1	75-3448	90×100	遊佐町
9	菅里広場	菅里字菅野 7-1	77-3727	60×100	遊佐町
10	しらい自然館グランド	白井新田字見晴野 21	72-2069	50×100	遊佐町
11	大平駐車場	吹浦字鳥海山大平地内	090-2607-2326	26×100	山形県
12	とりみ亭南側駐車場	吹浦字西浜 2-69		70×100	遊佐町
13	月光川河川敷ヘリポート	小原田字上川原地先	72-5895 (危機管理係)	直径 28	山形県
14	漁村センター広場	吹浦字釜磯 1	77-2835	50×100	遊佐町
15	遊佐町総合運動公園	増穂字大坪 21-2	72-2236 (社会教育係)	60×100	遊佐町

6　派遣部隊到着後の措置

派遣部隊が到着した場合は、目的地に誘導するとともに、派遣部隊の責任者と応援作業計画等について協議し調整のうえ必要な措置をとるとともに、到着後及び必要に応じて、次の事項を県に報告する。

⑴　派遣部隊の長の官職氏名
⑵　隊員数
⑶　到着日時
⑷　従事している作業内容及び進捗状況

７　災害派遣部隊の撤収要請

町長は、災害派遣要請の目的を達成したとき又はその必要がなくなったときは、12 の派遣要請手続きに準じて部隊の撤収要請を行うものとする。

→　様式編様式-４　「自衛隊災害派遣撤収要請書」

８　費用の負担区分

⑴　派遣部隊の装備及び携行品（食料、燃料、衛生材料等）以外に必要とする物品はすべて町において負担する。

⑵　その他細部の経費の負担等については、あらかじめ町長と派遣部隊等の長との間で協議する。

第 11 節　応援要請

活　動　概　要	本部事務局
県に対する応援要請	統括部
他市町村等への応援要請	
広域応援拠点の開設	
【資料一覧】	

1　応援要請の考え方

大規模災害が発生し、遊佐町内の防災能力だけでは対応が不十分であり、県及び他市町村に応援を求める必要があると判断される場合は、各種法令、相互応援協定に基づき、必要事項を明確にしたうえで、災対本部が応援要請の手続きを行う。

2　県に対する応援要請

町長は、応急措置を実施するため必要があると認める場合は、知事に対して次により応援を要請する。なお、知事は、被災状況により町長が応援要請できないと判断される場合、要請を待つことなく応援する。

県に応急措置等の応援要請するにあたっては、とりあえず無線又は電話等をもって処理し、事後文書により改めて処理する。

この場合、以下の事項をあらかじめ明らかにしたうえで要請する。

⑴　県の各局への応援要請又は応急措置の実施を要請する場合

ア　災害の状況及び応援を要する理由
イ　応援を必要とする期間
ウ　応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
エ　応援を必要とする場所
オ　応援を必要とする活動内容（応急措置内容）
カ　その他の必要事項

⑵　指定行政機関等職員の応援の斡旋要請

ア　派遣を必要とする理由
イ　派遣を要請する職員の職種別人員表
ウ　派遣を必要とする期間
エ　派遣される職員の給与、その他負担方法
オ　その他参考となるべき事項

⑶　派遣職員の給与及び経費負担

派遣職員の給与及び経費負担については、災害対策基本法第 32 条、第 92 条、同施行令第 17 条、第 18 条、第 19 条に定めるところによる。

3　隣接市町村等への応援要請

大規模災害が発生し他市町村からの応援が必要と判断したときは、「大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定」等に基づき、他の市町村長に対して応援を要請するとともに、県に報告する。

また、友好関係自治体との非常災害時等における相互応援に関する協定〔東京都豊島区、宮城県大崎市、秋田県にかほ市〕及び大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定（資料編資料-14 参照）に基づき応援を求めて応急対策を進める。

このとき災対法に基づく応援要請が円滑に行われるよう、その協力要請の手続き方法（要請先機関名、担当者名、連絡方法、手続き時の文書等の様式等）を明確にしておく。

応援を要請する場合は、被災地側での交通手段・宿泊・食事等の手配に困難を生じるため、派遣側で自己完結型の準備を行うことを明確に伝える。

4　消防の応援要請

⑴　応援協定

自らの消防力でもってしても災害への対処が困難な場合は、消防組織法第 39 条の規定に基づく「山形県広域消防相互応援協定（昭和 53 年４月１日）」、「山形県消防広域応援隊に関する覚書」、「酒田地区消防組合・仁賀保地区消防組合消防相互応援協定」（資料編資料-14 参照）に基づき、他市町村等へ応援を要請する。

ア　普通応援

隣接市町の境界周辺部で火災が発生した場合、発生した区域の市町の要請を待たず出動する応援である。

イ　特別応援

市町村の区域に災害が発生した場合、発生区域の市町村長の要請に基づいて他の市町村長が応援隊を出場させる応援である。

⑵　県外の消防の応援

町又は消防本部から県へ連絡し、県から総務省消防庁（以下、消防庁という。）へ連絡し、消防庁が他都道府県の応援を要請する。

5　遊佐町が激甚被災地となった場合

遊佐町が激甚な被害を受け、町内において応援拠点となる施設やオープンスペースの確保及び応援部隊・職員の受入れが困難な場合は、町長は、県に対し、激甚被災地周辺の市町村に広域応援拠点の開設と運営を要請する。応援部隊・職員をそれらの拠点に集結し、当該拠点を運営している県又は市町村職員の指示により激甚被災地である遊佐町に入る。

なお、広域応援拠点の運営を円滑に進めるために、遊佐町職員等を連絡要員としてこれらの拠点に派遣する。

6　遊佐町の被害が相対的に軽い場合

激甚被災地となった市町村に対し、県の指示等により広域応援拠点の開設・運営、応援部隊・職員に対する便宜供与等により応援を実施する。

また、状況により、応援部隊・職員を激甚被災地市町村へ派遣する。

→　「災害対策用臨時ヘリポート」（第 10 節「自衛隊の災害派遣要請」参照）

第 12 節　重要道路等の緊急確保

活　動　概　要	本部事務局
重要道路の被害状況の把握及び啓開・応急復旧	対策部
交通規制	統括部
生活道路の確保	対策部
【資料一覧】 資料１　町内土木建設業者一覧表	

１　重要道路の被害状況の把握と緊急措置

町長は、救出救助活動、緊急輸送及びその他の応急対策活動を円滑かつ安全に実施するため、以下により重要道路（緊急輸送道路ネットワーク計画において定められた道路等。以下同じ）の被害状況を緊急に把握するとともに緊急措置を講じる。

⑴　町管理の重要道路

重要な町管理道路について支障箇所を発見したとき、又は発見者等より通報のあったときは、直ちにその路線名、拡大の有無、う回路線の有無、その被災の状況等を町長に報告するとともに庄内総合支庁及び警察署等に報告する。

⑵　国県管理道路

町長が重要な国・県管理道路について支障箇所を発見したとき、又は発見者等より通報のあったときは、直ちにその路線名、拡大の有無、う回路線の有無、その被災の状況等を国道維持出張所、庄内総合支庁及び警察署等に報告し、道路被害に対する応急対策を要請する。

⑶　道路占用工作物の保全措置の要請

道路占用工作物（電力、通信、水道、その他）等に被害があった旨の情報を受けた場合は、それぞれの関係機関又は所有者にその安全措置を要請し、道路の保全を図るものとする。

２　道路施設の応急復旧方針の決定

重要道路の被害状況等に基づき、効率的な防災活動を実施するために下記の点に留意し、道路施設の応急復旧方針を決定する。

⑴　消火活動、救出活動上重要な道路

⑵　緊急医療計画上重要な道路（基幹病院への道路、広域医療搬送に必要な道路、後方搬送ヘリポートに通じる道路）

⑶　緊急救援物資の輸送上重要な道路

⑷　広域応援受入れ上必要な道路

⑸　建設重機の運用については、救出目的を最優先する。

３　重要道路施設の啓開・応急復旧

応急復旧方針の決定された道路について、下記のとおり早急に道路啓開及び応急復旧を行う。

⑴　町は町内土木建設業者一覧表を参考に、協力を要請する。

→　【資料１】　町内土木建設業者一覧表

⑵　町内県道については、庄内総合支庁に連絡を行い、協力を要請する。

夜間、休日で連絡がとれず、かつ緊急に道路啓開する必要があるときは、町が手配した土木建設業者を用いて作業を行い、事後に報告する。

⑶　被害甚大で、町内土木建設業者で対応が難しい場合は、庄内総合支庁に県内建設業協会の応援要請を依頼する。

⑷　これにより生じた災害廃棄物等は、あらかじめ決められた場所（第１章第 24 節「ごみ、し尿処理体制の整備」を参照のこと）若しくは可能な仮置場を決定し、処理する。

4　町管理道路の一般的交通規制

⑴　災害により道路、橋梁等の交通施設の危険な状況が予想され、又は発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、すみやかに必要な交通規制を実施する。

⑵　交通規制を行ったときは、警察と緊密な連絡をとり、規定の標識を立て適当なう回路を決定する。規制標識には次の事項を明示する。

ア　禁止、制限の対象
イ　区間
ウ　期間
エ　理由

5　緊急輸送路確保のための交通規制

被災者の輸送、被災地への緊急物資の輸送等の緊急輸送を確保するため必要であると認める時は､県公安委員会(酒田警察署)に災対法第 76 条に基づく交通規制を要請する。

6　交通規制及び道路交通情報の周知

交通規制及び道路交通情報については、第５節「広報」の定めるところにより、住民及び関係者に周知徹底させるものとする。

7　報告又は通知

規制を行ったときは、次により報告又は通知する。
また、町が通行制限を行った場合は、県及び関係機関に報告・情報提供する。

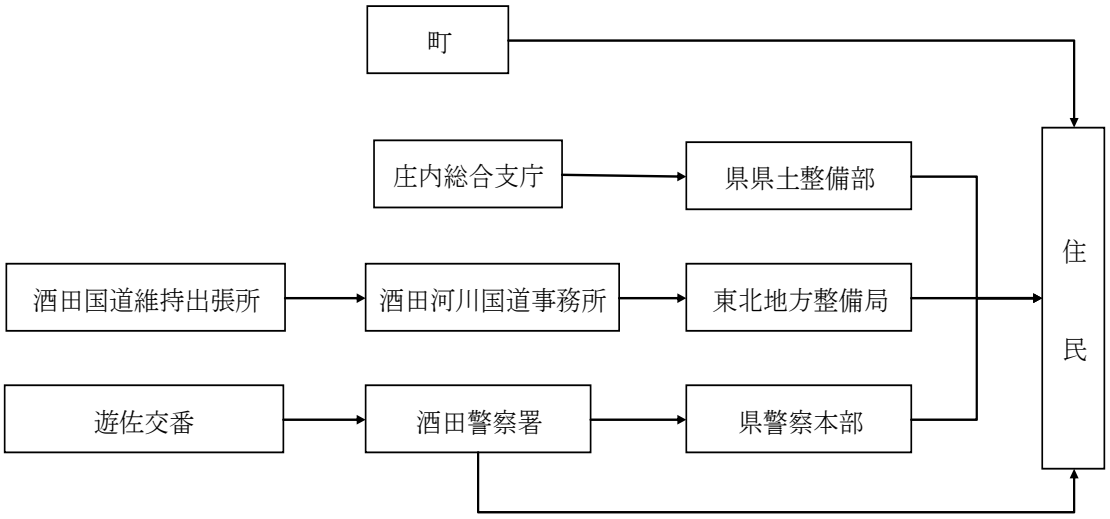

8　災害対策基本法に基づく交通の規制等の措置

⑴　県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

⑵　道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等を命令する。

また、運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

⑶　国又は県は、道路管理者である県又は市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。

９　生活道路の確保

重要道路の緊急確保計画に基づく活動が一応の目標を達成した段階においては、避難所あるいは自宅や親戚宅等にいる被災者に対するきめ細かな救援活動を実施する上で必要であり、かつ、被災者の生活再建を支援する上でも重要となる生活道路を確保する。

そのため、町は、以下の方針で対応する。

⑴　生活道路の被害状況を把握し、その重要度に応じた復旧方針を作成する。

⑵　町内の被害が甚大な場合、住民等の協力を得て、道路上の障害物の除去を実施する。

⑴の復旧方針には、住民の自主的な生活道路確保活動を支援するために、道路上障害物の仮置き場などを高い密度で選定し、周知する方針を定めておく。

【資料１】　　町内土木建設業者一覧表

番号	業者名	住所	電話
1	（有）石川工業	宮田字久保ノ前 28	電話 76-2641 FAX　76-2849
2	（有）石山工業	江地字南田 3	電話 76-2847 FAX　76-2847
3	伊藤建設（株）	杉沢字奥屋 118	電話 72-3402 FAX　72-4923
4	協栄建設（株）	北目字下麻掛 1-1	電話 72-2570 FAX　72-3478
5	（株）斎藤工業	遊佐字鶴田 54-3	電話 72-2703 FAX　72-2713
6	庄司建設工業（株）	菅里字十里塚 193-499	電話 77-2079 FAX　77-3257
7	（有）菅原建設	吹浦字横町 42-1	電話 77-2137 FAX　77-2177
8	（株）高橋工業所	当山字宝了 20	電話 72-2641 FAX　72-2693
9	土門建設（株）	遊佐字丸ノ内 29-5	電話 72-2626 FAX　72-2628
10	ヤマ五建設（株）	当山字福ノ中 96	電話 72-2214 FAX　72-5250
11	赤塚建設工業（株）	吹浦字苗代 42-1	電話 77-2133 FAX　77-2134
12	金子建業（株）	吹浦字物見峠 62-2	電話 77-3092 FAX　77-3066
13	（有）一道建設	岩川字千本柳 42	電話 72-2873 FAX　72-2874
14	(有)山九建材工業	当山字森ノ下 135	電話 72-5555 FAX　72-5030
15	（株）山長	吹浦字間ノ鼻 14	電話 77-2130 FAX　77-2391

第 13 節　医療救護

活　動　概　要	本部事務局
応急医療需要及び医療可能機関・施設の把握等	対策部
医療機関等への搬送	
医療救護係の編成・派遣	
医薬品等の確保	
広域応援医療体制の確保	
災害救助法が適用された場合	
【資料一覧】 資料１　遊佐町内医療機関一覧表 資料２　医療品等調達先	

１　応急医療需要の把握

⑴　医療を必要とする状態にある住民の人数、負傷状況等を把握する。

⑵　この場合、医療機会の喪失が生命に危険を及ぼす恐れのある者、高齢者等の要配慮者は医療面での援助を特に必要とするため、要配慮者の医療環境、居所を把握する。

２　医療可能機関・施設等の把握と周知

⑴　医療可能機関・施設等の把握

ア　町内の医療機関の被害状況・診療可能性について把握する。

→　【資料１】　遊佐町内医療機関一覧表

イ　県災害対策本部へ連絡し、周辺の被害状況、医療可能病院の把握を行う。

ウ　同時に、町内の医療機関等での対応が不可能と判断される場合は、消防本部と医療機関の救急医療体制を通じて、医療可能病院の把握を行う。

⑵　医療可能機関・施設等の周知

第５節「広報」の計画に基づき、医療可能機関・施設等を関係者に周知する。

なお、この周知は迅速性を必要とするため、放送機関の協力を特に必要とする。

また、自主防災組織、消防団、住民へ無線及び口頭伝達等により迅速に伝えることも考慮する必要がある。

３　医療機関への搬送

緊急に搬送する必要のある傷病者等が多数存在する場合、以下により対応する。

⑴　医療を必要とする状態にある住民の人数、負傷状況等及び町内の医療機関の被害状況を消防本部に報告し救急車等による搬送を要請する。

⑵　病院自体の被災、多数の負傷者の被災地の病院への殺到、救急車等搬送手段の不足等により、医療活動、救急搬送活動に困難が生じる場合、県内消防本部の救急車や自衛隊の車両等による搬送の応援及び医療関係者(日本赤十字社山形県支部､県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会)、血液、医薬品等の応援については、遅滞なく他市町村及び県に要請する。

町は、傷病者、医療従事者及び医療資器材等の搬送体制を確保する。

【資料１】　　遊佐町内医療機関一覧表

診療科目	医療機関名	所在地	電話
病院	遊佐病院	遊佐字石田 7	72-2522
内科、外科	遠田医院	遊佐字舞鶴 21-7	72-2148
内科、外科	土門医院	庄泉字開元 65	76-2325
内科、産婦人科	村上医院	吉出字野添 163	72-2003
内科、麻酔科	菅原医院	北目字菅野谷地 102	77-2507
歯科	大滝歯科医院	遊佐字高砂 47	72-2199
歯科	高橋歯科医院	吹浦字苗代 61-1	77-3229
歯科	土門歯科医院	遊佐字前田 4-9	72-4533
歯科	佐々木歯科医院	遊佐字鶴田 47-10	72-2715
歯科	大網歯科医院	遊佐字京田 18-1	72-2132

４　医療救護の実施

町長は、多数の死傷者を伴う大規模な事故・災害等が発生し、病院等への搬送手段が不足している場合などに消防本部及び酒田地区医師会の協力を得て医療救護班を編成し、災害現場付近又は負傷者の輸送に支障のない場所、施設を選定して医療救護所を設置して医療にあたる。

⑴　医療救護班の編成等

保健衛生係、国民健康保険係は、地震災害により医療機関が混乱し、り災地住民が医療の途を失ったような場合、医療救護班を編成し、応急医療の実施にあたる。班の構成は、医師１人、保健師又は看護師（準看護師を含む。）２～３人、事務担当者１人、計４～５人を基準とする。

⑵　医療救護所の設置

医療救護所は、避難所等を中心に適当な場所・施設を選定し、設置する。

ア　小学校、中学校

イ　各まちづくりセンター

⑶　県への医療従事者派遣要請

町長は、医療救護活動に従事する医療従事者が不足し対応できない場合、次の事項を明示して庄内総合支庁を経由のうえ、県に医療救護班及びＤＭＡＴの派遣を要請する。

ア　診療科別必要人員

イ　必要医療救護班数

ウ　期間

エ　派遣場所

オ　その他必要事項

⑷　各医療関係施設における活動

ア　医療救護所

救急救命期（発災から概ね３日程度）においては、傷病者に対しトリアージを行い、傷病の程度に応じた応急処置を施すとともに、重篤・重傷等の傷病者をその緊急度に応じて後方医療機関に搬送する窓口となる。

なお、救急救命期以降においては、避難所等においての内科系診療、健康管理が必要となることから、医療救護所の避難所への移設を考慮する。

イ　一般の医療機関

傷病者に対しトリアージを行い、傷病の程度に応じ応急処置を施すとともに、後方支援病院への搬送手続きの実施又は自らの病院等への収容等の対応を図る。

自らの施設が被災し診療不能等となった場合は、町の設置する医療救護所で医療を提供する等の活動を行う。

5　医薬品等の確保

医療及び助産を実施するに必要な医薬品及び衛生材料は、各医療機関に備蓄のものを使用するものとし､不足するときは町内医薬品取扱業者及び県指定の業者から調達する。

血液の確保については、県内の赤十字血液センターとの連携により確保を行うものとする。

【資料２】　　医療品等調達先

店舗名	所在地	電話	備考
ユザ薬局	遊佐字舞鶴 130-14	72-2078	
ラパス遊佐店	遊佐字舞鶴 228-1	72-4728	
ヘルスコア	小原田字沼田 12-1　エルパ内	72-5819	
ツルハドラッグ遊佐店	遊佐字新ラ田 101	71-5668	
日本調剤遊佐町薬局	遊佐字前田 83-1	71-1081	

6　広域応援医療体制の確保

町長は、医療救護活動の実施が困難な場合、他市町村又は県等に対し、応援を要請する。

広域応援要請については、次のことに留意し体制を確保する。

⑴　救護のための医療関係者、各症状に合わせた町外の病院情報、救急医療のための医薬品等及び上記の緊急搬送、傷病者の搬送のための車両やヘリコプター等応援が必要なものの把握を行う。

⑵　第 11 節「応援要請」に従い、応援拠点や活動場所の情報収集等応援の受入れ体制をとる。

なお、県では、町からの要請に対応するため、次の契約、協定を締結している。

日本赤十字社山形県支部「災害救助法により県の行う医療、助産、死体処理を日本赤十字社山形県支部に委託する契約書」･山形県医師会「災害救助に関する山形県知事と山形県医師会会長との協定書」

被災地内の災害拠点病院等	被災地を圏内に含む災害拠点病院は、当該二次医療圏における災害医療の中核として、圏内の他の医療機関及び医療救護所と有機的に連携し、次により傷病者に対する医療を提供する。 ア　災害発生時において 24 時間緊急対応し、搬送された重篤傷病者等に救命医療を提供する。 イ　傷病者の二次医療圏内での受入れ拠点となる。 ウ　重篤傷病者等の広域搬送に対応し、搬送の窓口となる。 エ　傷病者に対するトリアージ、応急手当及び治療を行う。 オ　状況に応じ、自己完結型の医療救護班を派遣する。
被災地外の災害拠点病院等	被災地外の災害拠点病院等は、次により傷病者の広域搬送の受入れ拠点として活動する。 ア　搬送された重篤傷病者に対して 24 時間緊急対応し、救命医療を行う。 イ　搬送された重症傷病者等に対し、必要に応じトリアージを実施して応急手当・治療を行うとともに、二次医療圏内の他の医療機関、他の災害拠点病院、更に後方の医療機関等への搬送手続を行う。 ウ　被災地へ自己完結型の医療救護班を派遣する。
ＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）指定病院	ＤＭＡＴ指定病院は、県の要請により、ＤＭＡＴを被災地内外に派遣する。 派遣されたＤＭＡＴは、県の要請等により県外から派遣されたＤＭＡＴとともに、山形県災害医療コーディネーターの調整のもと、被災地内外での現場活動、病院支援、域内搬送及び広域医療搬送を行う。

7　災害救助法が適用された場合

⑴　災害救助法が適用された場合、知事の委任を受け（注）町長が実施する。

（注）「医療」、「助産」に係る救助活動の職権は、県知事から町長に事前に委任されている。

⑵　災害救助法が適用された場合、「医療」、「助産」の対象、費用の限度額、期間等については、資料編「災害救助法による救助の程度・方法及び期間-早見表-」を参照のこと。

第 14 節　行方不明者・遺体の捜索、収容、処理、埋葬

活　動　概　要	本部事務局
行方不明者・遺体の捜索	酒田警察署 消防団 消防署 自衛隊 統括部
遺体の処理	対策部
遺体の埋葬（火葬）	
災害救助法が適用された場合	
【資料一覧】 資料１　火葬場所	

１　行方不明者・遺体の捜索

⑴　対象者

災害により行方不明の状態にある者又は周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者

⑵　方法

行方不明者及び遺体の捜索については、警察、消防団、消防署、自衛隊等の関係機関及び自主防災組織、ボランティア等の協力のもとに行うものとする。

２　遺体の処理

⑴　対象

災害により死亡した者のうち身元不明者又は遺族等の遺体確認のできない者については、警察官による検視後、協力して遺体に関する処理を行うものである。

⑵　方法

ア　遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

（遺体の識別、確認のための撮影等を行うための措置として行う）

イ　遺体の一時保存

遺体の身元確認のため相当の時間を必要とし、また、死亡者が多数のため早急に処理できない場合、一定場所に集めて一時保存する。

ウ　検　案

遺体の死因、その他のことについての医学的検査は原則として、医療救護班又はその他医師の協力を得て行い、この検案書を町が引き継ぐ

エ　遺体処理台帳

遺体は、遺体処理台帳により処理し、事後確認のため遺体の写真撮影、遺品の保存等の措置をとり、身元の発見に努める。

オ　遺体の収容

町内の寺院、公共施設内に遺体安置所を開設し、納棺用品、仮葬祭用品を確保する。（ドライアイスの確保も行うこと）

なお、多数の遺体を安置しなければならない場合には、役場管理施設を安置場所として設定する。

また、町は、県及び警察署と連携し、遺体安置所の設置状況及び遺体収容状況等について報道機関等を通じ住民に対する広報に努める。

３　遺体の埋葬（火葬）

⑴　対象

災害の際死亡した者に対し、その遺族が混乱期のため資力の有無にかかわらず埋葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がない場合、仮埋葬又は火葬を応急的

に実施する。

⑵　方法

ア　埋・火葬許可証を発行するとともに埋火葬台帳を作成する。

イ　遺体を火葬場へ送付する。(民間葬祭業者等への依頼者を行う）この際、多数の死者発生により、町が日常使用している火葬場の能力を超えたときには、地域外の火葬場へ送付するための処置をとるものとする。

【資料１】　　火　葬　場　所

処理区分	施　設　名	所　在　地	電話番号
火　葬	遊佐町斎場	吉出字川原新田３－２	72-3311
（能　力）	（４体／日、最大６体／日）		72-4551

ウ　遺留品は包装し、氏名札及び遺留品処理票を添付し、保管場所に一時保管する。

エ　家族その他関係者から遺骨、遺留品の引き取り希望のあるときは、遺骨及び遺留品処理票により整理のうえ引き渡す。

４　災害救助法が適用された場合

⑴　災害救助法が適用された場合、知事の委任を受け（注）町長が実施する。

（注)「遺体の捜索」、「遺体の処理」、「埋葬」に係る救助活動の職権は、県知事から町長に事前に委任されている。

⑵　災害救助法が適用された場合、「遺体の捜索」、「遺体の処理」、「埋葬」の対象、費用の限度額、期間等については、資料編「災害救助法による救助の程度・方法及び期間-早見表-」を参照のこと。

第 15 節　緊急輸送体制の確立

活　動　概　要	本部事務局
緊急輸送の範囲	統括部
緊急輸送	
災害救助法が適用された場合	
【資料一覧】	

1　緊急輸送の範囲

遊佐町、山形県及び防災機関が実施する緊急輸送の範囲は、次のとおりとする。

⑴　消防、救急、救助のための要員、資機材及び車両
⑵　医療（助産）救護を必要とするもの
⑶　医療品、医療資機材
⑷　食料、飲料水等
⑸　応急復旧資機材
⑹　災害対策要員
⑺　その他必要な物資等

2　緊急輸送

⑴　緊急輸送の基本方針

大規模地震で生じる緊急輸送需要は膨大であり、緊急輸送活動に多数の職員を割くことはできないため、以下の方針で対応する。

ア　協定業者等により代替できる緊急輸送活動は、それらの業者に委ねる。
　→　第 17 節「緊急食料供給体制の確立」
　→　第 18 節「緊急生活物資供給体制の確立」

イ　町はア以外の緊急輸送活動に従事する。

⑵　緊急輸送車両の確保・配車

ア　緊急輸送用車両の確保、配車については、産業創造係長が統括し、協定業者等の協力を得て実施する。

イ　町所有の車両については、緊急通行車両の事前届出により「届出済証」を受けている車両について、酒田警察署に緊急通行車両の確認申請を行う。

⑶　応援要請

輸送の確保が困難な場合においては､県･他市町村その他関係機関の応援を求める。

ア　陸上輸送

被災者又は緊急物資の輸送に関しては、山形県陸運事務所と連絡をとり、公共企業体及び業者所有の車両を活用する。

イ　空中輸送

状況により、自衛隊ヘリコプターの出動の要請を県に依頼する。

ウ　鉄道輸送

被災者又は物資の輸送のため必要とする場合は、東日本旅客鉄道㈱酒田駅長、日本貨物鉄道㈱新潟支店酒田港駅長と協議して適切な措置を講ずるものとする。

⑷　一時集積配分拠点の確保

町は、被災地内の道路の混乱を避けるため、宅配事業者等と協力し、物資の一時集積配分拠点を確保する。一時集積配分拠点の選定にあたっては、道路の被害状況、予想される物量及び当該集積拠点施設の規模等を勘案し、最も適切な施設を確保する。

3　災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合、「応急救助のための輸送」の対象、費用の限度額、期間等については、資料編「災害救助法による救助の程度・方法及び期間-早見表-」を参照のこと。

第 16 節　緊急給水体制の確立

活　動　概　要	本部事務局
給水需要の把握	対策部
給水方針の決定	
水道施設の応急復旧、給水	
災害救助法が適用された場合	
【資料一覧】 資料１　主要連絡先 資料２　水道施設の災害に伴う相互応援計画	

１　給水需要の把握・緊急措置

地震発生後、必要に応じ緊急遮断弁を閉じ、配水池で浄水を確保する。被害が大きく継続給水不可能な地区を選別し、制水弁の開閉により配水区域を切り離し、配水池からの浄水の漏出防止を図る。

また、以下の状況を調査し、給水需要を把握する。

⑴　テレメーター監視システム等による運転状況の把握

⑵　職員等の巡視点検による被災状況の把握

⑶　住民からの通報による、配水管や給水管等の漏水又は断水等被災状況の把握

２　給水方針の決定

町は、大規模地震が発生した場合には、以下の方針で対応する。

⑴　町は全力を挙げて水道施設の応急復旧を実施する。

⑵　給水車等を用いた搬送給水は最小限にとどめる。

ア　給水車による給水活動の効率をあげるため、給水場所を避難所、学校、その他の特定の場所に限定した「拠点給水方式」とする。

イ　給水車による施設等への直接の搬送給水は、以下のような場合に実施する。

(ｱ) 飲料水の確保の面で特に困難の予想される地域

(ｲ) 病院、社会福祉施設などの傷病人、要配慮者関係の施設

(ｳ) 被災者に対する炊き出しを実施する施設等

ウ　搬送給水による給水量

原則として、供給する１人１日当たりの所要給水量は３ℓを目安とする。

エ　応急復旧した水道管に仮設給水栓を設置して給水する。

⑶　以上の活動と連携して、住民等においては、以下のように対応する。

ア　大規模な地震が発生した場合には、３日間程度は、原則として住民自身が備蓄している飲料水で対応する。

イ　住民相互で助け合う。

・家庭の井戸、事業所の井戸や受水槽などは、積極的に地域に開放する。
なお、井戸の場合、平常と比較して水に異常が感じられる場合は、生活水として使用するか、あるいは、ろ過、滅菌して飲用とする。

・在宅の要配慮者への水の搬送などは地域で対応する。

ウ　自主防災組織はその活動の中心になる。

３　水道施設の応急復旧、給水

⑴　２の方針に基づき、水道施設の応急復旧、給水を行う。この場合、必要に応じて、関係業者の協力を求める。

→　【資料１】　主要連絡先

⑵　被害甚大で給水実施困難な場合は、自衛隊給水車のほか、日本水道協会山形県支部で取り決めした「水道施設の災害に伴う相互応援計画」により、県支部及び代表都市に応援を要請する。

→　【資料２】水道施設の災害に伴う相互応援計画

⑶　町は、住民に対し、断減水の状況、応急給水計画、応急復旧の見通し及び飲料水の衛生対策等について広報し、住民の不安の解消に努める。

４　災害救助法が適用された場合

⑴　災害救助法が適用された場合、知事の委任を受け（注）町長が実施する。

（注）「飲料水の供給」に係る救助活動の職権は、県知事から町長に事前に委任されている。

⑵　災害救助法が適用された場合、「飲料水の供給」の対象、費用の限度額、期間等については、資料編「災害救助法による救助の程度・方法及び期間-早見表-」を参照のこと。

【資料 1】　主要連絡先

大楯浄水場	72-2483
吹浦浄水場	77-3456
上水道係直通	72-5887
消防署遊佐分署	72-4100
酒田警察署遊佐交番	72-3322
東北電力酒田営業所	22-4718

直世・吹浦簡易水道技術管理者 白井簡易水道技術管理者	時田一紀　72-2168	携帯　090-4041-5359
月の原専用水道施設管理者	松本弘文　72-4046	携帯　090-9637-2637
金俣専用水道技術管理者	齋藤拓男　72-5399	携帯　090-1379-9791

遊佐町水道工事指定店（遊佐町内）

名称等	所在地	代表者名	電話番号
荘内設備	遊佐字舞鶴９１-３	佐藤晴之	会社　72-2126 携帯　090-3366-4993
土門建設（株）	遊佐字丸ノ内２９-５	土門義一	会社　72-2626 自宅　72-2341 携帯　090-9538-1216(今野)
（有）丸幸水道	遊佐字下高砂９-１	髙橋淳一	会社　72-2141 携帯　090-3363-1827
髙橋水道	遊佐字倉の町８６	髙橋健司	会社　72-3257 携帯　090-9035-0567
（有）大江商会	遊佐字前田７-５	大江清一	会社　72-2118 携帯　090-4554-6800
阿部水道設備	菅里字菅野４１	阿部義一	会社　77-3530 携帯　090-8920-0895
共栄設備	吹浦字女鹿６４-２	佐々木至	会社　77-3406 携帯　090-9748-6179
金子建業（株）	吹浦字物見峠６２-２	金子　誠	会社　77-3092 携帯　090-2361-1990
池田水道	豊岡字水上２６	池田直司	会社　72-2419 携帯　090-3129-6045

東北電気保安協会 酒田事業所	22-2780　ＦＡＸ　22-7135　携帯　090-9037-3133
（株）山形富士電機	24-6583　　090-2363-5844（堀所長）
（株）東北企業	31-5254　　消火栓、ジョイント類　080-5229-2345
ウオーターテック	24-3567　　次亜塩素酸　　090-8788-1086
荏原商事（株）	022-262-1135　　080-1699-3185
メタウォータ（株）	0233-28-7650　　090-1376-4177

第 17 節　緊急食料供給体制の確立

活　動　概　要	本部事務局
給食需要の把握	対策部
給食能力の把握	
給食方針の決定と給食活動	
災害救助法が適用された場合	
【資料一覧】 資料１　燃料販売店一覧表	

１　給食需要の把握

下記の応急給食の実施対象者を参考に、避難者数、調理不能者（電気、水道供給停止等による）数、防災要員数等を早期に把握する。この場合、ミルクを必要とする乳児の数、給食に配慮を要する要配慮者の数についても把握する。

⑴　避難所に収容された者
⑵　住家に被害を受けて炊事のできない者
⑶　住家に被害を受けて一時縁故先等に避難する必要のある者
⑷　通常の配給機関が一時的に麻痺し、主食の配給が受けられない者
⑸　帰宅困難者、旅行者等で現に食を得ることができない状態にある者
⑹　救助活動に従事する者（災害救助法対象外）

給食需要は、以下の要領で把握する。

⑴　避難所の避難者については、避難所運営の各担当係が自主防災組織の協力を得て把握する。
⑵　住宅残留者、縁故先等避難者については、福祉介護保険係が自主防災組織の協力を得て把握する。
⑶　旅行者については、観光物産係が関係施設等の協力を得て把握する。
⑷　救助活動に従事する者については、総務係、情報統計係、議事係が防災会議構成機関連絡員等の協力を得て把握する。

２　給食能力の把握

⑴　給食関係施設の被害状況の把握
　給食設備を有する施設について、炊き出し可能かどうか把握する。

⑵　業者調達可能量の把握
　小売業者又は卸売業者が保有している量を把握し、避難所の設置状況や要配慮者等を考慮し、以下の品目を参考に調達する。
　また、アレルギーや疾病、育児等によって食に配慮を要する人向けの食品や栄養バランスに配慮するための生鮮食料品等についても、必要に応じ可能な限り調達する。
ア　弁当、米穀、食パン、麺類（即席麺・そば・乾うどん)、飯缶、乾パン
イ　乳幼児ミルク、牛乳
ウ　副食品（缶詰・漬物・佃煮・野菜)、調味料（味噌・醤油・塩・砂糖）

３　給食方針の決定と給食活動

⑴　給食は、要配慮者（高齢者、乳児、食事管理を要する者等）に対し優先的に実施する。
⑵　被害状況・交通アクセス状況を検討し、救援食料の集積場所を決定する。
⑶　当初にあっては、小中学校及び保育園の給食施設で被害を受けていない施設及び協定を締結している製造・流通関係業者、弁当業者に調達を依頼し、配布する。弁当業

者には配送まで含めて依頼する。
　被害を受けた学校給食施設については、東北電力、燃料販売店等の協力を得て、炊飯施設の応急復旧工事を実施し給食ができる体制にする。
　→　【資料１】　燃料販売店一覧表

⑷　自主防災組織、婦人防火クラブの協力を得て、炊き出しグループを編成し、炊き出しを実施する。

⑸　給食活動を効率的に実施するため、給食場所は避難所等とする。

⑹　⑸以外の施設等への直接の配送は、以下のような場合に実施する。

ア　地震災害により孤立し、食料調達に困難が予想される地域（ヘリコプター、ボート、オートバイなどの配送手段による）

イ　病院、社会福祉施設などの傷病人、要配慮者関係の施設

⑺　以上の活動と連携して、住民等においては、以下のように対応する。

ア　大規模な地震が発生した場合には、３日間程度は、住民自身が備蓄している食料で対応する。

イ　住民相互で助け合う。
　　在宅の要配慮者への食料の配送などは、地域で対応する。

ウ　自主防災組織は、ア～イの活動の中心になる。

４　災害救助法が適用された場合

⑴　災害救助法が適用された場合、知事の委任を受け（注）町長が実施する。
　（注）「炊き出し、その他による食品の給与」に係る救助活動の職権は、県知事から町長に事前に委任されている。

⑵　災害救助法が適用された場合、「炊き出し、その他による食品の給与」の対象、費用の限度額、期間等については、資料編「災害救助法による救助の程度・方法及び期間-早見表-」を参照のこと。

【資料１】　燃料販売店一覧表

業者名称	所在地	電話	石油類	ＬＰＧ
（株）みどりサービス	遊佐字鶴田 55-2	72-4597	○	○
遊佐石油販売（株）	遊佐字下高砂 109-4	72-2316	○	○
佐藤健二商店	吉出字和田 9-14	72-2622	灯油	○
梅津商店	遊佐字舞鶴 135-7	72-2139	灯油	
佐藤房吉商店	庄泉字大谷地 436	75-3535	灯油	○
渡会与市商店	吉出字和田 16	72-2071	灯油	
梶原商店	吹浦字下川原 10-14	77-2232	灯油	○
高橋商店	吹浦字吉野森 26	71-6025	○	
佐々木燃料店	藤崎字茂森 2-389	76-2020	灯油	
山形県漁業協同組合吹浦支所	吹浦字西浜 2-1-先	77-2501	灯油	
尾形商店	吹浦字中川原 14	77-2144		○
（株）渡部砂利工業所石油部	藤崎字茂り松 2-389	75-3024	○	
コーナンフリート（株） 酒田サービスステーション	比子字白木 36-103	75-3821	○	
丸光石油（有）	比子字服部興野 242	76-2208	○	

※　石油類の○印は、ガソリン・灯油・軽油を取扱っている。

第 18 節　緊急生活物資供給体制の確立

活　動　概　要	本部事務局
生活必需物資の需要の把握	対策部
調達可能量の把握	
生活必需物資の供給方針の決定及び供給の実施	
災害救助法が適用された場合	
【資料一覧】	

1　生活必需物資の需要の把握

生活必需物資の供給対象者の基準は、下記のとおりである。
なお、供給数は被災程度で異なることから、住家被害程度別に被災者数を把握する。
供給対象者は、次のとおりである。

住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水の被害を受け被服寝具、その他生活必需品をそう失並びにき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者。

なお、供給対象者のうち要配慮者については、特に配慮して必要な生活物資を把握する。

2　調達可能量の把握

町の備蓄及び協定業者の調達可能量を把握する。
また、発災からの期間により必要な物資が異なることから、ニーズ及び不足している物資を把握し、必要とされている物資の調達に留意する。
なお、町では毛布 300 枚を備蓄している。

3　生活必需物資の供給方針の決定及び供給の実施

大規模地震が発生した場合には、以下の方針のもとに実施する。

⑴　生活必需物資の供給は、要配慮者（高齢者、乳児、食事管理を要する者等）に対し優先的に実施する。

⑵　被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。

ア　寝具毛布、タオルケット、布団等
イ　外衣洋服、作業衣、子供服等
ウ　肌着シャツ、パンツ等の下着類
エ　身の回り品、タオル、手拭い、靴下、サンダル、傘等
オ　炊事用具、鍋、炊飯器、包丁、バケツ、カセットコンロ、洗剤、ガス器具等
カ　食器、茶わん、皿、はし等
キ　日用品、懐中電灯、乾電池、石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉等
ク　光熱材料、マッチ、ローソク、プロパンガス等
ケ　その他、ほ乳びん、紙おむつ、生理用品、風邪薬等医薬品、ラジオ等

⑶　被害程度及び世帯構成人員に応じて配給する

⑷　あらかじめ検討していた物資集積の予定場所の被害状況・交通アクセス状況を検討し、物資の集積場所を決定する。

⑸　町備蓄の毛布の放出及び業者から生活必需物資を調達し、配付する。
　業者に依頼する場合、物資の調達だけではなく、配送要員や車両の手配も含めて業者に依頼し、町職員による直接的な調達・配送活動は管理上の必要を除いて最小限にとどめる。
　なお、ある程度事態が落ちついてきた段階では、自主防災組織、さらには、ボランティア等の協力を得て迅速かつ正確に実施する。

⑹　以上の活動と連携して、住民等においては、以下のように対応する。

ア　大規模な地震が発生した場合には、３日間程度は、原則として住民が備蓄してい

る非常持ち出し品で対応する。

イ　住民相互で助け合う。

在宅の要配慮者への生活必需物資の配送などは地域で対応する。

ウ　自主防災組織はア～イの活動の中心になる。

⑺　町で調達が困難な場合は、県又は他市町村、応援協定自治体に対して調達支援の要請を行う。搬送については、町が指定する施設とする。

４　災害救助法が適用された場合

⑴　災害救助法が適用された場合、知事の委任を受け（注）町長が実施する。

（注）「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」に係る救助活動の職権は、県知事から町長に事前に委任されている。

⑵　災害救助法が適用された場合、「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」の対象、費用の限度額、期間等については、資料編「災害救助法による救助の程度・方法及び期間-早見表-」を参照のこと。

第 19 節　ボランティアとの連携、労務者の雇用等

活　動　概　要	本部事務局
ボランティアとの連携	統括部 対策部 遊佐町社会福祉協議会
労務者の雇い上げ	統括部
従事命令、協力命令	統括部
労務応援要請	統括部
【資料一覧】	

１　ボランティア需要の把握

⑴　ボランティアの種類

ア　専門ボランティア

医師、看護師、建築士（応急危険度判定士)、建設作業員、ダイバー（津波による行方不明者の捜索などの場合）など

イ　一般ボランティア

学生、地域住民、町外ボランティアなど

⑵　健康福祉課、社会福祉協議会は、防災活動、地域や避難所における被災者の状況をモニターし、また、自主防災組織等からの情報を集約することにより、ボランティアに依拠するべき活動内容と需要の規模を明らかにする。

（参考）　ボランティアの活動内容例

ア　救出、捜索活動
イ　救急医療活動
ウ　建物の応急危険度判定活動
エ　応援の防災関係者等に対する道案内（ナビゲーター)
オ　被災者、避難者への炊き出し
カ　被災者のための生活支援情報の提供
キ　被災者に対するメンタルケア等健康管理支援活動
ク　被災者に対する各種生活相談
ケ　避難所の運営支援
コ　要配慮者に対する飲料水、食事の運搬等の生活支援活動
サ　外国人に対する通訳支援、母国語での情報提供
シ　物資集積拠点などにおける物資の管理、仕分け、配送
ス　その他

(ｱ) 子供の遊び相手、一人暮らし老人の話相手
(ｲ) 家の片付け
(ｳ) 引っ越しの手伝い

⑶　ボランティアからの協力、申し出の状況を把握する。

２　受入れ体制等の整備

ボランティアの協力が必要と認められた場合（また、ボランティアからの申し出があった場合)、以下のようにボランティアの活動環境を整備する。

⑴　専門ボランティア

ア　町において担当窓口が定められている活動項目

担当窓口が受付け、活動を依頼する。

イ　町において担当窓口が定められていない活動項目

町において受付け、関係する職員等に振り分ける。それが不可能な場合は、町が直接活動を依頼する。

⑵　一般ボランティア

町と遊佐町社会福祉協議会が共同で受付けるが、その中心は、社会福祉協議会である。町はボランティアの活動拠点となる施設を確保し、社会福祉協議会に提供する。

この場合、町は社会福祉協議会（ボランティア活動拠点）に対する情報提供、便宜供与を中心として対応する。

3　ボランティアの活動

⑴　社会福祉協議会（ボランティア活動拠点）の活動

遊佐町社会福祉協議会が、ボランティア活動拠点を開設した場合、町と連携して以下の活動を行う。

ア　ボランティアコーディネーターの配置

被災住民が必要としている活動に適切なボランティアを調整・派遣したり、ボランティア（個人・団体）相互の総合調整を行うボランティアコーディネーターを活動拠点に配置する。

イ　ボランティアの宿泊場所に関する情報提供

ウ　ボランティア保険の加入状況を把握し、未加入のボランティアの保険加入手続きを進める。

エ　町から提供を受けた行政情報をボランティアに提供（避難所情報、物資情報、交通情報）する。

オ　ボランティア活動に伴う材料費等負担について協議する。

カ　ボランティアの名簿を作成する。

キ　他のボランティア組織(ボランティア拠点)及び県の受入れ窓口と連絡調整する。

⑵　遊佐町でのボランティア受入れ機能が不十分な場合の対応

遊佐町の被害が激甚であるが周辺の市町村の被害が軽微な場合には、ボランティアの受入れ・調整、便宜供与をそれらの市町村及び当該地域の社会福祉協議会に要請する。

この際、地震による被害が広域にわたり、県がボランティアの受入れ窓口を開設した場合は、受入れについて県災害対策本部と情報交換、連携を行う。

⑶　その他

社会福祉協議会(ボランティア活動拠点)において派遣要望に対応できない場合は、町と社会福祉協議会は、県を通して報道機関に要請し、テレビ、ラジオ、新聞等を通じて、ボランティアを募集する。

4　労務者の雇い上げ

⑴　活動要員及びボランティアの人員が不足し、又は特殊作業のため労力が必要なときは労務者を雇用する。

⑵　労務者の雇用については、各職員等の要請に応じて雇用し配する。

なお、労務者が不足し、又は雇用できないときは、県を通じて職業安定所へ要請する。

⑶　労務者の雇用については、災害救助法の適用の有無にかかわらず、災害救助法が適用された場合（(4)参照）に準じて処理する。

⑷　災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合、「応急救助のための人夫」の対象、費用の限度額、期間等については、資料編「災害救助法による救助の程度・方法及び期間-早見表-」を参照のこと。

なお、労務者の雇用範囲、雇用期間は下表のとおりである。

労務者の雇用範囲

ア　り災者の避難誘導労務
イ　医療及び助産における患者の移送労務
ウ　り災者の救出のための労務及び当該救出に要する機械器具、資材の操作、運搬の労務
エ　飲料水の供給のための運搬、操作及び浄水用薬品の配布等の労務
オ　救助用物資の整理、輸送及び配分等の労務
カ　遺体の捜索に必要な労務
キ　遺体の処理に必要な労務

労務者の雇用期間

活動内容	労務者雇用期間
ア　り災者の避難誘導等	災害発生の日及び発生のおそれのある日 １日程度
イ　医療における患者の移送	災害発生の日から14日以内
ウ　助産における患者の移送	〃　13日以内
エ　り災者の救助	〃　３日以内
オ　飲料水供給に要する作業	〃　７日以内
カ　被服寝具その他生活必需品の整理輸送配分等	〃　10日以内
キ　教科書の配分等	〃　１か月以内
ク　その他学用品の配分等	〃　15日以内
ケ　炊き出し用食料品の整理等	〃　７日以内
コ　医薬品、衛生材料の整理等	〃　14日以内
サ　遺体の捜索に必要な作業	〃　10日以内
シ　遺体の処理に必要な作業	〃　10日以内

５　従事命令、協力命令

災害応急対策を実施するため人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合は、次の要領によって、従事命令、協力命令を発する。

⑴　強制命令の種類と執行者

対　象　作　業	命令区分	根　拠　法　律	執　行　者
災害応急対策業務（災害応急対策全般）	従事命令	災害対策基本法第 65 条第１項	市町村長
		〃　第 65 条第２項	警察官・海上保安官
		警察官職務執行法第４条	警察官
災害救助作業（災害救助法に基づく救助）	従事命令	災害救助法第 24 条	知　事
	協力命令	〃　第 25 条	
災害応急対策業務（災害救助を除く応急措置）	従事命令	災害対策基本法第 71 条第１項	知　事
	協力命令	〃　第 71 条第２項	市町村長（委任を受けた場合）
消　防　作　業	従事命令	消防法第 29 条第５項	消防吏員、消防団員
水　防　作　業	従事命令	水防法第 17 条	水防管理者 水防団長 消防機関の長

⑵　命令対象者

命令等の種別による対象者は、次表に掲げるとおりである。

命令区分（作業対象）	対　　象　　者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令 （災害応急対策並びに救助作業）	1　医師、歯科医師又は薬剤師 2　保健師、助産師又は看護師 3　土木技術者又は建築技術者 4　大工、左官、とび職 5　土木業者、建築業者及びこれらの者の従業者 6　地方鉄道業者及びその従業者 7　軌道経営者及びその従業者 8　自動車運送業者及びその従事者 9　船舶運送業者及びその従業者 10　港湾運送業者及びその従業者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令 （災害応急対策並びに救助作業）	応急措置を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による市町村長、警察官、海上保安官の従事命令 （災害応急対策全般）	市町村区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令 （災害緊急対策全般）	その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者
消防法による消防吏員、消防団員の従事命令 （消防作業）	火災の現場付近にある者
水防法による水防管理者、水防団長、消防機関の長の従事命令 （水防作業）	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

6　労務応援要請

町長は、災害応急対策及び災害救助を実施するにあたり、ボランティアの協力、労務者の雇用等をもってしても人員が不足するときは、大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定（資料編資料-14 参照）に基づき、次の応援要請事項を示して、他市町村及び県本部長へ要請する。

⑴　応援を必要とする理由
⑵　従事場所
⑶　作業内容
⑷　人員
⑸　従事期間
⑹　集合場所
⑺　その他参考事項

第 20 節　災害廃棄物、生活ごみの処理

活　動　概　要	本部事務局
災害時に発生するごみの種類	対策部
災害廃棄物の処理	
生活ごみの処理	
死亡獣畜の処理方法	
【資料一覧】 資料１　　一般廃棄物収集運搬許可業者一覧表	

１　災害時に発生するごみ等の種類

地震災害時には、通常の生活ゴミに加えて、地震により壊れた食器、家具、ガラスくず、瓦、倒壊ブロックなどの災害廃棄物が発生する。（この他、津波浸水地域では、使用できなくなった畳や汚泥などが発生する）

災害時に発生するごみ等	区　　分
ア　災害により使用できなくなった食器、家具、ガラスくず、畳など イ　家屋の損壊等による瓦、倒壊ブロック、剥落した壁等の建築物廃材 ウ　津波浸水等による汚染ごみ、汚泥	災害廃棄物
エ　通常のごみ収集の停止により蓄積された生活ごみ	生活ごみ
オ　その他（死亡獣畜等）	死亡獣畜等

２　災害廃棄物処理方針の決定

⑴　災害廃棄物の発生量の見積り

損壊建物数量等の情報を速やかに収集し、災害廃棄物の発生量を見積もる。

⑵　処理体制の決定

災害廃棄物の見積り量、道路交通状況等をもとに処理方針を作成する。

ア　災害廃棄物量が少量の場合は、関係業者の協力を得て実施する。

イ　大量の災害廃棄物が発生した場合には、災害廃棄物処理の特別体制（災害廃棄物対策室などの臨時設置）とする。

ウ　被害が甚大で町で処理不可能の場合は、他市町村又は庄内総合支庁経由のうえ、山形県建設業協会支部及び山形県産業廃棄物協会支部等に応援を求め実施する。

⑶　処理方針の決定

以下の方針で臨む。

ア　住民等の協力を積極的に得る。

イ　災害廃棄物発生現場での分別を原則とする。ただし、緊急の場合は、いったん一時集積場所に搬送し、そこにおいて分別する。

ウ　応急対策上及び衛生上の緊急度を考慮して、処理スケジュールを定める。

エ　災害廃棄物については、原則として被災者が町の指定する収集場所に搬入する。

ただし、被災者自ら搬入することが困難な場合で、被災者から要請があったときは、町がその建物に関する権利関係等を確認したうえで搬出する。

なお、放置された災害廃棄物のうち、周辺住民の人命等に危害を及ぼす可能性の高いもの及び道路の通行に支障があるものについては、適切な場所に移動する

３　災害廃棄物処理の方法

⑴　災害廃棄物の一時集積場所の確保

災害の発生により短期間での災害廃棄物の焼却処分、最終処分が困難なときは、以

下の点に留意し、必要に応じて関係機関とも協議のうえ、災害廃棄物の一時集積場所を定める。

ア　他の応急対策活動に支障のないこと。

イ　環境衛生に支障がないこと。

ウ　搬入に便利なこと。

エ　分別、焼却、最終処分を考慮した場合に便利なこと。

一時保留については、四分別程度（燃えるごみ、埋め立てごみ、リサイクルごみ、建築物廃材）に分けて区域を設定する。

⑵　災害廃棄物発生現場における分別

原則として災害廃棄物発生現場において分別し、一時集積場所へ搬入する。

これが不可能な場合は、一時集積場所において分別する。

⑶　災害廃棄物の一時集積場所への搬入

災害廃棄物発生現場から一時集積場所までの搬送は、町の指定業者が実施する。

また、住民に対し直接搬送の協力を依頼する。

→【資料１】　一般廃棄物収集運搬許可業者一覧表

⑷　未分別の廃棄物の分別及び焼却場、最終処分場への搬入

一時保留した災害廃棄物、生活ごみの処分については、酒田地区広域行政組合と協議し、焼却・埋立て処分をする。

また、民間産業廃棄物の最終処分場にも搬出する。未分別の廃棄物の分別及び焼却場、最終処分場への搬入は、町の指定業者が実施する。

⑸　一時集積場所の消毒

一時集積場所は定期的に消毒する。

また、処理できないで道路、空地に置かれた災害廃棄物があるときも同様である。

４　住民等への広報

以下の項目について広報する。

⑴　災害廃棄物の収集処理方針の周知

⑵　災害廃棄物の分別（木質系、コンクリート系、金属系）への協力、生活ごみとの分別への協力要請

⑶　一時集積場所の周知

⑷　一時集積場所への直接搬入の依頼

５　生活ごみ処理方針の決定

⑴　生活ごみ処理体制の決定

ア　環境係長は、避難所等の避難人員及び場所を速やかに確認し、被災地域におけるごみの排出量を推計する。

イ　許可業者の協力を得て、すみやかに清掃班を編成し、生活ごみの処理を適切に行うとともに、大量に発生した生活ごみや粗大ごみについて、必要な人員及び収集運搬車両を確保して、円滑な収集を行う。

【清掃班の編成基準】

運搬車（トラック）１台（運転者付）

作業員８人～10 人（人夫又は奉仕員）

所要器具、スコップ、トビロ等（作業員数分）

上記１班１日処理戸数は約 20 戸である。

なお、ごみ専用運搬車については、現行処理制度により実施する。

ウ　生活ごみ等の収集、運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両並びに処理施設が不足する場合には、他の市町村及び一部事務組合に応援要請を行う。

また、庄内総合支庁経由のうえ県に対して広域的な支援を要請する。

⑵　処理方針の決定

以下の方針で臨む。

ア　住民等の協力を積極的に得る。（できるだけ生活ごみを出さないように、また、家の庭での覆土処理などへの協力）
イ　分別の徹底

6　生活ごみ処理の方法

通常の生活ごみ処理の方法（生ごみを定期的に清掃車で回収し、酒田地区広域行政組合ごみ処理施設に搬送し、焼却処理する）で対応するが、これによりがたい場合は以下の要領で対応する。

⑴　生活ごみの一時集積場所の選定

災害の発生により短期間での生活ごみの焼却処分、最終処分が困難なときは、以下の点に留意して、生活ごみの一時集積場所を定める。

この場合、災害廃棄物の一時集積場所との関係を考慮して定める。

ア　他の応急対策活動に支障のないこと。
イ　環境衛生に支障がないこと。
ウ　搬入に便利なこと。
エ　焼却、最終処分を考慮した場合に便利なこと。

⑵　生活ゴミ物の一時集積場所への搬入

一時集積場所までの搬送は、町の指定業者が実施する。

また、住民に対し直接搬送の協力を依頼する。

⑶　一時集積場所の消毒

一時集積場所は定期的に消毒する。

また、処理できないで道路、空地に置かれた生活ごみがあるときも同様である。

⑷　町の指定業者で対応が出来ない場合は、他市町村又は県災害対策本部へ応援を要請する。

7　住民等への広報

２－３に準ずる。

8　死亡獣畜の処理方法

死亡獣畜は、原則として死亡獣処理場で処理し、処理できない場合は環境衛生上支障のない場所・方法で行う。

【資料 1】　一般廃棄物収集運搬許可業者一覧表

番号	許可業者名	所在地	電話番号	事業系ごみ	家電４品目	し尿	浄化槽汚泥
1	今野與喜夫	藤崎字下モ山30	76-2755	○			
2	齋藤拓男	吉出字金俣81	72-5399	○	○		
3	(株)今野運輸	酒田市京田一丁目5-22	31-3488	○			
4	(株)エコー	酒田市両羽町325-1	35-1707	○	○		
5	(株)幸輪	菅里字十里塚2-213	75-3785	○	○		
6	環清工業(株)	藤崎字茂り松61-120	75-3350	○	○	○	○
7	荘内運送(株)	酒田市両羽町11-3	22-4470	○	○		
8	(有)シンエイ・LOGISTCS	鶴岡市東原町23-4-4	0235-24-7691	家庭系粗大ごみ	○		
9	(株)エルデック	酒田市松美町1-55	34-3355	○	○	○	○
10	東北環境開発(株)	酒田市大宮町2-1-16	24-3286				○
11	(株)庄内エコポリス	酒田市石橋字前田18-2	52-2665				○
12	庄交コーポレーション	酒田市幸町2-11-1	26-3195	○	○		

第 21 節　し尿処理

活　動　概　要	本部事務局
し尿処理	対策部
下水道被害への対応	対策部
住民等への広報	
【資料一覧】	

１　し尿処理体制の確立

⑴　環境係長は避難所等の避難人員及び設置場所を速やかに確認し、被災地域におけるし尿の排出量を推計する。

⑵　許可業者の協力を得て、すみやかに清掃班を編成し、人員及び収集運搬車両を確保して円滑な収集を行う。

【清掃班（し尿処理関係）の編成基準】

運搬車（バキュームカ-）１台（運転者付）

作業員２人～３人

し尿運搬車の処理戸数は、1.8 kℓ車で１日約 30 戸（１戸当り処理量 200ℓとして）

⑶　上水道、下水道及びし尿処理施設等の被害状況を把握し、水洗トイレの使用を自粛するよう地域住民等に協力を要請する。

⑷　必要な人員、収集運搬車両及び処理施設が不足する場合には、他の市町村、一部事務組合並びに山形県環境整備事業協同組合等に応援要請を行う。

また、庄内総合支庁経由のうえ、県に対して広域的な支援の要請を行う。

２　し尿の収集処理の方法

⑴　仮設トイレの設置

町内の被害状況、避難所の開設状況、被災住民のし尿の排出量を考慮し、貯留式仮設トイレ（リース等により）を設置する。

また、仮設トイレの管理にあたっては、必要な消毒剤等を確保し、衛生上十分な配慮を行う。

⑵　し尿の収集順位

浸水地域等の悪条件の地域や避難所、仮設トイレなどの重要度、使用頻度の高い施設のし尿を優先的に収集する。

⑶　浸水・湛水地域での処理方法

一過性の浸水地域又は湛水地域で排水の完了した地域であって、その地域が処理能力に比し広範囲にわたっている場合には､早急に各戸の便所の使用を可能にするため､とりあえずの措置として便池内容の５分の１～４分の１程度の汲み取りを全戸について実施する。

⑷　収集したし尿の処分は、清掃法施行令に定める基準に従って行うものとする。

３　下水道被害への対応

下水道係は次のような対策を講じる。

⑴　下水道管きょ等施設の破損や処理場施設の機能停止により、下水道の使用を制限する必要が生じたときは、その旨を広報車による広報及びビラによる広報等の手段を用いて周知を図る。

⑵　下水道処理区域の管きょ等施設被害状況及び下水道の使用できない戸数、し尿の排出量を把握する。下水道処理区域内の避難所及び公用地等の適地に世帯、若しくは避難住民の排出量を考慮し、貯留式仮設トイレを設置する。

⑶　ポンプ場については、可搬式ポンプの設置、仮設配管の布設による揚水機能の復旧を行う。

4　下水道施設被害状況の把握及び復旧

公共下水道区域においては、災害の発生に伴い、上水道の断水及び下水道管きょの破損、処理場の機能停止等により、通常のし尿処理に支障をきたすことが予想される。

地震による被害の規模が大きく、県内の下水道管理者のみでは対応ができない場合は、県と協力し「北海道・東北ブロック下水道災害応援連絡会議」における申し合わせに基づき、広域応援を要請する。

第１段階（緊急点検・緊急調査）	処理場及びポンプ場について被害の概況を把握し、大きな機能障害や人的被害につながる二次災害防止のための点検及び調査を行う。 管渠及びマンホールについては、主に地表からの目視により、マンホールからの溢水状況の把握、被害の拡大及び二次災害防止のための点検を実施するとともに、道路等他施設に与える影響の調査や重要な区間の被害概要を把握する。
第２段階（応急調査）	処理場及びポンプ場については、施設の暫定機能確保のための調査を、管渠については、被害の拡大及び二次災害防止のための調査（管内、全マンホールまで対象を広げる。）並びに下水道の機能的、構造的な被害程度の調査を行う。
第３段階（本復旧のための調査）	管渠について、マンホール内目視、テレビカメラ調査及び揚水試験を行う。

5　住民等への広報

第 20 節「２災害廃棄物処理方針の決定」に準ずる。

なお、激甚な被害のためし尿の収集が遅滞する場合は、各家庭の庭先等での素掘りトイレや隣近所での協力などを呼びかける。

第 22 節　保健衛生対策

活　動　概　要	本部事務局
保健衛生活動	対策部
被災動物対策	
【資料一覧】	

1　保健衛生活動

⑴　巡回保健班の編成

町及び保健所は連携して、保健師を中心とし、必要に応じ医師、栄養士、精神保健福祉相談員等を加えた巡回保健班を編成する。

また、必要に応じ県に応援要員の派遣を要請する。

⑵　保健衛生対策の実施

【保健指導】

巡回保健班は、避難所、仮設住宅等を巡回し、健康相談や保健指導を行う。巡回健康相談では、被災者の健康確保を最優先とし、被災者の健康状態の確認と必要な保健指導を実施する。

また、必要に応じ医療救護、感染症予防、栄養指導及び福祉対策の各関係者と連絡調整を図る。

ア　寝たきり者、障がい者、乳幼児、妊産婦、人工透析患者等要配慮者の健康状態の把握と保健指導

イ　結核患者、難病患者、精神障がい者等に対する保健指導

ウ　感染性胃腸炎・インフルエンザ等感染症予防の保健指導

エ　有症状者への受診勧奨、悪化予防の保健指導

オ　不安除去等メンタルヘルスへの対応

カ　口腔保健指導

【避難所等生活環境の整備】

巡回保健班は、避難所、仮設住宅等において次の状況を把握し、被災者へ指導・助言するとともに、町担当者等と連携して適切な生活環境を確保する。

ア　食生活の状況（食中毒の予防等への対応）

イ　衣類、寝具の清潔の保持

ウ　身体の清潔の保持

エ　室温、換気等の環境

オ　睡眠、休養の確保

カ　居室、便所（仮設トイレを含む）等の清潔

キ　プライバシーの保護

【防疫対策】

ア　感染症発生予防対策

感染症の発生を未然に防止するため、避難所、浸水地区、衛生状態の悪い地区を中心に、次の感染症予防対策を実施する。

(ｱ)　パンフレット、リーフレット等を利用して、飲み水や食物への注意、手洗いやうがいの励行を指導するとともに、台所、便所及び家の周りの消毒・滅菌を指導する。

(ｲ)　環境係長は、道路、溝渠及び公園等の公共の場所を中心に消毒・滅菌を実施する。なお、消毒・滅菌の実施にあたっては、ごみの処理、し尿の処理を重点に実施する。実施日時の住民等への周知は環境推進員等を通して行う。

防疫班の編成

班　　名	班長氏名	編成内容	連絡方法	備　　考
				（器具等）

防疫実施班の基準

区　　分	防疫消毒班	検疫調査班	備　　考
編　成　人　員			
１班１日の処理能力			

イ　疫学調査・健康診断の実施

町は保健所に協力し､感染症を早期に発見しまん延を防止するため､必要に応じ、疫学調査及び健康診断を実施する。

ウ　感染症発生時の対策

感染症患者、擬似症患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、保健所は次の対策を実施する。

(ｱ) 感染症患者等の入院

(ｲ) 濃厚接触者の疫学調査・健康診断の実施

(ｳ) 病原体に汚染された物件等への消毒の実施

町は県の指示により感染症の病原体に汚染された疑いのある場所の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除、飲食物、衣類、寝具、その他の物件の消毒等を実施する。

【食品衛生対策】

食品の衛生確保を図り、飲食に起因する食中毒を防止するため、保健所と連携し次の活動を行う。

ア　炊き出し施設の把握と食品衛生指導

被災地内での炊き出し施設の把握と衛生指導を実施するとともに、特に、仮設の炊き出し施設に対しては、原料の調達、保管、調理について重点的に指導する。

イ　井戸水等の水質の安全確保と滅菌の指導

炊き出し施設等の食品提供施設で井戸水等を使用する場合は、その水質の安全確保と滅菌を指導する。

【栄養指導対策】

町は保健所と連携し、次により被災者の栄養指導を行う。

ア　炊き出しの栄養管理指導

炊き出し実施現場へ栄養士を巡回させ、炊き出し内容等の調整及び給食管理上必要な指導を行うとともに、給食業者への食事内容の指導を実施する。

イ　巡回栄養相談の実施

避難所、応急仮設住宅及び被災家屋を巡回し、栄養相談を実施する。

なお、高血圧、糖尿病、高齢者等の要配慮者の在宅食事療法必要者に対しては、食生活指導や栄養面からの健康維持指導を行う。

【精神保健対策】

保健所等の精神保健福祉相談員は、災害発生時の不安除去等精神的ケアに対応するため、収容避難所や応急仮設住宅等で被災者を対象に巡回相談を行うとともに、通所している精神障がい者を訪問指導し、必要により精神科医療機関と連絡調整を行う。

町は、県内外のこころのケアチームの派遣を要請し、急性ストレス障害及び在宅精神障がい者の医療の確保等に対応する。

ア　精神科医師、保健師等による精神科救護所の設置及び巡回相談

イ　保健所等による精神保健相談

ウ　小・中学校での子供への精神的カウンセリング

エ　専門施設での相談電話の開設
オ　情報広報誌の発行によるり災者への情報提供
カ　避難所等におけるり災者向けの講演会、研修会の実施

２　被災動物対策

町は県と協力し、動物の愛護と住民の安全確保を図るため、被災時に飼い主とともに避難した動物の適正な飼養、危険な動物の緊急措置等の確認及び負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護、収容に関し必要な措置を講ずるとともに、獣医師会等関係団体との協力関係を確立する。

第 23 節　応急住宅対策

活　動　概　要	本部事務局
被災住宅等の応急危険度判定	対策部
応急住宅の確保	対策部
住宅の応急修理 住宅の障害物の除去	対策部
【資料一覧】	

１ 被災住宅、建築物の応急危険度調査

県の支援を得ながら、「山形県被災建築物応急危険度判定要綱」及び「山形県被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」等に基づき被災住宅建築物による人的被害及び余震等による災害を未然に防止するために安全性の調査・判定を早急に行う。調査に当たっては、「構造体の被害」、「落下危険物」及び「転倒危険物」等に注目し破損の状態を調査する。

⑴　町は、実施本部を設置し、判定実施要否の判断、判定実施区域、判定実施順位等の検討・決定、判定実施計画の策定、地元判定士等の参集、受付及び名簿の作成並びに判定コーディネーターの配置等を行う。

⑵　判定の実施にあたっては、避難所に指定されている公共建築物等について優先的に実施し、次いで被災地の住宅について判定を行い、自宅の使用が可能な者については自宅への帰宅を促す。

⑶　町は、「災害の被害認定基準」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき被災建築物の被害認定を行う。

２　被災住宅、建築物の使用制限等

建築物の応急危険度判定は、「安全」、「要注意」、「危険」と被災度をランク別に判定し、この判定結果に対応させ「立入り可能」、「立入り注意」、「立入り禁止」の勧告を行う。

３　応急住宅の確保

町は、県と協力し、住家に被害を受けた被災者の収容対策として、次により応急的な住宅を確保し、暫定的に住生活の安定を図る。

⑴　民間賃貸住宅の借上げ

借上げ方針	ア　民間賃貸住宅の借上げ戸数は、応急仮設住宅の建設と併せ、法が適用された市町村を単位に、原則として当該市町村の全壊、全焼及び流失世帯の３割以内とする。 イ　ただし、県内の法適用市町村全体の全壊、全焼及び流失世帯数の合計の３割以内であれば、当該市町村間で借上げ住宅の戸数を融通できる。 ウ　また、必要な場合は、厚生労働大臣の承認を得て、借上げ住宅の戸数の限度を引き上げることができる。
借上げ方法	県は、社団法人山形県宅地建物取引業協会及び社団法人全日本不動産協会山形支部の協力を得て借上げ住宅を供給する。

⑵　応急仮設住宅

応急仮設住宅は、災害救助法が適用された場合に、「山形県災害救助法施行細則」の規定に基づき、県において建設供給する。

建設用地の選定	県が実施する建設用地の選定について協力し、公用地等を確保する。 ア　保健衛生、交通、医療及び教育等、居住者の生活環境について考慮するとともに、要配慮者に適応したバリアフリー対応に配慮する。 イ　降雨等による二次災害を受けることがないよう土石流危険渓流等の災害危険箇所を避ける。
入居者の選定	次の要件の全部に該当するものについて、調査のうえ入居者を選定するが、要配慮者については優先的に取り扱うものとする。 ア　災害により住宅が全壊、全焼、流失した者 イ　居住する住家がない者 ウ　自ら住宅を確保する資力がない者 なお、以下の点についても配慮する。 (ｱ) 応急仮設住宅の要配慮者を支援する人員（例えば、介護を担当する家族や近所の人、若い人など） (ｲ) 従前の居住地及び自治組織
供与する期間	応急仮設住宅の供与期間は、その建設工事が完了した日から２か年とする。ただし、知事が必要と認める場合は１年毎の延長ができる。 ２か年を超えて継続させなければならない特殊事情がある場合は、応急仮設住宅を町営住宅に切り替え、一定期間存続させるものとする。

⑶　応急仮設住宅の管理

住宅が建設され、住宅の管理が町長に委任された場合は、管理する。

この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性参画を推進し、女性を始め生活者の意見を反映できるよう配慮する。

⑷　公営住宅等の斡旋

応急仮設住宅の建設適地がない場合、応急仮設住宅の完成を待つ暇がない場合及び高齢者、障がい者等要配慮者用の住宅が必要となる場合等を考慮し、応急仮設住宅を計画するのと同時に、次の住宅についての空き家情報を収集し、斡旋を行うものとする。

ア　町営住宅、県営住宅等公営住宅
イ　民間アパート等賃貸住宅
ウ　企業社宅、保養所等

４　応急修理対象世帯数の把握

下表に示す応急修理対象世帯の数を把握する。

住家が半壊（焼）し、日常生活に欠くことのできない部分についての応急修理を自らの資力では行うことができない者（世帯単位）

５　住宅の応急修理

住宅の修理部分は、日常生活に欠くことのできない破損個所で、居室、炊事場及びトイレ等必要最小限度の部分の補修をする。住宅の応急修理に際しては、建築関係業者等の協力を得て行う。

６　災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合、知事の委任を受け（注）町長が実施する。

（注）「災害にかかった住宅の応急修理」に係る救助活動の職権は、県知事から町長に事前に委任されている。

７　住宅の障害物の除去

災害により住居又はその周辺に運ばれた木石等のため生活に支障をきたす障害物を除去する。

８　除去対象者の把握

以下の基準により、住宅内の障害物の除去対象者を把握する。

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石竹木等の除去を行う場合の対象は次の要件の全てを満たす場合に限るものとする。

ア　居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため、一時的に居住できない状態にある者

イ　自らの資力をもって当該障害物を除去することができない者

ウ　住家が半壊又は床上浸水を受けた者

９　除去

住居内の障害物の除去については、必要最小限の日常生活を営み得る状態にする。

除去に際しては、関係業者等の協力を得て行う。

10　労力、資材、機材の確保

労力、資材、機材は、業者等から供給を受けるほか、必要に応じて自主防災組織、住民等の協力又は自衛隊の派遣を要請する。

11　除去した障害物の処理

除去した障害物の集積場所は、公用地であって交通並びに住民生活に支障のない場所を原則とする。

ただし、災害の規模が大きい場合は民有地についてもその所有者と協議のうえ、一時集積場所とする。

また､最終の処理は用地を確保の上埋立てする等実情にあった処置をとるものとする。

12　災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合、知事の委任を受け（注）町長が実施する。

（注）「災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去（障害物の除去)」に係る救助活動の職権は、県知事から町長に事前に委任されている。

第 24 節　文教対策

活　動　概　要	本部事務局
応急教育の実施	対策部
学校給食施設の措置及び活用	
学用品等の支給	
心の健康管理	
その他の文教施設の応急対策	
【資料一覧】	

1　応急教育の実施

⑴　目的

学校施設の被災又は小中学校児童生徒のり災により通常の教育を行い得ない場合には、学校施設の応急復旧を行うほか、学用品等を支給するなどにより応急教育を実施する。

⑵　実施責任者

ア　町立学校の応急教育についての計画､実施は､町の教育委員会が行うものとする。

イ　町長は教育委員会の行う応急教育について、その権限に属する範囲内で万全の措置を講ずる。

⑶　応急教育の方法

災害の発生により授業が中断することのないように、次の基準により実施する。

応　急　教　育　の　基　準			実施の場所
被害の程度		必要な措置	
校舎の被害が比較的軽微の場合		すみやかな応急措置による授業	
校舎の被害の相当に大きい場合	一般校舎使用可能の場合	残存の安全な教室における授業 合併又は一部学年の二部授業 全学年の二部授業	残存の安全な校舎又はまちづくりセンター等
	校舎の使用は全面的に不能なるも数日で復旧見込みの場合	臨時休校 家庭学習の指導	家庭､まちづくりセンター等
校舎が全面的な被害を受け復旧に長期間を要する場合	児童生徒の居住地を変更しない場合	町内の学校における短縮授業、二部授業又は他の施設における二部授業	町内の学校又はまちづくりセンター､公共施設
	児童生徒が集団避難をした場合	他の地域の学校における二部又は合併の授業	指定された学校

なお、避難所となった学校施設においても、授業の早期再開を目標に避難者の理解と協力を得る。

⑷　教職員の確保措置

総務学事係長は教職員の人的被害が大きく、応急教育の実施の支障がある旨学校長より報告があった場合は、庄内教育事務所に報告し指示を受けるものとする。

ア 複式授業の実施

イ 昼夜二部授業の実施

ウ 近隣県及び市町村等に対する人的支援の要請

エ 非常勤講師又は臨時講師の発令

オ 教育委員会事務局職員等の派遣

2 学校給食施設の措置及び活用

⑴ 総務学事係長は、一定の地域あるいは学校の校舎が災害を受けたため、従来実施していた学校給食の全部又は一部が実施不可能となった旨、学校長より報告があった場合は、その実態をすみやかに庄内教育事務所経由で県教育委員会に報告し、その指示を求める。

⑵ 学校長は､直ちに学校給食の継続のための対策を立て､総務学事係長と連絡をとり、給食実施に支障のないよう努めるものとする。この場合、次に掲げる事項について、特に留意する。

ア 他の給食物資施設、設備の活用対策
イ 給食物資及び従事職員の確保対策
ウ 近隣の給食実施校よりの給食の援助対策
エ パン供給不能の際の米飯給食の計画
オ 食中毒の予防対策
カ 準要保護児童、生徒給食費補助金の追加申請対策

3 学用品等の支給方法

⑴ 総務学事係長は、学校長により被災児童生徒の不足教材、学用品等の報告があった場合は、品目別、数量を児童、生徒の個人別表により把握集計し、学校長と協議のうえ、購入、配給計画を策定する。

⑵ 教科書については、教科書会社及び販売店と直ちに連絡し、配給調達の確保に努めるものとする。販売店等で調達不可能の場合は、庄内教育事務所経由のうえ、県にあっせんを要請する。

4 災害救助法が適用された場合

⑴ 災害救助法が適用された場合、知事の委任を受け（注）町長が実施する。

（注)「学用品の給与」に係る救助活動の職権は、県知事から町長に事前に委任されている。

⑵ 災害救助法が適用された場合､「学用品の給与」の対象、費用の限度額、期間等については、資料編「災害救助法による救助の程度・方法及び期間-早見表-」を参照のこと。

5 心の健康管理

学校においては、心理的外傷、その他の心身の健康に対する影響を受けた児童、生徒等の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行い、心のケア対策を推進する。この場合は、保護者との連携を図るとともに、必要に応じて医療機関、その他の関係機関と連携を図る。

6 その他の文教施設の応急対策

⑴ 社会教育施設の対策

社会教育係長は災害時において、社会教育施設が避難所、救護所等に利用される場合があるので、被害状況の掌握に努めるとともに、被害があった場合は、その応急修理等をすみやかに実施する。

⑵ 文化財対策

被災文化財については、専門家の意見を参考にして文化財的価値を可及的に維持するため、被害文化財の所有者及び管理者個々に、対策について指導を行う。

第 25 節　農林水産業対策

活　動　概　要	本部事務局
農業用施設及び農作物に対する応急措置	対策部
家畜、家禽等に対する応急措置	
林業に対する措置	
水産物及び水産施設	
【資料一覧】	

1　農地及び農業用施設に対する措置

町は、土地改良区及び農業協同組合等農業団体の協力を得て、津波浸水、河川決壊等により、冠水した農地の排水作業、排水ポンプ所等排水施設の保全、ため池等の警戒及び応急措置並びに用排水路の取水樋門立切の操作等の応急措置を行うものとする。

なお状況によっては移動用ポンプの貸与、応急工事実施のための資器材の確保等に努め、その万全を期する。

2　農作物に対する措置

災害発生後、すみやかに農業団体の協力を得て状況を把握し、直ちに実態に即した作物別の技術対策をたて、広報活動、団体指導及び必要に応じ個別指導を行う。

また、種苗、資材のあっせん、融資等の処置を講じる。

⑴　農作物の病害虫発生予防措置
⑵　病害虫発生予防等用薬剤の円滑な供給
⑶　応急対策用農業用資機材の円滑な供給
⑶　農作物の生育段階に対応する生産管理技術指導
⑸　種苗の供給体制の確保

3　家畜、家禽等に対する応急措置

町は、農業及び畜産関係諸団体の協力の基に被災地の家畜、家禽の処置及び飼養管理について現地指導を行うとともに、防疫、飼料対策本部を設置し、飼料の確保及び患畜被害調査、防疫指導並びに汚染地域の消毒等、防疫の万全を期す。

また、緊急を要する飼料等については、状況により他市町村又は県に対して放出及びあっせんを依頼する。

⑴　死亡家畜の円滑な処分及び廃用家畜の緊急と殺処分
⑵　家畜伝染病発生及びまん延防止のための予防接種、畜舎消毒等
⑶　動物用医薬品及び器材の円滑な供給
⑷　家畜飼料及び飼養管理用資器材の円滑な供給

4　林業に対する措置

町は、森林所有者、苗木生産者に対し、被災樹木の処理及び病害虫の防除について、技術指導資金援助を行うとともに、山林種苗の供給等について県の協力を要請する。

また、町は県とともに林道治山施設等の安全管理、防災措置、被害箇所の早期復旧を行う。

5　水産物及び水産施設

町は、漁業協同組合等及び漁家に対し必要な場合は、県、酒田海上保安部、県警察及び消防機関と連携し、必要な措置を講ずる。

⑴　船舶燃料等の漏出防止、引火防止及び拡散防止措置並びに関係機関への協力要請
⑵　流失した船舶、漁具等の早期回収措置並びに関係機関への協力要請
⑶　津波による漂流物等の早期回収措置
⑷　漁業活動支援施設（給油、給水、保管活動）の応急修繕
⑸　応急対策用資機材の円滑な供給
⑹　水産物の廃棄処分

第 26 節　義援金品の受付、配分

活　動　概　要	本部事務局
義援金の受付、配分	対策部 義援金配分委員会
義援物資の受付、配分	対策部
【資料一覧】	

１　義援金の受付

出納係が受付けて寄託者に領収書を交付するとともに、会計管理者名義の預金口座に預け入れるものとする。

２　義援金の募集

災害の状況によっては義援金の募集を行うものとし、募集にあたっては、新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に協力を求め、義援金の受入窓口となる振込金融機関口座を公表するとともに、立看板、ポスターの掲示及び各種団体関係機関を通じ広く呼びかける。

３　義援金の配分

義援金の配分については、原則として義援金配分委員会（委員：副町長、教育長、総務課長、健康福祉課長、教育課長、会計管理者）を設置し、配分率及び配分方法を決定し、り災者に対する適正かつ円滑な配分を行うものとする。

ただし､災害が広域に及ぶ場合には､県や日赤等が共同で義援金募集委員会を設置し、配分基準の一元化を図ることがあるため（例：阪神・淡路大震災)、義援金の配分については、県と協議し調整する必要がある。

４　義援物資の基本方針

⑴　個人の義援物資は、原則として受け付けない。

なお、個人については、原則として義援金のみとする。

⑵　まとまった単位で送付される被災地外の行政機関、企業、グループ等からの義援物資については受理する。

この場合、可能ならば、義援物資のメニュー、数量のリストを事前に提出してもらい、これをもとに、備蓄物資や救援物資との調整を図りながら、計画的に物資調達を進める。

⑶　上記については、企画係が発災直後から報道機関の協力やホームページ等を通じて広く周知、徹底を図る。

５　義援物資の受付

町が受付けて寄託者に受領書を交付するとともに、これを保管する。

６　義援物資の募集

被災者の救援のため必要と認める場合には、４義援物資の基本方針に基づき、義援金の募集方法に準じて実施する。

７　義援物資の配分

義援物資については、被害状況等を勘案し、町の責任において適宜配分する。

第 27 節　災害警備

活　動　概　要	関係機関等
災害警備の実施 　酒田警察署 　酒田海上保安部	遊　佐　町 酒田警察署 酒田海上保安部
災害警備体制及び警備実施組織	酒田警察署 酒田海上保安部
酒田警察署、酒田海上保安部との応援協力	遊　佐　町 関係機関
【資料一覧】 　資料１　関係警察機関一覧表	

１　災害警備の実施

災害時における住民の生命・身体及び財産の保護及び治安の維持等を図るため、町及び酒田警察署並びに酒田海上保安部が緊密な連絡のもとに災害警備を実施する。

２　酒田警察署

⑴　被災情報の収集伝達
⑵　被災者の救出及び救護
⑶　被災者等の避難誘導
⑷　行方不明者の捜索及び死者の検視
⑸　災害危険箇所の警戒
⑹　被災地域及び避難場所における犯罪の予防及び取締り
⑺　被災地域における交通規制及び緊急交通路の確保
⑻　被災地域における広報活動
⑼　警察通信の確保と応急対策
⑽　防災関係機関との相互協力

３　酒田海上保安部

⑴　要員の確保
⑵　対策の検討
⑶　情報の収集及び通報
⑷　通信の強化
⑸　巡視船艇の即応体制
⑹　施設、資機材等の点検整備
⑺　航行情報、港長告示等の周知
⑻　関係機関及び民間団体との協力
⑼　広報の強化
⑽　津波警報、その他災害に関する警報の伝達
⑾　航行規制及び避難勧告
⑿　海難救助、行方不明者の捜索
⒀　流出油の防除、油火災の防止及び消火
⒁　航路障害物の除去
⒂　治安の維持
⒃　人員及び物資の緊急輸送
⒄　死体の見分及び検視
⒅　被害状況等の調査

４　災害警備体制及び警備実施組織

災害に対処する警備体制及び警備実施組織は、酒田警察署及び酒田海上保安部の計画による。

５　酒田警察署、酒田海上保安部との応援協力

町及び関係機関は、酒田警察署及び酒田海上保安部の実施する警備活動に対して積極的に協力する。

【資料１】　　関係警察機関一覧表

名　　称	住　　所	電話番号
酒田警察署	酒田市上安町１－１－１	23-0110
遊佐交番	遊佐町遊佐字舞鶴 206	72-3322
蕨岡駐在所	〃　豊岡字下和田 33-１	72-2404
西遊佐駐在所	〃　藤崎字一ノ坪 11-３	76-2303
高瀬駐在所	〃　北目字楯ノ内 23	72-2343
吹浦駐在所	〃　吹浦字赤坂 62	77-2510

名　　称	住　　所	電話番号
酒田海上保安部	酒田市船場町２－５-43	22-1830

第 28 節　通信、電力、ガスの応急復旧等

活　動　概　要	関係機関等
通信施設の応急復旧	東日本電信電話㈱山形支店
電力施設の応急復旧	東北電力㈱酒田営業所
ガスの緊急確保	遊　佐　町 町内プロパンガス業者
【資料一覧】	

１　通信施設の応急復旧

災害の状況、電気通信設備等の被害の状況に応じ復旧するものとし、工事は次の順位とする。

⑴　復旧順位１の機関に設置された回線

気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送・通信の確保に直接関係がある機関、電力の供給確保に直接関係がある機関

⑵　復旧順位２の機関に設置された回線

ガス及び水道の供給の確保に直接関係がある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、国または地方公共団体の機関、新聞社・放送事業者及び通信社の機関に設置されるもの。

２　電力施設の応急復旧

災害が発生した場合、東北電力㈱酒田営業所は、被災施設・設備等に対する状況を速やかに調査把握し、非常災害対策実施要綱に基づき応急工事を実施し、電力供給確保に努める。また、必要に応じて災対本部に連絡員を派遣し、被災情報や応急対策実施状況等に関する情報の交換を行う。

なお、通信施設の応急復旧活動と同じく、災害救助活動に直接関係する箇所から速やかに復旧する。

また、停電による社会不安の除去、公衆感電事故及び電気火災防止のため、電力施設被害状況及び復旧状況について､テレビ･ラジオや新聞等の媒体により広報活動を行う。

３　ガスの緊急確保

液化石油ガス販売事業者・認定保安機関は、充填施設及び販売施設（容器置場）並びに消費者の供給設備及び消費設備を巡回して、ガス漏洩検知器等による調査・点検を行い、被害状況の把握に努める。

また、災害が発生した場合は、消防機関、県警察及び各総合支庁へ直ちに通報するとともに、必要に応じて付近の住民に避難するように警告する。

町は、ガスの供給が困難になった場合には、避難場所の炊飯施設及び小・中学校の給食用ガスを確保するため、遊佐町のプロパンガス業者に対して優先的にガスを供給するように要請する。

第 29 節　災害救助法の適用申請と運用

活　動　概　要	本部事務局
基本方針	
災害救助法適用に関係する住家被害等の情報収集と申請要否判断 災害救助法適用に関係する住家被害等の情報収集 災害救助法適用申請要否の判断 （適用条件を満たすと判断される場合→３へ） （適用条件を満たさない場合　　→４へ）	統括部
災害救助法適用申請と運用 県への報告 災害救助法にもとづく救助の種類 り災者台帳の作成及びり災証明書の発行等	統括部 対策部
災害救助法による救助の対象とならない場合の措置	
【資料一覧】 資料１　災害救助法の適用基準 資料２　滅失住宅の判定基準 資料３　災害救助法による救助の程度・方法及び期間 -早見表-	

１　基本方針

災害救助法は、行政機関（実質的には、多くの場合市町村）のり災者に対する救援活動・措置を主に費用面で援助するためのものである。そのため、初動対応期の人命安全確保活動に見通しがたった段階（可能ならば、人命安全確保活動と並行して）では、災害救助法の適用に必要な住家被害等の把握、適用申請を急ぐ必要がある。その結果、適用決定が早まれば、市町村は、それだけ早い段階から費用面の心配をすることなく、り災者の救援に全力であたることができる。

２　災害救助法適用に関係する住家被害等の情報収集

以下により、住家被害等の情報を収集する。

⑴　救援期初期において把握した住家被害を用いる。
　これが本来の方法である。

⑵　初動対応期において、把握した倒壊家屋件数をもとに推定する。
　「全壊家屋件数＝倒壊家屋件数×２～３」の関係を用いて推定する方法
　あくまでも暫定的な方法であるが、⑴のデータよりは、きわめて早い段階で把握できる。

３　災害救助法適用申請要否の判断

資料１の災害救助法適用基準と照合して、申請の要否を判断する。
（適用条件を満たすと判断される場合　→　３へ）
（適用条件を満たさない場合　　→　４へ）

４　県への報告

遊佐町における被害が資料１の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、町長は直ちに県災害救助法施行細則第１条に基づき、被害状況を庄内総合支庁を経由し知事に報告する。

また、災害の事態が緊迫し、知事による救助の実施を待つことができない場合は、災害救助法の規定による救助に着手する。

→　【資料１】　災害救助法適用基準

５　災害救助法に基づく救助の種類

⑴　実施責任者

知　事（応急仮設住宅の供与）

町　長（応急仮設住宅の供与を除く救助、これらの救助に係る職権は知事から事前に町長に委任されている）

⑵　救助の種類

災害救助法による救助の種類は、以下のとおりである（災害救助法第 23 条）。

ア　収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与

イ　炊き出し、その他による食品の給与及び飲料水の供給

ウ　被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与

エ　医療及び助産

オ　災害にかかったものの救出

カ　災害にかかった住宅の応急修理

キ　生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

（注）この制度は現在事実上機能を停止している。

ク　学用品の給与

ケ　埋葬

コ　遺体の捜索及び処理

サ　障害物の除去

以上のもののほか、命令で定めるもの。

６　罹災者台帳の作成及び罹災証明書の発行等

災害が発生し、救助を必要と認める被害を受けた者があるときは、罹災者台帳を整備し、必要があるときは罹災証明書を発行する。

また、常に地域住民の実態を把握し、災害時における救助の円滑と適正を図るため住民調査を実施する。

⑴　罹災者台帳の作成及び罹災証明書の発行

ア　罹災者台帳の作成

町長は、法による救助を必要と認める災害により、罹災した者があるときは、その被害状況を調査のうえ、罹災者台帳を整備し、これに登録する。

→　様式編　様式-６　「罹災者台帳」

イ　罹災証明書の発行

住民係長は、災害による罹災証明書の発行の必要があるときは、次の要領によるものとする。

(ｱ) 被害状況が確認できないときは、とりあえず本人の申告により仮り災証明書を発行する。

(ｲ) 罹災者の被害状況の調査確認を終了したときは、仮罹災証明書を発行したものについては、罹災証明書に切り替えて発行する。

→　様式編　様式-８　「罹災証明書」

ウ　災害対策住民調査の実施

非常災害時（風水害、大地震、大火災等）に備え、常に地域住民の実態を把握し、罹災証明書の適正な発行及び救助物資等の適正な配分並びに事故の円滑を図るため毎年、住民調査を実施する。

⑵　応急救助の実施状況等の報告

災害救助法を適用し応急救助を実施した場合は、その実施状況等を次により報告する。

ア　救助実施記録日計票の作成等

各課等及び係は、救助実施記録日計票（以下「日計票」という。）を作成する。

なお、日計票の作成、取りまとめ等の事務処理については、それぞれの実情にあった方法を採用し、適宜運用して差し支えないものとする。

イ　救助実施状況等

各課等及び係は、災害救助法が適用された日から救助が完了するまでの間、毎日救助の実施状況を総務係に報告する。

なお、この報告は、前記の事項をできる限りの範囲内で掌握し、電話等の方法により、その結果を県に報告する。

→　【資料】　災害救助法による救助の程度・方法及び期間 -早見表-

7　災害救助法による救助の対象とならない場合の措置

災害救助法による救助の対象とならない小災害の場合においても､罹災の状況により、町長の責任において救助を実施する。

その場合の救助の内容は、５災害救助法に基づく救助の種類の(2)に準ずる。

また、罹災者台帳等については、応急救助を実施した場合は、６罹災者台帳の作成及び罹災証明書の発行等の(2)応急救助の実施状況等の報告に示すア､イに準じて報告するものとする。

【資料１】　災害救助法適用基準

災害救助法による救助は、非常災害により住家が全壊、全焼、埋没、流失、半壊、半焼、床上浸水又は土砂の堆積等により、一時的に居住することができない場合において、その被害が次の各号のいずれかに該当し、かつ現に応急的な救助をするときに行う。

ア　町域内の被害世帯数が、50 世帯以上に達したとき。

（注１）被害世帯の運用基準は、全壊、全焼、流出を１世帯とし、半壊（焼）のときは２世帯、床上浸水のときは３世帯をもって、住家の滅失した１の世帯とみなす。　→　【資料２】滅失住宅の判定基準

イ　被害が相当広範な地帯にわたり、県内の被害世帯数が 1,500 世帯以上あって、その市町村の人口に応じ、前号の被害世帯数の２分の１（25 世帯）に達したとき。

ウ　被害が広範な地帯にわたり、県内の被害世帯数が 7,000 世帯以上あって、町の被害状況が特に救助を要する状態にあるとき。

エ　町の被害が次のいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき。

(ｱ) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかったものの救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、多数の世帯の住家が滅したとき。

(ｲ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

(ｳ) 時間的に同時に又は相接近して二以上の災害が発生し、それぞれの被害世帯数が第１号に規定する被害世帯数に達しないが、合算すればこれに達するとき。

(ｴ) 当該災害前に前各号に該当する被害を受け、その救助がまだ完了していないとき。

(ｵ) その他被害状況が(ｱ)から(ｴ)までに準ずる場合で救助の状態にあるとき。

【資料２】　滅失住宅の判定基準

全　壊 全流出	1　建物の全部が倒壊又は流出して原形を止めないもの。 2　建物の垂直材の全部又は一部が水平状態となり、かつ屋根又はその一部が地上にも落ちたもの。 3　建物の傾斜が著しく、柱、梁及び小屋組等の軸組部材が折損し、又はその仕口、継手がはずれたもので、傾斜直し及び歪み直し、又は補強を行った程度では復旧できないもの。 4　屋根が吹き飛ばされ又は土壁若しくは壁材料の大半が剥落し、又は再使用できずかつ建物の傾斜が著しく復旧が困難であるもの。

全　焼	1　主要構造部材のほとんど全部が焼失したもの。 2　屋根及び小屋組が焼け落ち他の主要構造部も相当損傷したもの。 3　屋根及び小屋組が焼け落ちないで残っているが、小屋組部材のほとんど全部及びその他の軸組の一部を取替えなければならないもの。

第３章　災害復旧・復興計画

第１節　災害町民相談

活　動　概　要	本部事務局
相談所の開設	統括部 対策部
相談体制の充実	

１　相談所の開設

⑴　住民の抱える商工、農業、民生、諸金融、住宅建築等復旧・復興上の諸問題に対応するため、関係機関と協力し相談所を開設する。

ア　生活相談：各種見舞金、災害援護資金・福祉資金等、生活保護、要配慮者への対応、租税の特例措置及び公共料金等の特例措置等

イ　職業相談：雇用全般にわたる相談

ウ　金融相談：各種農林漁業資金及び商工業資金の利用

エ　住宅相談：住宅の安全診断、住宅の補修、住宅関係資金、公営住宅及び応急仮設住宅

⑵　相談所は原則として避難所単位、地区単位に開設する。
これが困難な場合は、巡回相談を実施する。

２　相談体制の充実

⑴　相談内容に的確に対応するために、国及び県の担当部局と連携し、専門家（弁護士、金融機関などの民間の専門家も含む）の派遣を要請する。

⑵　総合相談所の開設

状況により、多岐にわたる相談内容を有した被災者が各関係機関に足を運ばなくてすむように、全ての相談と事務処理が１か所で可能な形の「総合相談所」を開設する。

第２節　公共施設の災害復旧

活　動　概　要	本部事務局
基本方針	統括部 対策部
災害復旧事業計画	
激甚災害指定の推進	
災害指定の早期実施等	
復旧技術員の確保	
資金計画	

１　基本方針

災害により、被害をこうむった公共施設の復旧は、第２章「災害応急対策計画」に基づく応急対策を講じた後、災害復旧事業の実施責任者において、各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の防止のため必要な施設の新設、改良に関する事業を取り入れた計画を樹立して、早期に復旧事業が完了するよう努めるものとする。

２　災害復旧事業計画

公共施設の災害復旧計画は、概ね次の計画とする。

⑴　公共土木施設災害復旧事業計画
　ア　河川災害復旧事業計画
　イ　海岸災害復旧事業計画
　ウ　砂防設備災害復旧事業計画
　エ　林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
　オ　地すべり防止施設災害復旧事業計画
　カ　急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
　キ　道路災害復旧事業計画
　ク　港湾災害復旧事業計画
　ケ　漁港災害復旧事業計画
　コ　下水道災害復旧事業計画
⑵　河川等災害関連事業計画
⑶　農林水産業施設災害復旧事業計画
⑷　公立学校施設災害復旧事業計画
⑸　上水道災害復旧事業計画
⑹　社会福祉施設等災害復旧事業計画
⑺　公立医療施設災害復旧事業計画
⑻　都市災害復旧事業計画
⑼　公営住宅災害復旧事業計画
⑽　その他の災害復旧事業計画

３　激甚災害指定の推進

著しく激甚である災害が発生した場合には、町は被害の状況を速やかに調査、把握し、早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の規定による激甚災害の指定が受けられるように措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

４　災害指定の早期実施等

災害が発生した場合には、町は速やかに公共施設の災害の実態を調査し、災害査定の実施及び復旧事業が迅速に実施されるよう努めるものとする。

５　復旧技術員の確保

被災施設の測量、設計書の作成、その他の事務を処理するための人員に不足を生じたときは、町は、被災を免れた他の市町村又は県から関係職員の派遣を求めて、これに対処する。

６　資金計画

町は、災害応急対策及び災害復旧事業の実施に必要な経費を調査し、全体の資金量を把握するとともに、各種災害復旧事業制度、地方債制度及び地方交付税制度等を踏まえ、全体の資金計画を策定する。

また、各種災害復旧事業制度及び地方財政措置制度等に基づく必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて、短期資金の確保を行う。

第３節　災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金

活　動　概　要	本部事務局
災害時における公庫等よりの融資	統括部 対策部

１　災害時における公庫等よりの融資

⑴　資金の種別及び内容

災害時に県、公庫等より融資される資金の種別は、災害規模等によって異なるが、概ね次のとおりである。

ア　民生関係資金

(ｱ) 被災者生活再建支援金
(ｲ) 災害援護資金貸付
(ｳ) 母子寡婦福祉資金（事業開始資金、事業継続資金、住宅資金）
(ｴ) り災した生活困窮者に対する事業資金等
・更生資金
・遺族国債担保貸付金
・恩給担保貸付金
・引揚者国庫債券担保貸付

イ　商工業関係資金

(ｱ) 山形県商工業振興資金（災害対策資金）
(ｲ) 日本政策金融公庫（国民生活事業、中小企業事業）の融資
(ｳ) 商工組合中央金庫の融資
(ｴ) 小規模企業者等設備導入資金及び中小企業高度化資金
(ｵ) 信用保証協会による融資保証
(ｶ) 災害融資特別県費預託

ウ　農林水産業関係の融資

(ｱ) 農業基盤整備資金
(ｲ) 農林漁業施設資金（共同利用施設、主務大臣指定施設）
(ｳ) 農林漁業セーフテーネット資金（災害資金）
(ｴ) 天災融資法による災害経営資金及び災害事業資金
(ｵ) 山形県農林漁業天災対策資金
(ｶ) 林業基盤整備資金
(ｷ) 漁業基盤整備資金
(ｸ) 漁船資金
(ｹ) 漁業経営安定資金

エ　住宅資金の融資

(ｱ) 被災者生活再建支援制度
(ｲ) 住宅宅金融支援機構資金（災害復興住宅資金)の貸付
(ｳ) 生活福祉資金（福祉資金福祉費）貸付
(ｴ) 母子寡婦福祉資金（住宅資金）貸付
(ｵ) 災害復興住宅融資（建設）
(ｶ) 災害復興住宅融資（新築購入、リ・ユース購入）
(ｷ) 災害復興住宅融資（補修）
(ｸ) 地すべり関連住宅資金
(ｹ) 宅地防災工事資金融資

⑵　資金選定の指導

財政係長は、直ちに被災現地に相談所を設置し、被災者に対しては、各資金の貸付条件その他を充分に説明するとともに、次により最も適した資金の融通及び指導に当るものとする。

ア　借入希望者の平常時における金融機関、系統機関の利用、あるいは災害時における民間融資との関係等を考慮し指導のこと。

イ　災害の程度、種別によって設定される資金の種別、あるいは貸付の条件が異なるので、その災害について適用される資金種別、融資条件等を適格に把握し指導すること。

ウ　貸付条件にこだわりすぎて、その効果が減少しないように指導すること。

　たとえば､融資期又はその決定が遅いもので､借入希望時期に間に合わない資金、あるいは資金の条件が低利長期融資等好条件であっても資金枠が少ないため、競争率が高く否定されるおそれの多い資金等は、これらの条件も十分考慮して指導すること。

エ　借入希望者の実情に即したあっせん指導を行うこと。

　たとえば少額資金の希望であり、条件がよいからといって一般中小企業者に民生関係資金を斡旋するようなことはしないこと。

第４節　災害弔慰金、見舞金、援護資金等の支給

活　動　概　要	本部事務局
基本方針	対策部 義援金配分委員会
災害弔慰金の支給	
災害障害見舞金の支給	
災害援護資金の貸付	
被災者生活再建支援金	

１ 基本方針

地震等の災害により、町民が死亡した場合、町は、条例（災害弔慰金の支給等に関する条例）の定めるところにより遺族に対して災害弔慰金を、身体又は精神に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

また、世帯主の負傷及び住居・家財に損害を受けた世帯に対し、生活の立て直しに資するため災害救護資金等を貸し付ける。

２ 災害弔慰金の支給

地震等の災害により死亡した遺族に対して弔慰のため支給

支給額	ア　生計維持者が死亡した場合　　500 万円 イ　その他の者が死亡した場合　　250 万円
遺族の範囲	配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹 （災害弔慰金の支給等に関する条例第４条）

３　災害障害見舞金の支給

地震等の災害により負傷し、又は疾病にかかり精神又は身体の障害を受けた住民に対し、災害障害見舞金の支給を行う。

支給額	ア　生計維持者の場合　　250 万円 イ　その他の者の場合　　125 万円
対象となる障害の程度	ア　両眼が失明した者 イ　そしゃく及び言語の機能を廃した者 ウ　神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者 エ　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者 オ　両上肢をひじ関節以上で失った者 カ　両上肢の用を全廃した者 キ　両下肢をひざ関節以上で失った者 ク　両下肢の用を全廃した者 ケ　精神又は身体の障がいが重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各号と同程度以上と認められる者

４　災害援護資金の貸付

地震等の災害により、世帯主の負傷及び住居・家財に損害の立て直しに資するため災害援護資金を貸し付ける。

貸付対象	地震等の自然災害により、家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限る。 １人　　220 万円 ２人　　430 万円 ３人　　620 万円 ４人　　730 万円 ５人以上　730万円に世帯人員が１人増すごとに30万円を加算した額 ただし、その世帯の住居が滅失した場合は　1,270 万円
貸付金額	対象被害及び限度 ⑴　世帯主が負傷した世帯 ア　家財、住居の損害なし　150 万円 イ　家財の損害あり　250 万円 ウ　住居が半壊　270 万円 エ　住居が全壊　350 万円 ⑵　世帯主が負傷しない世帯 ア　家財の損害あり　150 万円 イ　住居が半壊　170 万円 ウ　住居が全壊　250 万円 エ　住居が滅失・流出　350 万円 ⑶　住居が半壊、全壊の被害を受け、住居を立て直す場合にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合 ア　世帯主が負傷し、住居が半壊した世帯　350 万円 イ　世帯主の負傷がなく (ｱ) 住居が半壊の世帯　250 万円 (ｲ) 住居が全壊の世帯　350 万円 （注）ア　世帯主の負傷全治１か月以上の要療養負傷 イ　家財の損害 その家財の価格のおおむね１／３以上の損害
貸付条件	⑴　据置期間　３年（特別５年） ⑵　償還期間　据置期間経過後　10 年 ⑶　償還方法　年賦又は半年賦 ⑷　貸付利率　年　３％　（据置期間は無利子）

５　被災者生活再建支援金

一定規模以上の自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立した生活を再建することが困難なものに対し、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、自立した生活の開始を支援する目的から被災者生活再建支援金を支給する。

<table>
<tr><th>対象となる災害</th><th>根拠法令等</th><th>支給対象者</th><th>支給限度額</th><th>窓　口</th></tr>
<tr>
<td>ア　災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号に該当する被害が発生した市町村
イ　10 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村
ウ　100 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県
エ　上記ア又はイの市町村を含む都道府県で、５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口 10 万人未満の市町村
オ　上記ア～ウの区域に隣接し、５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口 10 万人未満の市町村
カ　上記ア若しくはイの市町村を含む都道府県又は上記ウの都道府県が２以上ある場合に、５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口 10 万人未満の市町村及び２世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口５万人未満の市町村</td>
<td>ア　根拠法令
被災者生活再建支援法
イ　実施主体
山形県
（被災者生活再建支援法人に支援金支給に関する事務を委託）
ウ　経費負担
被災者生活再建支援法人　1/2
国　1/2</td>
<td>ア　住宅が全壊した世帯
イ　住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
ウ　災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯</td>
<td>支給額は、基礎支援金（住宅の被害に応じて支給する支援金）と加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給する支援金）の合計額となる。（ただし、世帯人数が１人の場合は、各該当欄の金額の４分の３の額となる。）

ア　基礎支援金
<table>
<tr><th>被害程度</th><th>支給額</th></tr>
<tr><td>全　　壊</td><td>100 万円</td></tr>
<tr><td>解　　体</td><td>100 万円</td></tr>
<tr><td>長期避難</td><td>100 万円</td></tr>
<tr><td>大規模半壊</td><td>50 万円</td></tr>
</table>

イ　加算支援金
<table>
<tr><th>再建方法</th><th>支給額</th></tr>
<tr><td>建設・購入</td><td>200 万円</td></tr>
<tr><td>補　　修</td><td>100 万円</td></tr>
<tr><td>賃借(公営住宅以外)</td><td>50 万円</td></tr>
</table>
※　一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で 200（又は 100）万円となる。</td>
<td>町民課</td>
</tr>
</table>

第５節　町税等の納税又は納付の緩和措置

活　動　概　要	本部事務局
納税期限の延長	対策部
徴収猶予	
滞納処分の執行の停止等	
減免	

１　納税又は納付の期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は町税を納付若しくは納入できないと認めるときは、次の方法により当該期限を延長する。

⑴　災害が広域にわたる場合は、町長が職権により適用の地域及び期限の延長日を指定する。

⑵　その他の場合、被災納税義務者等による申請があったときは、災害が治まったあと２か月以内に限り、町長が納税又は納付の期限を延長する。

２　徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税又は納付の義務者が町税等を一時に納付又は納入できないと認められる時は、その者の申請に基づき１年以内において徴収を猶予する。

なお、やむえない理由があると認められたときは、更に１年以内の延長を行う。

３　滞納処分の執行の停止等

災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予及び滞納金の減免等適切な措置を講じる。

４　減免

被災した納税義務者に対し、該当する各種目について次により減免を行う。

減免に該当する項目

税目等	減免の内容
個人の町民税 （個人の県民税を含む）	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
固定資産税・都市計画税 月光川水害予防組合費	災害により著しく価値を減じた固定資産税等について減免を行う。
国民健康保険税 介護保険料・後期高齢者医療保険料	被災した納税又は納付の義務者の状況に応じて減免を行う。
軽自動車税	
特別土地保有税	災害により、区画又は形質が変化し、著しく価値を減じた土地については、被災の程度に応じて減免を行う。

第６節　災害復興の基本方針

活　動　概　要	本部事務局
復興対策組織の体制の整備	統括部 対策部
復興基本方針の決定	
復興計画の策定	
復興事業の実施	
住民合意の形成	

１　復興対策組織の体制の整備

町は、被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制へ円滑に移行ができるよう必要に応じ、都市計画部門、企画部門等を含めた復興本部等の総合的な組織体制を整備する。その際、復興対策の円滑な実施を期すため、町内部だけでなく外部の有識者や専門家及び住民を含めた復興計画策定のための検討組織を併せて設置する。

また、復興対策の遂行にあたり必要な場合は、他の市町村、県、国及び関係機関等に職員の派遣を要請する等の協力を得る。

２　復興基本方針の決定

町は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定める。

３　復興計画の策定

町は、再度災害防止と快適な都市環境を目指し、総合計画や他の個別計画等との調整を図りながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した復興計画を作成する。復興計画のうち、幹線道路や公園などの都市施設や土地区画整理事業等の計画については、事業着手までの間、建築規制等についての住民協力を得るため、都市計画決定を行う。

４　復興事業の実施

⑴　土地区画整理事業等の推進による防災まちづくり

町は、土地区画整理事業等の推進により、住宅地、業務地等の民有地の整備改善と、道路、公園、河川等の公共施設の整備に総合的・一体的に取組む。

また、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用し、市街地において、土地区画整理事業等による計画的な整備改善、市街地の復興に必要な住宅の供給について必要な措置を講じる。

⑵　防災性向上のための公共施設の整備等

町は、関係機関と連携し、防災性向上のため医療、福祉、行政及び備蓄等の機能を有する公共・公益施設を集中的に整備し、災害時における防災の拠点となる「防災安全街区」の整備についても留意する。

ア　緊急物資の輸送路、避難路、延焼遮断空間及び防災活動拠点等の機能を持つ道路、都市公園、河川及び漁港等の骨格的な都市基盤施設の整備

イ　建築物及び公共施設の耐震・不燃化

５　住民合意の形成

復興対策を円滑に実施するためには、地域住民の合意形成を図ることが重要であり、町は住民に対して、新たなまちづくりの展望や計画作成までの手続き、スケジュール等の情報を提供し、その参加と協力を得て復興計画を策定し、各種の復興施策を推進していく。

第３編　津波災害対策計画

第１章　災害予防計画

第１節　災害予防計画の基本方針

防災ビジョンを受けて、災害予防計画においては、以下の方針を基本とする。

１　災害予防対策の重点の置き方

⑴　人命損失防止対策の重点的推進

津波災害時には、種々の人命損失危険が存在する。

このような人命損失を除去・軽減するための災害予防対策を重視する。

とりわけ、津波警報等の発表の際の、緊急退避行動が全ての住民により行われるよう避難対策を重視する。

⑵　重度の生活障害防止対策の推進

激甚な津波災害では、重度の生活障害が広範囲に発生する。

それを除去・軽減するための災害予防対策を推進する。

⑶　その他の重要対策の推進

⑴、⑵の対策を効果的に進めるためには、以下のア、イの対策に併せて取り組む必要がある。（なお、⑴、⑵の中に既に含まれているものもある）

ア　防災基幹施設の防災対策

過去の大規模津波では、役所、避難所、病院、警察署、消防署、消防水利、道路など防災上重要な施設が大きな被害を受け、防災活動に大きな支障を来したことに配慮し、防災基幹施設の防災対策を重視する。

イ　人的資源の発掘・活性化対策

過去の大規模津波では、行政機関だけでは大規模災害には対応できないことを改めて明らかにした。

そのため、行政機関における防災力の活性化はもちろんであるが、行政機関以外の人的資源（住民、事業所、各種ネットワークなど）の発掘・活性化を重視する。

なお、この場合、⑴（人命損失防止対策）に関係する人的資源の発掘・活性化対策を特に重視する。

２　安全・安心なまちづくりのための土地利用基本方針

県は、平成 23 年度、「山形県津波災害対策基礎調査」結果から考えられうる最大規模の地震（マグニチュード 8.5）を前提とした津波シミュレーションによる津波浸水域予測図の修正を行っており、本町においては、公共施設等の配置、新たな住宅立地等については、この想定を考慮した土地利用を図る。

各課は、この方針に留意して対策を進めなければならない。

第２節　各課等の災害予防事務

第２編「震災対策計画」第１章「災害予防計画」第２節「各課等の災害予防事務」を準用する。

第３節　防災知識の普及計画

第２編「震災対策計画」第１章「災害予防計画」第３節「防災知識の普及計画」を準用する。なお、津波対策として以下を併せて実施する。

１　津波ハザードマップの整備

町は、県が作成する津波浸水想定図等に基づき、津波によって浸水が予想される地域を事前に把握のうえ、当該津波浸水想定を踏まえて避難場所、避難所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対しその内容をしっかりと伝える制度・仕組みの構築を図る。

２　住民に対する防災知識の普及

⑴　分かりやすい防災情報等の発信

津波による人的被害を軽減する方策は、一般住民の避難行動が基本となることを踏まえ、町及び県は、津波警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、津波防災知識の普及・啓発活動を一般住民に対して行うものとする。

また、一般住民の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

⑵　啓発内容

ア 避難行動に関する知識

(ｱ) 我が国の沿岸は、どこでも津波が来襲する可能性があり、強い地震（震度４程度）を感じた時又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること。

(ｲ) 避難に当たっては、徒歩によることを原則とすること。

(ｳ) 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと。

イ 津波の特性に関する情報

(ｱ) 日本海東縁部で発生する地震は、沿岸に近い場所を震源とすると考えられており、地震により津波が発生した場合は、地震による揺れを感じてから、短時間で津波が来襲する可能性があること。

(ｲ) 津波の第一波は、引き波だけでなく押し波から始まることもあること。

(ｳ) 第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性あり、また、場合によっては、数時間から一日以上にわたり継続する可能性があること。

(ｴ) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性があること。

ウ 津波に関する想定・予測の不確実性

(ｱ) 地震や津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること。

(ｲ) 地震発生直後に発表される津波警報等の精度には、一定の限界があること。

(ｳ) 避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ること。

⑶　日常生活の中の啓発

町及び県は、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置などを、町の至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取り組みに

努める。

なお、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の津波災害の実績を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海抜なのか、浸水高なのかなどについて、住民等に分かりやすく示すよう留意する。

第４節　地域防災力強化計画

第２編「震災対策計画」第１章「災害予防計画」第４節「地域防災力強化計画」を準用する。

第５節　ボランティア受け入れ体制整備計画

第２編「震災対策計画」第１章「災害予防計画」第５節「ボランティア受け入れ体制整備計画」を準用する。

第６節　防災訓練

第２編「震災対策計画」第１章「災害予防計画」第６節「防災訓練」を準用する。
なお、津波対策として以下を併せて実施する。

１　総合的な津波防災訓練の実施

町及び県、防災関係機関は、津波発生時の被害を軽減するため、迅速かつ的確に津波に対する防災活動が行えるよう相互に協力して津波警報、避難指示等の情報伝達訓練、津波避難訓練等の津波防災訓練を以下の点に留意して、避難対象地域の関係機関、自主防災組織等を含め、継続的かつ定期的に実施する。

特に、津波からの避難は、個人による自主的な行動が重要となることから、その啓発を重視して取組む。

⑴　自主防災組織等をはじめとする地域住民の参加に重点を置くとともに、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めること。

⑵　津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、最大クラスの津波やその到達時間及びハザードマップを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めること。

また、訓練においては津波の情報伝達、住民避難訓練等の訓練を実施するものとし、津波情報伝達訓練には、県の参加を求めること。

⑶　津波災害危険を重視した「率先避難・避難の呼びかけ訓練」

津波災害では、迅速な避難の成否が人命損失に大きく影響する。特に津波災害による人命損失の防止を目的とした「率先避難・避難の呼びかけ」を重視し、津波危険地域住民の参加はもとより、町、漁業協同組合、海の家、監視員、旅館・民宿などの関係者の参加を得た実践的な訓練を実施する。

⑷　無線通信訓練、自衛隊派遣要請訓練等を実施する場合には、県の参加を求めること。

⑸　総合的な防災訓練を年一回以上開催するように努めること。

２　船舶等の津波防災訓練

町は酒田海上保安部、県及び関係機関に協力し、船舶及び海洋レジャー関係者等の避難活動が迅速かつ的確に行われるよう総合防災訓練等の実施に併せて船舶等の避難訓練を実施し、津波来襲時における船舶等の避難の時期及び避難方法等について周知啓発に努める。

第７節　避難体制整備計画

第２編「震災対策計画」第１章「災害予防計画」第７節「避難体制整備計画」を準用する。なお、津波対策として以下を併せて実施する。

１ 避難場所及び避難所の指定

町は避難所等を指定するにあたり、次の事項に留意する。

⑴　避難所等の指定

ア　県が平成28年３月に公表した津波シミュレーション結果による津波浸水想定図等を基に、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努める。

イ　どの地区の住民がどの場所に避難すべきか明確にするとともに、想定される津波高、浸水深を適切に考慮し、地域の実情を踏まえつつ、高齢者、乳幼児及び障がい者等の要配慮者でも、できるだけ短時間に徒歩での避難が可能となる程度の近傍に確保すること。

ウ　海水浴場等観光客の多い地域では、これらの観光客の収容も考慮して避難所等を整備すること。

⑵　津波避難ビルの指定

民間ビルを含めた津波避難ビル等の建築物を避難場所として指定する場合には、津波浸水想定に定める水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮し、さらに必要と認められる値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に避難場所が配置され、安全な構造である建築物について、管理協定の締結や指定をすることなどにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努める。

第８節　津波避難誘導計画

１　目的

沿岸部をかかえる遊佐町では、過去に津波による被害を数度にわたって受けており、沿岸部住民、海水浴客、釣り人、漁業関係者、港湾工事関係者等を津波被害から守る必要がある。そのため、このような津波災害からの人命損失防止対策を重点に、必要な体制・手段を整備する。

２ 対策

対策の種類	担　当　課
津波危険に関する啓発	総　務　課
避難指示(緊急)の発令	
避難指示(緊急)等の情報伝達体制の整備	
津波監視体制の整備	
避難場所等及び避難ビル、避難ルートの指定・整備	
津波避難計画の策定	

３　津波危険に関する啓発

天候・風向き・配備密度などを考慮した場合、現在町内に配備されている防災行政無線（同報系）では不感地帯が生じているので、これを解消するため屋外拡声子局装置を増設するなど計画的に施設整備を図る必要がある。このような状況のもとで、人命損失防止に高い効果を期待できる方法としては､｢全町民が津波危険に対する正しい知識と高い意識を有すること」が考えられる。

そのため、資料編資料-８「地区別にみた津波浸水危険」を基に、全町民を対象に以下の項目について繰り返し啓発を行う。

⑴　津波危険予想区域の周知

⑵　啓発手段等

啓発は、以下に例示する各種手段・機会を活用して実施する。

ア　学校、幼稚園、保育園での職員、生徒・児童・園児、保護者を対象とした啓発

イ　漁業関係者、海水浴場関係者を対象とした説明会

ウ　津波危険地域に立地する施設管理者を対象とした説明会

エ　津波危険地域の各町内会、自治会単位での説明会

オ　町広報誌

カ　防災訓練

⑶　啓発内容

避難行動に関する知識	ア 強い地震（震度４程度）を感じた時又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること。 イ 避難に当たっては、徒歩によることを原則とすること。 ウ 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと。

津波の特性に関する情報	ア 津波の第一波は引き波だけでなく、押し波から始まることもあること。 イ 第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から、一日以上にわたり継続する可能性があること。 ウ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる。いわゆる津波地震や遠地地震発生の可能性があること。
津波に関する想定・予測の不確実性	ア 地震や津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること。 イ 地震発生直後に発表される津波警報等の精度には、一定の限界があること 。 ウ 避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ること。

4 避難指示の発令

⑴ 避難指示発令判断基準の明確化

町は、地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた適切な避難指示ができるよう、あらかじめ避難指示の具体的な発令基準を設定し、発令判断、伝達を適切に実施するため、判断基準や伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。

なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝えるための体制の確保に努める。

【避難勧告等の基準】

次の基準により、防災行政無線（同報系）を自動起動し、海岸部、津波危険地域にサイレン吹鳴・広報を実施する。

警戒・避難指示	山形県震度情報ネットワークの震度計が震度４の地震を感知した場合､または全国瞬時警報システムにより津波注意報を受信した場合、サイレン吹鳴及び警戒・避難指示広報を行う。
避難指示	山形県震度情報ネットワークの震度計が震度５弱以上の地震を感知した場合、全国瞬時警報システムにより津波警報、大津波警報（特別警報）を受信した場合又は全国瞬時警報システムと連動して緊急地震速報（警報、特別警報）が発表された場合は、サイレン吹鳴及び避難指示広報を行う。

⑵ 津波危険に対する避難の勧告等の基準への習熟

地震災害を考慮した場合、海岸線を有する遊佐町においては、第２編「震災対策計画」第２章「災害応急対策計画」第８節「避難の勧告等及び避難所の開設等」の１避難の勧告等を実施する基準を習熟しておくことが重要である。

5 避難勧告等の情報伝達体制の整備

⑴ 情報伝達設備の整備

ア 現況

本町では、各地区に防災行政無線（同報系）装置が整備されており、非常時にはこれを通じて住民に情報を伝達することになっている。

津波危険地域については、女鹿、滝ノ浦、鳥崎、湯ノ田、横町、吹浦、西浜、道の駅鳥海、石淵、菅里、十里塚、青塚、白木に防災行政無線（同報系）が設置されている。津波注意報、津波警報、大津波警報が発令された場合、これらのサイレン、スピーカーにより情報が伝達されることになっている。

→　資料編　資料−８　地区別にみた津波浸水危険を参照

イ　計画

防災行政無線（同報系）の屋外拡声子局装置の増設により不感地帯の解消を図るとともに、遊佐町で震度４の地震が発生した場合には警戒・避難準備、震度５弱以上の地震が発生した場合は避難勧告の、防災行政無線（同報系）による自動広報体制を整備する。

また、これとは別に全国瞬時警報システムによる大津波警報、津波警報・注意報の自動広報体制を運用する。

⑵　多用な伝達体制の整備

ア　町は、津波警報、避難指示等が住民の迅速・的確な避難行動に結びつくよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討する。 その際、高齢者や障害者等の要配慮者や一時滞在者等に配慮する。

イ　町は、さまざまな環境下にある住民等及び職員に対して津波警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（Ｊ−ＡＬＥＲＴ）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、サイレン、半鐘及び広報車等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

ウ　伝達協力体制の整備

町は、沿岸部に職場がある漁業協同組合や事業者、多くの人出が予想される海水浴場の管理者及び自主防災組織等とあらかじめ津波警報等の伝達に関し協議を行い、これら関係者との協力体制を確立する。

６　津波監視体制の整備

⑴　津波警報の入手、避難指示

町は、震度４以上の地震を感じたとき、又は震度４未満の地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、全国瞬時警報システム、防災関係機関の情報及びテレビ・ラジオ等放送機関を通じて発表される津波警報等を入手し、津波による浸水が発生すると判断した場合は、速やかに海浜に居る者や海岸付近の住民等に避難のための立ち退きを指示する。

⑵　津波監視体制の整備

海岸地域および河口付近のパトロール等を迅速的確に行うため監視警戒体制を整える。この場合、監視員の安全を確保するため、高台等の安全な場所からの監視体制を整備する。

７　避難場所等及び避難ビル、避難ルートの指定・整備

町は、避難所等を指定するにあたり、次の事項に留意する。

⑴　県の津波浸水域予測図等を基に、浸水リスクが低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような避難場所等を集落

単位で、確保するよう努める。

⑵　想定される津波高、浸水深に考慮し、避難距離の長い避難ルートの見直し、要配慮者でも短時間に徒歩での避難が可能となる程度の近傍に確保する。

⑶　町は､住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう避難路･避難階段を整備し、分かりやすい案内板等の設置、安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善を進める。

⑷　周囲に高台がない地域に限り、堅固な高層建物の中・高層階や人工構造物を避難場所に利用する津波避難ビル等の指定を検討する。その際、建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮するとともに、津波で運ばれた船や流木の直撃を避けうる場所を選定する。

⑸　海水浴場等観光客の多い地域では、これらの観光客の収容も考慮して避難場所等を確保する。

8　津波避難計画の策定

町は、住民が迅速かつ安全に避難できるよう具体的なシミュレーションや訓練の実施などを通じて、実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。町、要配慮者施設等の管理者及び酒田海上保安部は、次の点に留意して、津波避難計画を策定する。

⑴　一般住民の避難誘導

ア　地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等のおそれがあることから、徒歩避難の原則の周知に努める。

ただし、地域において、津波到達時間、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。

イ　特に津波については、個人の避難行動が重要であることから、津波の危険や津波警報・避難指示等の意味合い、避難方法、迅速かつ自主的に避難行動をとることの重要性などについて住民に対し広く啓発する。

ウ　町は、自主防災組織等の地域住民が主体となって、要配慮者の避難方法の検討など、より地域の実情に即した避難計画を定めるよう支援していく。

⑵　要配慮者の避難誘導

町は、要配慮者の避難誘導、安否確認を行うため、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より要配慮者に関する情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図る。

⑶　要配慮者施設等における避難行動

要配慮者施設等の管理者は、安全な避難場所を確保するとともに、必要に応じて、要配慮者の避難誘導について、自主防災組織等から協力を得られるよう体制の整備に努める。

⑷　観光客等の避難誘導

町は、災害対応に不慣れな外国人や地理・地形に不案内な観光客などの人出が予想される施設の管理者、事業者及び自主防災組織等とあらかじめ津波に対する避難誘導についての協議を行い、情報伝達及び避難誘導の手段を定める。

また、場所に応じて、案内板等により地形や津波に関する特徴を周知する。

⑸　船舶等の避難対策

ア　酒田海上保安部は、海事関係者に対し、海難防止講習会等により津波の危険性、津波来襲時の船舶の避難時期・方法等について指導啓発を行うとともに、港外へ避難する船舶の避難誘導や交通整理に関する計画を定める。

イ　海事関係者は、情報伝達の手段及び船舶等を避難させる場合の迅速かつ適切な方法等について検討し、避難計画を定めておく。

⑹　退避ルールの確立

震源の位置によっては、地震発生後数分以内に津波が到達する場合もあるため、津波浸水想定区域内にある消防団、自主防災組織等は、津波警報等の情報を入手するまでは退避を優先するなど、避難誘導に当たる関係者の安全確保対策を検討し、そのルールを確立する。

第９節　要配慮者対策

第２編「震災対策計画」第１章「災害予防計画」第８節「要配慮者対策」を準用する。

第 10 節　救助体制の整備

第２編「震災対策計画」第１章「災害予防計画」第９節「救助体制の整備」を準用する。

第 11 節　災害対策本部体制等の整備

第２編「震災対策計画」第１章「災害予防計画」第 10 節「災害対策本部体制等の整備」を準用する。

第 12 節　動員体制の整備

第２編「震災対策計画」第１章「災害予防計画」第 11 節「動員体制の整備」を準用する。

第 13 節　情報管理体制の整備

第２編「震災対策計画」第１章「災害予防計画」第 12 節「情報管理体制の整備」を準用する。

第 14 節　情報通信手段等の整備

第２編「震災対策計画」第１章「災害予防計画」第 13 節「情報通信手段等の整備」を準用する。

第 15 節　広報体制の整備

第２編「震災対策計画」第１章「災害予防計画」第 14 節「広報体制の整備」を準用する。

第 16 節　消防団の活動体制の整備

第２編「震災対策計画」第１章「災害予防計画」第 15 節「消防団の活動体制の整備」を準用する。

第 17 節　火災予防計画

第２編「震災対策計画」第１章「災害予防計画」第 16 節「火災予防計画」を準用する。

第 18 節　医療救護体制の整備計画

第２編「震災対策計画」第１章「災害予防計画」第 17 節「医療救護体制の整備計画」を準用する。

第 19 節　重要道路確保体制の整備

第２編「震災対策計画」第１章「災害予防計画」第 18 節「重要道路確保体制の整備」を準用する。

第 20 節　緊急輸送体制の整備

第２編「震災対策計画」第１章「災害予防計画」第 19 節「緊急輸送体制の整備」を準用する。

第 21 節　給水体制の整備

第２編「震災対策計画」第１章「災害予防計画」第 20 節「給水体制の整備」を準用する。

第 22 節　食料供給体制の整備

第２編「震災対策計画」第１章「災害予防計画」第 21 節「食料供給体制の整備」を準用する。

第 23 節　生活物資供給体制の整備

第２編「震災対策計画」第１章「災害予防計画」第 22 節「生活物資供給体制の整備」を準用する。

第 24 節　ごみ、し尿処理体制の整備

第２編「震災対策計画」第１章「災害予防計画」第 23 節「ごみ、し尿処理体制の整備」を準用する。

第 25 節　防疫及び保健衛生体制の整備

第２編「震災対策計画」第１章「災害予防計画」第 24 節「防疫及び保健衛生体制の整備」を準用する。

第 26 節　災害町民相談・り災者のメンタルケア体制の整備

第２編「震災対策計画」第１章「災害予防計画」第 25 節「災害町民相談・り災者のメンタルケア体制の整備」を準用する。

第 27 節　津波に強いまちづくり計画

１　目的

津波による被害を最小化するために、県及び沿岸市町等が行うまちづくりの推進について定める。

２　対策

対策の種類	担　当　課
津波に強いまちの形成	総　務　課
交通・通信・ライフライン施設等の機能確保	地域生活課
漁港、護岸、防潮堤、海岸保全施設等の整備	産　業　課

３　津波に強いまちの形成

⑴　町は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル等、避難路・避難階段などの避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図る。

⑵　町は、国・県と協力し、行政関連施設、要配慮者施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。

⑶　町は県と協力し、津波による危険の著しい区域については、必要に応じ、人的被害を防止するため津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について検討を行う。

なお、町は国土交通大臣が定める「津波防災地域づくりの推進に関する基本的な方針」に基づき、かつ、県の設定した津波浸水想定を踏まえ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成することができる。

４　交通・通信・ライフライン施設等の機能確保

⑴　主要交通・通信機能の強化

町及び県、事業者は、主要な鉄道、道路等の基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、ネットワークの充実、施設・機能の代替性の確保、津波に対する安全性の確保等に努める。

⑵　ライフライン施設等の機能の確保

町及びライフライン事業者は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設の耐浪性の確保、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

５　漁港、護岸、防潮堤、海岸保全施設等の整備

⑴　護岸、防潮堤については、津波が越水するのを防ぐために補強工事の施工、漁港施設については、震災時の緊急物資及び人員の海上輸送ができるように、耐震性のある施設整備を図るよう国、県に働きかける。

⑵　町は、国・県等と協力し、危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の津波に対する安全性の確保、護岸等の耐津波性能の向上、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進する。

⑶　町は、海岸地域を津波から防護するために、海岸保全地域の海岸施設を整備するよう国、県に働きかける。

第 28 節　地盤災害予防計画

第２編「震災対策計画」第１章「災害予防計画」第 27 節「地盤災害予防計画」を準用する。

第 29 節　建築物災害予防計画

第２編「震災対策計画」第１章「災害予防計画」第 28 節「建築物災害予防計画」を準用する。

第 30 節　集落の孤立予防

第２編「震災対策計画」第１章「災害予防計画」第 29 節「集落の孤立予防」を準用する。

なお、津波対策として以下を併せて実施する。

１　孤立が予想される集落の把握

津波により孤立が予想される集落の把握に努める。

孤立が予想される集落の現況

集落名	戸数	人数	孤立する要因	通信機器の配備	ヘリ離着陸場	津波避難場所
女鹿	66	179	津波による道路寸断	防災行政無線（陸上移動局）	女鹿農村公園	女鹿農村公園
滝ノ浦	27	72	〃	〃	女鹿農村公園	龍泉寺境内
鳥崎	16	58	〃	滝ノ浦集落設備を活用	国道７号線沿空地	同上
湯ノ田	13	24	〃	防災行政無線（陸上移動局）	漁村センター駐車場	吹浦小学校

第 31 節　防災業務施設の整備

第２編「震災対策計画」第１章「災害予防計画」第 30 節「防災業務施設の整備」を準用する。

第２章　災害応急対策計画

第１節　災害対策本部

第２編「震災対策計画」第２章「災害応急対策計画」第１節「災害対策本部」を準用する。

第２節　動員配備

第２編「震災対策計画」第２章「災害応急対策計画」第２節「動員配備」を準用する。

第３節　津波危険への対処及び津波予報等の受領・伝達

活　動　概　要	本部事務局
津波危険地域住民等への警戒呼びかけ、避難指示	統括部 消防本部・消防署
津波注意報・津波警報等の受領・伝達	
津波の監視警戒	統括部 消防団
【資料一覧】 資料１　津波に対する警戒呼びかけ、避難指示の基準 資料２　津波予報等の種類 資料３　津波予報（津波注意報・津波警報）文 資料４　仙台管区気象台（津波予報地方中枢）担当の津波予報区 資料５　津波予報伝達系統図 資料６　町が津波警報、津波注意報を受けたときの住民等への伝達経路	

１　津波危険地域住民等への警戒呼びかけ、避難指示

地震が発生した場合又は全国瞬時警報システムで津波注意報・津波警報・大津波警報を受信（山形県沿岸に津波注意報・津波警報・大津波警報が発表されたことを確知）した場合は、資料１の基準により防災行政無線（同報系）を自動起動し、サイレン吹鳴及び警戒または避難指示広報を実施する。

さらに消防団配備車両、町広報車等による直接広報体制をとる。

ただし、車両による巡回広報は津波注意報のみとする。

【資料１】　　津波に対する警戒呼びかけ、避難の指示の基準

	基　準	対　応
津波に対する警戒	ア　山形県震度情報ネットワークの震度計が震度４の地震を感知したとき。 イ　山形県震度情報ネットワークの震度計が震度５弱以上の地震を感知したとき。	ア　防災行政無線（同報系）を自動起動し、海岸部及び津波危険地域に警戒広報を行う。さらに、車両で津波危険地域等に警戒を呼びかける体制をとる。
津波危険に対する避難指示	ア　全国瞬時警報システムで津波注意報を受信したとき。 イ　全国瞬時警報システムで津波警報を受信したとき。 ウ　全国瞬時警報システムで大津波警報（特別警報）を受信したとき。	防災行政無線（同報系）を自動起動し ア　海水浴、海釣等の者及び海岸線で作　業中の者に直ちに海岸から離れ、安全な場所に避難するよう避難指示広報を行う。 イ・ウ　海岸部及び津波危険地域に高台等の安全な場所に避難するよう避難指示広報を行う。

（注）第５節「広報」、第８節「避難の勧告等及び避難所の開設等の活動」参照

【資料２】　津波に関する情報の種類

大津波警報・津波警報･注意報	資料３参照
津波情報	・津波到達予想時刻、予想される津波の高さに関する情報 ・各地の満潮時刻、津波の到達予想時刻に関する情報 ・津波観測に関する情報 ・沖合の津波観測に関する情報
津波予報	・津波が予想されないとき ・0.2m未満の海面変動が予想されたとき ・津波注意報解除後も海面変動が継続するとき

【資料３】　大津波警報・津波警報・注意報の種類

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 （津波の高さ予想の区分）	巨大地震の場合の発表	
大津波警報 （特別警報）	予想される津波の高さが高いところで３ｍを超える場合	10m超 （10m＜予想高さ）	巨大	木造家屋が全壊･流失し､人は津波による流れに巻き込まれます。 ただちに海岸や川沿いから離れ､高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m （５ｍ＜予想高さ≦10m）		
		５ｍ （３ｍ＜予想高さ≦５ｍ）		

津波警報	予想される津波の高さが高いところで１ｍを超え、３ｍ以下の場合	３ｍ （１ｍ＜予想高さ≦３ｍ）	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで 0.2ｍ以上、１ｍ以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	１ｍ (0.2ｍ≦予想高さ≦1ｍ)	（表記しない）	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 ただちに海から上がって、海岸から離れてください。

（注）津波の高さ：津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差で、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

【資料４】　津波予報区

津波予報区	担当津波予報区
山形県	山形県沿岸

津波予報区地図

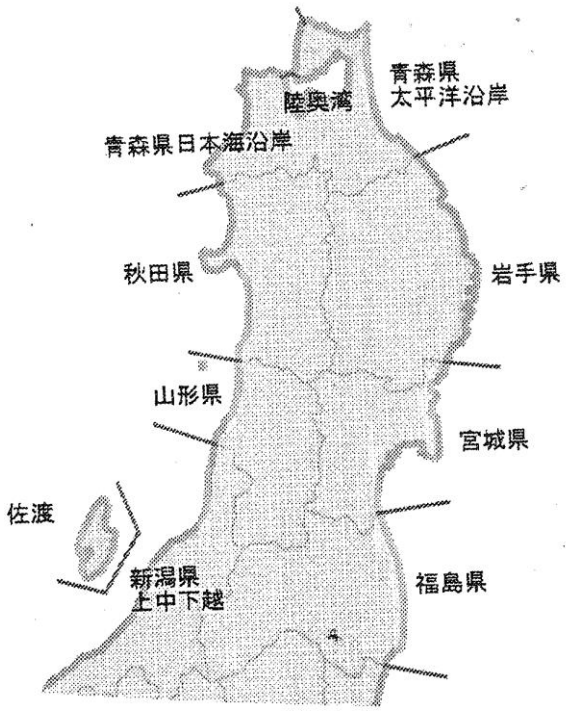

２　津波注意報・津波警報・大津波警報(特別警報)等の受領・伝達

⑴　危機管理係長は､資料５により県その他の関係機関から通知される特別警報､警報､注意報及び庁内関係課長等に対しても所要の伝達を行う。

この場合、伝達の確実を期するため、警報及び注意報について伝達された原案のとおり伝達する。

⑵　各課長等は、前項による通報を受けたときは、必要に応じてその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、関係先へ所要の連絡を行う。

【資料５】　　津波予報伝達系統図

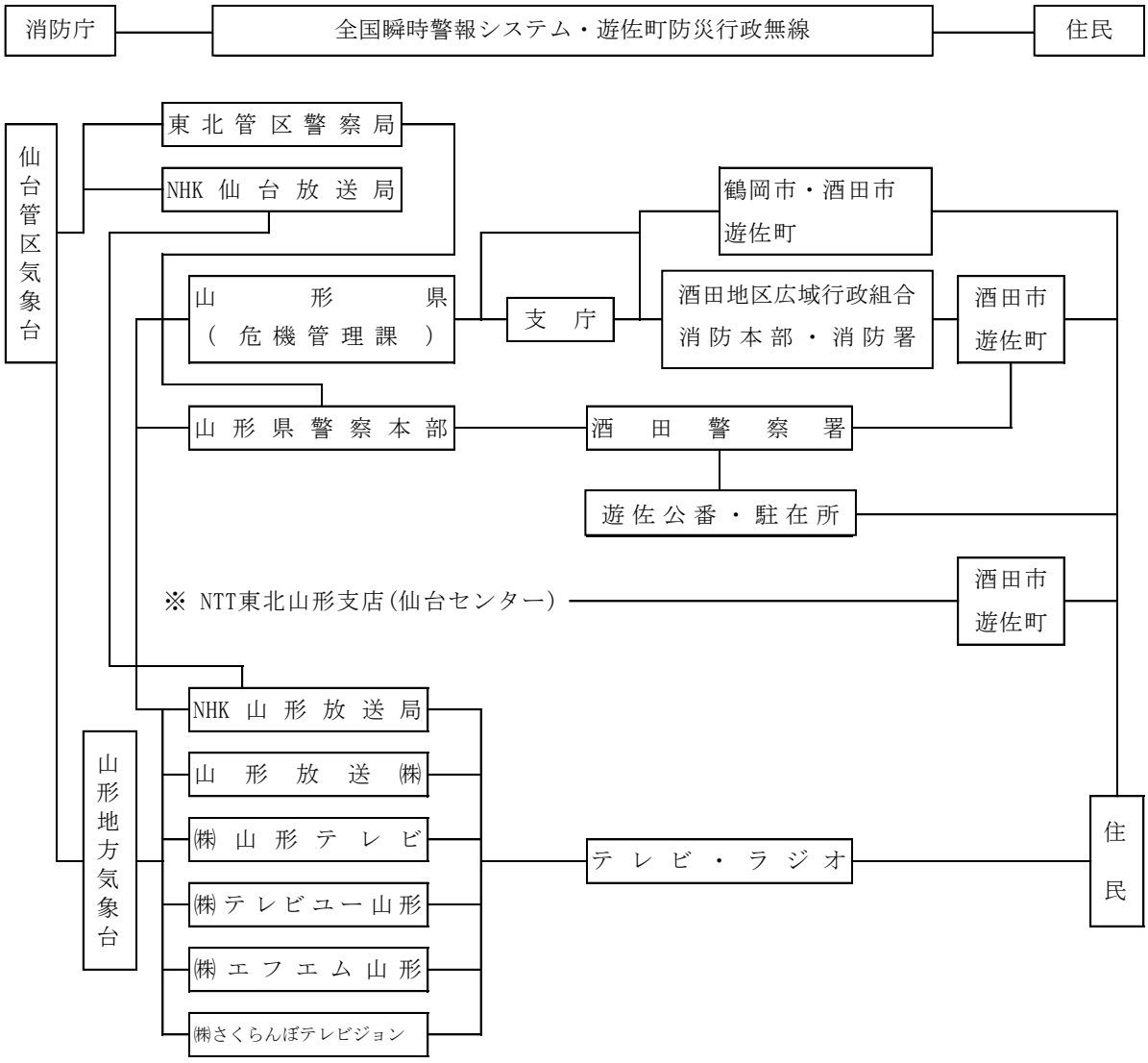

(※)※印は、津波警報及び津波警報解除のみ

３　津波の監視警戒

地震を感じた場合には、津波予報等を的確に把握し高所で警戒に当たるが、危険防止のため、海岸地域及び河川沿岸のパトロールは行わない。

特に、震度４以上と思われる地震を感じた場合は、以下の対応をとる。

⑴　気象官署からの津波予警報が届くまでの間、海面状態を監視警戒する等自衛措置を講じる。この場合の海面監視は、十六羅漢展望台等の高台において実施する。

なお､津波警報又は大津波警報が発令された場合は､避難誘導と避難行動を優先し、監視警戒は行わない。

⑵　責任者を定めＮＨＫの放送を聴取する。

【資料６】　津波警報・大津波警報時伝達方法

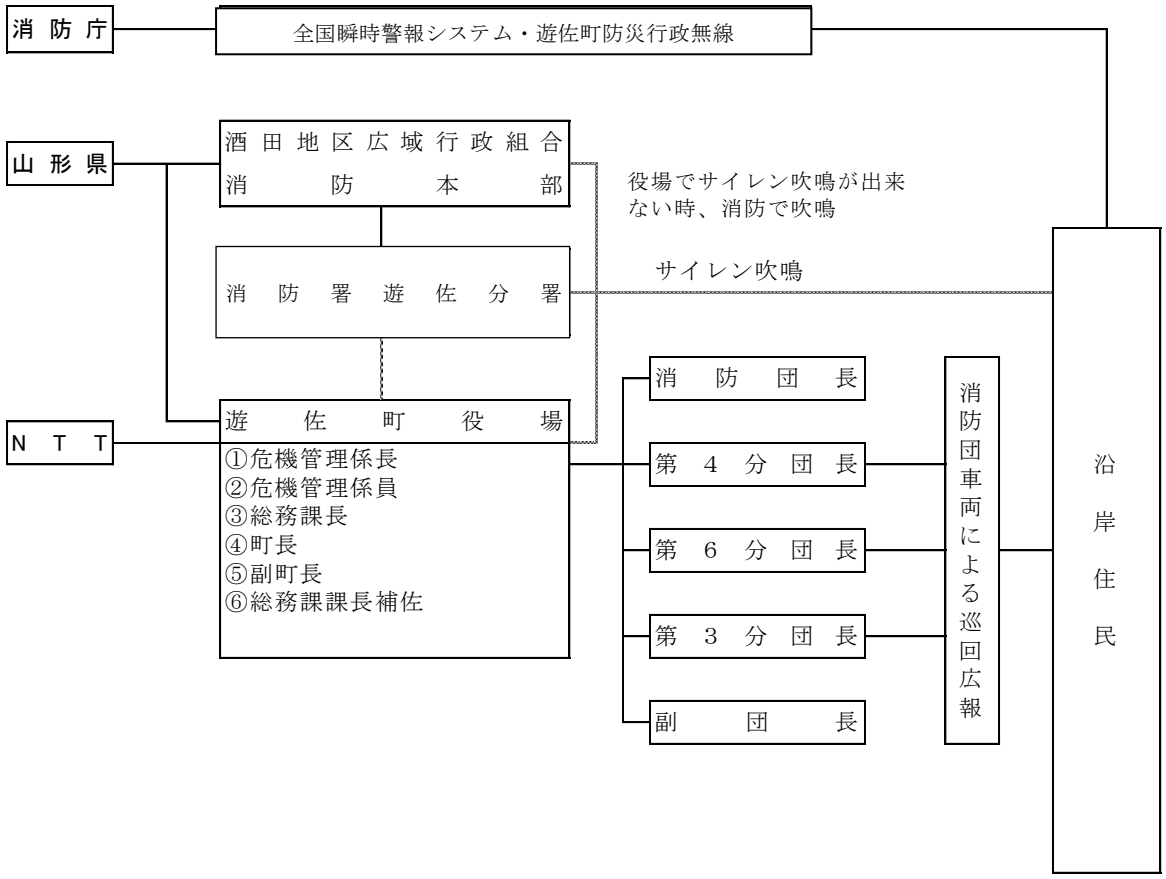

※巡回広報は、津波注意報のみとする。

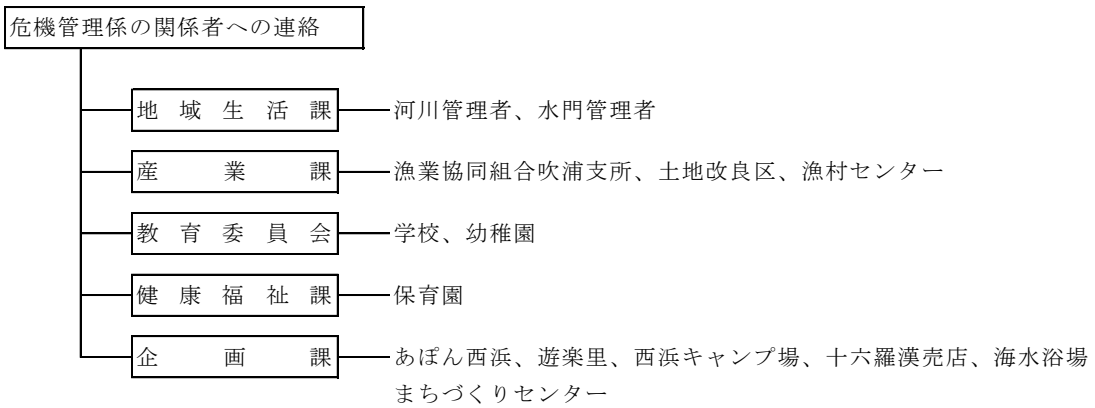

第４節　情報管理

第２編「震災対策計画」第２章「災害応急対策計画」第３節「情報管理」を準用する。

第５節　情報通信体制の確立

第２編「震災対策計画」第２章「災害応急対策計画」第４節「情報通信体制の確立」を準用する。

第６節　広報

第２編「震災対策計画」第２章「災害応急対策計画」第５節「広報」を準用する。

第７節　救出活動

第２編「震災対策計画」第２章「災害応急対策計画」第６節「救出活動」を準用する。
なお、津波対策として以下を併せて実施する。

１　酒田海上保安部との連携

船舶の海難や行方不明者の救出については、酒田海上保安部と十分な連携をとり、円滑な救出活動を実施する。

酒田海上保安本部は、船舶の海難や行方不明者が発生した場合は、巡視船艇、航空機により捜索を行う。この際、行方不明者が多数の場合は、必要に応じて第二管区海上保安本部、県及び県警察に船艇又は航空機等の出動・派遣を要請する。

酒田海上保安部は、関係機関等と協力し、船艇や航空機等により速やかに捜索・救助を行う。

また、関係機関及び県・町から、陸上における救助・救急活動等について支援要請があった場合は、海上における災害応急対策の実施に支障をきたさない範囲において支援するとともに、船舶による負傷者の搬送や医療活動場所の提供を行う。

第８節　消防団の活動

第２編「震災対策計画」第２章「災害応急対策計画」第７節「消防団の活動」を準用する。

第９節　避難指示(緊急)、避難所の開設等

第２編「震災対策計画」第２章「災害応急対策計画」第８節「避難の勧告等及び避難所の開設等」を準用する。

津波避難場所（広場、境内等）

No.	施設名	所在地	電話番号	主な避難対象地区	標高（m）
1	女鹿農村公園	吹浦字女鹿 8-3		女鹿	33.0
2	龍泉寺境内	吹浦字滝ノ浦 2	77-2726	滝ノ浦	30.0
3	吹浦小学校	吹浦字西楯 9-6	77-2504	湯ノ田、横町	27.0
4	十六羅漢駐車場	吹浦字西楯		横町、観光客	23.0
5	海禅寺境内	吹浦字横町 54	77-2101	横町・宿町	20.0
6	鳥海山大物忌神社吹浦口之宮本殿	吹浦字布倉 1	77-2301	横町・宿町・布倉	32.4
7	物見峠	吹浦字物見峠 66 付近		宿町	23.0
8	鳥海橋北側国道７号線	吹浦字堂屋		宿町・石淵	24.0
9	鳥海温泉遊楽里※	吹浦字西浜 2-76	77-3711	海水浴場、吹浦港キャンプ場	5.2
10	森の公園遊ポット	菅里字菅野地内		西浜	33.8
11	西山松林	菅里字菅野～藤崎字茂り松地内		西浜・十里塚 比子出清水・服部 興野・菅野谷地 青塚・白木	20.0～40.0
備考					

※は、津波避難ビル

第 10 節　避難所の運営

第２編「震災対策計画」第２章「災害応急対策計画」第９節「避難所の運営」を準用する。

第 11 節　自衛隊の災害派遣要請

第２編「震災対策計画」第２章「災害応急対策計画」第 10 節「自衛隊の災害派遣要請」を準用する。

第 12 節　応援要請

第２編「震災対策計画」第２章「災害応急対策計画」第 11 節「応援要請」を準用する。

第 13 節　重要道路等の緊急確保

第２編「震災対策計画」第２章「災害応急対策計画」第 12 節「重要道路等の緊急確保」を準用する。

第 14 節　医療救護

第２編「震災対策計画」第２章「災害応急対策計画」第 13 節「医療救護」を準用する。

第 15 節　行方不明者・遺体の捜索、収容、処理、埋葬

第２編「震災対策計画」第２章「災害応急対策計画」第 14 節「行方不明者・遺体の捜索、収容、処理、埋葬」を準用する。

第 16 節　緊急輸送体制の確立

第２編「震災対策計画」第２章「災害応急対策計画」第 15 節「緊急輸送体制の確立」を準用する。

第 17 節　緊急給水体制の確立

第２編「震災対策計画」第２章「災害応急対策計画」第 16 節「緊急給水体制の確立」を準用する。

第 18 節　緊急食料供給体制の確立

第２編「震災対策計画」第２章「災害応急対策計画」第 17 節「緊急食料供給体制の確立」を準用する。

第 19 節　緊急生活物資供給体制の確立

第２編「震災対策計画」第２章「災害応急対策計画」第 18 節「緊急生活物資供給体制の確立」を準用する。

第 20 節　ボランティアとの連携、労務者の雇用等

第２編「震災対策計画」第２章「災害応急対策計画」第 19 節「ボランティアとの連携、労務者の雇用等」を準用する。

第 21 節　災害廃棄物、生活ごみの処理

第２編「震災対策計画」第２章「災害応急対策計画」第 20 節「災害廃棄物、生活ごみの処理」を準用する。

第 22 節　し尿の処理

第２編「震災対策計画」第２章「災害応急対策計画」第 21 節「し尿の処理」を準用する。

第 23 節　保健衛生対策

第２編「震災対策計画」第２章「災害応急対策計画」第 22 節「保健衛生対策」を準用する。

第 24 節　応急住宅対策

第２編「震災対策計画」第２章「災害応急対策計画」第 23 節「応急住宅対策」を準用する。

第 25 節　文教対策

第２編「震災対策計画」第２章「災害応急対策計画」第 24 節「文教対策」を準用する。

第 26 節　農林水産業対策

第２編「震災対策計画」第２章「災害応急対策計画」第 25 節「農林水産業対策」を準用する。

第 27 節　義援金品の受付、配分

第２編「震災対策計画」第２章「災害応急対策計画」第 26 節「義援金品の受付、配分」を準用する。

第 28 節　災害警備

第２編「震災対策計画」第２章「災害応急対策計画」第 27 節「災害警備」を準用する。

第 29 節　通信、電力、ガスの応急復旧等

第２編「震災対策計画」第２章「災害応急対策計画」第 28 節「通信、電力、ガスの応急復旧等」を準用する。

第 30 節　災害救助法の適用申請と運用

第２編「震災対策計画」第２章「災害応急対策計画」第 29 節「災害救助法の適用申請と運用」を準用する。

第３章　災害復旧・復興計画

第１節　災害町民相談

第２編「震災対策計画」第３章「災害復旧・復興計画」第１節「災害町民相談」を準用する。

第２節　公共施設の災害復旧

第２編「震災対策計画」第３章「災害復旧・復興計画」第２節「公共施設の災害復旧」を準用する。

第３節　災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金

第２編「震災対策計画」第３章「災害復旧・復興計画」第３節「災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金」を準用する。

第４節　災害弔慰金、見舞金、援護資金等の支給

第２編「震災対策計画」第３章「災害復旧・復興計画」第４節「災害弔慰金、見舞金、援護資金等の支給」を準用する。

第５節　町税等の納税又は納付の緩和措置

第２編「震災対策計画」第３章「災害復旧・復興計画」第５節「町税等の納税又は納付の緩和措置」を準用する。

第６節　災害復興の基本方針

第２編「震災対策計画」第３章「災害復旧・復興計画」第６節「災害復興の基本方針」を準用する。

第４編　風水害対策計画

第１章　災害予防計画

第１節　災害予防計画の基本方針

防災ビジョンを受けて、災害予防計画においては、以下の方針を基本とする。

１　災害予防対策の重点の置き方

⑴　人命損失防止対策の重点的推進

風水害時には、防災ビジョンで示したような人命損失危険が存在する。このような人命損失を除去・軽減するための災害予防対策を重視する。

⑵　水害による生活障害防止対策の推進

大規模な水害では生活障害が広範囲に発生する。それを除去・軽減するための災害予防対策を推進する。

⑶　その他の重要対策の推進

⑴、⑵の対策を効果的に進めるためには、以下のア、イの対策に併せて取り組む必要がある。

ア　防災基幹施設の防災対策

風水害により、庁舎、避難所、消防団詰所、消防署、病院、警察署、道路など防災上重要な施設が被災し、防災活動に大きな支障を来すことのないよう防災基幹施設の防災対策を重視する。

イ　人的資源の発掘・活性化対策

大規模な風水害には行政機関だけでは対応できない。

そのため、行政機関における防災力の活性化はもちろんであるが、行政機関以外の人的資源（住民、事業所、各種ネットワークなど）の発掘・活性化を重視する。

なお、この場合、⑴（人命損失防止対策）に関係する人的資源の発掘・活性化対策を特に重視する。

２　安全・安心なまちづくりのための土地利用基本方針

第２編「震災対策計画」第１章「災害予防計画」第１節「災害予防計画の基本方針」「２　安全・安心なまちづくりのための土地利用基本方針」を準用する。

第２節　各課等の災害予防事務

第２編「震災対策計画」第１章「災害予防計画」第２節「各課等の災害予防事務」を準用する。

第３節　台風・大雨による浸水の予防

１　目的

遊佐町では、過去には繰り返し洪水氾濫が発生している。近年では、堤防等の河川改修工事が進み、月光川については上流に月光川ダム（洪水調整ダム）など治水対策が機能してきているため、洪水氾濫の発生数は減少してきているが、月光川沿いの低地、特に河川の合流点付近は水位が高くなりやすく、排水不良を引き起こしやすい。河川の水位が高い間は、小排水路からの水がはけにくく、内水氾濫を引き起こす可能性がある。

また、月光川や日向川の河口付近は、感潮河川になっており、満潮時には排水不良になりやすい。以上の状況を踏まえ、台風・大雨による浸水の予防対策を図るものとする。

2　対策

対策の種類	担　当　課
浸水危険区域の周知	総務課 地域生活課
河川の防災対策	県
水防施設、資機材の整備	月光川水害予防組合 総務課
警戒監視体制の整備	県 地域生活課 総務課 消　防　団
洪水ハザードマップの周知	総務課

3　浸水危険区域の周知

浸水危険区域及びその周辺の住民については、広報、現地掲示板等により、当該地域が浸水危険区域であることを周知させる。

4　河川の防災対策

町内河川の概況

町内を貫流する河川は、月光川水系（11 河川　49,700ｍ）、日向川水系（２河川 12,500ｍ）であり、山形県が管理する二級河川である。防災対策については、県との連絡を緊密にし、これらの河川の護岸工事等の河川改修事業、砂防事業を促進するよう要請していく。

月光川水系		日向川水系	
河　川　名	延　長	河　川　名	延　長
月　光　川	17,400ｍ	日　向　川	6,000ｍ
洗　沢　川	4,600ｍ		（総延長 32,500ｍ）
牛　渡　川	1,500ｍ	西　通　川	7,800ｍ
滝　渕　川	2,740ｍ		（総延長 6,500ｍ）
庄内高瀬川	6,600ｍ		
野　沢　川	3,400ｍ		
地　抜　川	1,350ｍ		
山　田　川	2,500ｍ		
庄内熊野川	5,100ｍ		
大　樽　川	2,600ｍ		
百々沢川	1,750ｍ		
11　河川	49,700ｍ	2　河川	12,500ｍ

5　水防施設、資機材の整備

町は、月光川水害予防組合の協力のもと、災害時の水防に万全を期すため水防倉庫の整備を図り、県水防計画に定める基準に基づき水防資機材の備蓄に努め、常に使用できるように整備点検を行うものとする。

水防倉庫及び資機材の整備状況は「町水防計画」のとおりである。

6　警戒監視体制の整備

町は、県及び山形地方気象台と連絡を密にし、河川上流地域の降雨等気象状況の把握に努めるものとする。

異常風雨又は河川の水位が上昇したときには、町水防計画に基づく巡視警戒を行えるよう監視体制をさらに整備する。

7　洪水ハザードマップの周知

町は、月光川・庄内高瀬川の洪水ハザードマップを作成して、洪水時の浸水想定区域、

内水氾濫常襲地域等の危険箇所、避難時の心得、日常の備えなどを、自主防災組織の協力を得ながらその周知を図る。

【重要水防箇所】

河川関係

番号	河川名	重要水防箇所				想定水防工法名	警戒水位	重要となる理由
		地先名	種別	重要度	延長（m）			
1	月光川	吉出字 川原新田	堤防断面	B	2,500	積土俵	2.8	堤防未改修。天端付近まで水位が上がる
2	牛渡川	直世字荒川	堤防高	A	2,800	積土俵	2.8	洪水時天端付近まで水位が上がり危険
3	滝渕川	直世字 高ノ上	堤防高	A	1,680	積土俵	2.8	洪水時天端付近まで水位が上がり危険
4	滝渕川	直世字箕輪	堤防高	A	2,400	積土俵	2.8	洪水時天端付近まで水位が上がり危険
5	西通川	宮内字 六ッ新田	漏水	B	2,000	シート張月の輪	4.3	護岸の老朽化で堤防が浸水、緩み漏水

海岸関係

番号	地区海岸名	重要水防箇所		危険度		予想される危険	対策水防工法
		現況	延長(m)	種別	A、Bの別		
1	比子海岸	護岸	1,350	洗堀	B	欠壊	捨ブロック
2	菅里海岸	護岸	550	洗堀	B	欠壊	捨ブロック
3	吹浦海岸	護岸	400	水衝箇所	B	越波	積土俵

第４節　高潮災害の予防

１　目的

遊佐町の海岸部で人家が立地している所はすべて標高 2.5m 以上あり、また、吹き溜まりとなりやすい湾入部も存在しないため、総じて高潮による浸水被害の可能性は小さいが、吹浦漁港では港湾施設が高潮の影響を受けるおそれがあるため、その予防対策を実施するものとする。

また、高潮による浸水に対するのみならず、波浪・潮害・飛砂を防備するための対策を実施するものとする。

２　対策

対策の種類	担　当　課
高潮危険予想区域の周知	総務課
高潮に対する警戒避難体制・手段の整備	総務課
港湾、護岸、防潮堤等の整備	県
保安林の整備	庄内森林管理署・県

３　高潮危険予想区域の周知

関係住民等に対し、高潮危険予想区域について各種手段・機会を活用して周知する。

なお、第３編「津波災害対策計画」第１章「災害予防計画」第８節「津波避難誘導計

画」の３津波危険に関する啓発を参照のこと。

４　高潮に対する警戒避難体制・手段の整備

第３編「津波災害対策計画」第１章「災害予防計画」第８節「津波避難誘導計画」を準用する。

５　港湾、護岸、防潮堤、海岸保全施設等の整備

第３編「津波災害対策計画」第１章「災害予防計画」第 27 節「津波に強いまちづくり計画」の５漁港、護岸、防潮堤、海岸保全施設等の整備を準用する。

６　保安林の整備

高潮ならびに波浪・潮害・飛砂を防止するため、防潮林、飛砂防備林等の造成と維持及び後背地の保全を図る。

第５節　土砂災害の予防

１　目的

豪雨時の人命損失は全国的にみた場合、土砂災害によるものが多い。豪雨時等の土砂災害による人命損失危険を早期に解消するため、防災アセスメントで把握された土砂災害危険の予想される箇所・地域に対し、２－１～２－５の予防対策を実施するものとする。

２　対策

対策の種類	担　当　課
土砂災害危警戒区域等の周知	総務課 地域生活課
予防措置の指導	総務課
崩壊防止工事の実施	県
監視警戒体制の整備	総務課
情報伝達・避難体制の整備	総務課

３　土砂災害警戒区域等の周知

⑴　基礎調査の実施

県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(以下「土砂災害防止法」という。)に基づく基礎調査を定期的に行い、その結果を町に通知するとともに、警戒区域等に相当する区域を明示して公表する。

⑵　土砂災害警戒区域等の指定

県は、基礎調査の結果、土砂災害が発生した場合には住民等の生命及び身体に危害が生じるおそれがある土地の区域を「土砂災害警戒区域」、また、建築物に損壊が生じ住民等の生命及び身体に著しい危害が生じるおそれのある土地の区域を「土砂災害特別警戒区域」として指定する。

⑶　土砂災害危険区域等の周知

町は、これらの土砂災害警戒区域等を町地域防災計画に明記するとともに、土砂災害区域等に指定された区域毎に警戒避難体制に関する事項について定め、地域住民等に周知徹底を図る。

４　予防措置の指導

土砂災害危険区域の土地所有者、管理者及び占有者に対して、その安全な維持管理に努めさせるとともに、災害防止のため必要があると認められるときは、擁壁、排水施設

の設置、その他必要な措置をとるよう指導するものとする。
　また、危険区域内の住宅の安全な場所への移転を促進するために、土砂災害危険区域住宅移転補助金及びがけ地近接住宅移転補助金の活用を図る。

５　崩壊防止工事の実施

　地すべり、がけ崩れ、土石流の災害危険区域内においては有害行為を規制するとともに、国、県と連絡を密にし、地すべり防止工事、崩壊防止工事、砂防ダム建設、床固工等防止工事を推進するものとする。

６　監視警戒体制の整備

　斜面崩壊等による災害を未然に防止するため、土砂災害危険区域については梅雨期、防災週間、台風期及び融雪期等を中心に防災関係機関、自主防災組織の協力を得て、危険区域の調査、警戒及び巡視を実施する体制の整備を図るものとする。

７　情報伝達、避難体制の整備

　土砂災害危険区域及び土砂災害警戒区域内に居住する住民に対して、土砂災害に関する防災知識の普及、避難場所、現地掲示板の整備及び災害情報の連絡方法等の周知を図るものとする。
　なお、土砂災害防止法第８条に基づく土砂災害警戒区域が指定された場合、区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

第６節　避難体制整備計画

１　目的

風水害時において人命損失を防止するためには、災害が本格的に拡大する前の警戒避難活動がきわめて重要である。

そのため、この警戒避難活動を効果的に行いうるよう平常時から避難活動体制を整備しておくものとする。

２　対策

対策の種類	担　当　課
警戒避難活動方法への習熟及び警戒避難体制の整備	全　　課
避難勧告等発令判断基準の明確化その他	総務課
緊急退避行動の周知その他	
その他	

３　警戒避難活動方法への習熟及び警戒避難体制の整備

第２編「震災対策計画」第２章「災害応急対策計画」第１節「災害対策本部」及び同章第８節「避難の勧告・指示等及び避難所の開設等」に示す活動方法・内容に習熟しておくとともに､それに必要な体制を災害予防計画の各計画において整備するものとする。

この場合は、特に以下の点に留意する。

⑴　土砂災害危険等に対する警戒避難基準への習熟

浸水・高潮危険に対する警戒避難基準への習熟のほか、一般的に人命損失危険の高いとの指摘のある土砂災害危険に対する警戒避難基準に習熟しておくことが重要である（第２編「震災対策計画」第２章「災害応急対策計画」第８節「避難の勧告等及び避難所の開設等」」を参照）

⑵　要配慮者の避難支援

第２編「震災対策計画」第１章「災害予防計画」第７節「避難体制整備計画」の８「要配慮者の避難支援」を準用する。

４　避難勧告等発令判断基準の明確化

町は、災害時に適切な避難準備・高齢者等避難開始情報の発表、避難勧告、避難指示（緊急）ができるよう、あらかじめ明確な基準の設定に努める。

５　緊急退避行動の周知

マニュアルの作成にあたり、猛烈な豪雨が継続しているなど切迫した状況下では、計画された避難所等に避難することが必ずしも適切でないことなどに留意する。

その場合、自宅や近隣の堅牢な建物の２階等に緊急的に避難するなどの行動や具体的かつ確実な伝達手段（地震や豪雨時にはライフラインに著しい影響を与えるおそれがあり、また、防災行政無線の屋外スピーカーや広報車は、豪雨時等に聞こえにくいという問題を考慮した伝達手段の確保）に関して留意するとともに、住民への十分な周知を行うものとする。

６　その他

第２編「震災対策計画」第１章「災害予防計画」第７節「避難体制整備計画」を準用する。

第７節　気象予報及び降雨情報等の収集伝達体制の整備

１　目的

気象官署から発せられる大雨注意報・警報・特別警報等及び降雨情報等は、風水害時の応急対策を的確に行う上で重要で、そのため、これらの情報等の収集伝達を迅速・的確に行う。

２　対策

対策の種類	担　当　課
観測機器の充実	総務課
情報活用能力の向上	
関係機関との情報収集伝達体制の整備	

３　観測機器の充実

集中豪雨のような狭域での降雨も的確に把握し、迅速・適要となる観測機器を整備する。

そのため、遊佐町独自で雨量計、水位計等を町内要所あるいは危険施設に備え、また、国、県その他の機関の設置する観測機器から情報入手等を科学的に判断し得るよう観測機器の充実に努める。

また、平常時から既設の観測機器の定期点検を実施するとともに、老朽機器の早期改修等に努める。

町内に設置されている気象観測装置等

観測種別	観 測 所 名	所　　在　　地	設置者	備　　考
風速計	消防署遊佐分署	吉出字境田 6-1	遊佐町	
雨量計	大平	吹浦字鳥海山 1	山形県	無雪期のみ
雨量計	三ノ滝	吉出字臂曲国有林	山形県	無雪期のみ
雨量計	月光川ダム	吉出字金俣 1003	山形県	無雪期のみ
雨量計	菅里	菅里字菅野 299	山形県	海浜自然の家
水位観測	尻引	遊佐字高砂	山形県	月光川
水位観測	吹浦	菅里字菅野	山形県	月光川
水位観測	豊岡	豊岡字宮ノ後	山形県	日向川
水位観測	庄内高瀬川	北目字宮ノ下	山形県	庄内高瀬川

４　情報活用能力の向上

山形県河川・砂防情報システム、気象庁ホームページ、山形県防災行政無線などから入手した情報により、適切な意思決定に結びつけられるよう情報の読み取り・判断能力を研修、自己研鑽により向上させるものとする。

５　関係機関との情報収集伝達体制の整備

正確かつ迅速な情報収集伝達を行うため、日頃から気象官署等の関係機関との連絡体制を整備する。

○山形地方気象台　　山形市緑町一丁目５-77　　(0236) 22-2262
○酒田河川国道事務所　　酒田市上安町一丁目４－１　　(0234) 27-3331

第８節　消防団の活動体制の整備

１　目的

大規模災害時には、遊佐町においては消防団の果たす役割は極めて大きい。風水害時には水防隊としての活動にあたるため、普段からその体制・活動内容・方法に習熟しておくことが必要である。

２　対策

対策の種類	担　当　課
活動要領、活動内容への習熟	総務課
自主防災組織、住民等との協力体制の整備	総務課
消防団活動に必要な資機材等の整備	総務課
水防体制の整備	地域生活課

３　活動要領、活動内容への習熟

第２編「震災対策計画」第２章「災害応急対策計画」第７節「消防団の活動」に示す活動要領及び活動内容に習熟しておくものとする。

４　自主防災組織、住民等との協力体制の整備

消防団活動にあたっては、自主防災組織や住民の協力が重要である。そのため、日頃からその協力方法・体制について協議し、整備しておくものとする。

５　消防団活動に必要な資機材等の整備

第２編「震災対策計画」第２章「災害応急対策計画」第７節「消防団の活動」に必要な資機材等をそれぞれの地域の災害特性を考慮して整備するものとする。

なお、第２編「震災対策計画」第１章「災害予防計画」第 16 節「消防団の活動体制の整備」の５消防団活動に必要な消防力、消防水利、その他の資機材の整備を参照のこと。

６　水防体制の整備

⑴　水防活動体制の整備

ア　指定水防管理団体は、毎年出水期前に1回以上の水防訓練を行う。

イ　町は県等と協力し、河川又は海岸ごとに重要水防箇所、危険箇所等について、具体的な水防工法を検討しておく。

ウ　河川、砂防及び海岸施設等の公共施設管理者は、平時及び出水期の巡視はもとより、災害時における所管施設の緊急点検や応急復旧等を実施する体制を整備するとともに、必要な資機材の備蓄に努める。

⑵　水防団等の育成強化

ア　水防管理者は、平時から水防団、水防協力団体の研修及び訓練を実施するとともに、広報活動を行い、水防団組織等の充実と習熟に努める。

イ　水防管理者は、自主防災組織が常に有効に機能するようリーダーに対する研修を定期的に開催するとともに、防災訓練を実施する。

第９節　救助体制の整備

第２編「震災対策計画」第１章「災害予防計画」第９節「救助体制の整備」を準用する。

第 10 節　防災知識の普及計画

第２編「震災対策計画」第１章「災害予防計画」第３節「防災知識の普及計画」を準用

する。

第 11 節　地域防災力強化計画

第２編「震災対策計画」第１章「災害予防計画」第４節「地域防災力強化計画」を準用する。

第 12 節　ボランティア受け入れ体制整備計画

第２編「震災対策計画」第１章「災害予防計画」第５節「ボランティア受け入れ体制整備計画」を準用する。

第 13 節　防災訓練

第２編「震災対策計画」第１章「災害予防計画」第６節「防災訓練」を準用する。

第 14 節　要配慮者対策

第２編「震災対策計画」第１章「災害予防計画」第８節「要配慮者対策」を準用する。

第 15 節　災害対策本部体制等の整備

第２編「震災対策計画」第１章「災害予防計画」第 10 節「災害対策本部体制等の整備」を準用する。

第 16 節　動員体制の整備

第２編「震災対策計画」第１章「災害予防計画」第 11 節「動員体制の整備」を準用する。

第 17 節　情報管理体制の整備

第２編「震災対策計画」第１章「災害予防計画」第 12 節「情報管理体制の整備」を準用する。

第 18 節　情報通信手段等の整備

第２編「震災対策計画」第１章「災害予防計画」第 13 節「情報通信手段等の整備」を準用する。

第 19 節　広報体制の整備

第２編「震災対策計画」第１章「災害予防計画」第 14 節「広報体制の整備」を準用する。

第 20 節　医療救護体制の整備計画

第２編「震災対策計画」第１章「災害予防計画」第 17 節「医療救護体制の整備計画」を準用する。

第 21 節　重要道路確保体制の整備

第２編「震災対策計画」第１章「災害予防計画」第 18 節「重要道路確保体制の整備」を準用する。

第 22 節　緊急輸送体制の整備

第２編「震災対策計画」第１章「災害予防計画」第 19 節「緊急輸送体制の整備」を準用する。

第 23 節　給水体制の整備

第２編「震災対策計画」第１章「災害予防計画」第 20 節「給水体制の整備」を準用する。

第 24 節　食料供給体制の整備

第２編「震災対策計画」第１章「災害予防計画」第 21 節「食料供給体制の整備」を準用する。

第 25 節　生活物資供給体制の整備

第２編「震災対策計画」第１章「災害予防計画」第 22 節「生活物資供給体制の整備」を準用する。

第 26 節　ごみ、し尿処理体制の整備

第２編「震災対策計画」第１章「災害予防計画」第 23 節「ごみ、し尿処理体制の整備」を準用する。

第 27 節　防疫及び保健衛生体制の整備

第２編「震災対策計画」第１章「災害予防計画」第 24 節「防疫及び保健衛生体制の整備」を準用する。

第 28 節　災害町民相談・り災者のメンタルケア体制の整備

第２編「震災対策計画」第１章「災害予防計画」第 25 節「災害町民相談・り災者のメンタルケア体制の整備」を準用する。

第 29 節　災害救助法等への習熟

第２編「震災対策計画」第１章「災害予防計画」第 26 節「災害救助法等への習熟」を準用する。

第 30 節　防災業務施設の整備

第２編「震災対策計画」第１章「災害予防計画」第 30 節「防災業務施設の整備」を準用する。

第２章　災害応急対策計画

第１節　災害対策本部

１　計画の概要

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策を強力に推進するため設置される災対本部の組織及び運営等並びに防災関係機関の活動体制について定める。

２　遊佐町災害対策本部組織図

【資料１】　　遊佐町災害対策本部組織図

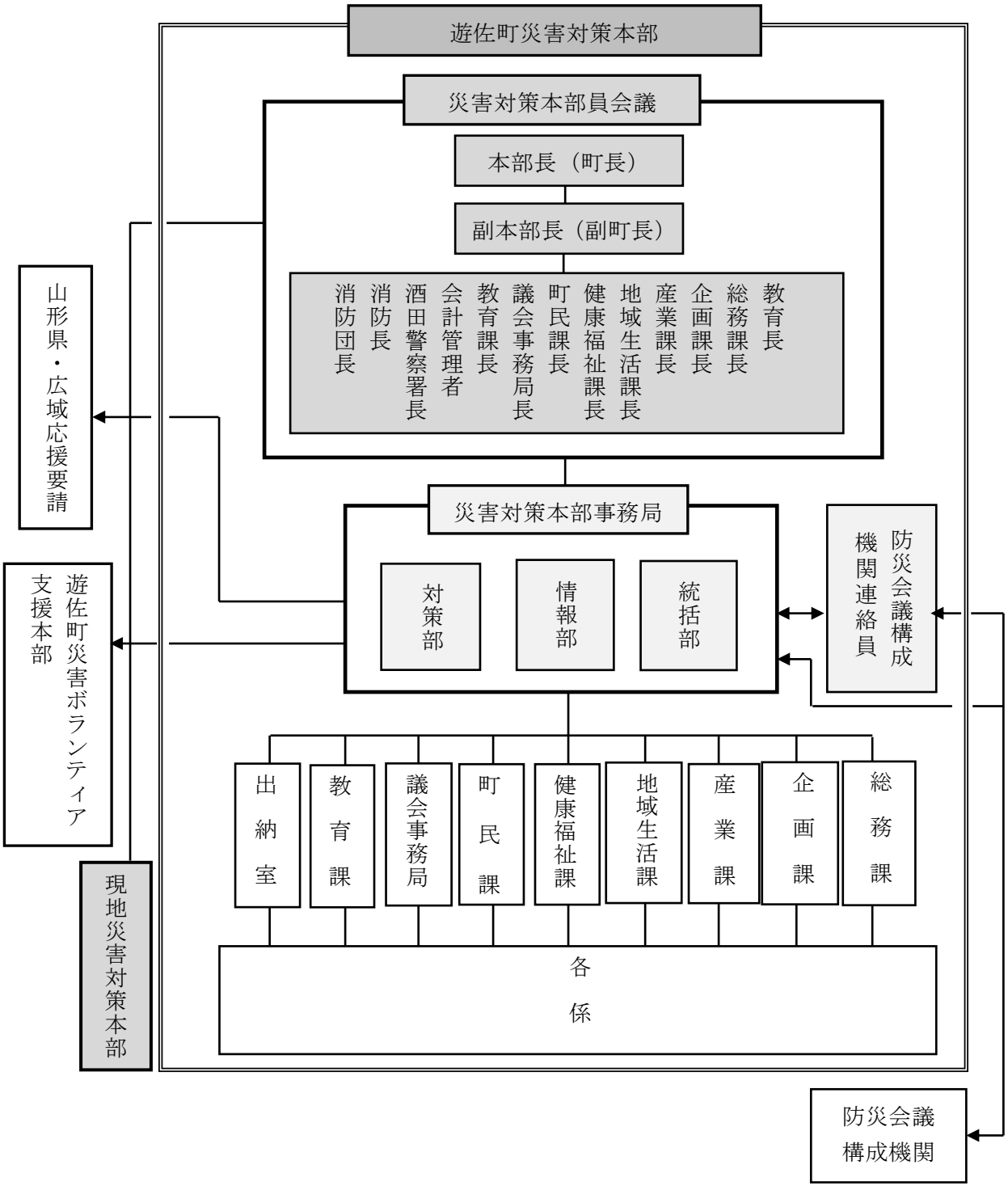

3　遊佐町災害対策本部の設置

⑴　設置基準

ア　町長は、次の基準により災対本部を設置し、又は廃止する。

設置基準	1　各警報の１以上が遊佐町を含む地域に発表され、かつ、現に災害が発生しつつあり又は相当規模の災害が発生するおそれのあるとき。 2　町に気象等に関する特別警報(大雨［浸水害・土砂災害］、暴風、波浪、高潮、大雪、暴風雪)が発表されたとき。 3　町全域に大災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき並びに全域でなくても、被害が特に甚大と予想されるとき。 4　その他、豪雨等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合であって、特に防災活動の推進を図る必要があると認められるとき。 5　町長が必要と認めたとき。
廃止基準	1　災害応急対策が概ね完了したとき。 2　その他必要が無くなったと認められるとき。

イ　町長に事故があるときは、副町長が、町長、副町長ともに事故があるときは、総務課長が本部を設置する。

⑵　設置場所

本部は、遊佐町防災センターに設置することとし、同庁舎が被災して設置できないときは、原則として次の場所に設置する。

ア　第１順位　遊佐町生涯学習センター

イ　第２順位　遊佐町民体育館

⑶　本部設置の庁内周知

本部を設置しようとするとき又は本部を設置した場合は､次により課等へ周知する。

ア　遊佐町防災センターに設置する場合　　庁内放送

イ　遊佐町防災センター以外に設置する場合

緊急連絡網による連絡及び役場及び遊佐町防災センター前への掲示

⑷　本部を設置又は廃止した場合の防災関係機関への連絡等

本部を設置しようとするとき又は本部を設置した場合は､次により課等へ周知する。

ア　総務課長は、次に掲げる機関に直ちにその旨を連絡する。

(ｱ) 庁内課等

(ｲ) 防災会議構成団体

(ｳ) 山形県庄内総合支庁

(ｴ) 隣接市

イ　企画課長は、報道機関に直ちにその旨を発表する。

⑸　防災会議連絡員の本部への派遣

本部が設置された場合、遊佐町防災会議構成機関等は、連絡調整等のため必要に応じ本部に職員を派遣し、本部と緊密な連携の下に、応急対策を実施する。

4　遊佐町災害対策本部の組織、運営等

⑴　本部の組織

本部は、本部員会議、本部事務局、防災会議構成機関連絡員及び課等で構成する。

⑵　本部員会議

ア　組織

(ｱ) 本部長　町長

(ｲ) 副本部長　副町長

(ｳ) 本部員　教育長、総務課長、企画課長、産業課長、地域生活課長、健康福祉課長、町民課長、議会事務局長、教育課長、会計管理者、酒田警察署長、消防本部消防長及び遊佐町消防団長

イ　召集

本部長は、災害対策に関する重要事項等の協議を行うため、必要に応じ本部員会議を招集する。災害対策本部に意見聴取・連絡調整のため関係機関等の出席を求めることができる。

ウ　所掌事務

(ｱ) 災害情報の総括に関すること。

(ｲ) 町の実施する災害応急対策等に関する基本的事項及び災害対策実施に関する重要な事項に関すること。

(ｳ) 町の課等が実施する災害応急対策の総合調整に関すること。

(ｴ) 災害応急対策及び災害復旧対策に係る国、県及び公共機関等他機関との調整のうち重要な事項に関すること。

(ｵ) その他災害対策上重要な事項に関すること。

エ　防災関係機関との合同会議

本部長は、必要に応じ関係行政機関、関係公共機関等に対して資料・情報の提供等の協力を求める。

⑶　本部事務局

大規模災害時における行政機能と地域需要との質・量のギャップを縮小し、限定した防災対応力の集中投入に関することを目的とする。

ア　事務局長　総務課長

イ　事務局次長　企画課長

ウ　事務局員　事務局機能を強化するため、次により統括部、情報部および対策部を設置する。

(ｱ) 統括部

・組織

部　長　総務課長

副部長　議会事務局長、出納室長

・所掌事務

本部の運営、危機対応方針決定の補佐、各部及び各課等への具体的な対応の指示及び総合調整、職員家族の情報収集

(ｲ) 情報部

・組織

部　長　企画課長

副部長　町民課長、教育課長

・所掌事務

災害情報の収集・整理、活動状況の記録、進行管理、伝送映像の収集・配信、

通信機器や通信回線の確保、広報活動

(ｳ) 対策部

・組織

部　長　地域生活課長

副部長　産業課長、健康福祉課長

・所掌事務

関係機関との連携・連絡調整

エ　応援職員の確保

各部長は、必要に応じ総務課と調整のうえ、担当課等以外の各課等から職員の応援を求めることができる。

オ　活動内容

事務局の活動に関する具体的な内容については、別途事務局活動マニュアルを定める。

⑷　防災会議構成機関連絡員

防災会議を構成する機関等は、本部との緊密な連携のもとに災害応急対策を実施するために、必要に応じ本部に職員を派遣する。

⑸　各課等

各課等の職員は、本部員会議又は本部事務局から指示を受けて、その事務分掌に係る災害応急対策に従事する。

５　現地災害対策本部

本部長は、土砂崩れ及び雪崩等により、局地的に人身被害、住家被害等が多数発生した場合は、必要に応じ被災地で災対本部の事務の一部を行う現地本部を置く。

⑴　設置期間

現地での主要な災害応急対策が概ね終了するまでの間又は現地本部設置の必要性がなくなったと認められるまでの間とする。

⑵　設置場所

災害現場又は被災地のまちづくりセンターに設置する。

⑶　現地本部の組織

ア　現地本部に現地本部長及び現地本部員を置く。

イ　現地本部長は、本部の副本部長（副町長）又は本部員のうちから本部長（町長）が指名する。

ウ　現地本部員は、本部事務局職員、各課等の職員のうちから本部長が指名する。

第２節　動員配備

活　動　概　要	本部事務局
【勤務時間外のみ】 自主参集	統括部
動員配備の区分の決定	
動員配備の伝達	
応援職員の要請	
【資料一覧】 資料１　風水害時の非常配備の基準 資料２　伝達系統図 資料３　職員の動員配備計画表	

【勤務時間外のみ】

１　自主参集

勤務時間外に風水害が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合、職員にあっては、テレビ・ラジオの気象情報及び管内降雨観測情報等を「風水害時の配備基準」及び「職員の配備計画表」に照らし、動員指令を待つことなく自己の判断により、直ちにあらゆる手段をもって所定の参集場所へ参集し、所定の活動に従事する。道路などが寸断され登庁することが困難な場合には、その地域に残り被害状況の収集にあたるものとする。

２　動員配備の区分の決定

⑴　動員配備の区分の決定

風水害が発生した場合あるいはそのおそれがある場合、総務課長は、資料１の「風水害時の配備の基準」を基に、町長、副町長、各課長等と協議し、動員配備の区分を決定する。

なお、迅速を要する場合は、在庁（又は連絡可能な）最上位意思決定者において専決する。

⑵　第１次配備下の活動

ア　総務課長は、気象情報、通報等を収集し、町長に報告するとともに、必要に応じ各課等及び支部に連絡しなければならない。

イ　地域生活課長は、雨量、水位、流量などに関する情報を収集し、異状な状況については、町長に報告するものとする。

ウ　各課長等は、必要に応じ関係係長を招集し、相互の情報を交換して客観情勢を判断し、当該情勢に対する措置を検討するものとする。

エ　配備につく関係職員は、各自の課に待機するものとし、各係長は連絡に即応して随時待機職員に対し、必要な指示（物資、資器材、車両等の点検整備）をするものとする。

⑶　第２次配備体制下の活動

ア　各課長等は、情報の収集、伝達体制を強化する。

イ　総務課長は、関係各課長等、係長との相互連絡を密にし、緊急措置について町長に報告し、必要な進言を行うものとする。

ウ　各課長等は次の措置をとり、その状況を総務課長に報告するものとする。

(ｱ) 係長及び係員を非常配備につかせる。

(ｲ) 装備、物資、資器材、機械、車輌、舟艇等を必要に応じて被害予想地にあらかじめ配備する。

(ｳ) 関係各係及び災害対策に関係ある外部の機関との連絡を密にする。

(ｴ) 各課長等は配置の方法及び所要人員等については、第２次配備からすみやかに第３次配備に切り替えられる体制を整備しておくものとする。

⑷　第３次配備体制下の活動

各課長は、災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を統括部長に報告するものとする。

【資料１】　　風水害時の配備の基準

種別	配　備　基　準	配　備　内　容	摘　要
第１次	各警報の１以上が遊佐町を含む地域に発表され、災害の発生が予想され警戒を必要とするとき。	災害に対する警戒体制をとると共に、小災害が発生した場合に、情報連絡活動を行う体制とする。	災害発生を警戒する組織として配備につくものである。
第２次	各警報の１以上が遊佐町を含む地域に発表され、かつ、現に災害が発生しつつあり、又は相当規模の災害が発生するおそれのあるとき。	上記の課のほか、関係各課の所要の人員をもって当るもので、事態の推移に伴い、すみやかに第３次配備に切り替えるものとする。	
第３次	⑴　町全域に大災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、並びに全域でなくても被害が特に甚大と予想されるとき。 ⑵　町に気象等に関する特別警報（大雨［浸水害・土砂災害］、暴風、波浪、高潮、大雪、暴風雪）が発表されたとき。 ⑶　その他、豪雨等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合であって、特に防災活動の推進を図る必要があると認めるとき。 ⑷　その他町長が必要と認めたとき。	所要の人員の全員をもって当たる。	必ず災対本部が設置される。

３　動員配備の伝達

第２編「震災対策計画」第２章「災害応急対策計画」第２節「動員配備」４動員配備の伝達を準用する。

なお、テレビ、ラジオ等の気象情報及び管内降雨観測情報等により「風水害時の配備基準」の状態になった場合には、職員は、「職員の配備計画表」に照らし、動員指令を待つことなく、自己の判断により行動するものとする。

４　応援職員の要請

第２編「震災対策計画」第２章「災害応急対策計画」第２節「動員配備」５応援職員の要請を準用する。

【資料３】　　職員の配備計画表

組織			配備計画			参集場所
課	係	人員	第１次	第２次	第３次	
総務課	総務係	5	△	△	○	庁舎
	財政係	3	△	△	○	庁舎
	情報統計係	3	△	△	○	庁舎
	危機管理係	3	○	○	○	庁舎
企画課	企画係	4	△	△	○	庁舎
	まちづくり支援係	3	△	△	○	庁舎
	観光物産係	3	△	△	○	庁舎
産業課	農業振興係	4	△	△	○	庁舎
	水産林業係	3	△	○	○	庁舎
	産業創造係	2	△	△	○	庁舎
	農地管理係	2	△	△	○	庁舎
地域生活課	土木係	4	D	○	○	庁舎
	管理係	4	D	○	○	庁舎
	環境係	2	△	○	○	庁舎
	上水道係	3	△	D	○	庁舎
	下水道係	3	△	D	○	庁舎
健康福祉課	子育て支援係	2	△	△	○	庁舎
	福祉介護保険係	5	△	△	○	庁舎
	国民健康保険係	4	△	△	○	庁舎
	健康支援係	11	△	△	○	庁舎
	遊佐保育園	8	△	△	○	勤務施設
	藤崎保育園	6	△	△	○	勤務施設
	吹浦保育園	6	△	△	○	勤務施設
	子どもセンター	3	△	△	○	勤務施設
町民課	町民係	5	△	D	○	庁舎
	課税係	7	△	D	○	庁舎
	納税係	3	△	D	○	庁舎
教育課	総務学事係	4	△	D	○	庁舎
	学校指導係	1	△	D	○	庁舎
	社会教育係	5	△	D	○	勤務施設
	文化係	4	△	D	○	庁舎
	蕨岡小学校	3	△	△	○	勤務施設
	遊佐小学校	3	△	△	○	勤務施設
	藤崎小学校	3	△	△	○	勤務施設
	高瀬小学校	2	△	△	○	勤務施設
	吹浦小学校	2	△	△	○	勤務施設
	遊佐中学校	1	△	△	○	勤務施設
	図書館	2	△	△	○	勤務施設
出納室	出納係	1	△	△	○	庁舎
議会事務局	議事係	1	△	△	○	庁舎

1　○印全員配備　D印２分の１配備（２分の１待機）　△印全員待機
2　待機とは平常勤務中又は帰宅後、所在を明確にして待つことをいう。
3　動員計画にない職員に当ては本部長の命に従うものとする。
4　庁舎勤務職員については、役場に登庁するものとし、外部施設勤務者はその施設に集合する。
　なお、道路等が寸断され指定された場所に集合することが困難な場合には、その地域に残り被害状況の収集等にあたるものとする。

第３節　気象予報及び降雨情報等の収集伝達

活　動　概　要	本部事務局
１．気象注意報・気象警報・特別警報等の受領・伝達	統括部 情報部
２．河川水位、独自観測雨量情報の収集分析	
３．異常現象を発見した者の措置	
【資料一覧】 資料１－１　気象注意報・警報・特別警報等伝達系統図 資料１－２　水防関係機関系統図 資料１－３　日向川水防警報連絡系統図 資料１－４　ダム放流による通信連絡系統図 資料２　町が気象予警報を受けたときの住民等への伝達経路 資料３－１　山形地方気象台が発表する注意報、警報の種類及び発表基準 資料３－２　特別警報の種類、気象警報等発表時における町や住民の対応例 資料３－３　山形地方気象台と県が共同して行う土砂災害警戒情報 資料３－４　庄内総合支庁が気象台と共同して行う水防活動用警報、注意報	

１　気象注意報・気象警報・特別警報・土砂災害警戒情報等の受領・伝達

⑴　宿日直員（庁舎委託警備会社）は、気象台発表の情報が気象警報及び気象等に関する特別警報であった場合又は県から非常配備基準に該当する情報等を受けた場合、直ちに危機管理係長にその旨を報告する。

⑵　危機管理係長は資料１により、県、その他の関係機関から通知される警報、注意報及び情報を受領したときは、資料２に従って当該警報を関係連絡先に伝達するとともに、庁内関係課長に対しても所要の伝達を行う。この場合、伝達の確実を期するため、特別警報、警報及び注意報については、伝達された原文のとおり伝達する。

⑶　各課長は、前項による通報を受けたときは、必要に応じてその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、関係先へ所要の連絡を行う。

【資料１－１】　　気象注意報・警報・特別警報等伝達系統図

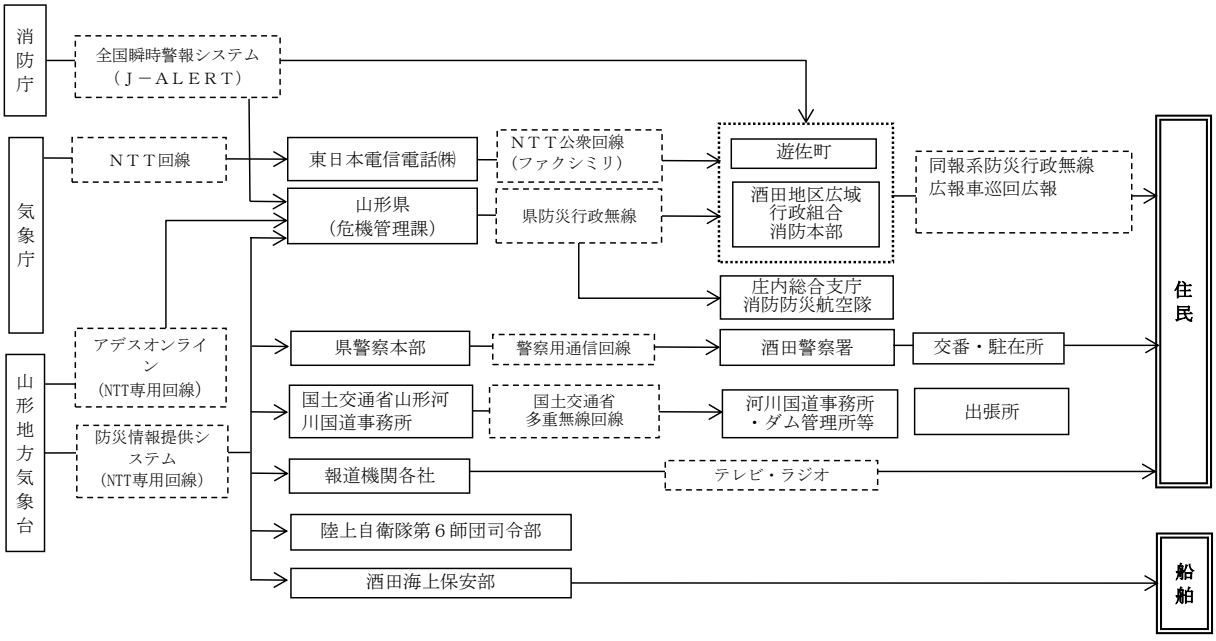

【資料１－２】水防関係機関系統図

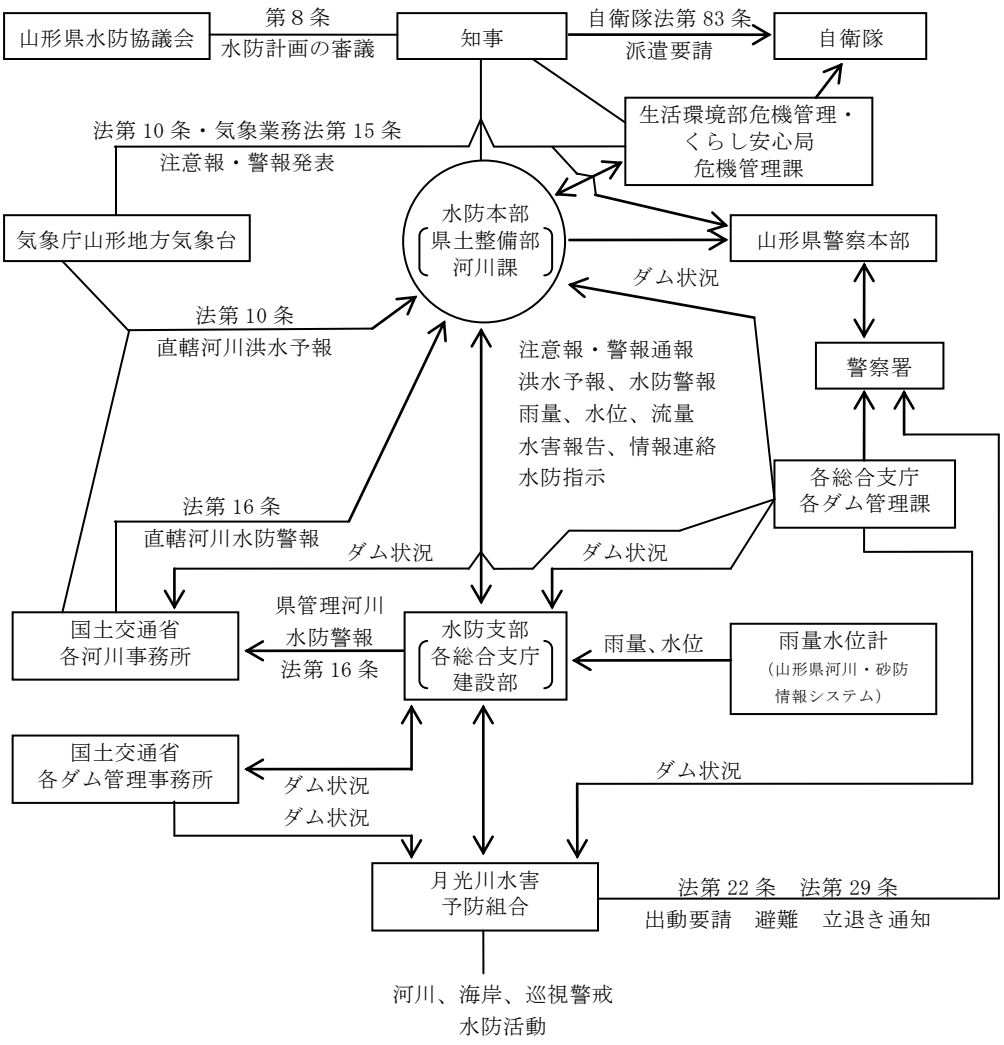

【資料１－３】　日向川水防警報連絡系統図

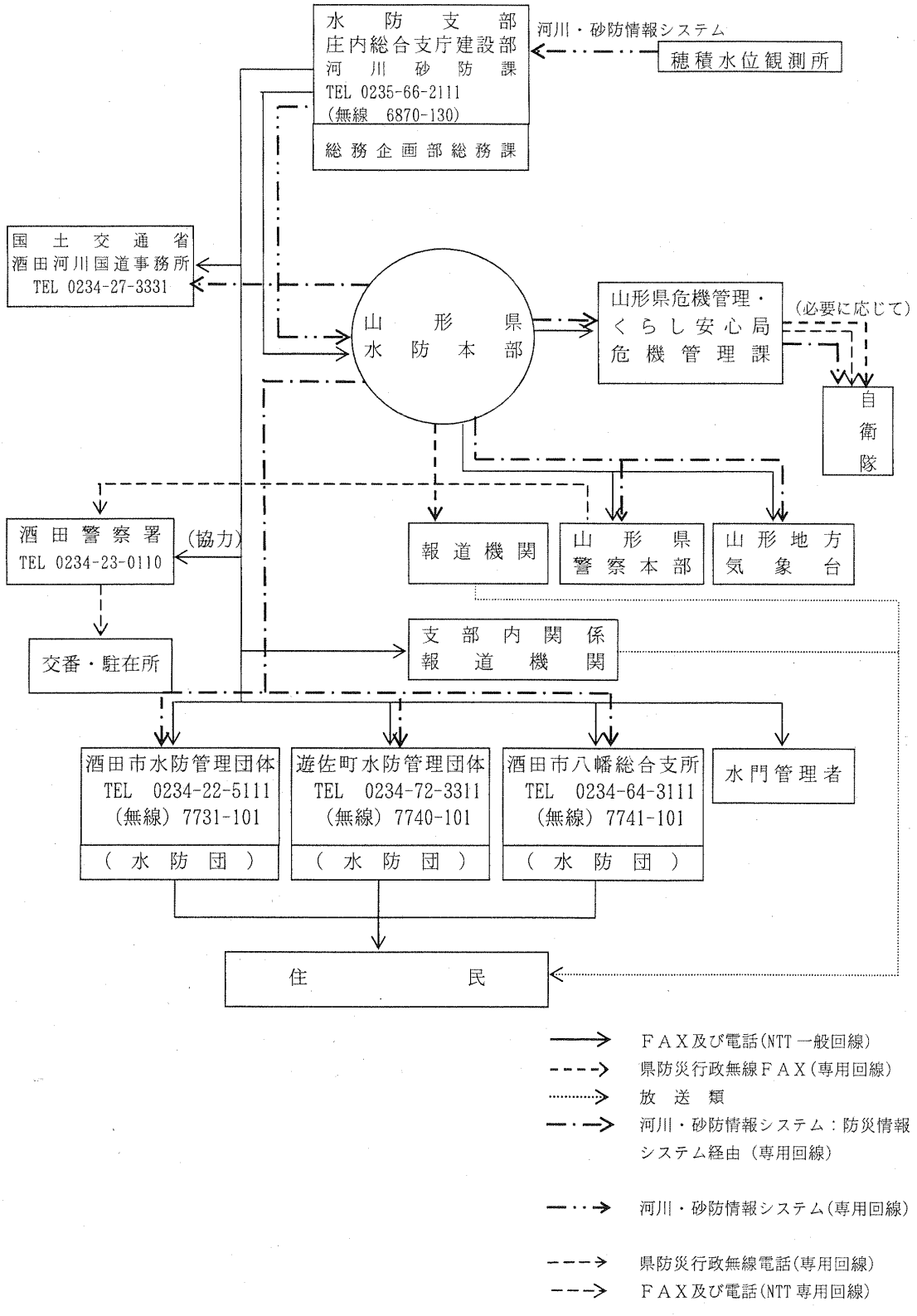

【資料１－４】　月光川ダム放流による通信連絡系統図

放流による通知の原則

ダムによって貯留された流水を放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認められる場合において、必要と認めるところに通知を行う。

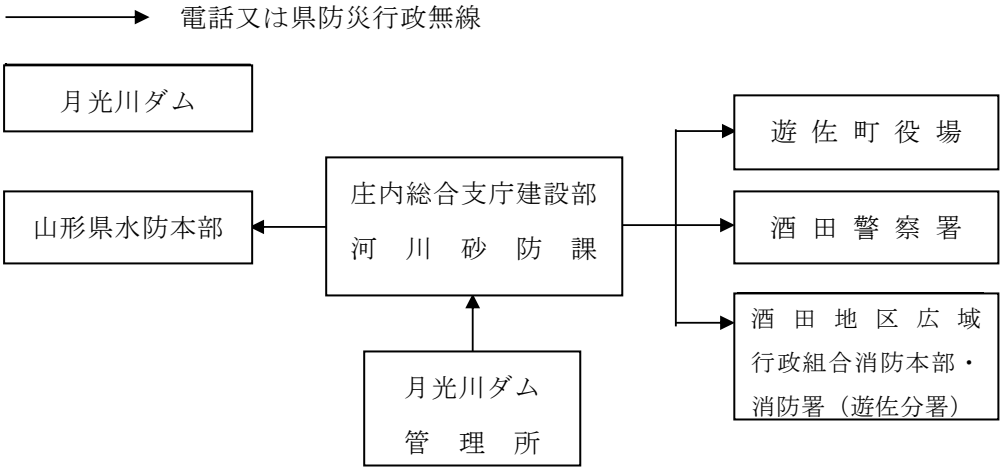

【資料２】　町が気象予警報を受けたときの住民等への伝達経路

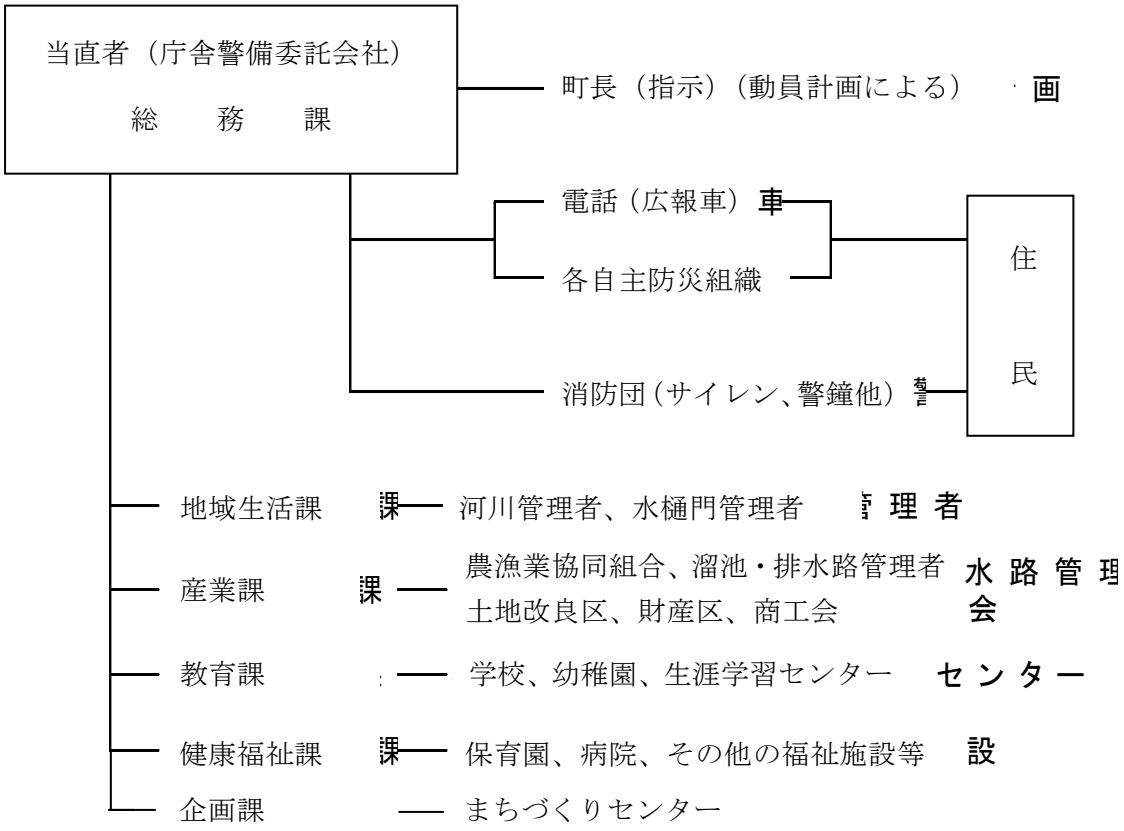

【資料３－１】　山形地方気象台が発表する注意報、警報の種類及び発表基準（遊佐町）

警報	大雨（浸水害）（土砂災害）	雨量基準			１時間雨量 60mm
		土壌雨量指数基準			124
	洪水	雨量基準			１時間雨量 60mm
		流域雨量指数基準			月光川流域 19
	暴風	平均風速（陸上・海上）			18m/s
	暴風雪	平均風速（陸上・海上）			18m/s　雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地		12 時間降雪の深さ 30cm
			山沿い		12 時間降雪の深さ 45cm
	波浪	有義波高			6.0m
	高潮	潮位			1.5m
注意報	大雨（浸水害）（土砂災害）	雨量基準			１時間雨量 40mm
		土壌雨量指数基準			89
	洪水	雨量基準			１時間雨量 40mm
		流域雨量指数基準			月光川流域 15
	強風	平均風速（陸上・海上）			12m/s
	風雪	平均風速（陸上・海上）			12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地		24 時間降雪の深さ 15cm
			山沿い		24 時間降雪の深さ 30cm
	波浪	有義波高			3.0m
	高潮	潮位			1.0m
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	濃霧	視程	陸上		100m
			海上		500m
	乾燥	ア 最小湿度 35%　　実効湿度 55% イ 降雨雪の場合を除き、実効湿度 70%、風速 10m/s 以上			
	なだれ	ア 山沿いで 24 時間降雪の深さ 30cm 以上で肘折（アメダス）の積雪 100cm 以上 イ 山形地方気象台の日平均気温５℃以上で肘折（アメダス）の積雪 180cm 以上 ウ 山形地方気象台の日最高気温５℃以上で肘折（アメダス）の積雪 300cm 以上 エ 12 月は日降水量 30mm 以上で肘折（アメダス）の積雪 100cm 以上			
	低温	夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが平年より４～５℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期：ア 最低気温が－７℃以下，又は－４℃以下で平均風速５m/s 以上のとき イ 日平均気温が－３℃以下で数日続くとき			
	霜	早霜，晩霜期におおむね最低気温２℃以下（早霜期は農作物の生育を考慮し実施する）			
	着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が－２℃より高い場合			
記録的短時間大雨情報		１時間雨量			100mm

記録的短時間大雨情報：数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を、観測、解析したときに、気象情報の一種として発表

土壌雨量指数　　：降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを、これまでに降った雨（解析雨量）と今後数時間に降ると予想される雨（降水短時間予報）等の雨量データから「タンクモデル」を用いて指数化したもの。

　このほかに、竜巻注意情報（竜巻、ダウンバースト等による激しい突風が発生しやすいと判断された場合に県下に発表）、土砂災害警戒情報（大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう県と気象庁が共同で発表する防災情報）がある。

【資料３－２】特別警報の種類、気象警報等発表時における町や住民の対応例

気象庁は、警報の発表基準をはるかに超える現象に対して「特別警報」を発表する。

町は、下表の例のように避難勧告・指示の判断材料などに活用するほか、直ちに住民に対し、防災行政無線、広報車の巡回、緊急速報メール等、消防団や自主防災組織による伝達周知の措置等により周知を図る。

［気象警報等発表時における町や住民の対応例］

<table>
<tr><th rowspan="2">町の対応</th><th rowspan="2">住民の行動</th><th colspan="8">気象警報等の種類</th></tr>
<tr><th colspan="3">大雨</th><th>暴風</th><th>高潮</th><th>波浪</th><th>大雪</th><th>暴風雪</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>（土砂災害）</td><td>（浸水害）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>・担当職員の連絡態勢確立
・気象情報や雨量の状況を収集
・注意呼びかけ
・警戒すべき区域の巡回</td><td>・気象情報に気をつける。
・テレビ、ラジオ、気象庁ＨＰなどから最新の気象情報を入手
・窓や雨戸など家の外の点検
・避難所の確認
・非常持出品の点検</td><td colspan="3">大雨注意報</td><td>強風注意報</td><td>高潮注意報</td><td>波浪注意報</td><td>大雪注意報</td><td>風雪注意報</td></tr>
<tr><td rowspan="3">・警報の住民への周知
・避難所の準備、開設
・必要地域に避難準備（要援護者避難）情報
・応急対応態勢確立
・必要地域に避難勧告・指示
・避難の呼びかけ
・特別警報が発表され非常に危険な状況であることの住民への周知
・直ちに最善を尽くして身を守るよう住民に呼びかけ</td><td rowspan="3">・避難の準備をする
・危険な場所に近づかない。
・日頃と異なったことがあれば、役場などへ通報
・暴風警報については、安全な場所に退避
・直ちに命を守る行動をとる。（避難所へ避難するか、外出することが危険な場合は家の中で安全な場所にとどまる）</td><td rowspan="3">土砂災害警戒情報</td><td>大雨警報（土砂災害）</td><td>大雨警報（浸水害）</td><td>暴風警報</td><td>高潮警報</td><td>高潮警報</td><td>大雪警報</td><td>暴風雪警報</td></tr>
<tr><td>大雨特別警報（土砂災害）</td><td>大雨特別警報（浸水害）</td><td>暴風特別警報</td><td>高潮特別警報</td><td>波浪特別警報</td><td>大雪特別警報</td><td>暴風雪特別警報</td></tr>
</table>

【資料３－３】山形地方気象台と県が共同して行う土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害発生の危険性を山形県河川・砂防情報システム（砂防系）による危険指標基準と山形地方気象台の降雨指標基準（土壌雨量指数基準）の組み合わせによって判定し、危険性が非常に高まると予想される場合に、市町村による避難勧告や防災活動等の災害応急対応、住民の自主避難が適時適切に行われるよう、その対象となる市町村名（一部、市を細分化）を指定して発表する。

【資料３－４】庄内総合支庁が気象台と共同して行う水防活動用警報、注意報

種類	発表基準
日向川 洪水注意報	洪水によって災害の発生するおそれがある場合 具体的には基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに上昇が予想されるとき。
日向川 洪水警報	溢水、氾濫等により国民経済上重大な損害が生ずるおそれがある場合 具体的には基準地点の水位が避難判断水位に達し、さらに上昇が予想されるとき又ははん濫危険水位を越えると予想されるとき。

２　河川水位、県内雨量情報等の収集分析

山形県河川・砂防情報システム、国土交通省川の防災情報、気象庁ホームページ、町内の現場などから得られる情報を災対本部において収集、分析する。

３　異常現象を発見した者の措置

⑴　異常現象を発見した者は、町長、警察官又は海上保安官に通報する。

⑵　異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察官又は海上保安官は、直ちに町長に通報するとともに､それぞれの酒田警察署あるいは海上保安部に連絡するものとする。

⑶　上記⑴、⑵によって、異常現象を承知した町長は、次の系統により必要な連絡を実施するとともに、適切な処置をとる。

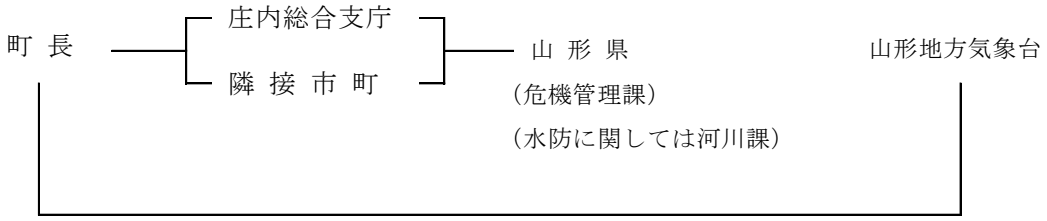

（注）　異常現象とは、竜巻、強い降雹、強い突風、噴火現象、津波の前兆である海面の急激な低下がみられたとき、また、堤防に小さな水もれがあり、放置すれば決壊のおそれがあるとき等の災害が発生するおそれがある有力な兆候をいう。

第４節　情報管理

活　動　概　要	本部事務局
警戒避難活動に係わる情報の収集と報告	統括部 情報部
住民等からの通報等への対応	情報部

１　勤務時間外における警戒避難活動に係わる災害情報の収集と本部での集約

⑴　宿日直員（警備保障）がとるべき対応

宿日直員は、県（庄内総合支庁）又はＮＴＴより気象情報の非常配備に該当する連絡を受けた場合、直ちに危機管理係長にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

⑵　収集情報

警戒避難活動期において収集すべき情報は、「警戒避難活動の判断情報」とする。

⑶　収集方法

ア　降雨情報の収集

(ｱ) 山形地方気象台、

(ｲ) 山形県（庄内総合支庁）

イ　河川水位、災害事象に関する情報の収集

(ｱ) 山形県河川・砂防情報システム等により収集するほか、担当職員は直接河川へ赴き、河川の水位等情報を収集する。

現地収集した情報は、直ちに防災行政無線により情報部に報告する。

(ｲ) 担当以外の町職員においても、参集途上に収集した情報は参集後直ちに情報部に報告する。

(ｳ) 水防団は、所定の任務分担に基づき、警戒避難活動に係わる情報を収集し、電話又は無線を用いて本部へ報告する。

(ｴ) 町及び消防本部への住民からの通報も判断材料とする。

２　勤務時間内における警戒避難活動に係わる災害情報の収集と本部での集約

「勤務時間外」の(2)、(3)を準用する。

３　警戒避難活動に係わる情報に基づく意思決定及び情報の共有化

⑴　統括部においては、降雨情報、河川水位情報、潮位情報、災害事象に関する情報を分析し、警戒の呼びかけ、避難準備の呼びかけ、避難の勧告等の必要性の有無を判断し、在庁（又は連絡可能）最上位意思決定者へ進言する。

⑵　在庁（又は連絡可能）最上位意思決定者は、その進言をもとに意思決定を行う。

⑶　これらの情報については、本部員、本部事務局各部において（適宜、全職員においても）共有化を図り、活動に統一性を与える。

４　警戒避難活動に係わる情報の県への報告

町内における降雨の状況、災害事象の状況、警戒避難活動の状況等を県に対し適時報告する。

第２編「震災対策計画」第２章「災害応急対策計画」第３節「情報管理」４人命に係る災害情報の県等への迅速な報告を準用する。

５　住民等からの通報等への対応

第２編「震災対策計画」第２章「災害応急対策計画」第３節「情報管理」５住民等からの通報等への対応を準用する。

第５節　避難の勧告等及び避難所の開設等

活　動　概　要	本部事務局
避難準備・高齢者等避難開始	統括部 情報部
避難の勧告又は避難指示（緊急）	
警戒区域の設定	
避難の勧告又は避難指示（緊急）及び警戒区域を設定した場合の報告	
避難誘導及び移送	対策部
避難所の開設	統括部 対策部
学校、病院等の避難措置	対策部
帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供 避難準備・高齢者等避難開始及び避難の勧告又は避難指示（緊急）の解除 避難所の運営	統括部 情報部 対策部
【資料一覧】 資料１－２　避難所開設場所（建物）	

１　避難の勧告等

町、県及び防災関係機関は、災害情報を収集するとともに、所管区域内のパトロールを強化して、危険箇所の把握に努めることで、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）を適切なタイミングで発令する。

また、大規模な土砂災害が急迫している状況等、土砂災害警戒情報が伝達された場合には、町は、その情報を基に速やかに避難指示等を実施するものとする。

【集中豪雨等、洪水・土砂災害予測時の三類型避難情報】

集中豪雨や洪水・土砂災害予測時の避難情報については、事態が緊迫した際の混乱防止や被害軽減を図るため、以下の３種類の避難情報を発表・伝達を行う。

避難情報の種類	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備・高齢者避難開始	・要配慮者、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	・要配慮者、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、避難準備行動を開始
避難勧告	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害が発生する可能性が明らかに高まった状況	・通常の避難行動ができる者は、 ① 指定避難場所への移動 ② 自宅等から安全な場所への移動 ③ 近隣の高い建物への移動 ④ 建物内の安全な場所での退避 の内から選択

避難指示（緊急）	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・災害が発生した状況	・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、直ちに避難行動を完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

【集中豪雨等、洪水・土砂災害に関する避難情報を発表する基準】

風水害、土砂災害の際の避難等については、県及び気象庁による特別警報、土砂災害警戒情報、土砂災害危険度情報、河川水位等を参考とし、河川の目視状況や斜面崩壊・土石流の前兆現象等を踏まえ総合的な判断を行い発表する。

種別	発令の目安		
	河川氾濫等	内水氾濫等	土砂災害
避難準備・高齢者等避難開始	⑴　今後の雨量等により、河川が「氾濫注意水位」を超え、さらに水位が上昇することが予想されるとき。 ⑵　その他諸般の状況から避難準備を要すると認められるとき。	⑴　大雨洪水警報等が発せられ、避難の準備を要すると判断されたとき。 ⑵　小規模な浸水や道路冠水が発生し、被害が拡大するおそれがあるとき。 ⑶　その他諸般の状況から避難準備を要すると認められるとき。	⑴　大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土壌災害メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数を超過した場合 ⑵　数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準に達することが想定される場合 ⑶　大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が言及されている場合 ⑷　強い降雨を伴う台風が夜半から明け方に接近・通過することが予想される場合
避難勧告	⑴　今後の雨量等により、河川が「避難判断水位」を超えるおそれがあるとき。 ⑵　河川管理施設に異常（漏水・亀裂等）が確認されたとき。 ⑶　その他人命保護上、避難勧告を要すると認められるとき。	⑴　大雨洪水警報又は記録的短時間大雨情報等が発せられ、避難を要すると判断されたとき。 ⑵　床下浸水や道路冠水が発生し、被害が拡大しているとき。 ⑶　その他人命保護上、避難勧告を要すると認められるとき。	⑴　土砂災害警戒情報が発表された場合 ⑵　大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合 ⑶　大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ⑷　土砂災害の前兆現象(湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等)が発見された場合

避難指示（緊急）	⑴　状況がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫したとき、又は危険区域に残留者がいるとき。 ⑵　町に、大雨特別警報が発表されたとき。 ⑶　堤防の越流、決壊等、河川が氾濫したとき。 ⑷　その他緊急に避難する必要があると認められるとき。	⑴　床上浸水が発生し、被害が拡大しているとき。 ⑵　町に、大雨特別警報が発表されたとき。 ⑶　その他人命保護上、避難指示を要すると認められるとき。	⑴　土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒情報を補足する情報で土砂災害警戒情報の基準を実況で超過した場合 ⑵　土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 ⑶　土砂災害が発生した場合 ⑷　山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合 ⑸　避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要があるとき。

※　河川の各水位は山形県河川・砂防情報システムを参照

2　避難の勧告等を実施する一般基準

⑴　気象台から豪雨、台風、高潮、地震、津波、火山等災害に関する警報及び特別警報が発せられ避難を要すると判断されるとき。

⑵　関係官公署から豪雨、台風、高潮、地震、津波、火山等災害に関する通報があり避難を要すると判断されるとき。

⑶　河川が警戒水位を突破し、洪水のおそれがあるとき。

⑷　総雨量が多く、かつ強い雨が続くとき、又は時間雨量が特に多いとき。

⑸　河川の上流の地域が水害を受け、下流の地域に危険があるとき。

⑹　地すべり、山崩れ等により著しい危険が切迫しているとき。

⑺　火災が拡大するおそれがあるとき。

⑻　火山の噴火・危険物等の爆発のおそれのあるとき。

⑼　豪雪、なだれ等により著しい危険が切迫しているとき。

⑽　その他突発的な災害

水位、潮位一覧表

河川名	量水標	所在場所	水防団待機水位（指定水位）	氾濫注意水位（警戒水位）	避難判断水位（特別警戒水位）	氾濫危険水位（危険水位）
日向川	穂積	酒田市穂積	3.1m	4.3m	4.9m	5.6m
月光川	尻引	遊佐町遊佐	2.2m	2.9m	3.1m	3.4m
月光川	吹浦	遊佐町菅里	1.9m	2.8m	3.0m	3.1m
庄内高瀬川	庄内高瀬川	遊佐町北目	1.8m	2.4m	3.1m	3.5m
吹浦港			注意報：平均海面上1.0m以上のとき。 警　報：平均海面上1.5m以上のとき。			

3　避難の勧告等の伝達、周知

第２編「震災対策計画」第２章「災害応急対策計画」第８節「避難の勧告等及び避難所の開設等」２避難の勧告等の伝達、周知を準用する。

4　警戒区域の設定

第２編「震災対策計画」第２章「災害応急対策計画」第８節「避難の勧告等及び避難所の開設等」３警戒区域の設定を準用する。

5　避難勧告等又は警戒区域を設定した場合の報告

第２編「震災対策計画」第２章「災害応急対策計画」第８節「避難の勧告等及び避難所の開設等」４避難勧告等又は警戒区域を設定した場合の報告を準用する。

6　避難誘導及び移送

第２編「震災対策計画」第２章「災害応急対策計画」第８節「避難の勧告等及び避難所の開設等」５避難誘導及び移送を準用する。

なお、浸水想定区域内の要配慮者施設（公共施設）は下表のとおりであり、ほか民間介護施設等も含め避難準備・高齢者等避難開始情報の段階から個別に連絡する。

No	施設名称	所在地	電話番号
1	杉の子幼稚園	遊佐字高砂83	72-2345
2	遊佐町総合福祉センター	遊佐字田子1	72-4715

7　地域ごとの避難所等への避難方法

住民等は各地区又は一集落の単位ごとに避難先、避難経路及び誘導責任者を決めておき、避難勧告等が発令された場合に混乱しないで避難できるよう定めておく。

また、避難の誘導は、地域住民と自主防災組織が警察官、消防機関の職員及び消防団員の協力を得て行うものとし、町は、あらかじめ避難所等に誘導員を配置して住民等の誘導に努める。

→　資料編　資料 22　災害危険個所等　参照

8　避難所の開設

第２編「震災対策計画」第２章「災害応急対策計画」第８節「避難の勧告等及び避難所の開設等」６避難所の開設を準用する。

9　学校等における避難措置

避難の必要がある場合、小、中、高等学校及び幼稚園、その他学校教育法の受ける教育施設並びに保育所（以下「学校等」という。）の管理責任者は、次により児童生徒を迅速、適切に避難させる。

⑴　学級担任教職員等により、人員の確認と同時に職員の手分けにより校舎内を巡回し、残留している児童生徒の有無のほか、火気の始末等を確認する。

⑵　学校長等は、警報の発令等の情報を収集、把握し、校外避難の必要を認めたときは、次により所定の避難場所に誘導し収容する。

ア　避難誘導方法

避難行動にあたっては、学級単位又はでき得る限り小集団に区分し、集団ごとに教職員を配置し、学級クラス委員等を活用して、避難途中における脱落者のないよう配意しながら実施するものとし、特に次の事項について留意する。

イ　避難所に収容後の措置

学校長等は、所定の避難所に児童生徒を収容した場合、速やかに保護者に連絡する。

また、災害の状況等から解散、帰宅させる場合は、保護者の連絡をまって引き渡

すことを原則とする。

10　病院等における避難措置

第２編「震災対策計画」第２章「災害応急対策計画」第８節「避難の勧告等及び避難所の開設等」８病院等における避難措置を準用する。

11　帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供

第２編「震災対策計画」第２章「災害応急対策計画」第８節「避難の勧告等及び避難所の開設等」10 帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供を準用する。

12　避難の勧告等の解除

第２編「震災対策計画」第２章「災害応急対策計画」第８節「避難の勧告等及び避難所の開設等」11 避難の勧告等の解除を準用する。

13　避難所の運営

第２編「震災対策計画」第２章「災害応急対策計画」第９節「避難所の運営」を準用する。

【資料１－１】　避難所開設場所（建物）

No.	施設名	所在地	電話番号	主な対象地区	収容人員	給水・炊飯施設の有無		災害区分	
						給水	炊飯	浸水	土砂
1	蕨岡小学校	豊岡字花塚 29-1	72-2241	蕨岡	290	○	○	○	○
2	遊佐小学校	吉出字和田 13	72-2029	遊佐	370	○	○	○	○
3	藤崎小学校	江地字丁才谷地 31-4	76-2133	稲川、西遊佐	310	○	○	○	○
4	高瀬小学校	当山字堰中瀬 25-4	72-2206	高瀬	330	○	○	○	○
5	吹浦小学校	吹浦字西楯 9-6	77-2504	吹浦	300	○	○	○	○
6	遊佐中学校	小原田字上川原 18-1	72-2820	蕨岡、遊佐	770	○	○	○	○
7	県立遊佐高等学校	遊佐字堅田 21-2	72-3422	遊佐	370	○		○	○
8	遊佐町生涯学習センター	遊佐字鶴田 52-2	72-2236	遊佐	200	○	○	○	○
9	蕨岡まちづくりセンター	豊岡字下和田 31-3	72-2231	蕨岡	100	○	○	○	○
10	稲川まちづくりセンター	増穂字大坪 25-2	76-2110	稲川	120	○	○	○	○
11	西遊佐まちづくりセンター	藤崎字千代ノ藤 2-2	75-3822	西遊佐	210	○	○	○	○
12	高瀬まちづくりセンター	当山字上山崎 17-4	72-2937	高瀬	110	○	○	○	○
13	吹浦防災センター	吹浦字布倉 10-1	77-2503	吹浦	140	○	○	○	○
14	杉沢比山伝承館	杉沢字中田 1	72-2233	蕨岡	200	○	○	○	
15	しらい自然館	白井新田字見晴野 21	72-2069	遊佐	310	○	○	○	○
16	町民体育館	遊佐字鶴田 29-2	72-5454	遊佐	600	○		○	○
17	菅里体育館	菅里字菅野 7-2	77-3727	高瀬	350	○		○	○
18	遊佐保育園	遊佐字五所ノ馬場 4-1	72-2248	遊佐	50	○	○	○	○
19	藤崎保育園	増穂字西田 96	76-2008	稲川、西遊佐	50	○	○	○	○
20	遊佐町防災センター	遊佐字舞鶴 211	72-3311	遊佐	50	○	○	○	○
計	20 施設				5,230 人				

【資料１－２】　福祉避難所

No.	施設名	所在地	電話番号	収容人員	災害区分	
					浸水	土砂
1	特別養護老人ホーム松濤荘	菅里字菅野南山 7-1	76-2103		○	○
2	山形県立吹浦荘	菅里字菅野南山 21-14	76-2516		○	○
3	障がい者支援施設月光園	当山字上戸 8-1	72-5611		○	○
4	特別養護老人ホームゆうすい	遊佐字木ノ下 2	71-2133		○	○
5	地域密着型小規模 特別養護老人ホームにしだて	吹浦字西楯 23-9	71-6061		○	○
6	遊佐町子どもセンター	遊佐字広表 6-8	72-5858		○	○

第６節　広報

活　動　概　要	本部事務局
基本方針	統括部 情報部
町が実施する広報	
その他 【資料一覧】	

１　基本方針

警戒避難活動期には、人命の安全確保、人心の安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報を優先する。

２　町が実施する広報

⑴　危険地域住民への警戒呼びかけ、避難準備・高齢者避難開始、避難の勧告又は避難指示(緊急)の伝達

風水害による危険が接近したと判断される場合において、危険地域住民に対し迅速に実施する。

⑵　危険の予想される地域住民等への活動喚起・行動指示

ア　警戒呼びかけ

イ　避難準備・高齢者避難開始・避難勧告及び避難指示示(緊急)の伝達

ウ　隣近所等の災害時要配慮者の安否確認の喚起・指示

エ　避難の際の安全確保（ブレーカー遮断、ガス元栓閉止等）

⑶　地区別の避難所

⑷　混乱防止の呼びかけ（不確実な情報にまどわされない。テレビ・ラジオから情報を入手するようになど）

⑸　その他

上記のほか、広報担当者は、統括部と緊密な連絡を図り、住民等からの通報内容のモニター結果及び担当職員等が把握した災害情報等から、住民等の情報ニーズを分析し、それに即応した広報を実施する。

３　広報手段

町の実施する広報は、サイレン吹鳴装置（無線)、広報車、町職員・消防団・自主防災組織等による口頭などにより周知する。

特に、風雨により放送が聞き取りにくいことから、危険の予想される地域では、広報車による呼びかけを徹底する。

（警戒避難活動期の広報案文については、資料編資料-19 を参照）

４　その他

第２編「震災対策計画」第２章「災害応急対策計画」第５節「広報」を準用する。

第７節　救出活動

活　動　概　要	本部事務局
救　出	消防団 対策部 消防本部
その他	

１　救出対象者

災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者で、次のような状態にある者

⑴　火災時に火中に取り残された者
⑵　災害の際に水と共に流されたり、又は孤立した地点に取り残された者
⑶　倒壊家屋の下敷きになった者
⑷　山津波、地すべり等により生き埋めになった者
⑸　大規模な爆発、交通事故による集団的大事故の発生のため救出を要する者

２　救出活動

風水害時において救出を要する者が生じた場合、本部長の指示により救出隊を設置する。

⑴　救出隊の人員は、災害の規模により本部長が指示する。
⑵　救出活動は、消防署、所轄警察署等の関係機関と十分な連携を図り実施する。
⑶　緊急に救出を要する住民が多数であり、救出隊等において救出が困難と認められるときは、県本部に自衛隊の派遣要請を依頼する。
（第 10 節「自衛隊の派遣要請」を参照）

→　【資料１】　町内土木建設業者一覧表
→　【資料２】　関係警察機関一覧表

３　その他

第２編「震災対策計画」第２章「災害応急対策計画」第６節「救出活動」を準用する。

第８節　消防団の活動

活　動　概　要	本部事務局
風水害時における消防団の活動	消防団
消防本部・消防署との連携	統括部 消防団
【資料一覧】	

１　風水害時における消防団の活動

⑴　消防団の警戒避難活動は、それぞれの担当区域での防災活動により対応し、特定の地域で大規模災害の危険が拡大した場合などは、「集中防ぎょ（団の防災力の集中的な運用による防災活動）」により対応する。

⑵　自主防災組織、住民等との協力

大規模な風水害時には、消防団の力だけでは対応できない。

そのため、自主防災組織、住民等の協力を得て対応する。

⑶　優先する活動

それぞれの地域の事情で異なるが、警戒避難活動期においては、概ね以下の活動を優先する。

ア　危険地域における警戒巡視

イ　危険地域住民等に対する警戒の呼びかけ

ウ　危険地域住民等に対する避難準備・高齢者等避難開始の呼びかけ及び避難の勧告・指示(緊急)の伝達

エ　危険地域住民等に対する隣近所等の要配慮者の安否確認の喚起・指示

オ　避難誘導、要配慮者の保護・移送

カ　その他の二次災害危険（プロパンガスボンベ流出防止など）に対する警戒の呼びかけ

⑷　上記以外の活動については、「遊佐町水防計画」による。

２　消防分団詰所等への参集

風水害が発生した場合、消防団員にあっては、「風水害時の職員の配備基準」を参考に、動員指令を待つことなく自己の判断により、直ちにあらゆる手段をもって所定の場所へ参集し、「警戒避難活動の判断情報」（特に、担当区域の降雨、河川水位、低地冠水、小崩壊等の状況）の収集、危険箇所の警戒巡視に従事する。

団長・副団長は災対本部に参集する。各分団の幹部は分団詰所に参集する。

参集途上においては、可能な限り上記「警戒避難活動の判断情報」を収集し、災対本部に報告する。

３　自主防災組織、住民等に対する注意喚起・活動協力要請

消防団の担当者は、自主防災組織の役員や住民に対し災害への注意を促すとともに、状況に応じて避難の準備、避難、避難誘導、家族や隣近所の要配慮者の保護・移送などに協力するよう要請する。(必要に応じて、ハンドマイク等で当該活動に協力従事するよう喚起する)

上記活動は、危険地域を有する消防分団等においては、特に重視するものとする。

４　救出活動

第７節「救出活動」を参照のこと。

５　避難誘導

⑴　浸水あるいは土砂災害危険の接近により、町民避難の必要性が生じたときは、これを町民に伝達するとともに、町職員、自主防災組織と連携をとりながら、安全な場所に避難誘導させる。

⑵　避難勧告等又は警戒区域の設定による避難誘導についても上記⑴の要領による。

→　第５節「避難の勧告等及び避難所の開設等の活動」

６　消防本部・消防署との連携

第２編「震災対策計画」第２章「災害応急対策計画」第７節「消防団の活動」８消防本部・消防署との連携を準用する。

第９節　水防活動

活　動　概　要	本部事務局
計画の概要 活動体制 巡視及び警戒 出動 水防作業 災害発生時の処理	消防団 統括部 対策部

１　計画の概要

洪水又は高潮、波浪等による風水害が発生し、又は発生が予想される場合に、水防管理団体等がこれを警戒・防御し、被害を軽減するための水防活動について定める。

詳細は、「遊佐町水防計画」による。

２　活動体制

⑴　町（組合）に水防本部を置き、その事務を行う。

⑵　町（組合）の水防隊は、消防団の組織をもってこれにあてる。

【水防警報に基づく活動等】

種類	内容	発表基準
待機	水防団員の足留を行う。	水位が水防団待機水位（指定水位）に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められたとき。
準備	水防資機材の準備点検・水門等の開閉の準備・水防団幹部の出動等に対するもの。	雨量・水位・流量・その他の河川状況等により必要と認められるとき。
出動	水防団員の出動を通知するもの。	水位・流量・その他の河川状況等により氾濫注意水位（警戒水位）を越え又は越えるおそれがあり、 なお増水が予想されるとき。
解除	水防活動の終了を通知するもの。	水防作業の必要がなくなったとき。

３ 巡視及び警戒

⑴　巡視

随時区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求める。

⑵　非常警戒

水防警報が発令された場合、水防区域の監視及び警戒を厳にし、現在工事中の箇所及び既住災害箇所、その他特に必要な箇所を重点的に巡視するとともに、特に次の状態に注意し、異常を発見した場合は直ちに水防支部に連絡すると共に水防作業を開始する。

ア 裏法の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
イ 表法で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
ウ 天端の亀裂又は沈下
エ 堤防の越水状況
オ 樋門の両柚又は低部よりの漏水と扉の絞り具合
カ 橋梁その他の構造物との取り付け部分の異常

4　出動

⑴　水防本部長は、水防警報が発せられ、又は管内の河川が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他必要と認めた場合は、その状況に応じ概ね次の区分により、水防隊に出動命令を発令し警戒配置につかせる。

区　　分	内　　容
第１種出動命令	水防警報が発令され、又は区域内の河川が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他必要と認めた場合は、その状況に応じ活動に必要な一部の隊員を招集する場合
第２種出動命令	関係区域に所属する全部の隊員を招集する場合

⑵　出動の区域、区分、時期及び待機等具体的な事項は、本部長がこれを指示する。

⑶　担当分隊長は、本部長より特に出動の命令がない場合でも、その担当区域内に水害が発生するおそれがあると認めたときは、必要な隊員を招集して警戒にあたらせ、又は待機を命じ、その他水防資材の点検準備をするなど機敏の措置をとり、その状況を水防本部に報告する。

5 水防作業

⑴　洪水時において堤防に異常が発生する時期は、洪水継続時間にもよるが、概ね水位が最大のとき、又はその前後である。

しかし、法崩れ、陥没等は通常減水時に生ずる場合が多い（水位が最大洪水位の３／４位に減水したときが最も危険)から､洪水が最盛期を過ぎても警戒を厳にする。

⑵　水防工法は、堤防の組成材料、流速、法面、護岸の状態等を考慮して最も有効で、しかも使用材料がその付近で入手しやすい工法を選定するが、当初に施工した工法で成果が認められないときは､これに代るべき工法を順次実施し､被害の防止に努める。

6 災害発生時の処理

⑴　堤防、溜池、樋門又は角落し等が欠壊した場合は、水防管理者、水防団長及び消防機関の長等は、できる限り被害の増大を防止するよう努める。

また、水防支部長は、その状況を水防本部、災害対策本部、その他必要な関係機関に急報するとともに、応援、指導、水防資材の補給をする。

⑵　この場合、水防管理者は直ちに次の処置をとる。

ア 居住者に対する立退き指示、避難誘導等

イ 水防支部、所轄国土交通省事務所、隣接水防管理団体及び酒田警察署への急報

⑶　安全配慮

水防活動にあたっては、団員自身の安全確保に留意し活動する。

ア　ライフジャケットの着用

イ　非常時でも利用可能な通信機器の携行

ウ　ラジオ等の携行

第 10 節　情報通信体制の確立

第２編「震災対策計画」第２章「災害応急対策計画」第４節「情報通信体制の確立」を準用する。

第 11 節　自衛隊の災害派遣要請

第２編「震災対策計画」第２章「災害応急対策計画」第 10 節「自衛隊の災害派遣要請」を準用する。

第 12 節　応援要請

第２編「震災対策計画」第２章「災害応急対策計画」第 11 節「応援要請」を準用する。

第 13 節　重要道路等の緊急確保

第２編「震災対策計画」第２章「災害応急対策計画」第 12 節「重要道路等の緊急確保」を準用する。

第 14 節　医療救護

第２編「震災対策計画」第２章「災害応急対策計画」第 13 節「医療救護」を準用する。

第 15 節　行方不明者・遺体の捜索、収容、処理、埋葬

第２編「震災対策計画」第２章「災害応急対策計画」第 14 節「行方不明者・遺体の捜索、収容、処理、埋葬」を準用する。

第 16 節　緊急輸送体制の確立

第２編「震災対策計画」第２章「災害応急対策計画」第 15 節「緊急輸送体制の確立」を準用する。

第 17 節　緊急給水体制の確立

第２編「震災対策計画」第２章「災害応急対策計画」第 16 節「緊急給水体制の確立」を準用する。

第 18 節　緊急食料供給体制の確立

第２編「震災対策計画」第２章「災害応急対策計画」第 17 節「緊急食料供給体制の確立」を準用する。

第 19 節　緊急生活物資供給体制の確立

第２編「震災対策計画」第２章「災害応急対策計画」第 18 節「緊急生活物資供給体制の確立」を準用する。

第 20 節　ボランティアとの連携、労務者の雇用等

第２編「震災対策計画」第２章「災害応急対策計画」第 19 節「ボランティアとの連携、労務者の雇用等」を準用する。

第 21 節　災害廃棄物、生活ごみの処理

第２編「震災対策計画」第２章「災害応急対策計画」」第 20 節「災害廃棄物、生活ごみの処理」を準用する。

第 22 節　し尿処理

第２編「震災対策計画」第２章「災害応急対策計画」第 21 節「し尿処理」を準用する。

第 23 節　保健衛生対策

第２編「震災対策計画」第２章「災害応急対策計画」」第 22 節「保健衛生対策」を準用する。

第 24 節　応急住宅対策

第２編「震災対策計画」第２章「災害応急対策計画」第 23 節「応急住宅対策」を準用する。

第 25 節　文教対策

第２編「震災対策計画」第２章「災害応急対策計画」第 24 節「文教対策」を準用する。

第 26 節　農林水産業対策

第２編「震災対策計画」第２章「災害応急対策計画」第 25 節「農林水産業対策」を準用する。

第 27 節　義援金品の受付、配分

第２編「震災対策計画」第２章「災害応急対策計画」第 26 節「義援金品の受付、配分」を準用する。

第 28 節　災害警備

第２編「震災対策計画」第２章「災害応急対策計画」第 27 節「災害警備」を準用する。

第 29 節　通信、電力、ガスの応急復旧等

第２編「震災対策計画」第２章「災害応急対策計画」第 28 節「通信、電力、ガスの応急復旧等」を準用する。

第 30 節　災害救助法の適用申請と運用

第２編「震災対策計画」第２章「災害応急対策計画」第 29 節「災害救助法の適用申請と運用」を準用する。

第３章　災害復旧・復興計画

第１節　災害町民相談

第２編「震災対策計画」第３章「災害復旧・復興計画」第１節「災害町民相談」を準用する。

第２節　公共施設の災害復旧

第２編「震災対策計画」第３章「災害復旧・復興計画」第２節「公共施設の災害復旧」を準用する。

第３節　災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金

第２編「震災対策計画」第３章「災害復旧・復興計画」第３節「災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金」を準用する。

第４節　災害弔慰金、見舞金、援護資金の支給

第２編「震災対策計画」第３章「災害復旧・復興計画」第４節「災害弔慰金、見舞金、援護資金等の支給」を準用する。

第５節　町税等の納税又は納付の緩和措置

第２編「震災対策計画」第３章「災害復旧・復興計画」第５節「町税等の納税又は納付の緩和措置」を準用する。

第６節　災害復興の基本方針

第２編「震災対策計画」第３章「災害復旧・復興計画」第６節「災害復興の基本方針」を準用する。

第５編　火山災害対策計画

第１章　災害予防計画

第１節　火山活動監視体制の整備

１　対策

対策の種類	担　当　課
火山活動に伴い予想される現象及び被害	総　務　課
鳥海山（火山）観測施設の状況	総　務　課
火山活動監視体制の整備	総　務　課

２　火山活動に伴い予想される現象及び被害

火山の噴火活動に伴い、一般的に予想される現象及び警戒すべき被害は、次のとおりである。

火山活動	概　　要
大きな噴石	爆発的な噴火によって火口から吹き飛ばされる直径50㎝以上の大きな岩石等は、風の影響を受けずに火口から弾道を描いて飛散して短時間に落下し、建物の屋根を打ち破るほどの破壊力を持っている。被害は火口周辺の概ね２～４ｋｍ以内に限られるが、過去、大きな噴石の飛散で登山者が死傷したり、建造物が破壊される災害が発生している。
火砕流 （火砕サージを含む）	高温の火山灰や岩魂、空気や水蒸気が一体となって急速に山体を流化する現象である。規模の大きな噴煙柱や溶岩ドームの崩壊などにより発生する。大規模な場合は、地形の起伏にかかわらず広範囲に広がり、通過地域を焼失、埋没させ、破壊力が大きく極めて恐ろしい火山現象である。流下速度は時速数十ｋｍから百数十ｋｍ、温度は数百℃にも達する。火砕流の先端部や周辺部は、火山灰や砂塵を含んだ爆風となっており、この部分を火砕サージと呼ぶ。破壊力、殺傷力は極めて強力で、掃過域の中で生き残ることは困難である。また、火砕流と違い成分の大部分が気体のため、地形の制約を受けることなく、尾根を乗り超えるなどして火砕流本体よりも広範囲に来襲する。（避難を検討する上では火砕サージを火砕流と区別する必要性は低く、このため、火砕流に含める。）
融雪型 火山泥流	積雪期の火山において噴火に伴う火砕流等の熱によって斜面の雪が融かされて大量の水が発生し、周辺の土砂や岩石を巻き込みながら高速で流下する現象。流下速度は時速60ｋｍを超えることもあり、谷筋や沢沿いをはるか遠方まで一気に流下し、広範囲の建物、道路、農耕地が破壊され埋没する等、大規模な災害を引き起こしやすい。
溶岩流	マグマが火口から噴出して高温の液体のまま地表を流れ下るもの。 通過域の建物、道路、農耕地、森林、集落を焼失、埋没させて完全に不毛の地と化す。地形や溶岩の温度・組成にもよるが、流下速度は比較的遅い。
火山泥流	火口湖の決壊などにより火山灰や礫などを含んだ泥水が斜面を流下する現象。
降灰後の 土石流	火山噴火により噴出された岩石や火山灰が堆積しているところに大雨が降ると土石流や泥流が発生しやすくなる。火山灰が積もったところでは、数ミリ程度の雨でも発生することがある。これらの土石流や泥流は、高速で斜面を流れ下り、下流に大きな被害をもたらす。
小さな噴石 ・降灰	噴火により噴出した小さな固形物のうち直径２ｍｍ以上のものを小さな噴石（火山れき）、直径２ｍｍ以下のものを火山灰といい、粒径が小さいほど火口から遠くまで風に流されて降下する。 小さな噴石は、火口から10ｋｍ以上遠方まで風に流されて降下する場合もあるが、噴出してから地面に降下するまでに数分から数十分かかることから、火山の風下側で爆発的噴火に気付いたら屋内等に退避することで小さな噴石から身を守ることができる。 火山灰は、時には数十ｋｍから数百ｋｍ以上運ばれて広域に降下・堆積し、農作物の被害、交通麻痺、家屋倒壊、航空機のエンジントラブルなど広く社会生活に深刻な影響を及ぼす。
岩屑流（岩なだれ）	火山の山体が、噴火や強い火山性地震などの衝撃により崩壊し、大量の砕けた岩片が大なだれとなって流下する現象である。
火山ガス	火山地域ではマグマに溶けている水蒸気や二酸化炭素、二酸化硫黄、硫化水素などの様々な成分が、気体となって放出される。ガスの成分によっては人体に悪影響を及ぼし、過去に死亡事故も発生している。

３　鳥海山（火山）観測施設の状況

常時観測施設

仙台管区気象台	地震計、空振計、GNSS、傾斜計、遠望カメラ
東北大学	地震計、
国土地理院	GNSS
防災科学技術研究所	地震計

４　観測体制の整備

効果的な警戒避難活動等が実施できるよう鳥海山の火山活動監視体制の整備・充実を国、県に働きかける。

また､火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて、５段階の噴火警戒レベルの導入を要請する。

⑴　観測の対象

火山の噴火は、噴火の前兆となる現象を高性能の観測機器を用いて継続的に観測することにより、ある程度予測することが可能である。

観測等の対象となる主な前兆現象は次のとおり

ア 火山性地震（微動）の多発

イ 鳴動、音響

ウ 火山周辺の地殻変動

エ 噴気、地熱、温泉等の温度や噴出（湧出）量の変化

オ 火口の火山ガス、昇華物（硫黄等）の変化

カ 動物の異常行動

⑵　観測体制の整備状況

鳥海山については、気象庁及び大学等により常時又は臨時の観測体制が敷かれ、観測が続けられている。

第２節　火山情報の収集伝達

１　対策

対策の種類	担　当　課
火山情報の種類と発表	総　務　課
火山情報の伝達系統	総　務　課

２　火山情報の種類と発表

鳥海山における火山情報の種類は、噴火災害軽減のための情報として噴火警報（特別警報を含む）噴火予報があり、火山現象に関する情報として火山の状況に関する解説情報などがある。

山形県内の火山は、鳥海山、肘折、蔵王山、吾妻山が指定されており、このうち鳥海山、蔵王山、吾妻山については、監視を強化すべき火山として選定されている。

⑴　噴火警報・噴火予報等の内容と発表

仙台管区気象台は、必要に応じ噴火警報及び噴火予報を発表する。

ア　噴火警報（特別警報を含む）

噴火警報は、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的余裕がほとんどない現象）の発生や危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に警戒が必要な範囲（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）を明示して、発表するもの。

警戒が必要な範囲が火口周辺に限られる場合は、噴火警報（火口周辺）又は警戒が必要な範囲が居住地域まで及ぶ場合は噴火警報（居住地域）として発表する。

噴火警報（居住地域）は、警報が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

イ　噴火予報

噴火予報は、噴火警報を解除する場合等に発表するもの。

【噴火警戒レベルが運用されない火山の予警報】

種別	名称	対象範囲	警戒事項等	火山活動の状況
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域厳重警戒	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	入山危険	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺危険	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	活火山であることに留意	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる。（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）

ウ　噴火警戒レベル

火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「取るべき防災対応」を５段階に区分して発表する指標である。

噴火警報レベルが運用されている活火山については、噴火警報又は噴火予報に付して発表されるが、鳥海山は未運用である。

⑵　降灰予報・火山ガス予報の内容と発表

仙台管区気象台は、必要に応じ降灰予報・火山ガス予報を発表する。

ア　降灰予報

(ｱ)　降灰予報（定時）

・噴火警報発表中の火山で、人々の生活に影響を及ぼす降灰のおそれがある火山に対して発表する。
・噴火の発生に関わらず、火山の活動状況に応じて一定規模の噴火を仮定して定期的に発表する。
・18 時間先（３時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。

(ｲ)　降灰予報（速報）

・噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表する。
・降灰予報（定時）を発表中の火山では、「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表する。
・降灰予報（定時）が未発表の火山では、予測された降灰が「少量」のみの場合であっても必要に応じて発表する。
・事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに（5～10 分程度で）発表する。
・噴火発生から１時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。

(ｳ)　降灰予報（詳細）

・噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高など）を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行って発表する。
・降灰予報(定時)を発表中の火山では、「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表する。
・降灰予報（定時）が未発表の火山では、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。
・噴火予測計算結果に基づき、噴火後 20～30 分程度で発表する。
・噴火発生から６時間先まで（１時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供する。

イ　火山ガス予報

火山ガス予報は、居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。

⑶　噴火速報の発表

噴火速報は、噴火の発生事実を迅速に発表する情報、登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために、常時観測火山（山形県内では鳥海山、蔵王山及び吾妻山）を対象に発表する。

なお、以下のような場合には発表しない。

・普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合
・噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合

⑷　その他の情報等の内容と発表

噴火警報・降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁及び仙台管区気象台が発表する。

ア　火山の状況に関する解説情報

火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項について、必要に応じて定期的又は臨時に発表する。

臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう臨時の発表であることを明示して発表する。

イ　火山活動解説資料

地図や図表等を用いて、火山活動の状況や警戒事項について、定期的又は必要に応じて臨時に発表する。

ウ　週間火山概況

過去１週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、原則として毎週末に発表する。

エ　月間火山概況

前月１か月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、原則として毎月上旬に発表する。

オ　噴火に関する火山観測報

噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報を発表する。

⑸　噴火警報等の伝達

市町村報道機関等は、伝達を受けた噴火警報等を市町村防災行政無線等により、住民、観光客及び登山者等への伝達に努める。

なお、市町村は、特別警報にあたる噴火警報（噴火警戒レベルでは４以上に相当）の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民、観光客及び登山者等に伝達する。

噴火警報・噴火予報（噴火警戒レベルを含む）・降灰予報・火山ガス予報等の伝達は、次の系統による。

3　火山情報の伝達系統

⑴　火山情報の通報・伝達官署

火山名	発　　表　　官　　署	通報・伝達担当官署
鳥海山	仙台管区気象台	山形地方気象台

⑵　火山情報の通報・伝達系統（鳥海山）

噴火警報・噴火予報・降灰予報・火山ガス予報の通報は、次の系統による。

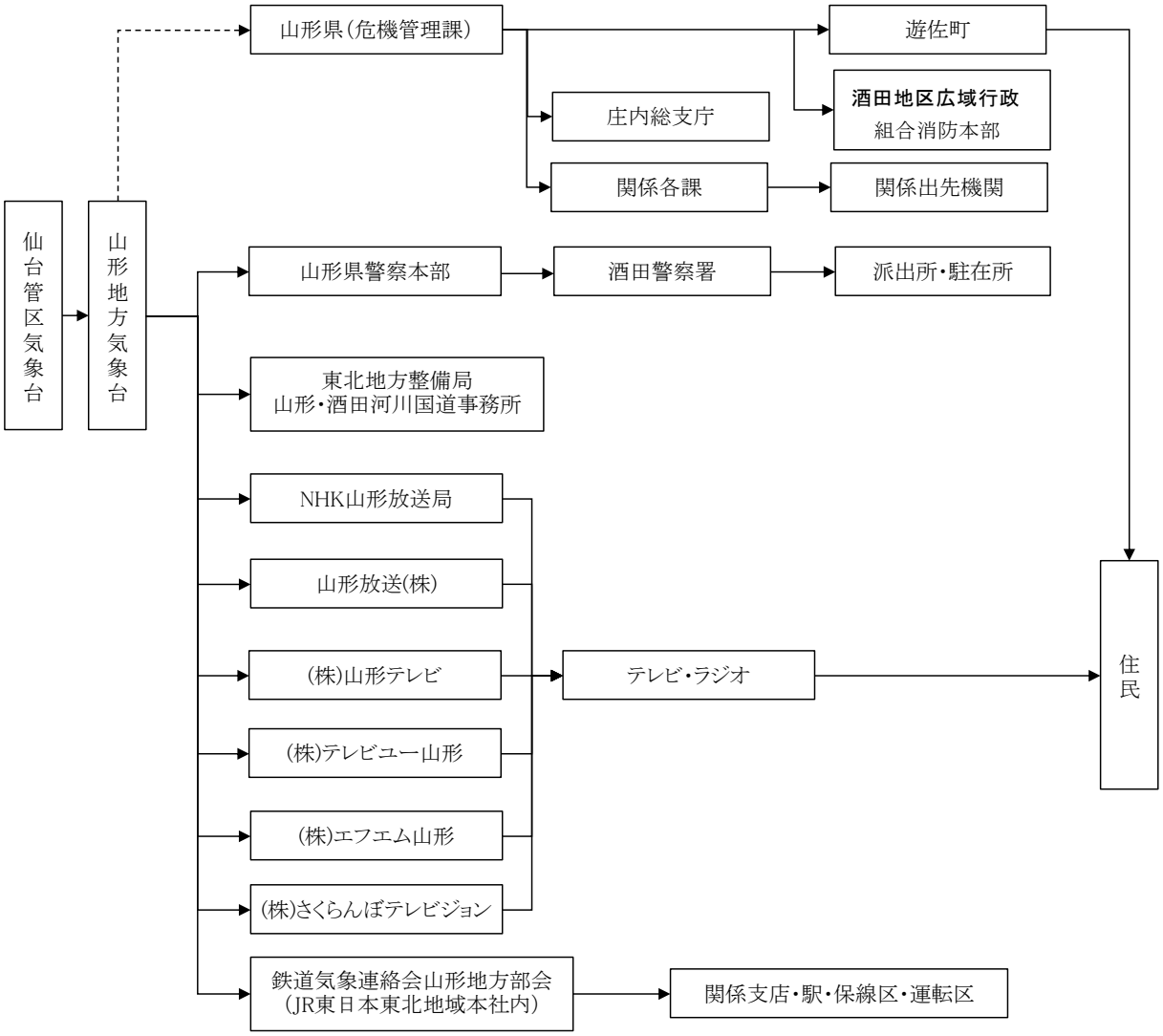

（注）1　山形地方気象台からの…線は通報を、―線は伝達を意味する。

2　通報は、活動火山対策特別措置法第 12 条の規定により、噴火警報等発表時に山形県知事へ通報する。

第３節　防災教育

１　目的

鳥海山の火山噴火災害に備え、関係機関と協力しながら、防災思想の普及と周知の徹底を図る。

２　住民・観光客に対する防災教育

⑴　噴火災害危険区域の周知

町は、県と協力して、火山災害予想区域図（火山ハザードマップ）に基づき、想定される火山災害の危険区域及び避難場所、避難経路、異常現象の内容と発見時の通報及び通報場所等を記した火山防災マップを作成し、住民、登山者、観光客等に周知する。

⑵　登山届等の提出の周知・啓発

県及び町は、火山災害発生時の救助活動を迅速、的確に実施するため、関係機関等と連携し、火山地域での登山を計画する者に対し、登山届（登山届、登山計画書、登山カード等をいう。以下同じ。）等の積極的な提出及び携帯電話による災害情報に関するメール配信登録サービス等について周知・啓発を図るものとする。

登山者等は、自らの安全を確保するため、噴火のおそれに関する情報の収集、関係者との連絡手段の確保、登山届の積極的な提出等の手段を講じるよう努めるものとする。

⑶　防災訓練等の実施

町は、防災関係機関、住民、登山者、観光客等に参加を求め、火山災害の防止又は軽減を図るため、火山防災マップ等を活用するなど実践的な防災訓練（避難訓練）を実施するものとする。

また、各火山防災協議会は、防災関係機関等に参加を求め、火山災害の特殊性を考慮した火山防災情報の収集・伝達訓練、通信訓練を実施し、訓練により明らかとなった課題等について検討を行い、避難計画等に反映させる等、訓練を通じて火山防災対策の充実を図るものとする。

３　職員に対する防災教育

鳥海山の火山噴火災害時に適切な判断力を養成し、自発的に責任をもって行動しうるよう火山災害に関する必要な知識の向上を図る。

第４節　火山防災協議会の設置等

１　火山防災協議会の設置

町、県、秋田県及び関係市町は、鳥海山において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備を行うため、活火山法第４条第１項の規定に基づき、鳥海山火山防災協議会を共同で設置する。協議会には、気象台、地方整備局、陸上自衛隊、警察、消防機関、火山専門家のほか、観光関係団体、海上保安部等検討に必要な者を加える。

協議会は、主に次の事項について協議を行う。

⑴ 火山観測、防災対策等に関する情報共有に関すること。
⑵ 噴火に伴う現象と及ぼす影響の推移を時系列で示した「噴火シナリオ」に関すること。
⑶ 火山現象の影響範囲を地図上に示した「火山ハザードマップ」に関すること。
⑷ 噴火活動の段階に応じた入山規制や避難等の防災行動を定めた「噴火警戒レベル」に関すること。

⑸ 避難場所、避難経路、避難手段等を具体的に示した「避難計画」に関すること。
⑹ 住民、観光客及び登山者等に対する情報提供に関すること。
⑺ 町防災会議が活火山法第６条第３項の規定により同条第１項各号に掲げる事項について定める際の意見の聴取に関すること。
⑻ 防災訓練に関すること。
⑼ 火山防災意識の啓発に関すること。
⑽ その他必要と認められること。

２　町の体制

⑴　鳥海山の異常を覚知したとき、又は鳥海山にかかる噴火警報(火口周辺)が発表されたときは、担当職員が登頂し災害関連情報等の収集、伝達を行う。
⑵　鳥海山にかかる噴火警報(居住地域)が発表されたときは、速やかに応急対策を実施できるよう体制をとる。

３　近隣市町との連携

町は、必要と認めるときは、鳥海山の近隣市町と鳥海山火山防災協議会を開催する等、火山災害対策の円滑な推進について連絡調整を図る。

第５節　警戒避難体制の整備

１　避難計画の策定等

町は、周辺市町村、県と協力し火山防災協議会における検討を通じて、噴火シナリオや火山ハザードマップを用いて避難場所、避難経路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、噴火警戒レベルの導入を共同で行い、避難開始時期や避難対象地域、避難経路及び避難手段を定める実践的な避難計画を策定する。

さらに、当該避難計画に基づく避難訓練の実施及び日頃から避難計画の住民への周知徹底に努める。避難計画の対象者には、危険区域内の住民はもとより、一時滞在者（観光客、登山者等）も含む。

また、計画策定に際しては次の点に留意する。

⑴　危険区域内の人口、一時滞在者数及び避難の長期化を考慮した避難場所の設定
⑵　急峻な地形を考慮した迅速な避難行動
⑶　避難行動要支援者への対処
⑷　被害が拡大しやすく、避難行動にも制約の多い積雪期における対処

２　町地域防災計画への記載

町は、鳥海山火山防災協議会における検討を通じて策定された避難計画等を実行性あるものとするため、次の事項について町地域防災計画に定める。

⑴　町は、住民等への情報伝達及び要避難者の迅速な集合と集団避難のための体制の整備に努める。
⑵　町は、住民等を避難させる際の県、消防機関及び自衛隊等との協力体制について、あらかじめ協議して定めておく。
⑶　町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう火山防災協議会の枠組みを活用するなどにより、国や他の市町村との協力体制の構築に努めるとともに、他の市町村との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。
⑷　町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあら

かじめ定めるよう努める。

3 体制の整備

⑴ 町は、住民等への情報伝達及び要避難者の迅速な集合と集団避難のための体制の整備に努め、避難させる際の県、消防機関、警察及び自衛隊等との協力体制について、あらかじめ協議しておく。

また、県等と協力し、山中への登山者等への情報伝達方法についても確立しておく。

⑵ 町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう火山防災協議会の枠組みを活用するなどにより国や他の市町村との協力体制の構築に努めるとともに、他の市町村との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順を定めるように努める。

⑶ 町は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるように努める。

4 関係施設の整備

⑴ 情報伝達のための施設

町は、防災行政無線の整備等、住民等への情報伝達手段の整備に努める。

また、県等と協力し、登山者等への情報伝達をより確実にするため、防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達など、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図る。

⑵ 避難者受入れのための施設

町は、危険区域外に避難住民全員の受入れが可能な施設の確保に努める。

第２章　災害応急対策計画

第１節　災害対策本部

１　計画の概要

火山災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策を強力に推進するため設置される遊佐町災害対策本部の組織及び運営等並びに防災関係機関の活動体制について定める。

２　遊佐町災害対策本部組織図

【資料１】　　遊佐町災害対策本部組織図

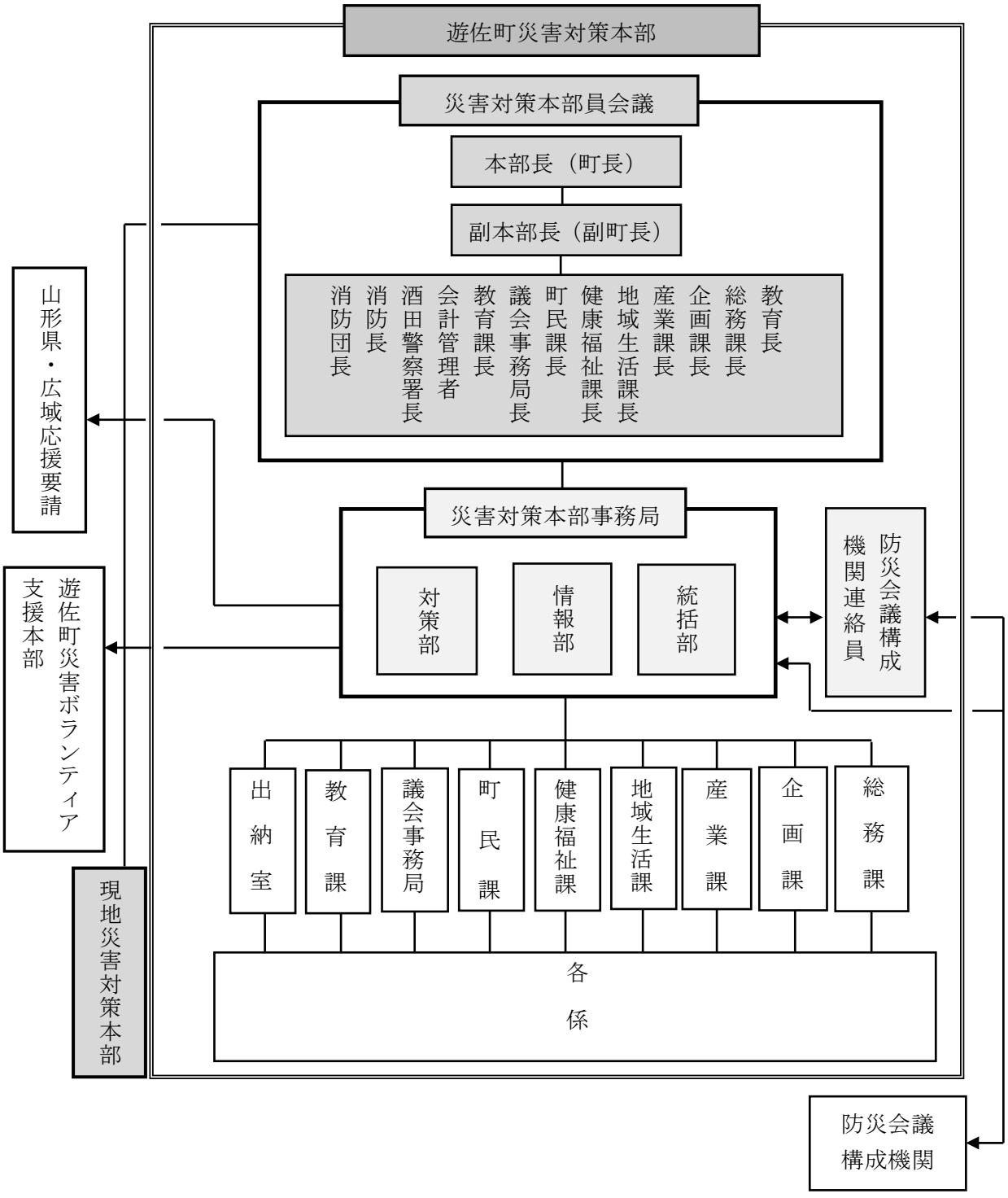

3　遊佐町災害対策本部の設置

⑴　設置基準

ア　町長は、次の基準により災対本部を設置又は廃止する。

設置基準	1　噴火警報が発表され、事態が重大と認められた場合又は噴火により災害が発生し、その対策を要すると認められるとき。 2　町長が必要と認めたとき。
廃止基準	1　災害応急対策が概ね完了したとき。 2　その他必要が無くなったと認められるとき。

イ　町長に事故があるときは、副町長が、町長、副町長ともに事故があるときは、総務課長が本部を設置する。

⑵　設置場所

本部は、遊佐町防災センターに設置し、同庁舎が被災して設置できないときは、原則として次の場所に設置する。

ア　第１順位　遊佐町生涯学習センター

イ　第２順位　遊佐町民体育館

⑶　本部設置の庁内周知

本部を設置しようとするとき、又は本部を設置した場合は、次により課等へ周知する。

ア　遊佐町防災センターに設置する場合　　庁内放送

イ　遊佐町防災センター以外に設置する場合

緊急連絡網による連絡及び役場及び遊佐町防災センター前への掲示

⑷　本部を設置又は廃止した場合の防災関係機関への連絡等

本部を設置しようとするとき、又は本部を設置した場合は、次により課等へ周知する。

ア　総務課長は、次に掲げる機関に直ちにその旨を連絡する。

(ｱ) 庁内課等

(ｲ) 防災会議構成団体

(ｳ) 山形県庄内総合支庁

(ｴ) 隣接市

イ　企画課長は、報道機関に直ちにその旨を発表する。

⑸　防災会議連絡員の本部への派遣

本部が設置された場合、遊佐町防災会議構成機関等は、連絡調整等のため必要に応じ本部に職員を派遣し、本部と緊密な連携のもとに応急対策を実施する。

4　遊佐町災害対策本部の組織、運営等

⑴　本部の組織

本部は、本部員会議、本部事務局、防災会議構成機関連絡員及び課等で構成する。

⑵　本部員会議

ア　組織

(ｱ) 本部長　町長

(ｲ) 副本部長　副町長

(ｳ) 本部員　教育長、総務課長、企画課長、産業課長、地域生活課長、健康福祉課長、町民課長、議会事務局長、教育課長、会計管理者、酒田警察署長、消防本部消防長及び遊佐町消防団長

イ　召集

本部長は、災害対策に関する重要事項等の協議を行うため、必要に応じ本部員会議を招集する。災対本部に意見聴取・連絡調整のため関係機関等の出席を求めることができる。

ウ　所掌事務

(ｱ) 災害情報の総括に関すること。

(ｲ) 町の実施する災害応急対策等に関する基本的事項及び災害対策実施に関する重要な事項に関すること。

(ｳ) 町の課等が実施する災害応急対策の総合調整に関すること。

(ｴ) 災害応急対策及び災害復旧対策に係る国、県及び公共機関等他機関との調整のうち、重要な事項に関すること。

(ｵ) その他災害対策上重要な事項に関すること。

エ　防災関係機関との合同会議

本部長は、必要に応じ関係行政機関、関係公共機関等に対して資料・情報の提供等の協力を求める。

⑶　本部事務局

大規模災害時における行政機能と地域需要との質・量のギャップを縮小し、限定した防災対応力の集中投入に関することを目的とする。

ア　事務局長　総務課長

イ　事務局次長　企画課長

ウ　事務局員　事務局機能を強化するため、次により統括部、情報部および対策部を設置する。

(ｱ) 統括部

・組織

部　長　総務課長

副部長　議会事務局長、会計管理者

・所掌事務

本部の運営、危機対応方針決定の補佐、各部及び各課等への具体的な対応の指示及び総合調整、職員家族の情報収集

(ｲ) 情報部

・組織

部　長　企画課長

副部長　町民課長、教育課長

・所掌事務

災害情報の収集・整理、活動状況の記録、進行管理、伝送映像の収集・配信、通信機器や通信回線の確保、広報活動

(ｳ) 対策部

・組織

部　長　地域生活課長

副部長　産業課長、健康福祉課長

・所掌事務

関係機関との連携・連絡調整

エ　応援職員の確保

各部長は、必要に応じ総務課と調整のうえ、担当課等以外の各課等から職員の応

援を求めることができる。

オ　活動内容

事務局の活動に関する具体的な内容については、別途事務局活動マニュアルを定める。

⑷　防災会議構成機関連絡員

防災会議を構成する機関等は、本部との緊密な連携のもとに災害応急対策を実施するために、必要に応じ本部に職員を派遣する。

⑸　各課等

各課等の職員は、本部員会議又は本部事務局から指示を受けて、その事務分掌に係る災害応急対策に従事する。

５　現地災害対策本部

本部長は、火山災害により局地的に人身被害、住家被害等が多数発生した場合は、必要に応じ、被災地で本部の事務の一部を行う現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を置く。

⑴　設置期間

現地での主要な災害応急対策が概ね終了するまでの間又は現地本部設置の必要性がなくなったと認められるまでの間とする。

⑵　設置場所

災害現場又は被災地のまちづくりセンターに設置する。

⑶　現地本部の組織

ア　現地本部に現地本部長及び現地本部員を置く。

イ　現地本部長は、本部の副本部長（副町長）又は本部員のうちから本部長（町長）が指名する。

ウ　現地本部員は、本部事務局職員、各課等の職員のうちから本部長が指名する。

第２節　動員配備

火山災害が発生し、又は発生する恐れがある場合の職員の動員は、第２編「震災対策計画」第２章「災害応急対策計画」第２節「動員配備」又は第４編「風水害対策計画」第２章「災害応急対策計画」第２節「動員配備」に準じる。

第３節　異常現象の種類と受理・伝達

火山災害が発生した場合の、異常現象の受理・伝達について定める。

また、火山災害時の情報管理並びに情報通信体制の確立については、第２編「震災対策計画」第２章「災害応急対策計画」第３節「情報管理」、第４節「情報通信体制の確立」に準じる。

１　対策

対策の種類	担　当　課
異常現象の種類	情報部
異常現象の受理・伝達	情報部

２　異常現象の種類

異常現象とは、概ね次のものをいう。

⑴　噴火現象

爆発、溶岩流、泥流、軽石流、熱雲及びそれに伴う降灰、降砂など

⑵　噴火以外の火山性現象

ア　火山地域での地震の多発

イ　火山地域での鳴動の発生

ウ　火山地域での顕著な地形変化（山くずれ、地割れ、土地の昇沈等）

エ　噴気、噴煙の顕著な変化（噴気口及び火口の新生拡大移動並びに噴気、噴煙の色、量、臭気、温度、昇華物等の変化等）

オ　火山地域での溝水の顕著な変化（温泉の新生、枯渇、量、味、臭気、濁度の異常変化等）

カ　火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生拡大移動及びそれに伴う草木の立枯れ又は小動物の異常現象等

キ　火山付近の海岸、湖沼、河川の水の顕著な変化（量、濁度、臭気、色の変化、軽石、死魚等浮上及び発泡、温度の上昇）

３　異常現象の受理・伝達

⑴　鳥海山火山活動に関する異常現象を発見した者は、その旨を電話等最も迅速な方法により、町長、酒田警察署及び消防本部に通報するものとする。

⑵　酒田警察署、消防本部の通報

発見者から酒田警察署、消防本部に通報があった場合は、その旨を速やかに町長へ通報するものとする。

⑶　町長から各関係機関への通報

異常現象の通報を受けた場合、町長は直ちに情報を確認し山形地方気象台、山形県及び関係のある機関に通報するものとする。

第４節　警戒区域の設定、入山規制の措置

専門家の意見を聞き、必要な警戒区域の設定、入山規制、期間等を各登山口に公示する。

第５節　災害状況等の緊急把握

１　対策

対策の種類	担　当　課
災害情報等の収集	情報部
航空機の派遣要請依頼	統括部
調査班による調査の実施	対策部

２　災害情報等の収集

噴火による災害状況等（下記参照）を緊急に把握し、各種応急措置に反映する。

⑴　人的被害及び住家被害の状況
⑵　登山者等要救出者の確認
⑶　登山規制の状況
⑷　住民の避難準備及び避難の状況
⑸　被災地域の範囲、被害の種別、被害の程度等
⑹　交通確保の状況
⑺　噴火規模及び火山活動の状況
⑻　その他必要と認める事項

３　航空機の派遣要請依頼

町は、噴火により災害が発生し又は災害発生の恐れがあるときは、県（消防防災航空隊）又は山形県警本部に対し、航空機による偵察を依頼するものとする。

４　調査班による調査の実施

町は、噴火により災害が発生し、又は災害発生の恐れがあるときは、ただちに調査班を編成派遣し、災害状況の把握に努めるものとする。

第６節　広報

１　対策

対策の種類	担　当　課
広報の位置づけ	情報部
広報の方法	情報部
広報事項	情報部

２　広報の位置づけ

異常現象が発生し、気象台の火山情報が発表される等、噴火災害の発生が予想される段階から、適時住民に対し広報を実施し、住民の注意・防災意識を喚起するとともに、効果的な警戒避難活動が可能となるような条件づくりを重視する。

３　広報の方法

⑴　サイレン吹鳴装置による広報
⑵　ラジオ・テレビ及び新聞による広報
⑶　広報車による広報
⑷　その他による広報

4　広報事項

⑴　異常現象の状況
⑵　異常現象に対する気象台の見解及び火山情報の内容
⑶　避難に関する事項
⑷　噴火活動の状況
⑸　被害の状況
⑹　災害対策の状況
⑺　その他必要事項

※　火山災害の広報案文については、資料編資料-21 を参照のこと。

第７節　避難対策

1　目的

鳥海山において火山噴火災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、生命又は身体等を保護するために必要と認める地域住民及び観光客等に対して、安全地域への避難のための立退きを勧告し、若しくは指示・誘導し、又は避難場所を開設するための対策を実施する。

2　対策

対策の種類	担　当　課
勧告等の事項	統括部
避難の勧告等の伝達方法	統括部

3　避難の実施及び解除

⑴　避難の実施

町長は、火山噴火等により住民の生命、身体等に危険が及ぶおそれがある場合には、噴火警報等（噴火警戒レベルを含む）に基づき、住民等に対し避難を勧告又は指示し、避難計画に従って住民等の事前避難を実施する。

噴火に伴う火砕流等は、発生から短時間で居住地域に到達するおそれがあり、噴火発生前から住民等へ避難指示等を行わなければならない場合があり得ることに十分留意して災害応急対策を講じる。

町は、大規模な火砕流等の発生後に広範囲の住民等を混乱なく一斉に避難させることは困難であることに十分留意し、火山現象の高まりに応じて適切に避難対象地域を拡大しながら段階的な避難勧告等を行うよう努める。

⑵　警戒区域等の設定

町長は、住民等の安全を確保するため、噴火警報等（噴火警報レベルを含む）に基づき、警戒区域を設定して立入りを制限又は禁止する。

また、噴火が予想されるときは、火山防災協議会の関係機関と協議のうえ、必要に応じ当該火山及び近隣の山への入山（登山）禁止措置をとる。

⑶　避難の長期化への対応

一般に、火山災害に伴う住民避難は長期間にわたる場合が多い。町は、避難先での住民生活の安定のため、住居、就業、医療及び教育等に関する長期的な対策を実施する。

⑷　避難の解除

町長は、噴火警報等（噴火警戒レベルを含む）により危険が去ったと判断したときは、避難の勧告等又は警戒区域の設定を解除し、住民の帰宅及び生活再開を支援する。

避難勧告等の解除に当たっては、国や火山専門家の助言を踏まえるなど、十分に安全性の確認に努める。

第６編　その他の災害対策計画

第１章　消防計画

１　目的

町が作成する消防計画について必要な事項を定めるものとする。

なお、消防計画の詳細については、資料編資料−９による。

２　基本方針

この計画は遊佐町消防団が災害に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期することを主眼とする。

３　組織計画

⑴　平常時の事務機構

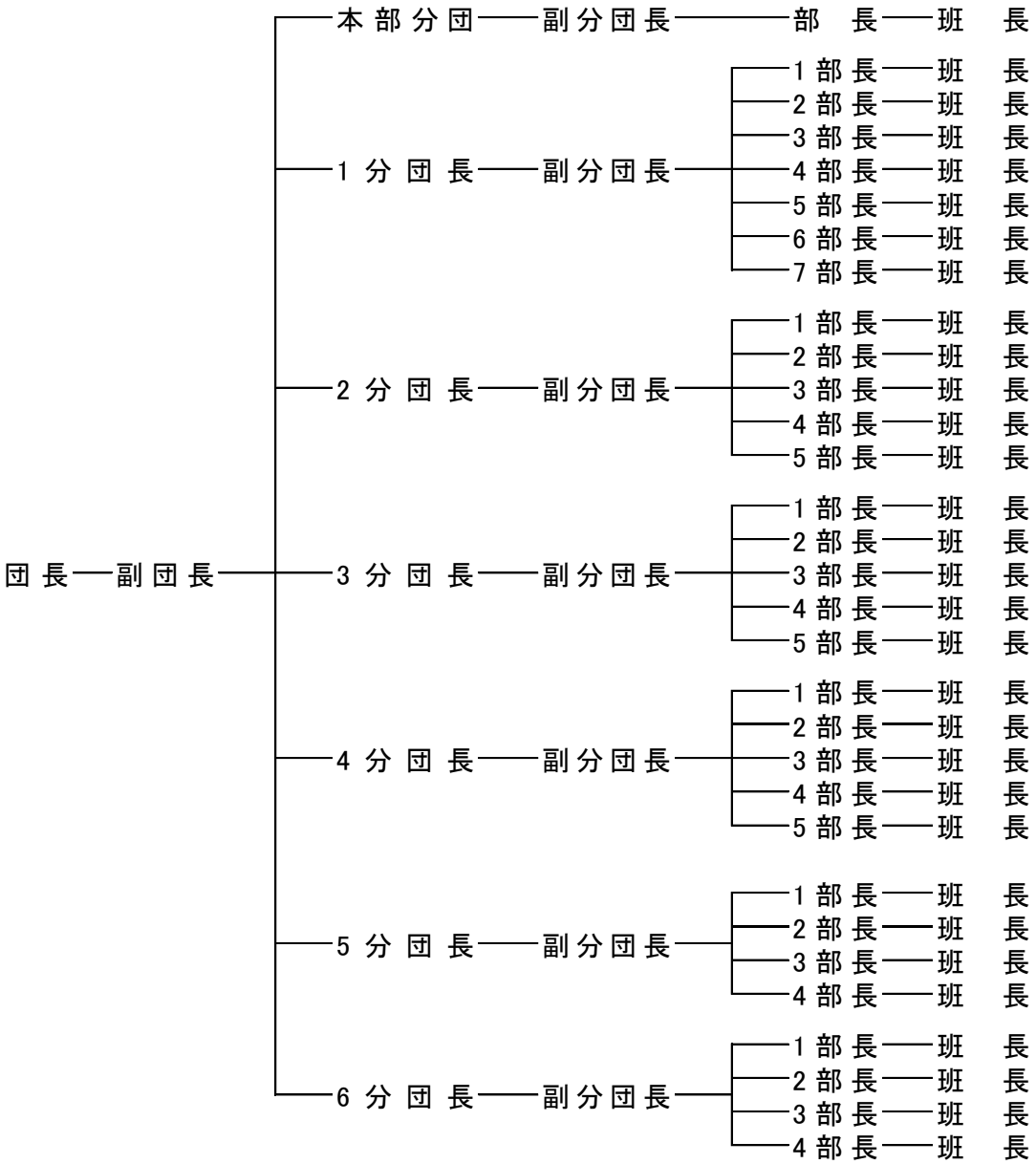

⑵　非常時の事務機構
本部長―副本部長―団長―副団長―分団長―部長―班長―団員

4　消防力等の整備計画

町は、通常災害をはじめ非常災害など、災害の態様の変化に応じた適正な消防力の整備を図るものとする。消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車、小型動力ポンプについては、遊佐町総合計画に基づき更新・整備を行うものとする。

5　調査計画

消防団は、災害に対して的確な防災活動ができるように、消防地理、消防水利、災害危険区域等の調査を行う。

6　出動体制

災害発生時における消防団の出動体制は、消防対策要綱を別に定め対処する。
なお、消防対策要綱については、資料編資料-10 による。

7　計画の修正

町は、消防計画について毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

8　その他

本消防計画に定めるほか、必要な事項は、町消防対策要綱及び酒田地区広域行政組合消防計画（資料編資料-11 参照）による。

第２章　林野火災対策計画

１　目的

自然環境と森林資源及び住民の生命財産を林野火災による被害から守るために、町、県、国及び林野関係機関が実施する災害対策について定める。

２　林野火災予防体制の整備

⑴　体制等の整備

町、県、国、北庄内森林組合（以下、「森林組合」という。）及び林野所有者等は、次により林野火災予防に必要な体制等の整備に努める。

ア　防火樹帯・防火線の整備

林野所有者等は、尾根、森林区画等を利用し、耐火樹、防火樹からなる防火樹帯を整備するとともに、地形、水利状況等を考慮して防火線を設けるよう努める。

防火線は、定期的な刈り払い等により適切な維持管理を行い、延焼防止機能の維持に努める。

イ　林道（防火道）の整備

町等林道管理者は、消防用車両の通行に支障が無いよう林道（防火道）の適切な維持管理に努める。

ウ　消防水利の整備

町は、消防水利を確保するため、防火水槽の一層の整備を推進する。また、防災関係機関は、河川、湖沼、ダム及び砂防・治山関係施設等の整備にあたっては、消火作業に使用する際の利便性に配慮した構造とするよう努める。

⑵　林野内及び周辺地域での火気使用の指導等

ア　森林等への火入れの許可

町長は、森林法第 21 条に基づき森林等への火入れを許可する場合には、消防機関と十分協議し、火災予防に関する指導を徹底する。

また、火入れの場所が他の市町村に近接する場合には、当該市町村に通知する。

イ　火気使用施設への指導

消防機関は、森林内及びその周辺に所在する民家、山小屋、キャンプ場等の管理者に対して、火気の使用について適宜、査察や指導を行う。

⑶　防火思想の普及

町、県、庄内森林管理署その他林野関係機関は、連携して広域的かつ総合的な林野火災防止運動を展開し、登山、観光及び保養等の森林利用者のマナー向上とその定着を図る。

また、行楽期等の出火危険期は火災予防の強化期間とし、登山口や林野内の道路等にポスター、立て看板及び標識板等を設置して注意を喚起する。

３　火災の発見・通報

⑴　火災発見者の責務

森林・原野等で火災を発見した者は、直ちに消防署に通報しなければならない。

また、発生した火災が初期であり火勢が弱い場合には、発見者は自身に危険が及ばない範囲で初期消火にあたる。

⑵　消防機関の対応

通報を受けた消防署は、直ちに消防隊を出動させるとともに、関係機関に所要の措置を講ずるよう要請する。

4　消火・救助活動

⑴　地上での消火活動

ア 町は、消防署、庄内森林管理署、森林組合及びその他林野関係機関等と相互に連絡を密にし、それぞれの消防計画の定めるところにより、一致協力して消防活動を行う。

イ 林野火災は、発災時の気象条件により広域的に延焼拡大するおそれが強いため、近隣の市町村と連絡を密にするとともに、必要に応じて応援を要請する。

⑵　空中からの消火活動

原則として、次のいずれかに該当し空中消火の必要性が生じた場合、町は県に対して、陸上自衛隊に対する災害派遣依頼及び空中消火資機材の借り受け申請を行う。

ア　地形等の状況により、地上の防ぎょ活動が困難な場合

イ　火災規模に対して、地上の防ぎょ能力（応援協定に基づく応援隊及び自衛隊地上災害派遣部隊を含む）が不足すると判断される場合

ウ　人命の危険、人家等への延焼の危険その他重大な事態を避けるため、必要と認められる場合

⑶　要救助者の救助

消防隊は、火災現場に負傷者や退路を断たれる等逃げ遅れた者がある場合には、火災及び周辺の状況から、最も確実かつ安全な方法により、他に優先して人命救助活動を行う。

⑷　現地指揮本部の設置

大規模な火災の場合等は、町のほか、関係市町村、県、県警察及び陸上自衛隊の派遣部隊等、多数の機関が消火・救助活動に従事することから、消防長は、これら機関相互の連絡調整を行い、消火・救助活動を統一的に実施するため、必要に応じ現場近くに現地指揮本部を設置する。

⑸　鎮火後の措置

消防署、消防団は、鎮火後においても当分の間、再燃に備えて監視・警戒を行う。

5　避難・誘導

⑴　森林内の滞在者の退去

町、県警察・酒田警察署及び消防署は、林野火災発生の通報を受けたときは、直ちに広報車等により火災発生周辺地域に広報を行い、登山者等の森林内滞在者に速やかな退去を呼びかける。

また、道に迷った者等に遭遇したときは、安全な避難路を指示し、必要に応じて安全地帯まで誘導する。

⑵　住民の避難

町長は、林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断したときは、住民に対して避難勧告を行い、県警察・酒田警察署等と協力して住民を安全に避難させる。

特に要配慮者の避難誘導については、本人、家族及び福祉・防災関係者により事前に避難支援者を予め決めておくとともに、避難準備情報を発令するなど時間に余裕をもった避難誘導を行う。

6　応援の要請

町長は、火災が大規模の場合等に、その消防力をもっては火災の鎮圧等が困難と認めるときは、次により関係機関に応援要請を行う。

⑴　県広域消防相互応援協定

町長は、「山形県広域消防相互応援協定」に基づき、他の市町村等に対して応援を要請する。

⑵　自衛隊災害派遣要請の依頼

町長は、知事に対し自衛隊の災害活動派遣要請を依頼する。

第３章　風害計画

当町では、年平均の風速が 4.2ｍであるため、毎年のように家屋及び農作物等に被害が発生している。町及び関係機関団体は被害を最小限にとどめるため、防風林、保安林の整備、荒廃の予防を図る。

なお、第４編「風水害対策計画」第１章「災害予防計画」第４節「高潮災害の予防」を参照のこと。

１　竜巻等突風事前対策

⑴　竜巻等突風の形態及びその被害

竜　巻	竜巻は、積雲や積乱雲に伴って発生する鉛直軸を持つ激しい大気中の渦巻きが地上に達しているもので、漏斗状又は柱状の雲を伴うことがある。 多くの場合、竜巻の直径は数十～数百ｍで、数 km に渡ってほぼ直線的に移動し、被害地域は帯状になる特徴がある。
ダウンバースト	積雲又は積乱雲から吹き降ろす下降気流が地表に衝突して水平に吹き出す激しい空気の流れ、吹き出しの広がりは数百ｍから十 km 程度で、被害地域は、円形あるいは楕円形など面的に広がる特徴がある。
ガストフロント	積雲や積乱雲の下で形成された冷たい空気のかたまりが、その重みによって周辺に流れ出ることで発生する。 突風を伴うことからガストフロント（突風前線）と呼ばれている。水平の広がりは数十 km 以上に達することもある。

⑵　竜巻等突風に関する気象情報

雷注意報	積乱雲に伴う激しい現象（落雷・ひょう・強雨・突風）に対して注意を呼びかけ、竜巻などが予想される場合は、数時間前に「竜巻」を明記して発表する。
竜巻注意報	竜巻発生確度ナウキャストで、発生確度２（予測の適中率は５～10%程度、捕捉率は20～30%程度）が現れた県を対象に発表、発表から１時間程度は、竜巻等の注意が必要となる。
竜巻発生確度ナウキャスト	竜巻の発生確度を10km 格子単位で解析し、その1 時間後（10～60分先）までの予測を行うもので、10 分ごとに常時提供する。発生確度１（予測の適中率は１～５%程度と発生確度２の地域よりは低いが、捕捉率は60～70%程度と見逃しが少ない。）や２は、「竜巻などの激しい突風が今にも発生しやすい気象状況になっている」ことを意味する。

⑶　事前措置

気象庁	地域気象観測システム（アメダス）、気象ドップラーレーダー等により、竜巻等突風の発生に結びつく自然現象の監視を行う。 竜巻等突風による災害の発生が予測された場合には、突風への注意に言及した雷注意報、竜巻注意情報等の防災気象情報の適時・的確な発表に努める。 また、竜巻などの激しい突風が発生しやすい地域の詳細な分布と１時間先までの予報として、「竜巻発生確度ナウキャスト」を提供する。

町	県から突風への注意に言及した防災気象情報の通知を受けた場合、空の変化を監視し、その危険が覚知された際は、関係機関及び住民等にその情報を伝達し、野外行事、テント設営、クレーン等工事を控えるよう防災行政無線等で注意を喚起する。 学校等にあっては、下校を一時中断し、児童生徒等を建物の１階に移動させ、カーテンを閉めるなどの安全対策を図る。
住　民	気象情報等に十分注意し、竜巻が間近に迫った場合には、鉄筋コンクリート構造など頑丈な建物の中への避難し、建物の中心部に近い窓のない部屋への移動等により身の安全を図るように努める。

２　応急対策

⑴　活動体制

町内に竜巻被害が発生した場合は、被害情報の収集に努めるとともに、災害応急対策を検討し必要な措置を講じる。

また、甚大な被害の際には災対本部を設置し、県に報告するとともに、各関係機関との連絡体制の確立、自衛隊の災害派遣要請等を検討する。

⑵　被害状況の調査及び緊急対応

災害発生後の概括的被害情報を収集し､被害規模を推定するための関連情報を収集する。

安否確認にあたっては、職員、消防団員、自主防災組織等の協力により速やかに実施するとともに、要配慮者等の保護、負傷者の救護にあたる。

また、倒壊、落下、飛来等した危険物がないかを確認し、あった場合には、その除去、関係機関への連絡等を行う。

なお、電線又は電話線の切断を確認した場合には、近寄らずに立ち入り禁止の措置を講じ速やかに電気事業者又は電気通信事業者に連絡する。

⑶　避難活動等

第２編第２章の各節を準用するほか、被害の規模に応じて、以下を実施する。

ア 酒田地区広域行政組合消防本部､酒田地区医師会等と協力して救護所を開設し、近隣で発生した負傷者等の救護に当たる。

イ 避難所を開設し、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て避難所を運営する。

ウ 被災住宅の建築物危険度判定を速やかに実施し、二次災害の防止を図る。

エ 応急仮設住宅の建設地を選定し、県の行う応急仮設住宅の供与に協力する。

オ 損壊家屋の被害状況の把握、がれき類の発生量の推計等を行い、あらかじめ定める廃棄物処理計画（がれき類処理対策）に基づき、実施計画を策定し、計画的に廃棄物の処理を実施する。

第４章　雪害対策計画

１　方針

冬期の積雪における交通・通信の確保と雪崩及び地ふぶき等の雪害を予防するために必要な対策に関する計画について定めるものとする。

２　主な実施機関

町
県
国
日本電信電話㈱山形支店
東北電力㈱酒田営業所

３　対策の内容

⑴　道路交通の確保

ア　除雪体制の強化

町、国及び県は、冬期間における道路交通網の確保を図るため、除雪資機材の整備等体制の強化に努める。

なお、町の除雪基準等については町除雪業務上の指示事項による。

イ　道路の雪害予防対策

町、国及び県は、管理する防雪事業を積極的に推進する。特に雪崩、地ふぶきの発生する恐れのある路線等を把握するとともに、国で定める雪寒指定路線等の災害危険区域を重点とした防雪施設の整備点検に努める。

⑵　通信の確保

日本電信電話㈱山形支店は、雪害による通信設備の被害を防止するため、雪害対策工法と除雪期前の巡回、点検、整備を行い雪害発生の防止に努める。

⑶　電力の確保

東北電力㈱酒田営業所は、雪害による電線切断等の被害を防止するため、雪害対策工法と除雪期前の巡回、点検、整備を行い雪害発生の防止に努める。

⑷　雪崩防止対策

町は、山腹面に発生する雪崩による交通の途絶、道路の決壊、家屋の倒壊等を未然に防止するため、国及び県と連絡を密にし、雪崩予防棚等施設の整備等を推進する。

雪崩危険箇所

箇所名	所在地	傾斜度	高さ（m）	標高（m）	長さ（m）	斜面の方位
滝ノ浦	吹浦字滝ノ浦	38	10	20	190	ＮＷ(北西)
小野曽	吹浦字小野曽	30	58	160	160	Ｓ　(南)
鳥　崎	吹浦字鳥崎	26	29	40	60	ＮＷ(北西)
澗ノ坂	吹浦字澗ノ坂	25	50	70	35	ＮＷ(北西)
湯ノ田	吹浦字湯ノ田	34	40	50	65	Ｗ　(西)
吹　浦	吹浦字布倉	23	25	80	270	ＮＷ(北西)
箕　輪	直世字箕輪	23	30	35	480	ＳＷ(南西)
箕　輪	直世字箕輪	30	20	30	35	ＮＷ(北西)
高ノ上	直世字高ノ上	22	30	50	270	ＳＥ(南東)
唐戸岩	上蕨岡字唐戸岩	19	35	150	240	Ｎ　(北)
家ノ平	鹿野沢字家ノ平	23	30	70	70	ＳＷ(南西)
大蕨岡	大蕨岡字村前	34	20	40	290	ＳＷ(南西)
上蕨岡	上蕨岡字松ヶ岡	32	50	170	215	Ｗ　(西)

⑸　建物の雪害防止

町及び県は、建物の雪害防止のため、住宅や多人数を収容する建築物の維持補修及び新築等に対して指導、広報を行う。

ア　克雪住宅の普及推進

核家族化や高齢化の進行に伴い、自力で屋根雪処理を実施できない世帯が増加しており、雪下ろしの労働力確保も難しくなってきていることから、町及び県は、屋根雪荷重による家屋倒壊の防止を兼ねた克雪住宅の普及指導に努める。

イ　豪雪地帯の要援護世帯に対する除雪援助

町及び県は、高齢者世帯等の要援護世帯に対し民生委員、福祉団体等による訪問等を行い、積雪状況等の把握に努めるとともに、これらの世帯の住宅及び生活道路等の除雪にあたっては、地域社会の連帯、相互扶助等による組織的な取り組みが実施されるよう啓発する。また、必要によっては除雪業者の斡旋を行う。

ウ　屋根雪等に係る事故防止の啓発

町は県と協力し、屋根雪が滑りやすい状態となったときは、「屋根雪下ろし・落雪事故防止注意喚起情報」を発信、雪下ろしや落雪による事故の防止を図る。

⑹　雪害発生危険区域の把握

防災関係機関は、雪害による被害から人命、住家、交通及びその他の関係施設を守るため、地形等を考慮した雪害危険箇所等を把握し、その効果的な予防対策を実施するものとする。

⑺　農林作物の雪害予防

町、庄内みどり農協、北庄内森林組合及び関係団体は、気象情報等連絡を密にして、雪害より農林作物の被害の防止・軽減を図るものとする。

4　雪崩発生時の応急措置

⑴　雪崩発生状況の把握及び被災者の救助

ア　町は、自らの巡視又は他の関係機関及び住民等からの通報により雪崩の発生を覚知したときは、直ちに被害の有無を確認し、県へ状況を報告する。

イ　町は、住民等が被災した場合、直ちに消防本部及び県警察・酒田警察署と連携し救助作業を行うとともに、必要に応じて県に自衛隊の派遣要請を行う。

ウ　町は、住居を失った住民を公共施設等に受け入れ、十分な救援措置を講じる。

⑵　道路等施設の被災時の対策

ア　道路等の施設管理者は、雪崩により施設が被災した場合、直ちに当該区間の車両の通行を一時停止するとともに、応急復旧措置を行い、交通の早期回復に努める。

また、避難者がいる場合は直ちに最寄りの消防機関及び酒田警察署に通報して救援を求めるとともに、自らも救出作業に当たる。

イ　町は、雪崩による通行止めが長時間にわたり、通行車両中に乗客・乗員等が閉じ込められる事態となったときは、施設管理者からの要請又は自らの判断により、炊き出し、毛布等の提供、避難施設への一時受け入れ等を行う。

ウ　県警察・酒田警察署は、周辺道路の交通規制を行うとともに、報道機関を通じてドライバーへの情報提供を行う。

⑶　孤立集落住民の救助

町は、雪崩による交通途絶のため、集落の孤立が長期間に及ぶと認めたときは、県に対しヘリコプターの要請を行い、医師、保健師、看護師等の派遣及び医薬品、食糧、生活必需品の輸送、救急患者の救助、若しくは集落住民全員の避難救助を実施する。

⑷　二次災害の防止

町は、雪崩が河川等他の施設に影響を与えている場合は、直ちに当該施設の管理者に通報し、二次災害等被害の拡大防止を要請する。

第５章　文化財の災害対策

１　文化財の管理保護体制

指定・未指定を問わず文化財の管理保護は、所有者・管理者が行い、必要に応じ地域住民、町と連携し行う。

また、法令により指定されている文化財の管理保護については、国及び地方公共団体の勧告、指示、助言を受けるものとする。

２　具体的な対策（ハード対策）

⑴　建造物については、可能な範囲で構造補強を行い、倒壊の防止に努める。

⑵　美術工芸品については、地震災害時に損傷しないように転倒・転落防止装置を設ける。

⑶　所有者・管理者は、初期消火が可能となる消火器や消火栓を整備するとともに、一定以上の建築物については、自動火災報知設備等を整備するよう努める。

３　具体的な対策（ソフト対策）

⑴　消火活動・文化財の搬出・保全活動、観光客等の避難・誘導が迅速・的確に行えるよう所有者・管理者、消防本部、消防団、自主防災組織及び地域住民と連携した防災訓練を日頃から実施する。

⑵　上記のような防災活動が迅速・的確に行えるようマニュアルを整備する。

国指定有形重要文化財

NO	種　別	名　　称	所有者・保持者等	所在の場所
1	古文書	紙本墨書　北畠顕信寄進状	鳥海山大物忌神社吹浦口ノ宮	吹浦字布倉地内
		同　鎌倉幕府奉行人連署奉書		
2	建造物	旧青山本家住宅（４棟）	遊佐町	比子字青塚地内
3	史跡	鳥海山	鳥海山大物忌神社	吹浦字鳥海山地内他

県指定有形重要文化財

NO	種　別	名　　称	所有者・保持者等	所在の場所
1	建造物	石造九重層塔	落伏　永泉寺	吹浦字布倉地内
2	絵画	紙本著色花鳥図 狩野直信筆	西浜　個人蔵	菅里字十字塚地内
3	絵画	絹本著色古岳上人像 冷泉為恭筆	西浜　個人蔵	菅里字十字塚地内
4	工芸	鰐口 暦応五年壬午七月二十六日の銘	鳥海山大物忌神社蕨岡口ノ宮	上蕨岡字松ヶ岡地内
5	史跡	吹浦石器時代遺跡	吹浦　高橋家・菅原家	吹浦字堂屋地内
6	天然記念物	岡田のムクノキ	岡田　土門家	遊佐字油田地内
7	天然記念物	吹浦三崎山のタブ林	吹浦　女鹿集落	吹浦字三崎地内

第６章　危険物災害計画

１　方針

危険物、高圧ガス、火薬類等による災害を未然に防止するために必要な対策に関する計画について定めるものとする。

２　主な実施機関

消防本部・消防署
危険物等施設の所有者等

３　対策の内容

⑴　危険物保安対策

ア　危険物施設の安全確保

消防本部・消防署は、危険物施設が「消防法」に定められた技術上の基準に適合するよう立入検査を実施するとともに、自主点検の励行を指導する。

イ　危険物運搬の保安

消防本部・消防署は、危険物運搬車両の一斉検査を行い、運搬容器の積載方法、運搬方法等が法令で定められた基準に適合するように指導する。

ウ　危険物取扱者に対する保安教育

消防本部・消防署は、危険物取扱者に対して保安教育を行い、危険物に関する知識技能の向上を図るとともに、危険物による災害の未然防止を強力に推進する。

エ　応急資機材等の整備

消防本部・消防署及び石油等危険物施設の所有者等は、流出油等の災害を予防するため、吸着マット、中和剤等応急資機材の整備を図る。

オ　防災訓練及び一般消費者への広報

防災関係機関及び関係事業所等は、防災訓練を計画的に実施するとともに、一般消費者に対し、保安意識の高揚を図るための広報活動を行う。

⑵　高圧ガス保安対策

ガス販売事業者は、その販売施設について定期点検を実施し技術基準に適合している状態を維持するとともに、非常時の緊急措置について、動員、出動、設備の応急修理及び関係機関との連絡方法も含め、日常の業務を通じた防災訓練を実施する。

また、消費者に対して消費機器の取扱い及び注意事項について周知を図るものとする。

第７章　海難事故対策計画

１　方針

海難事故が発生又は発生のおそれのある場合には、遭難船の救助のため遊佐町水難救護所の救助員により救助活動を実施する。

また、大量の石油類が海上に流出し、沿岸住民の生命、身体及び財産に多大の被害を及ぼすおそれがある大規模な災害が発生した場合には、流出油防除、災害拡大防止を図るため、山形県沿岸排出油等防除協議会の排出油等防除活動マニュアルに基づき防除活動を実施する。

（山形県沿岸排出油等防除協議会会則及び山形県沿岸排出油等防除協議会連絡系統図については、資料編　資料-24 参照）

【資料1】　海難事故に対する連絡網

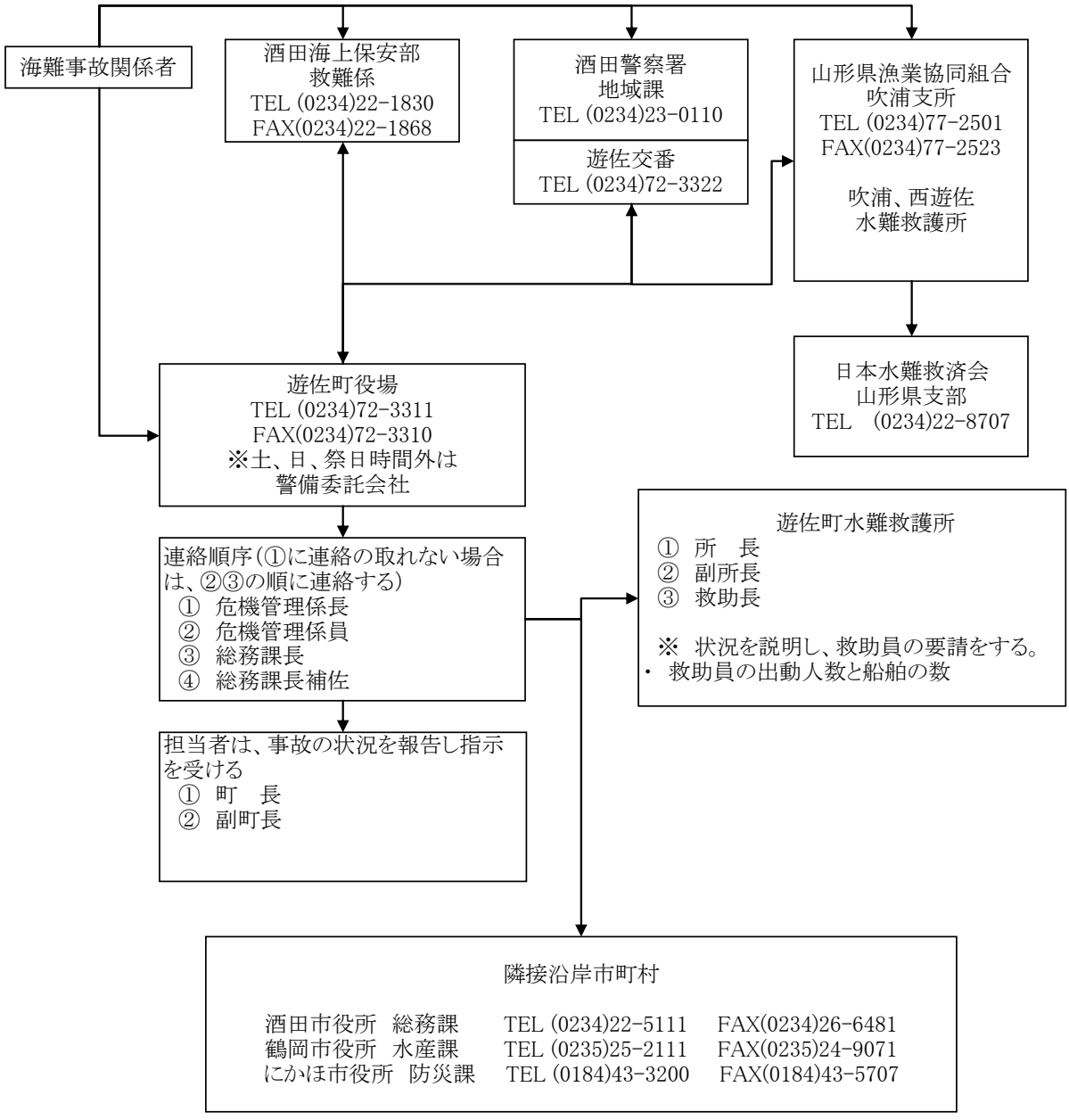

2　被害情報の収集伝達

⑴　酒田海上保安部

事故原因者等から酒田海上保安部に事故の通報があった場合には、巡視船艇、航空機を動員して直ちに情報の収集を行うとともに、県及び県警察に情報を連絡する。

⑵　県・県警察

ア　県は、酒田海上保安部から受けた情報を関係市町、関係機関等へ連絡する。

イ　消防防災ヘリコプター、県所有船舶により情報の収集に努める。

ウ　県警察は、酒田海上保安部と連携のうえ、船舶、ヘリコプターにより情報の収集を行う。

⑶　町

災害を覚知したときは、酒田海上保安部、県及び関係機関に連絡する。

また、海岸パトロール及び住民からの通報等により人的被害の状況等に係る情報を収集し、県及び関係機関に連絡する。

3　応急活動の実施

町は、酒田海上保安部、沿岸消防機関及び県等と連携のうえ、次の措置をとる。

⑴　人命、船舶の救助

⑵　地先水面の海岸のパトロール

⑶　被害の及ぶおそれのある沿岸住民に対する広報、避難勧告及び指示

⑷　火気使用の制限又は禁止等発災危険防止措置の広報及び警報

⑸　火災及び危険物の漂着等被害が沿岸に及ぶおそれのある地先海面への巡回監視

⑹　流出油等危険物に関する防除

第８章　航空機事故対策計画

１　方針

町内において、航空機の墜落炎上等による多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合に、応急対策を円滑に実施できるようにするため、町、県、消防本部、県警察・酒田警察署、医療機関等の防災関係機関が実施する対策について定める。

２　防災体制の整備

町､県及び防災関係機関は､航空機事故の発生時の情報連絡系統を整備するとともに、航空機事故消火救難活動に関する協定等に基づき、応援協力体制についてあらかじめ整備しておく。

３　航空災害活動体制の確立

⑴　応急体制の確立

町内において航空機事故が発生した場合、町、消防本部、県及び県警察・酒田警察署等の関係機関は、事故の規模や被害状況に応じて速やかに応急体制を確立する。

⑵　広域応援要請

町及び県等は、事故・災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できないと認められる場合には、国、他都道府県及び他市町村等に対して応援を要請する。

⑶　自衛隊派遣要請の依頼

町長は、事故・災害の規模や収集した被害情報などから判断し、必要があると認められる場合には、知事に対し、自衛隊の災害派遣要請の依頼を行うものとする。

４　事故状況の把握及び広報

⑴　事故情報の収集、伝達

航空機事故が発生した場合、防災関係機関は、迅速かつ的確に事故情報を収集する。

収集すべき内容は、次のとおりとする。

ア　事故発生時刻
イ　事故発生場所
ウ　事故の態様（墜落、胴体着陸、火災発生の有無等）
エ　搭乗人員数及び負傷者の有無並びにその概数
オ　機種及び搭載燃料
カ　搭載している危険物
キ　運航会社名及び便名

⑵　広報活動

ア　関係機関の連携

広報活動を行うにあたっては、町、消防本部、県、県警察・酒田警察署、航空会社、防災関係機関及び報道関係機関等は連絡、調整を密にし、被害状況、応急対策及び避難勧告等の情報を的確、迅速に伝えるように努める。

イ　周辺住民、乗客等への広報

町、県、航空会社は、航空災害の状況、安否情報、交通情報等、ニーズに応じた情報の広報を行う。

⑶　避難の指示、勧告

町内において航空機事故が発生した場合、町及び酒田警察署は、広報車等で避難勧告等の指示を行うとともに、必要に応じて、県に報道機関による避難勧告等報道を依頼する。

⑷　交通規制の実施状況等

県警察本部は、必要に応じ交通規制の実施状況等を報道機関に依頼するとともに、酒田警察署は、広報車等により広報活動を実施する。

５　応急活動の実施

町内において航空機事故が発生した場合は、町、消防本部、県、県警察・酒田警察署及び医療機関等は、事故の状況等に応じ災害対策本部等を設置し、必要により現地に合同の対策拠点を設置する等、連携を図り迅速かつ的確な応急活動を行う。

国の現地災害対策本部が設置された場合は、相互に連携して応急活動にあたる。

第９章　鉄道事故対策計画

１　方針

鉄道事故災害が発生した場合の被害を最小限にとどめ、鉄道の乗客の安全を確保するとともに、輸送の確保を図るため、東日本旅客鉄道株式会社が実施する応急対策の方針等について定める。

２　事故情報等の伝達及び広報

東日本旅客鉄道株式会社は、乗客、乗員及び地域住民等の多数の死傷者の発生又は土砂災害、雪崩発生及び危険物流出等により事故現場周辺に危険が及ぶような大規模な鉄道事故が発生した場合は、次の経路により被害(人的、施設等)状況、復旧見込み、代替交通手段等について、速やかに関係機関に対して通報する。

３　応急活動体制の確立

⑴　災害対策本部等の設置

町、東日本旅客鉄道株式会社、県警察本部・酒田警察署、消防本部、県、医療機関その他関係機関は、事故・災害の状況により、各組織内に災害対策本部等を設置するとともに、必要に応じ、現地に関係機関合同の応急対策の拠点を設置して連絡を密にし、情報の共有及び効率的な応急対策の推進に努める。

⑵　広域応援要請

町及び県等は、事故・災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できないと認められる場合には、国、他都道府県及び他市町村等に対して応援を要請する。

⑶　自衛隊派遣要請

東日本旅客鉄道株式会社は、事故・災害の規模や収集した被害情報などから判断し、必要があると認められる場合には、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

４　応急対策の実施

⑴　乗客及び駅構内の避難誘導

列車の乗務員は、乗客に対して速やかに不通の状況、その列車の運行状況及び接続関係等について詳しく案内するとともに、状況に応じて適切な避難誘導に努める。

駅では、事故・災害状況を的確に把握した上で、随時適切な案内放送等を行なう。

⑵　消火及び救助に関する措置

ア　乗務員は、事故・災害等により火災が発生した場合は、速やかに指令及び駅を介して消防本部に通報し、旅客公衆等を安全な避難場所に誘導するとともに、延焼拡大防止を図るため消火体制を整える。

イ　事故・災害による火災、建物倒壊及び車両の破損等により負傷者が発生した場合は、速やかに消防機関に通報するとともに、負傷者の応急手当、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずる。

ウ　事故・災害による列車の脱線転覆、衝突等の被害により多数の死傷者が発生した場合は、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出・救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を運転指令に速報し、県警察・警察署、消防本部、町、県、医療機関等に協力を依頼する。

⑶　代替交通手段の確保

東日本旅客鉄道株式会社は、事故・災害による列車の運行不通区間の輸送については、代替・振替輸送等の措置を講じ、輸送の確保を図る。

第 10 章　原子力事故対策計画

1　計画の目的

原子力災害（隣接県の原子力発電所における大規模な事故及び放射性物質の輸送中に発生した事故により放射性物質が大量に放出される災害）に関し、予防計画、応急計画及び復旧計画を定め、総合的かつ計画的な対策を講じることによって、住民の健康を保護するとともに、不安を解消し、安全・安心な住民生活を確保することを目的とする。

2　計画において尊重すべき指針

原子力災害対策においての専門的・技術的事項については、原子力規制委員会の原子力災害対策指針（平成 28 年３月　部分改正）を十分に尊重する。

3　計画の前提となる緊急事態が想定される原子力発電所

山形県と隣接する宮城県、福島県及び新潟県には、下記の原子力発電所が所在している。

⑴　宮城県

事業者名	発電所名	所　在　地	号機	原子炉型(※)	認可出力
東北電力株式会社	女川原子力発電所	宮城県牡鹿郡女川町及び石巻市	１号	BWR	52.4 万 kW
			２号	BWR	82.5 万 kW
			３号	BWR	82.5 万 kW

※ＢＷＲ＝沸騰水型軽水炉

⑵　福島県

事業者名	発電所名	所　在　地	号機	原子炉型(※)	廃止年月日・認可出力
東京電力ホールディングス株式会社	福島第一原子力発電所	福島県双葉郡大熊町及び双葉町	１号	BWR	平成 24 年 4 月 19 日で廃止
			２号	BWR	
			３号	BWR	
			４号	BWR	
			５号	BWR	平成 26 年 1 月 31 日で廃止
			６号	BWR	
	福島第二原子力発電所	福島県双葉郡楢葉町及び富岡町	１号	BWR	110.0 万 kW
			２号	BWR	110.0 万 kW
			３号	BWR	110.0 万 kW
			４号	BWR	110.0 万 kW

※ＢＷＲ＝沸騰水型軽水炉

⑶　新潟県

事業者名	発電所名	所　在　地	号機	原子炉型(※)	認可出力
東京電力ホールディングス株式会社	柏崎刈羽原子力発電所	新潟県柏崎市及び刈羽郡刈羽村	１号	BWR	110.0 万 kW
			２号	BWR	110.0 万 kW
			３号	BWR	110.0 万 kW
			４号	BWR	110.0 万 kW
			５号	BWR	110.0 万 kW
			６号	ABWR	135.6 万 kW
			７号	ABWR	135.6 万 kW

※ＢＷＲ＝沸騰水型軽水炉、ＡＢＷＲ＝改良型沸騰水型軽水炉

4　平常時におけるモニタリングの実施

⑴　平常時におけるモニタリング

県は、県内における放射線及び放射性物質の状況を把握するため、平常時から空間放射線並びに環境試料、水道水及び食品中の放射性物質のモニタリング（以下「モニタリング」という。）を行う。

ア　モニタリング体制等の整備

県は、平常時におけるモニタリングを実施するため、モニタリングポスト、サーベイメータ、ゲルマニウム半導体検出器等（以下「モニタリング機器」という。）を整備し、維持管理を行う。

なお、モニタリング機器の不足や故障を想定し、モニタリングの外部委託先やモニタリング機器の調達先をあらかじめ把握しておくものとする。

また、市町村においても、空間放射線に係るモニタリングを実施するための機器の整備に努めるとともに、県が実施するモニタリングに協力するものとする。

イ　モニタリングの対象とその手順

県は、平常時より、空間放射線量の測定や環境試料・流通食品・水道水中の放射性物質濃度の検査を行う。

モニタリング体制や実施手順等については、別に策定するマニュアルに記載するところによる。

ウ　モニタリング結果の公表

県は、平常時におけるモニタリングの結果を定期的に公表する。

なお、測定結果に異常が確認された場合は、速やかに公表する。

町は、県内における放射線及び放射性物質の状況を把握するため、平常時から県が実施している空間放射線並びに環境試料、水道水及び食品中の放射性物質のモニタリングについて協力し、随時モニタリング情報の提供を受ける。

町は、空間の放射線線量率（以下「空間放射線量」という。）に係るモニタリングを実施する。

5　防災知識の普及等

⑴　放射線に関する知識の普及

町は、県及び国と協力して必要な助言を受け、放射線に関する正しい知識の普及と啓発を行う。

ア　放射性物質及び放射線の特性に関すること。

イ　放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。

ウ　その他必要と認める事項に関すること。

⑵　原子力災害に関する防災知識の普及

町は、国、原子力発電所所在道府県、県及び関係機関と協力して必要な助言を受け、原子力災害に関する防災知識の普及と啓発を行う。

ア　原子力発電所の稼働、休止等の概要に関すること。

イ　原子力災害とその特性に関すること。

ウ　緊急時における県や国等が講じる対策の内容に関すること。

エ　緊急時における情報及び指示の伝達方法に関すること。

オ　原子力災害時に住民がとるべき行動及び留意事項に関すること。

カ　その他必要と認める事項に関すること。

⑶　住民相談体制の整備

県は、住民からの様々な相談、問い合わせに対応できるよう総合的な相談窓口を設置するための体制整備を図る。

6　緊急時の活動体制

県は、隣接県の原子力発電所に係る情報収集事態（原子力施設等立地市町村で震度５弱以上の地震が発生した場合又は原子力施設等立地県において震度６弱以上の地震が発

生した場合をいう）の段階で対応職員を参集させ、情報収集活動を開始する。
また、隣接県の原子力施設において大規模な事故が発生した場合又は内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発した場合であって、知事が必要と認めた場合(※担当補足:いずれにしても、知事が必要と認めた場合に設置する趣旨)は、災害対策本部を設置する。
町は、県及び防災関係機関等より情報収集を行い、必要に応じて町災害対策本部を設置し、応急対策活動を行う。

7　モニタリングの強化及び対応

⑴　緊急時におけるモニタリングの実施

県は、環境放射線の状況に関する情報収集、ＯＩＬ（※）に基づく防護措置の実施の判断、原子力災害による住民等と環境への放射線影響把握のため、隣接県の原子力施設における施設敷地緊急事態の段階からモニタリングの準備を開始するとともに、全面緊急事態の段階において、平常時におけるモニタリング体制から緊急時におけるモニタリング体制に切り換える。

※〈ＯＩＬ〉

原子力災害発生時の防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル

また、モニタリングは、別に定めるモニタリングマニュアルに従って行う。

なお、モニタリングの実施に際しては、国、関係地方公共団体、原子力事業者が公表するモニタリング結果、放出源の情報、気象情報等を参考にする。

ア　緊急時におけるモニタリング

(ｱ)　空間放射線モニタリング

県及び市町村は、初期段階においてはＯＩＬによる防護措置の判断に必要な空間放射線量率の測定を重視する。施設敷地緊急事態の段階において測定地点を決定し、全面緊急事態の段階において、モニタリング機器によるモニタリングを強化する。

(ｲ)　放射性物質の検査

県は､空間放射線モニタリング結果及び国の指示等を踏まえながら､環境試料、食品・水道水等の放射性物質の検査を行う。

イ　モニタリング結果の公表

県は、緊急時におけるモニタリングの結果について、県のホームページにポータルサイトを立ち上げるとともに、報道機関にプレスリリースを行うことにより迅速に公表する。

また、結果については市町村に情報提供を行う。

町は、県より随時モニタリング情報の提供を受け、住民に対し防災行政無線、広報紙等により公表・周知を図る。

⑵　基準値超過食品の流通防止措置

ア　県は、県内流通食品の放射性物質検査の結果、当該食品に含まれる放射性物質が食品衛生法で定める基準値（以下「基準値」という。）を超えた場合は、当該食品の廃棄・回収等の措置を講じるほか、加工食品が基準値を超えた場合は、原因を調査し、必要に応じ原料の生産地におけるモニタリング検査の強化等の対策を講ずる。

イ　県は、緊急時におけるモニタリングの結果、県産農林水産物等の放射性物質濃度が、ＯＩＬ及び基準値を超えたこと等により、国の原子力災害対策本部から摂取制限・出荷制限の指示を受けた場合、関係市町村、関係事業者及び県民に対し摂取及び出荷を差し控えるよう要請する。

ウ　町は、県から摂取及び出荷制限の要請を受けた場合、農林水産物の生産者、関係事業者及び住民等に対し摂取及び出荷を差し控えるよう周知する。

⑶　水道水の摂取制限等の措置

ア　水道事業者は、水道水の放射性物質検査の結果、ＯＩＬや管理目標値を超えた

場合には、直ちに浄水場及び水道原水中の放射性物質濃度及び濁度の検査結果並びにろ過設備の運転状況に基づいて超過原因を究明するとともに、その旨を水道利用者に周知する。

また、管理目標値を超える状態が長期間継続することが見込まれる場合は、他の水道水源への振替、摂取制限等の措置を講じ、その旨を水道利用者及び関係機関に周知する。浄水中の濁度が水道水質基準を超過する等の衛生上の問題が回避できない場合には、給水停止の措置を講ずる。

なお、原子力緊急事態宣言が発出され、原子力災害対策本部が設置されている間については、同本部の指示又は厚生労働省からの要請に基づいて摂取制限を行う。

イ　県は、水道事業者に対し適切な措置を講ずるよう要請する。

また、国及び県は、必要に応じて水道事業者に対する給水停止命令等の措置を講ずる。

⑷　除染対策

モニタリングにより基準を超える空間放射線量が確認され、住民の健康に影響を及ぼすおそれがある場合には、関係者は簡易な除染など状況に即した適切な措置を講ずる。

8　屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

県は、隣接県の原子力施設に係る緊急事態の初期対応段階の区分に応じた防護活動を実施するものとする。

⑴　警戒事態及び施設敷地緊急事態の際の県民への注意喚起

県及び町は、原子力災害による本県への影響が懸念される場合に、住民の不安を解消し正しい情報に基づき適切に対応してもらうため、屋内退避の指示が出された場合の留意事項について、早い段階から周知を図り、住民に対して注意喚起を行う。

⑵　全面緊急事態の際の県民への注意喚起及び屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

県及び町は、本町への影響が懸念される場合に、早い段階から注意喚起を行うとともに、本町に対して災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 15 条第３項の規定に基づく指示があった場合には、住民に対して屋内退避等の指示を行う。

なお、原子力緊急事態（※）が発生した場合には、原災法第 15 条の規定及び原子力災害対策指針に定める基準に基づき、内閣総理大臣は、応急対策を実施すべき区域の市町村長及び都道府県知事に対し、住民等に屋内退避や避難に関する指示を行うべきことの指示を行うこととなっている。

※ ＜原子力緊急事態＞

原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外へ放出された事態

ア 県は、内閣総理大臣からの指示があった場合には、関係市町村に対し、住民に対する屋内退避又は避難指示を以下の情報伝達の方法により行うものとし、屋内退避準備又は避難準備の伝達についても同様とする。

(ｱ) 報道機関に対する緊急放送等の要請

(ｲ) 防災行政無線による広報

(ｳ) 広報車などによる広報

(ｴ) 学校、保育所、病院、社会福祉施設等、特に屋内退避に当たり配慮を要する者を対象とする施設に対する伝達

(ｵ) 鉄道事業者、バス事業者の協力による広報

イ 県は、市町村の区域を越えた広域避難を要する市町村が生じた場合は、必要に応じて避難先、移動手段、移動経路等の広域避難に関する事項について調整を行う。

なお、県外への広域避難が必要な場合は、県が避難先都道府県と協議し調整を行う。

調整に際しては、特に入院患者等避難行動要支援者の避難方法、避難先等について配慮するものとする。

ウ 町は、内閣総理大臣又は知事から屋内退避又は避難指示を受けたときは、要避難者を把握し、避難先の指定を行ったうえで、あらかじめ定めた手順により住民を屋内退避又は避難させる。

エ 県は、避難者の収容対策として様々な手段により応急的な住宅を確保し、暫定的な住生活の安定を図る。

９　緊急医療活動等の実施

県は、事故発生地域からの避難者の健康相談に応じるとともに、必要に応じて避難退域時検査や簡易除染を行う。

なお、県は避難退域時検査の結果、専門的診断及び治療が必要と判断される場合には、原子力災害医療協力機関、原子力災害拠点病院等に移送すべく対処する。

10　住民への情報伝達等

⑴　住民に対する広報及び指示伝達

ア　県が行う広報及び指示伝達

県は、県民に対して、テレビ、ラジオ等による緊急報道や県のホームページなど様々な広報媒体を活用して、次の事項について情報の提供を行うとともに、関係市町村に対し、住民の行動に関する必要な事項の指示を行う。

また、情報提供にあたっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮する。

なお、放射性物質の影響が海上の船舶に及ぶ場合又は及ぶおそれのある場合は、酒田海上保安部に対し、その旨を通報し周辺海域の船舶に対する情報の提供及び必要な指示の伝達を要請する。

(ｱ) 事故の概要
(ｲ) 災害の現況
(ｳ) 放射線の状況に関する今後の予測
(ｴ) 県及び関係市町村並びに防災関係機関の対策状況
(ｵ) 屋内退避、避難など県民のとるべき行動及び注意事項
(ｶ) その他必要と認める事項

イ　町が行う広報及び指示伝達

町は、住民に対して防災行政無線や広報車など様々な媒体を活用して、次の事項について情報の提供を行うとともに、住民の行動に関する必要な事項の指示を行う。

(ｱ) 事故の概要
(ｲ) 災害の現況
(ｳ) 放射線の状況に関する今後の予測
(ｴ) 県及び関係市町村並びに防災関係機関の対策状況
(ｵ) 屋内退避、避難など県民のとるべき行動及び注意事項
(ｶ) その他必要と認める事項

⑵　県民相談の実施

県は、状況に応じて放射線に関する健康相談、食品の安全等に関する相談、農林畜水産物の生産等に関する相談等、必要な相談窓口を設置し、県民からの様々な相談、問い合わせに対応し、安全性に関する情報等の積極的な提供に努める。

11　自治体の区域を越えた避難者の受入れ活動

自治体の区域を越えた避難者の受入れ等活動については、震災時の広域避難計画に準ずる。

また、避難指示に基づかない自主避難者については、県及び町が連携して受入れ活動にあたる。

12　住民への情報伝達等

⑴　住民への広報

県は、住民に対して、テレビ、ラジオ等による緊急報道や県のホームページなど様々な広報媒体を活用して情報の提供を行うとともに、関係市町村に対し、住民の行動に関する必要な事項の指示を行う。

町は、住民に対して、防災行政無線や広報車など様々な媒体を活用して、次の事項について情報の提供を行うとともに、住民の行動に関する必要な事項の指示を行う。

ア　事故の概要

イ　災害の現況

ウ　町、県及び防災関係機関の対策状況

エ　住民のとるべき措置及び注意事項

オ　その他必要と認める事項

⑵　住民相談の実施

県は、総合的な相談窓口を設置し、住民からの様々な相談、問い合わせに対応し、安全性に関する情報等の積極的な提供に努め、町はこれに協力する。

13　風評被害の軽減

町は、県、国及び関係団体等と連携し、原子力災害による風評被害等を未然に防止し又は影響を軽減するために、町産農林産物や町内企業が製造する製品等の適正な流通の促進と観光客の減少の防止のための広報活動等の必要な対策を行う。

また、町及び県等は、将来の損害賠償請求等に資するため、復旧対策に関する諸記録を作成・保存するものとする。